

新 (P3-3)

2 歴史的風致の維持向上に関するこれまでの取組

京都市では、京都の優れた景観を保全・再生するため、市民・事業者の協力の下、これまで様々な制度を駆使しながら取組を行ってきた。

これらの良好な景観の形成に関する取組により、自然・歴史的景観、市街地景観、歴史的な建造物の保全やそれらが一体となって形成する歴史的な町並み、そして景観の重要な構成要素である視界に入るすべての景観が重なり合って織り成す「景色」、「風景」である眺望や借景の保全を図っている。これらは『歴史的風致』の定義にある「地域におけるその固有の歴史と伝統を反映した人々の活動」が行われる「歴史上価値の高い建造物及び周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地環境」の維持向上に寄与してきたと言える。以下にこれまでの取組を挙げる。

(1) ゾーニング規制による景観の保全（記載している規制地区面積等については平成26年1月現在の値）

ア 建築物の高さ規制

大正8年（1919）に制定された市街地建築物法、そして、それを受け継いだ昭和25年（1950）制定の建築基準法により、建築物の高さの最高限度が住居地域は20m、それ以外の用途地域は31mと規定されていた。

しかし、昭和45年の建築基準法の改正によって、高さ10mの制限を除いて、同法に基づく建築物の高さの最高限度の規制が容積率制の導入とともに廃止された。

それを受けて京都市では、昭和48年に市街地景観と住環境の保全を図ることを目的として、市街地の大半に都市計画法に基づく高度地区を指定し、引き続き建築物の高さの規制を行うこととした。

その後、平成8年（1996）の美観地区や風致地区等の区域の拡大に併せて、山すそ部の住宅地や一部の幹線道路沿道について高さの最高限度を20mから15mに引き下げを行うなど、地区の特性に応じた高さ規制の見直しを行ってきた。

平成15年には歴史的市街地内の職住共存地区において、高さが20mを超える建築物について、隣地の通風等の改善のための隣地斜線制限や通り景観を整えるため、道路に面する高さでセットバックした絶対高さを段階的に定めた。

平成19年には旧市街地（歴史的市街地）のほぼ全域と山すそ部の住宅地や幹線道路沿道、市街地西部及び南部の工業地域など、市街地の概ね3割以上の区域で高さ規制を引き下げた。特に歴史的市街地内の職住共存地区は、京町家の町並みが多く残り、その中で伝統的な暮らしや生業が営まれ、祇園祭をはじめとする伝統文化が継承されており、こういった京都らしいヒューマンスケールの都市空間の良さを継承するため、高さを31mから15mに引き下げる思い切った見直しを行った。

旧 (P199)

2 歴史的風致の維持向上に関するこれまでの取組

京都市では、京都の優れた景観を保全・再生するため、市民・事業者の協力の下、これまで様々な制度を駆使しながら取組を行ってきた。

これらの良好な景観の形成に関する取組により、自然・歴史的景観、市街地景観、歴史的な建造物の保全やそれらが一体となって形成する歴史的な町並み、そして景観の重要な構成要素である視界に入るすべての景観が重なり合って織り成す「景色」、「風景」である眺望や借景の保全を図っている。これらは『歴史的風致』の定義にある「地域におけるその固有の歴史と伝統を反映した人々の活動」が行われる「歴史上価値の高い建造物及び周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地環境」の維持向上に寄与してきたと言える。以下にこれまでの取組を挙げる。

(1) ゾーニング規制による景観の保全（記載している規制地区面積等については平成24年10月現在の値）

ア 建築物の高さ規制

大正8年（1919）に制定された市街地建築物法、そして、それを受け継いだ昭和25年（1950）制定の建築基準法により、建築物の高さの最高限度が住居地域は20m、それ以外の用途地域は31mと規定されていた。

しかし、昭和45年（1970）の建築基準法の改正によって、高さ10mの制限を除いて、同法に基づく建築物の高さの最高限度の規制が容積率制の導入とともに廃止された。それを受けて京都市では、昭和48年（1973）に市街地景観と住環境の保全を図ることを目的として、市街地の大半に都市計画法に基づく高度地区を指定し、引き続き建築物の高さの規制を行うこととした。

その後、平成8年（1996）の美観地区や風致地区等の区域の拡大に併せて、山すそ部の住宅地や一部の幹線道路沿道について高さの最高限度を20mから15mに引き下げを行うなど、地区の特性に応じた高さ規制の見直しを行ってきた。

平成15年（2003）には歴史的市街地内の職住共存地区において、高さが20mを超える建築物について、隣地の通風等の改善のための隣地斜線制限や通り景観を整えるため、道路に面する高さでセットバックした絶対高さを段階的に定めた。

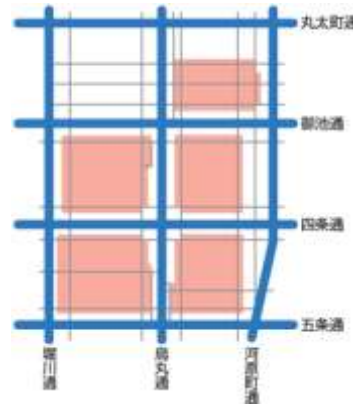
平成19年（2007）には旧市街地（歴史的市街地）のほぼ全域と山裾部の住宅地や幹線道路沿道、市街地西部及び南部の工業地域など、市街地の概ね3割以上の区域で高さ規制を引き下げた。特に歴史的市街地内の職住共存地区は、京町家の町並みが多く残り、その中で伝統的な暮らしや生業が営まれ、祇園祭をはじめとする伝統文化が継承されており、こういった京都らしいヒューマンスケールの都市空間の良さを継承するため、高さを31mから15mに引き下げる思い切った見直しを行った。

新 (P3-4)

職住共存地区とは

職住共存の形態を維持しながら、長らく京都の都市活力を中心となって支えてきた地区のことをいい、その範囲は都心商業地の幹線道路（東西：御池通（一部夷川通）・四条通・五条通、南北：河原町通・**烏丸通**・堀川通）に囲まれた内部の地区で、容積率の上限が400%に指定されている区域をいう。

※図中の赤色着色範囲



高度地区面積

14,494ha（市街化区域面積の約96.7%）

イ 自然・歴史的景観の保全

京都の自然景観は、三方を山々に囲まれ、その内部に川筋のある特徴的なものであり、このような盆地景は先人たちが原風景として捉えてきた京都の景観の基盤ともいべきものである。また、その山並みと、山麓部を中心に点在する著名な寺社や史跡等の歴史的資産が、相互に重なり合うことで風情豊かな歴史的景観を生み出している。

この優れた自然的、歴史的景観を保全するために、京都市では大きく、風致景観の維持、歴史的風土の保存、自然風景の保全、緑地の保全という4つの観点から、それぞれ基本方針を定め、それに基づく各制度を定めて活用してきた。

(7) 風致地区（都市計画法）

京都は、明治維新の頃から山林の保護に努め、明治4年（1871）に京都府が「**稚松**抜取禁止」を布達したのをはじめ、明治10年代に入り、共有林の養成などの植林の奨励や濫抜禁止などの山林保護、育成の施策を次々と出し、この施策が自然景観保護の大きな

図省略

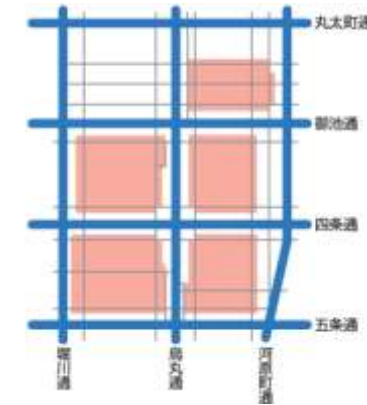
図 3-1 風致地区の変遷図

旧 (P200)

職住共存地区とは

職住共存の形態を維持しながら、長らく京都の都市活力を中心となって支えてきた地区のことをいい、その範囲は都心商業地の幹線道路（東西：御池通（一部夷川通）・四条通・五条通、南北：河原町通・**烏丸通**・堀川通）に囲まれた内部の地区で、容積率の上限が400%に指定されている区域をいう。

※図中の赤色着色範囲



高度地区面積

14,493ha（市街化区域面積の96.7%）

イ 自然・歴史的景観の保全

京都の自然景観は、三方を山々に囲まれ、その内部に川筋のある特徴的なものであり、このような盆地景は先人たちが原風景として捉えてきた京都の景観の基盤ともいべきものである。また、その山並みと、山麓部を中心に点在する著名な寺社や史跡等の歴史的資産が、相互に重なり合うことで風情豊かな歴史的景観を生み出している。

この優れた自然的、歴史的景観を保全するために、京都市では大きく、風致景観の維持、歴史的風土の保存、自然風景の保全、緑地の保全という4つの観点から、それぞれ基本方針を定め、それに基づく各制度を定めて活用してきた。

(7) 風致地区（都市計画法）

京都は、明治維新の頃から山林の保護に努め、明治4年（1871）に京都府が「**稚松**抜取禁止」を布達したのをはじめ、明治10年代に入り、共有林の養成などの植林の奨励や濫抜禁止などの山林保護、育成の施策を次々と出し、この施策が自然景観保護の大きな

図省略

図 3-1 風致地区の変遷図

新 (P3-5)

力となった。

大正11年(1922)には、京都を「公園都市」として位置付け、「公園都市」として発展していくために必要な地域として市街地周辺の山を大きく取り込む都市計画区域を設定した。山は、そこに点在する名勝地とともに、都市計画のなかに捉え、計画という行為を通してその整備を図った。そうした方向性を明確にしたのは昭和5年(1930)に指定した風致地区である。この風致地区の設定によって、面的かつ一体的な保護の網がかけられた。この指定以来、数度の指定区域の拡大を経て、現在に至るまで、都市における風致の保全を図ってきた。

また、平成8年(1996)に改正した京都市風致地区条例に基づき、風致の維持に関する基本方針等を定めた風致保全計画を策定し、地区ごとにきめ細かな風致の保全を図ってきた。

平成19年には山麓部にある世界遺産及び二つの離宮等の周辺地域にある既成市街地について、風致地区を拡大した。また、風致地区内に特別修景地域を創設し、特にきめ細かな制限が必要な世界遺産や離宮等の周辺など、景観上配慮が必要な地域に指定し、保全を図っている。

風致地区の面積

	種別面積 (h a)				
	第1種 地域	第2種 地域	第3種 地域	第4種 地域	第5種 地域
(17地区)	約14,946	約1,274	約1,113	約163	約442
合計	約17,938				



(イ) 歴史的風土保存区域 (古都保存法)

昭和30年代から昭和40年代前半にかけての高度経済成長期における開発の波は京都にも押し寄せ、京都市の^{ならびがおか}双ヶ岡の開発問題が一つの契機となり、奈良市、鎌倉市の協力体制の下、特別法制定の動きが活発化した。そして、昭和41年に古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(いわゆる「古都保存法」)が

旧 (P201)

力となった。

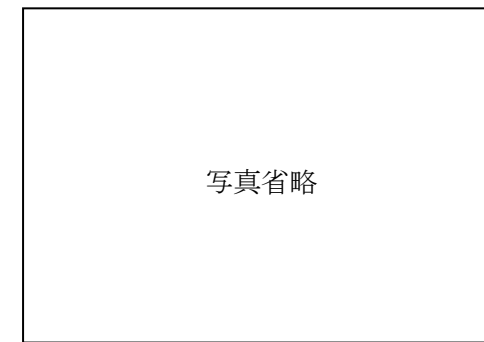
大正11年(1922)には、京都を「公園都市」として位置付け、「公園都市」として発展していくために必要な地域として市街地周辺の山を大きく取り込む都市計画区域を設定した。山は、そこに点在する名勝地とともに、都市計画のなかに捉え、計画という行為を通してその整備を図った。そうした方向性を明確にしたのは昭和5年(1930)に指定した風致地区である。この風致地区の設定によって、面的かつ一体的な保護の網がかけられた。この指定以来、数度の指定区域の拡大を経て、現在に至るまで、都市における風致の保全を図ってきた。

また、平成8年(1996)に改正した京都市風致地区条例に基づき、風致の維持に関する基本方針等を定めた風致保全計画を策定し、地区ごとにきめ細かな風致の保全を図ってきた。

平成19年(2007)には山麓部にある世界遺産及び二つの離宮等の周辺地域にある既成市街地について、風致地区を拡大した。また、風致地区内に特別修景地域を創設し、特にきめ細かな制限が必要な世界遺産や離宮等の周辺など、景観上配慮が必要な地域に指定し、保全を図っている。

風致地区の面積

	種別面積 (h a)				
	第1種 地域	第2種 地域	第3種 地域	第4種 地域	第5種 地域
(17地区)	約14,946	約1,274	約1,113	約163	約442.1
合計	約17,938.1				



(イ) 歴史的風土保存区域 (古都保存法)

昭和30年代から昭和40年代前半にかけての高度経済成長期における開発の波は京都にも押し寄せ、京都市の双ヶ岡の開発問題が一つの契機となり、奈良市、鎌倉市の協力体制の下、特別法制定の動きが活発化した。そして、昭和41年(1966)に古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(いわゆる「古都保

新 (P3-6)

制定された。この法律に基づき、歴史的資産が集中する山麓部や市街地の背景を成す三方の山並みなど、恵まれた自然環境と一体をなして特色ある歴史的風土を形成している区域を歴史的風土保存区域に指定した。京都市は、その中で特に重要な地域を歴史的風土特別保存地区として都市計画に定め、平成8年には歴史的風土特別保存地区の指定区域を大幅に拡大し、五山の送り火を含む京都盆地周辺の山すそ部のほぼ全域を特別保存地区に指定し、歴史的風土の保存を図ってきた。

歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区の面積

区 域	面積(h a)
歴史的風土保存区域 (14区域)	約8,513
歴史的風土特別保存地区 (24地区)	約2,861



(ウ) 自然風景保全地区 (京都市自然風景保全条例)

バブル経済等をきっかけに、京都において景観の混乱や都市魅力の減退が深刻さを増し、新たな対応が迫られた。そのため、まちづくりや町並み景観の在り方などの基本的な指針を策定することを目的に平成3年に「土地利用と景観対策のためのまちづくり審議会」を設置した。この審議会からの答申では、京都盆地を取り巻く三山とその山麓部を「自然・歴史的景観保全地域」と位置付けるなど保全・再生・創造が調和する土地利用と景観対策を求めるものであった。

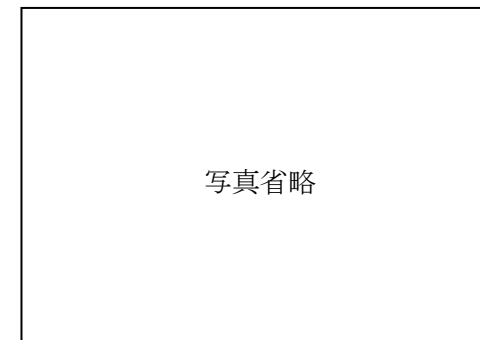
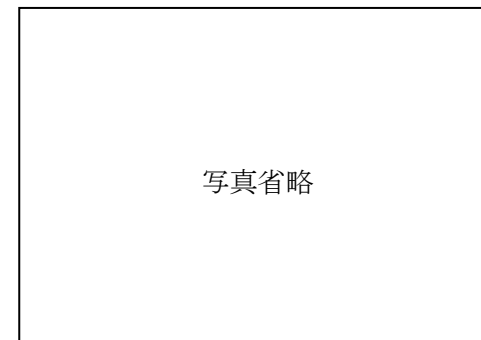
この答申を受け、緑地の保全には十分に対応できないそれまでの風致地区制度を補完するため、凍結的な保存制度ではない新たな条例として京都市自然風景保全条例を平成7年に制定した。この条例に基づき、市街化調整区域の大半を自然風景保全地区に指定し、市街地の背景として眺望される緑豊かな山並みなどの自然風景の保全を図っている。

旧 (P202)

制定された。この法律に基づき、歴史的資産が集中する山麓部や市街地の背景を成す三方の山並みなど、恵まれた自然環境と一体をなして特色ある歴史的風土を形成している区域を歴史的風土保存区域に指定した。京都市は、その中で特に重要な地域を歴史的風土特別保存地区として都市計画に定め、平成8年(1996)には歴史的風土特別保存地区の指定区域を大幅に拡大し、五山の送り火を含む京都盆地周辺の山すそ部のほぼ全域を特別保存地区に指定し、歴史的風土の保存を図ってきた。

歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区の面積

区 域	面積(h a)
歴史的風土保存区域 (14区域)	約8,513
歴史的風土特別保存地区 (24地区)	約2,861



(ウ) 自然風景保全地区 (京都市自然風景保全条例)

バブル経済等をきっかけに、京都において景観の混乱や都市魅力の減退が深刻さを増し、新たな対応が迫られた。そのため、まちづくりや町並み景観の在り方などの基本的な指針を策定することを目的に平成3年に「土地利用と景観対策のためのまちづくり審議会」を設置した。この審議会からの答申では、京都盆地を取り巻く三山とその山麓部を「自然・歴史的景観保全地域」と位置付けるなど保全・再生・創造が調和する土地利用と景観対策を求めるものであった。

この答申を受け、緑地の保全には十分に対応できないそれまでの風致地区制度を補完するため、凍結的な保存制度ではない新たな条例として京都市自然風景保全条例を平成7年(1995)に制定した。この条例に基づき、市街化調整区域の大半を自然風景保全地区に指定し、市街地の背景として眺望される緑豊かな山並みなどの自然風景の保全を図っている。

新 (P3-8)

ウ 歴史的町並み景観の保全・再生

悠久の歴史の中で培われた伝統と文化。それを基盤として生み出された京町家等の伝統的建築物。そして、これらによって形成される歴史的町並み。京都市はこの日本の歴史・文化そのものとも言うべき財産を次世代に継承していくため、昭和47年(1972)以来、京都市独自の制度を創設するとともに、伝統的建造物群保存地区等の国の制度を活用し、市街地の町並み景観の保全・再生に努めてきた。

(7) 伝統的建造物群保存地区 (文化財保護法)

市街地における景観の維持、向上を図るため、昭和47年に京都市市街地景観条例を制定した。この条例は市街地景観の保全施策をはじめ総合的に制度化したものである。この条例において、京都の特色ある伝統的な町並み景観の保全・修景を推進するため、京都市独自の制度として、特別保全修景地区制度を創設した。昭和50年に文化財保護法が改正され、伝統的建造物群保存地区制度が創設されると、京都市では、特別保全修景地区に指定していた^{さんねいざか}産寧坂地区、祇園新橋地区を昭和51年に改めて同法に基づき、伝統的建造物群保存地区に指定するとともに、その後、^{きがとりいもと}嵯峨鳥居本地区を昭和54年に、上賀茂地区を昭和63年に順次指定し、伝統的な建造物により構成される町並みの保存を図ってきた。

伝統的建造物群保存地区の面積

名称	面積 (h a)
産寧坂伝統的建造物群保存地区	約 8. 2
祇園新橋伝統的建造物群保存地区	約 1. 4
嵯峨鳥居本伝統的建造物群保存地区	約 2. 6
上賀茂伝統的建造物群保存地区	約 2. 7
合計	約 14. 9

写真省略

旧 (P204)

ウ 歴史的町並み景観の保全・再生

悠久の歴史の中で培われた伝統と文化。それを基盤として生み出された京町家等の伝統的建築物。そして、これらによって形成される歴史的町並み。京都市はこの日本の歴史・文化そのものとも言うべき財産を次世代に継承していくため、昭和47年以来、京都市独自の制度を創設するとともに、伝統的建造物群保存地区等の国の制度を活用し、市街地の町並み景観の保全・再生に努めてきた。

(7) 伝統的建造物群保存地区 (文化財保護法)

市街地における景観の維持、向上を図るため、昭和47年(1972)に京都市市街地景観条例を制定した。この条例は市街地景観の保全施策をはじめ総合的に制度化したものである。この条例において、京都の特色ある伝統的な町並み景観の保全・修景を推進するため、京都市独自の制度として、特別保全修景地区制度を創設した。昭和50年(1975)に文化財保護法が改正され、伝統的建造物群保存地区制度が創設されると、京都市では、特別保全修景地区に指定していた産寧坂地区、祇園新橋地区(昭和51年)を改めて同法に基づき、伝統的建造物群保存地区に指定するとともに、その後嵯峨鳥居本地区(昭和54年)、上賀茂地区(昭和63年)を順次指定し、伝統的な建造物により構成される町並みの保存を図ってきた。

伝統的建造物群保存地区の面積

名称	面積 (h a)
産寧坂伝統的建造物群保存地区	約 8. 2
祇園新橋伝統的建造物群保存地区	約 1. 4
嵯峨鳥居本伝統的建造物群保存地区	約 2. 6
上賀茂伝統的建造物群保存地区	約 2. 7
合計	約 14. 9

写真省略

新 (P3-9)

(イ) 歴史的景観保全修景地区・界わい景観整備地区（京都市市街地景観整備条例）

平成7年（1995）には、市街地の美観の維持・向上を推進し、歴史的な町並み景観や建造物の保全を進めるため、従来の「京都市市街地景観条例」を、「京都市市街地景観整備条例」として全面改正を行った。

この改正では、美観地区の種別を2種から5種に拡充するとともに、京都市独自の取組みとして、町並みの保全・整備を図る地区指定制度を創設した。一つは、まとまりのある街区を単位として、京町家等の歴史的な建築様式の町並みを保全・整備することを目的とする「歴史的景観保全修景地区」の制度で、もう一つは、歴史的な建造物や近代的な建造物などが混在する中で地域の景観をリードする建造物の外観を保全・修景し、賑わいのある地域特色豊かな町並み景観の整備を図る「界わい景観整備地区」の制度である。これらの地区指定制度により地域の景観特性や生活文化に応じた保全・再生・整備を図った。

これらの地区は、平成19年以降、京都市独自の条例から、景観法に基づく景観地区の認定制度に移行し景観の保全を図っている。平成26年1月現在、3地区を歴史的景観保全修景地区に、7地区を界わい景観整備地区に指定している。

歴史的景観保全修景地区の面積

名称	面積 (ha)
祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区	約 1.8
祇園町南歴史的景観保全修景地区	約 10.2
<small>かみのきょうこかわ</small> 上京小川歴史的景観保全修景地区	約 2.1
合計	約 14.1

(以下省略)

旧 (P205)

(イ) 歴史的景観保全修景地区・界わい景観整備地区（京都市市街地景観整備条例）

平成7年（1995）には、市街地の美観の維持・向上を推進し、歴史的な町並み景観や建造物の保全を進めるため、従来の「京都市市街地景観条例」を、「京都市市街地景観整備条例」として全面改正を行った。

この改正では、美観地区の種別を2種から5種に拡充するとともに、京都市独自の取組みとして、町並みの保全・整備を図る地区指定制度を創設した。一つは、まとまりのある街区を単位として、京町家等の歴史的な建築様式の町並みを保全・整備することを目的とする「歴史的景観保全修景地区」の制度で、もう一つは、歴史的な建造物や近代的な建造物などが混在する中で地域の景観をリードする建造物の外観を保全・修景し、賑わいのある地域特色豊かな町並み景観の整備を図る「界わい景観整備地区」の制度である。これらの地区指定制度により地域の景観特性や生活文化に応じた保全・再生・整備を図った。

これらの地区は、平成19年(2007)以降、京都市独自の条例から、景観法に基づく景観地区の認定制度に移行し景観の保全を図っている。平成23年4月現在、3地区を歴史的景観保全修景地区に、7地区を界わい景観整備地区に指定している。

歴史的景観保全修景地区の面積

名称	面積 (ha)
祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区	約 1.8
祇園町南歴史的景観保全修景地区	約 10.2
上京小川歴史的景観保全修景地区	約 2.1
合計	約 14.1

(以下省略)

新 (P3-10)

(ウ) 京都市伝統的景観の保全に係る防火上の措置に関する条例

京都の市街地は、広く防火地域又は準防火地域に指定されているため、町家の増築や建替え等を行う場合、建築基準法の防火規定が適用されることで、伝統的な意匠を継承することが困難な状況にある。この問題に対応するため、平成14年(2002)に「京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例」を制定した。

その趣旨は、歴史的な町並みを保全する必要があるとして都市計画の変更により防火地域又は準防火地域でなくなった地区を「伝統的景観保全地区」と位置づけ、当地区の建築物について改めて条例で防火上の措置を規定するものである。規制内容は、地区内の建築物を歴史的な景観保全に資するものとそうでないものに分け、前者については伝統的意匠を損なわない範囲で安全面を確保するための独自の防火規定を定める一方、後者については防火地域又は準防火地域と同等の規定を課している。

現在、伝統的景観保全地区に指定されているのは、祇園町南側一帯となっている。

(イ) 歴史的細街路の維持のための建築基準法第42条第3項の活用

京都市には、幅員4m未満の道(以下「細街路」という。)に町家が軒を接するように建ち並んでいる場所がある。これらの町家を建て替える場合、町家そのものについて不燃化等が求められるばかりでなく、前面道路がいわゆる2項道路として建築基準法第42条第2項の適用を受ける場合には、道路中心線から2mの位置まで道路後退しなければならない。

しかし、道路後退の規定を適用すれば、古くからある町家の軒や壁面との連続性を維持することが困難となり、独特の情緒豊かなたたずまいが失われることになる。

そこで、京都市では、細街路における町並み保全のために建築基準法第42条第3項の道路指定制度を活用している。その第1号の事例は、祇園町南側地区で、地区内にある幅員4m未満の道路のうち、伝統的な建築様式による建築物と細街路による町並み景観を保全・継承する必要があるものを「歴史的細街路」と位置づけ、3項道路指定を行い、道路後退距離の緩和を行うこととした。

この指定と合わせて、建築基準法第43条の2に基づき「京都市歴史的細街路にのみ接する建築物の制限に関する条例」を平成18年(2006)に制定した。この条例は、道路後退距離の緩和に際し、沿道の建築物に制限を付加することにより、細街路及びその沿道建築物の安全性を確保しつつ、道路指定制度と合わせ、京都らしい町並みの保全・継承を図るものである。

また、京都市では、平成24年(2012)に「京都市細街路対策指針」を策定し、細街路における町並み保全や密集市街地対策として、3項道路指定を積極的に活用することとしており、祇園町南側地区以外の細街路においても適用でき

旧 (P206-207)

(ウ) 京都市伝統的景観の保全に係る防火上の措置に関する条例

京都の市街地は、広く防火地域又は準防火地域に指定されているため、町家の増築や建替え等を行う場合、建築基準法の防火規定が適用されることで、伝統的な意匠を継承することが困難な状況にある。この問題に対応するため、平成14年(2002)に「京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例」を制定した。

その趣旨は、歴史的な町並みを保全する必要があるとして都市計画の変更により防火地域又は準防火地域でなくなった地区を「伝統的景観保全地区」と位置づけ、当地区の建築物について改めて条例で防火上の措置を規定するものである。規制内容は、地区内の建築物を歴史的な景観保全に資するものとそうでないものに分け、前者については伝統的意匠を損なわない範囲で安全面を確保するための独自の防火規定を定める一方、後者については防火地域又は準防火地域と同等の規定を課している。

現在、伝統的景観保全地区に指定されているのは、祇園町南側一帯となっている。

(イ) 歴史的細街路の維持のための建築基準法第42条第3項の活用

京都には狭い道を挟んで町家が軒を接するように建ち並んでいる場所がある。これらの町家を建て替える場合、町家そのものについて不燃化等が求められるばかりでなく、道についてもいわゆる2項道路として建築基準法第42条第2項の適用を受けることがある。その場合には道路中心線から2mの位置まで道路を拡幅しなければならない。

しかし、これらの規定を適用すると、軒や壁の連なりに不連続が生じ、独特の情緒豊かなたたずまいが失われることになる。

そこで、京都市では、細街路における町並み保全のために建築基準法第42条第3項の道路指定制度を活用している。その第1号の事例は、祇園町南側地区で、地区内の道路のうち幅員4m未満の道路を「歴史的細街路」と位置づけ、3項道路指定を行い、道路の拡幅を行わなくてもよいこととした。

この指定と合わせて、建築基準法第43条の2に基づき「京都市歴史的細街路にのみ接する建築物の制限に関する条例」を平成18年(2006)に制定した。

この条例は、道路拡幅の規定の緩和に対し、沿道の建築物側に制限を付加することにより道路と建築物の双方で地域の安全性を確保することを意図しており、道路指定制度と合わせ、京都らしい細街路の維持・継承を図るものである。

京都市では、平成24年(2012)に「京都市細街路対策指針」を策定し、細街路における町並み保全のための対策として、3項道路指定を積極的に活用することとしており、祇園町南側地区以外の歴史的な景観を有する細街路において

新 (P3-11)

るよう、新たな制度の創設に向けた取組を進めている。

(4)京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の活用

(旧 京都市伝統的な木造建造物の保存及び活用に関する条例)

京都市内には、歴史まちづくりの核となるような景観的、文化的に優れた伝統的な木造建築物が数多く存在している。これらの建造物において、増築や用途の変更を行おうとする場合、現行の建築基準法の規定に適合することが求められることから、伝統的な意匠や構造を将来へ継承することが困難な場合がある。

そこで、これらの建造物のうち景観的、文化的に特に重要なものとして位置付けられた木造建造物について、建築基準法第3条第1項第3号の規定を活用することにより建築基準法の適用を除外し、その代わりにこれら伝統的な木造建造物に適した安全性等を確保するための規定を定める「京都市伝統的な木造建造物の保存及び活用に関する条例」を平成24年(2012)に制定した。平成25年11月には対象建築物を木造以外の鉄筋コンクリート造やれんが造等の近代建築物にも拡大する条例改正を行っている。条例では、所有者が作成する「保存活用計画」において、価値を残しながら活用していくための建築計画や安全性向上計画、維持管理に関する計画を定めることとしており、建築物の価値を継承しつつも建築物の状況や市街地環境への影響を考慮しながら、安全性等の維持・向上を図ることを意図している。

エ 市街地景観の保全・再生・創出

京都は自然的・歴史的資産に恵まれた歴史都市であると同時に約147万人の市民が生活を営み、また伝統産業や時代の最先端をいく産業の盛んな大都市でもある。そのような大都市としての都市機能を備えつつも、自然的・歴史的資産と調和する市街地景観を形成していくことが重要である。

京都市では国の制度を活用することと併せて京都市独自の制度も創設し、市街地景観の保全・再生を図ってきた。

(7) 美観地区・美観形成地区(景観地区)

昭和47年(1972)から美観地区の指定制度を活用し、御所、二条城など大規模な歴史的建造物とその周辺地域や鴨川河畔、鴨東地域などを「美観地区」に指定し、京都市の独自の条例と組み合わせることによって、建築物等のデザインについての基準を定め、市街地景観の維持・向上に努めてきた。

バブル期の土地投機を踏まえて、平成7年(1995)には、きめ細かい景観やまちづくりを誘導するため、種別基準を細分化し、翌年には、京都固有の歴史的景観を継承している旧市街地の京都らしい町並み景観の整備に焦点を当て、西陣や伏見旧市街地などの地域を含む地区指定の拡大を行った。

平成17年の景観法の施行に伴い、美観地区は景観地区に移行し、平成19年からは歴史的市街地(おおむね昭和初期には市街化していた北大路通、東大路通、九条通、西大路通に囲まれた地域)を、50年後、100年後の京都の将来を見

旧 (P207-208)

も、適用を検討していく。

(4) 京都市伝統的な木造建造物の保存及び活用に関する条例の制定

京都市内には、歴史まちづくりの核となるような景観的、文化的に優れた伝統的な木造建築物が数多く存在している。これらの建造物において、増築や用途の変更を行おうとする場合、現行の建築基準法の規定に適合することが求められることから、伝統的な意匠や構造を将来へ継承することが困難な場合がある。

そこで、これらの建造物のうち景観的、文化的に特に重要なものとして位置付けられた木造建造物について、建築基準法第3条第1項第3号の規定を活用することにより建築基準法の適用を除外し、その代わりにこれら伝統的な木造建造物に適した安全性等を確保するための規定を定める「京都市伝統的な木造建造物の保存及び活用に関する条例」を平成24年(2012)に制定した。条例では、所有者が作成する「保存活用計画」において、価値を残しながら活用していくための建築計画や安全性向上計画、維持管理に関する計画を定めることとしており、建築物の価値を継承しつつも建築物の状況や市街地環境への影響を考慮しながら、安全性等の維持・向上を図ることを意図している。

エ 市街地景観の保全・再生・創出

京都は自然的・歴史的資産に恵まれた歴史都市であると同時に約147万人の市民が生活を営み、また伝統産業や時代の最先端をいく産業の盛んな大都市でもある。そのような大都市としての都市機能を備えつつも、自然的・歴史的資産と調和する市街地景観を形成していくことが重要である。

京都市では国の制度を活用することと併せて京都市独自の制度も創設し、市街地景観の保全・再生を図ってきた。

(7) 美観地区・美観形成地区(景観地区)

昭和47年(1972)から美観地区の指定制度を活用し、御所、二条城など大規模な歴史的建造物とその周辺地域や鴨川河畔、鴨東地域などを「美観地区」に指定し、京都市の独自の条例と組み合わせることによって、建築物等のデザインについての基準を定め、市街地景観の維持・向上に努めてきた。

バブル期の土地投機を踏まえて、平成7年(1995)には、きめ細かい景観やまちづくりを誘導するため、種別基準を細分化し、翌年には、京都固有の歴史的景観を継承している旧市街地の京都らしい町並み景観の整備に焦点を当て、西陣や伏見旧市街地などの地域を含む地区指定の拡大を行った。

平成17年(2005)の景観法の施行に伴い、美観地区は景観地区に移行し、平成19年(2007)からは歴史的市街地(おおむね昭和初期には市街化していた北大路通、東大路通、九条通、西大路通に囲まれた地域)を、50年後、100年後の京都の将来を見

新 (P3-13)

度を創設し、御池通地区（木屋町通から堀川通までの沿道）において、地権者等を交えた整備計画の策定により沿道景観の形成を図ってきた。

平成17年の景観法の制定を受け、景観計画を策定し、建造物修景地区を景観計画区域に位置付けた。平成19年には建造物修景地区の拡大を行い、良好な景観の形成のための行為の制限を定め、市街地景観の創出を図っている。

建造物修景地区面積



オ 屋外広告物の規制

屋外広告物は都市の景観を構成する重要な要素の一つであることから、都市の景観の維持及び向上を図るとともに公衆に対する危害を防止するため、京都市域においては昭和24年（1949）から京都府屋外広告物条例により、また、昭和31年からは、屋外広告物法に基づいて、京都市屋外広告物条例を定め、この条例に基づいて屋外広告物の規制及び誘導を行い、京都に相応しいデザインの屋外広告物が表示されるよう努めてきた。

この長い歴史を持つ、本市の広告物行政を更に進めるため、平成8年（1996）には、屋外広告物条例の全部改正を行い、全国で初めて、窓ガラスなどの内側に表示される広告物についても規制を加えるなど、広告物規制の強化を行った。また、伝統的建造物群保存地区等では、地域特性に応じた規制を行うなどの制度を充実させた。

また、平成15年には条例の一部改正を行い、これまで規制されていなかった電車、バス、トラック等の車体を利用する「車体広告」を規制の対象とした。

さらに、平成19年には、新景観政策の一環として、地域の景観特性や高さ・デザイン規制の見直しに対応した規制となるよう、規制区域の種別を細分化し、従前の基準の見直しを行った。新たな基準では、良好なスカイ



旧 (P209)

度を創設し、御池通地区（木屋町通から堀川通までの沿道）において、地権者等を交えた整備計画の策定により沿道景観の形成を図ってきた。

平成17年(2005)の景観法の制定を受け、景観計画を策定し、建造物修景地区を景観計画区域に位置付けた。平成19年(2007)には建造物修景地区の拡大を行い、良好な景観の形成のための行為の制限を定め、市街地景観の創出を図っている。

建造物修景地区面積



オ 屋外広告物の規制

屋外広告物は都市の景観を構成する重要な要素の一つであることから、都市の景観の維持及び向上を図るとともに公衆に対する危害を防止するため、京都市域においては昭和24年（1949）から京都府屋外広告物条例により、また、昭和31年(1956)からは、屋外広告物法に基づいて、京都市屋外広告物条例を定め、この条例に基づいて屋外広告物の規制及び誘導を行い、京都に相応しいデザインの屋外広告物が表示されるよう努めてきた。

この長い歴史を持つ、本市の広告物行政を更に進めるため、平成8年（1996）には、屋外広告物条例の全部改正を行い、全国で初めて、窓ガラスなどの内側に表示される広告物についても規制を加えるなど、広告物規制の強化を行った。また、伝統的建造物群保存地区等では、地域特性に応じた規制を行うなどの制度を充実させた。

また、平成15年(2003)には条例の一部改正を行い、これまで規制されていなかった電車、バス、トラック等の車体を利用する「車体広告」を規制の対象とした。

さらに、平成19年(2007)には、新景観政策の一環として、地域の景観特性や高さ・デザイン規制の見直しに対応した規制となるよう、規制区域の種別を細分化し、従前の基準の見直しを行った。新たな基準では、



新 (P3-14)

ライン形成のために屋上屋外広告物を市内全域で禁止、また点滅式や可動式の照明を使用した屋外広告物も市内全域で禁止した。また、これに併せ、違反屋外広告物に対する指導の強化を図るとともに、優良な屋外広告物の設置を誘導するために、支援制度として、表彰制度、特例許可制度、助成制度を設けた。

平成24年度からは、7年間の経過措置期間が終了する平成26年8月までに、市内全域の屋外広告物の違反状態の解消に向け、屋外広告物制度の定着促進や、市内全域を対象としたローラー作戦による是正のための指導の強化と支援策の充実などを柱とする屋外広告物対策の抜本的な取組の強化を実施している。

屋外広告物規制区域等面積

区 分	面積 (h a)
屋外広告物規制区域	約79,040
屋外広告物等特別規制地区	約19.6

カ 眺望景観の保全・創出

京都の眺望や借景は、歴史的な建造物、河川等の自然環境、そして、三方の山並み等が一体となって優れた景観を構成する眺望や、比叡山等の遠くの景観要素を庭園の眺めに取り込み、一体的な景観として捉える借景等、視界に入る全ての景観が重なって織り成す「景色」、「風景」として捉えることができ、京都の景観を構成する重要な要素となっている。また、この眺望景観は、長い歴史の中で京都の人々の共通の楽しみとして生活文化に根付いてきたものであり、見る側の文化的背景や感性も含まれたものとして、総合的に捉えることができる。

これらのうち、世界遺産の境内からの眺めや「大文字」などの五山の送り火の眺めなど38箇所の眺めを選定し、それらの優れた眺めを将来にわたって保全するため、京都市では、全国でも初となる眺望景観に関する総合的な仕組みを持つ「京都市眺望景観創生条例」を平成19年(2007)に制定した。

この条例は、視点場から視対象への眺め、そして、同時に視界に入る市街地の美しさ等を守っていくための基準を定め、眺望景観の保全・創出を図っている。特に、視点場から視対象への視線を遮る建築物が建たないよう建築物の最高部の位置を規制している。これは、建築基準法の高さ規制が地盤面からの高さ規制であるため、地盤面の位置が変動し、建築物の海拔からの高さが変動しても「建築物の高さ」の数値は変わらず、海拔からの高さを規制できないからである。このため、条例では建築物の最高部の位置を海拔からの標高により規制することとした。

旧 (P209-210)

ライン形成のために屋上屋外広告物を市内全域で禁止、また点滅式や可動式の照明を使用した屋外広告物も市内全域で禁止した。また、これに併せ、違反屋外広告物に対する指導の強化を図るとともに、優良な屋外広告物の設置を誘導するために、支援制度として、表彰制度、特例許可制度、助成制度を設けた。

平成24年度からは、7年間の経過措置期間が終了する平成26年8月までに、市内全域の屋外広告物の違反状態の解消に向け、屋外広告物制度の定着促進や、市内全域を対象としたローラー作戦による是正のための指導の強化と支援策の充実などを柱とする屋外広告物対策の抜本的な取組の強化を実施している。

屋外広告物規制区域等面積

区 分	面積 (h a)
屋外広告物規制区域	約79,040.0
屋外広告物等特別規制地区	約19.6

カ 眺望景観の保全・創出

京都の眺望や借景は、歴史的な建造物、河川等の自然環境、そして、三方の山並み等が一体となって優れた景観を構成する眺望や、比叡山等の遠くの景観要素を庭園の眺めに取り込み、一体的な景観として捉える借景等、視界に入る全ての景観が重なって織り成す「景色」、「風景」として捉えることができ、京都の景観を構成する重要な要素となっている。また、この眺望景観は、長い歴史の中で京都の人々の共通の楽しみとして生活文化に根付いてきたものであり、見る側の文化的背景や感性も含まれたものとして、総合的に捉えることができる。

これらのうち、世界遺産の境内からの眺めや「大文字」などの五山の送り火の眺めなど38箇所の眺めを選定し、それらの優れた眺めを将来にわたって保全するため、京都市では、全国でも初となる眺望景観に関する総合的な仕組みを持つ「京都市眺望景観創生条例」を平成19年(2007)に制定した。

この条例は、視点場から視対象への眺め、そして、同時に視界に入る市街地の美しさ等を守っていくための基準を定め、眺望景観の保全・創出を図っている。特に、視点場から視対象への視線を遮る建築物が建たないよう建築物の最高部の位置を規制している。これは、建築基準法の高さ規制が地盤面からの高さ規制であるため、地盤面の位置が変動し、建築物の海拔からの高さが変動しても「建築物の高さ」の数値は変わらず、海拔からの高さを規制できないからである。このため、条例では建築物の最高部の位置を海拔からの標高により規制することとした。

新 (P3-16)

(2) 文化芸術、伝統産業の振興に関するこれまでの取組

ア 文化芸術振興の取組

京都市では、平成8年(1996)に「京都市芸術文化振興計画」を策定し、更に平成15年には、同計画の更なる推進を図るため「京都市芸術文化振興計画推進プログラム 芸術文化の都づくりプラン」を策定するなど、これまでから、文化芸術振興の長期的な指針のもとに文化芸術振興の積極的な取組を推進してきた。

平成19年からは京都文化芸術都市創生計画に基づき、文化芸術の一層の振興を図ってきた。

(7) 総合的な文化芸術振興の取組の推進

平成12年に「京都芸術センター」を開設し、芸術家等の文化芸術活動の支援、市民等への文化芸術情報の発信、芸術家と市民の交流などの取組を行ってきた。今日、この「京都芸術センター」では、毎年、現代から伝統まで様々なジャンルの文化芸術事業、ジャンル間の触発融合を目指した事業、アーティスト・イン・レジデンス(芸術家等が一定期間国内外の他の都市に居住し、その都市の歴史や文化に感化を受けながら作品を制作・発表する試み)など200以上の事業を行い、6万人以上の人々が鑑賞・体験している。

(イ) 芸術家の育成や活動支援の推進

若い芸術家の支援策として、概ね1年間の活動に資するための奨励金を支給し、飛躍を促す「京都市芸術文化特別奨励制度」を平成12年度に創設し、平成22年度までに23組の有望な芸術家を支援してきた。また、京都市立芸術大学に大学院美術研究科博士課程を設置するなど、芸術家の育成を図っている。

(ウ) 市民の文化芸術鑑賞の促進や活動の振興

京都の寺院・神社や京都コンサートホールなどまち全体を舞台に、多彩な催しを秋に集中的に行う「京都文化祭典」を平成16年度から実施しており、期間中約90万人(平成22年度)の市民・観光客を集めている。また、京都市交響楽団の演奏会、京都薪能、市民狂言会、市民寄席を開催している。

(エ) 文化芸術環境の向上

京都会館や京都市美術館、京都コンサートホール等の施設に加え、京都市美術館別館や右京ふれあい文化会館の開館などにより文化芸術環境の向上を図っている。

(オ) ボランティア活動の活性化

「文化ボランティア制度」の創設(平成14年度)による、文化芸術を支える市民のボランティア活動の活性化を図っている。

イ 伝統産業振興の取組

京都市では、各種産業振興事業に積極的に取り組み、平成18(2006)年か

旧 (P212-213)

(2) 文化芸術、伝統産業の振興に関するこれまでの取組

ア 文化芸術振興の取組

京都市では、平成8年(1996)に「京都市芸術文化振興計画」を策定し、更に平成15年(2003)には、同計画の更なる推進を図るため「京都市芸術文化振興計画推進プログラム 芸術文化の都づくりプラン」を策定するなど、これまでから、文化芸術振興の長期的な指針のもとに文化芸術振興の積極的な取組を推進してきた。

平成19年(2007)からは京都文化芸術都市創生計画に基づき、文化芸術の一層の振興を図ってきた。

(7) 総合的な文化芸術振興の取組の推進

平成12年(2000)に「京都芸術センター」を開設し、芸術家等の文化芸術活動の支援、市民等への文化芸術情報の発信、芸術家と市民の交流などの取組を行ってきた。今日、この「京都芸術センター」では、毎年、現代から伝統まで様々なジャンルの文化芸術事業、ジャンル間の触発融合を目指した事業、アーティスト・イン・レジデンス(芸術家等が一定期間国内外の他の都市に居住し、その都市の歴史や文化に感化を受けながら作品を制作・発表する試み)など200以上の事業を行い、6万人以上の人々が鑑賞・体験している。

(イ) 芸術家の育成や活動支援の推進

若い芸術家の支援策として、概ね1年間の活動に資するための奨励金を支給し、飛躍を促す「京都市芸術文化特別奨励制度」を平成12(2000)年度に創設し、平成22年度までに23組の有望な芸術家を支援してきた。また、京都市立芸術大学に大学院美術研究科博士課程を設置するなど、芸術家の育成を図っている。

(ウ) 市民の文化芸術鑑賞の促進や活動の振興

京都の寺院・神社や京都コンサートホールなどまち全体を舞台に、多彩な催しを秋に集中的に行う「京都文化祭典」を平成16(2004)年度から実施しており、期間中約90万人(平成22年度)の市民・観光客を集めている。また、京都市交響楽団の演奏会、京都薪能、市民狂言会、市民寄席を開催している。

(エ) 文化芸術環境の向上

京都会館や京都市美術館、京都コンサートホール等の施設に加え、京都市美術館別館や右京ふれあい文化会館の開館などにより文化芸術環境の向上を図っている。

(オ) ボランティア活動の活性化

「文化ボランティア制度」の創設(平成14年度)による、文化芸術を支える市民のボランティア活動の活性化を図っている。

イ 伝統産業振興の取組

京都市では、各種産業振興事業に積極的に取り組み、平成18(2006)年か

新 (P3-17)

らは京都市伝統産業活性化推進計画に基づき、伝統産業の一層の活性化を図っている。

(7) 業界団体の事業等に対する支援

明治以降、同業組合、工業組合、商業組合、協同組合などの業界団体が実施する各種の振興事業や展示会、見本市等に対する支援を開始するなど、伝統産業の振興、発展に寄与してきた。

(イ) 京都市陶磁器試験場の設置

明治29年(1896)に我が国初の陶磁器試験研究機関として設置し、様々な科学技術の研究や陶磁器の試作を行い、陶磁器関係者の指導、育成に大きな役割を果たした。

(ウ) 京都市染織試験場や京都市工業研究所の設置

大正5年(1916)に西陣織物同業組合から輸出向織物製造の指導奨励等に使用していた施設の寄贈を受け、京都市染織試験場を、大正9年に京都市工業研究所を設置した(名称変更及び立地統合を行い、現在は京都市産業技術研究所)。これらの施設は「みやこ技塾」等の技術者の研修制度や相談体制の強化など、伝統産業の技術面の発展に大きく貢献している。

(エ) 京都市伝統技術功労者顕彰制度の創設

長年にわたり、伝統技術の維持発展に尽くした技術者を表彰し、その技術の伝承と業界発展を実現する「京都市伝統技術功労者顕彰制度」を昭和42(1967)年度から実施し、平成22年度までに968名を顕彰している。被表彰者で「京の伝統産業春秋会」を組織し、伝統産業技術功労者作品展などの事業を実施するなど、伝統産業の振興、発展に大きく役立っている。

(オ) 京都市伝統産業技術後継者育成事業の実施

昭和42年度から伝統産業の中で、特に後継者不足の著しい業種に入職した若手技術者を支援するため、京都市伝統産業技術後継者育英事業(平成15年度からは「京都市伝統的技術後継者育成制度」)を創設し、育英資金及び育成資金を交付するなど、技術取得の支援と業界の発展を図っている。また、旧育英資金及び育成資金の受給者で、「京の伝統産業わかば会」を組織し、様々な研修事業や作品展を実施するなど、支給後も様々なフォローアップ施策を展開しており、後継者の確保に大きく貢献している。

(カ) 伝統産業課や京都伝統産業会館の設置

昭和49年度に本市の伝統産業振興を担う組織として、京都市伝統産業課を設置し、昭和51年度に京都伝統産業会館(その後「京都伝統産業ふれあい館」として継承)を開館した。これらは全国的にみても画期的な組織、施設であり、その専門性を生かし、伝統産業活性化の中心的機関として重要な役割を果たしてきた。

旧 (P213-214)

らは京都市伝統産業活性化推進計画に基づき、伝統産業の一層の活性化を図っている。

(7) 業界団体の事業等に対する支援

明治以降、同業組合、工業組合、商業組合、協同組合などの業界団体が実施する各種の振興事業や展示会、見本市等に対する支援を開始するなど、伝統産業の振興、発展に寄与してきた。

(イ) 京都市陶磁器試験場の設置

明治29年(1896)に我が国初の陶磁器試験研究機関として設置し、様々な科学技術の研究や陶磁器の試作を行い、陶磁器関係者の指導、育成に大きな役割を果たした。

(ウ) 京都市染織試験場や京都市工業研究所の設置

大正5年(1916)に西陣織物同業組合から輸出向織物製造の指導奨励等に使用していた施設の寄贈を受け、京都市染織試験場を、大正9年(1920)に京都市工業研究所を設置した(名称変更及び立地統合を行い、現在は京都市産業技術研究所)。これらの施設は「みやこ技塾」等の技術者の研修制度や相談体制の強化など、伝統産業の技術面の発展に大きく貢献している。

(エ) 京都市伝統技術功労者顕彰制度の創設

長年にわたり、伝統技術の維持発展に尽くした技術者を表彰し、その技術の伝承と業界発展を実現する「京都市伝統技術功労者顕彰制度」を昭和42(1967)年度から実施し、平成22(2010)年度までに968名を顕彰している。被表彰者で「京の伝統産業春秋会」を組織し、伝統産業技術功労者作品展などの事業を実施するなど、伝統産業の振興、発展に大きく役立っている。

(オ) 京都市伝統産業技術後継者育成事業の実施

昭和42(1967)年度から伝統産業の中で、特に後継者不足の著しい業種に入職した若手技術者を支援するため、京都市伝統産業技術後継者育英事業(平成15(2003)年度からは「京都市伝統的技術後継者育成制度」)を創設し、育英資金及び育成資金を交付するなど、技術取得の支援と業界の発展を図っている。また、旧育英資金及び育成資金の受給者で、「京の伝統産業わかば会」を組織し、様々な研修事業や作品展を実施するなど、支給後も様々なフォローアップ施策を展開しており、後継者の確保に大きく貢献している。

(カ) 伝統産業課や京都伝統産業会館の設置

昭和49(1974)年度に本市の伝統産業振興を担う組織として、京都市伝統産業課を設置し、昭和51(1976)年度に京都伝統産業会館(その後「京都伝統産業ふれあい館」として継承)を開館した。これらは全国的にみても画期的な組織、施設であり、その専門性を生かし、伝統産業活性化の中心的機関として重要な役割を果たしてきた。

新 (P3-18)

(キ) 小規模業種に対する支援

小規模産地の調査を昭和53年から54年にかけて実施し、その中でも特に組織化していない業種を「京都市伝統工芸連絡懇話会」として組織化し、その振興、発展に努めてきた。

また、平成14年度には、これらの希少で貴重な工芸品を製造している店舗を市長が奨励する「京都市京の手しごと工芸品製造店舗推奨制度」を創設し、小規模業種の振興、発展に大きく寄与している。

(ク) 京都伝統産業ふれあい館の設置

京都の伝統産業を体系的に紹介する伝統産業の振興拠点として平成8年7月に京都市勧業館地下1階に「京都伝統産業ふれあい館」を設置し、常設展示場やギャラリーでの伝統工芸品の展示等を実施し、伝統産業の発信に取り組んでいる。

(ケ) 「伝統産業の日」の制定

平成13年度に春分の日を「伝統産業の日」に制定し、平成14年度から「伝統産業の日」を中心に、伝統産業の素晴らしさを広く国内外に発信するため、様々な事業を実施し、伝統産業の振興、発展に大きく貢献している。

旧 (P214)

(キ) 小規模業種に対する支援

小規模産地の調査を昭和53 (1978) 年から54 (1979) 年にかけて実施し、その中でも特に組織化していない業種を「京都市伝統工芸連絡懇話会」として組織化し、その振興、発展に努めてきた。

また、平成14 (2002) 年度には、これらの希少で貴重な工芸品を製造している店舗を市長が奨励する「京都市京の手しごと工芸品製造店舗推奨制度」を創設し、小規模業種の振興、発展に大きく寄与している。

(ク) 京都伝統産業ふれあい館の設置

京都の伝統産業を体系的に紹介する伝統産業の振興拠点として平成8 (1996) 年7月に京都市勧業館地下1階に「京都伝統産業ふれあい館」を設置し、常設展示場やギャラリーでの伝統工芸品の展示等を実施し、伝統産業の発信に取り組んでいる。

(ケ) 「伝統産業の日」の制定

平成13 (2001) 年度に春分の日を「伝統産業の日」に制定し、平成14 (2002) 年度から「伝統産業の日」を中心に、伝統産業の素晴らしさを広く国内外に発信するため、様々な事業を実施し、伝統産業の振興、発展に大きく貢献している。

新 (P3-26)

(6) 文化芸術の課題

京都において文化は、人々の日常生活とかけ離れた特別なものとして存在してきたのではなく、日々の暮らしや、生活の場である地域に根付き、その中に深く浸透しながら存在・発展してきた。

しかしながら、現在、グローバリズムの進展、社会状況の変化等により、人々の暮らしぶりや生活環境の変貌が進む中で、人々の暮らしや地域と文化芸術との密接な関係が薄れていくことが危惧されている。また、行政だけでなく、関係機関や大学、企業等が、京都の文化芸術を支える力としてそれぞれの特色ある取組を進めながら、それらの力が必ずしも一つの力に結びついていない。

今日、文化芸術には、人々や社会に与える影響力があり、こうした文化の持つ力が「国の力」であることが世界的に認識されはじめてきている。このため、世界各国で文化力を高めることで、社会を活性化し国の魅力を高めて世界からの評価を高めようという文化政策における国際競争が展開されつつある。

そのような「文化芸術によるまちづくり」の動きが進められる中で、更なる取組の展開がなければ文化芸術に係る相対的な取組の遅れが生じかねない。

(7) 伝統産業の課題

生活様式の洋風化、海外等への生産拠点の移転による産地の空洞化、職人の高齢化、不況の長期化などによる需要の低迷、経済のグローバル化による海外製品の大量流入、国内の他の産地や海外との厳しい価格競争などにより、京都の伝統産業を取り巻く環境は多くの業種において、かつてない厳しい状況にある。

業界によって異なるものの、昭和45（1970）年から昭和55年前半をピークにして、出荷額は激減している。特に、和装産業の出荷額は、西陣織がピーク時の昭和58年と比較して平成17（2005）年は12.0%、京友禅がピークの昭和55年と比較して21.6%となっている。また、生産量では、京友禅は、ピークの昭和46年と比較すると約5%まで落ち込んでいる。また、後継者についても、平成15年度の京都市ものづくり産業調査の「後継者に関するアンケート」で、繊維関連業種（繊維関連業種3,425件のうち、2,926件（85.4%）が和装関連業種（平成18年11月現在）の事業者は、「事業継承したいが後継者がいない」は23.3%、「事業継承については未定・分からない」は43.9%となっており、更には、このように回答した事業者のうち64.8%が今後「廃業する」と答えている。

これまでから職人の高齢化が問題となっているが、それと共に、技術を受け継ぐ職人の養成にはかなりの期間を要することから、職人の養成方法、就業の入口づくりなどが望まれる。

旧 (P222)

(6) 文化芸術の課題

京都において文化は、人々の日常生活とかけ離れた特別なものとして存在してきたのではなく、日々の暮らしや、生活の場である地域に根付き、その中に深く浸透しながら存在・発展してきた。

しかしながら、現在、グローバリズムの進展、社会状況の変化等により、人々の暮らしぶりや生活環境の変貌が進む中で、人々の暮らしや地域と文化芸術との密接な関係が薄れていくことが危惧されている。また、行政だけでなく、関係機関や大学、企業等が、京都の文化芸術を支える力としてそれぞれの特色ある取組を進めながら、それらの力が必ずしも一つの力に結びついていない。

今日、文化芸術には、人々や社会に与える影響力があり、こうした文化の持つ力が「国の力」であることが世界的に認識されはじめてきている。このため、世界各国で文化力を高めることで、社会を活性化し国の魅力を高めて世界からの評価を高めようという文化政策における国際競争が展開されつつある。

そのような「文化芸術によるまちづくり」の動きが進められる中で、更なる取組の展開がなければ文化芸術に係る相対的な取組の遅れが生じかねない。

(7) 伝統産業の課題

生活様式の洋風化、海外等への生産拠点の移転による産地の空洞化、職人の高齢化、不況の長期化などによる需要の低迷、経済のグローバル化による海外製品の大量流入、国内の他の産地や海外との厳しい価格競争などにより、京都の伝統産業を取り巻く環境は多くの業種において、かつてない厳しい状況にある。

業界によって異なるものの、昭和45（1970）年から昭和55 (1980) 年前半をピークにして、出荷額は激減している。特に、和装産業の出荷額は、西陣織がピーク時の昭和58 (1983) 年と比較して平成17（2005）年は12.0%、京友禅がピークの昭和55 (1980) 年と比較して21.6%となっている。また、生産量では、京友禅は、ピークの昭和46 (1971) 年と比較すると約5%まで落ち込んでいる。また、後継者についても、平成15 (2003) 年度の京都市ものづくり産業調査の「後継者に関するアンケート」で、繊維関連業種（繊維関連業種3,425件のうち、2,926件（85.4%）が和装関連業種（平成18年11月現在）の事業者は、「事業継承したいが後継者がいない」は23.3%、「事業継承については未定・分からない」は43.9%となっており、更には、このように回答した事業者のうち64.8%が今後「廃業する」と答えている。

これまでから職人の高齢化が問題となっているが、それと共に、技術を受け継ぐ職人の養成にはかなりの期間を要することから、職人の養成方法、就業の入口づくりなどが望まれる。

新 (P3-32)

京都市では、『2 歴史的風致の維持向上に関するこれまでの取組』に述べてきたように、様々な手法を駆使して歴史都市・京都の町並みの保全・再生に取り組んできた。とりわけ、これまでの景観政策を転換し、思い切った規制強化を含む総合的な景観政策として、地域の特性を踏まえた建築物の高さ規制やデザイン規制、眺望景観の保全、屋外広告物対策、歴史的建造物の保全を柱とした新景観政策を平成19年(2007)9月から実施している。平成23年度からは、「地域景観づくり協議会」の認定制度などの地域の景観づくりに関する取組などにより、景観政策を着実に推進し、歴史的風致の維持向上を図る。

(イ) 公共施設整備による周辺環境の整備

歴史的風致を形成する重要な要素である道路や公園などの環境整備を図る。

具体的には、日本文化の象徴である歴史都市・京都を「電線のない美しいまち」とするため、道路の無電柱化や美装化に取り組み、町並みと道路空間が一体となった歴史的空間の環境整備を図る。併せて、歴史的風致と調和する道路空間のデザイン指針の検討などによる美しい道づくりや歴史的風致を紹介する案内標識の整備、都市公園の整備など公共空間の整備を推進し、歴史的建造物等と一体となった歴史的環境の向上を図るとともに、誰もがまちの美しさを実感できる「世界一美しいまち・京都」の取組を推進する。

(ウ) 周辺の町並みと調和する防災機能の向上

歴史資産と周辺の町並みを一体的に守るため、市民の力、伝統に育まれた地域力を生かして地域の自主防災活動の充実、歴史的な町並みの保全・再生、そして防災機能の向上を図り、地域住民とともに防災まちづくりを推進する。

ウ 地域で取り組むまちづくりの推進

地域内の交流を促進し、生活文化を継承していくことが、京都固有の町並みやそこで営まれる様々な活動を維持向上させる上でも重要である。そのためには、地域コミュニティを活性化し、歴史や文化等の地域の特徴を活かした住民主体のまちづくり活動を活発にする必要がある。

これまでから京都市では、“いきいき元気な交流都心・新たな京町家街の創造”をスローガンに、職住共存地区を都心再生を図る先導地区として、地区計画制度を活用して、住民自らが地域まちづくりビジョンを策定する取組を推進している。

併せて、景観整備機構に指定した公益財団法人京都市景観・まちづくりセンターにおいて、住民・企業・行政の主体的な取組と協働を推進するための住民による「地域自治」を展望するセミナーの開催や相談事業など、人的ネットワークを活用しながら景観・まちづくり活動の推進事業を行ってきている。

今後さらに、地域住民の協働によるきめ細かなまちづくりの実現に向けた取組に対して、財団法人京都市景観・まちづくりセンターと連携しながら、これらの取組の拡充を図り、地域における歴史まちづくりの取組を推進していく。

活性化ビジョンが策定された岡崎地域では、関係主体により構成されるエリアマ

旧 (P228)

京都市では、『2 歴史的風致の維持向上に関するこれまでの取組』に述べてきたように、様々な手法を駆使して歴史都市・京都の町並みの保全・再生に取り組んできた。とりわけ、これまでの景観政策を転換し、思い切った規制強化を含む総合的な景観政策として、地域の特性を踏まえた建築物の高さ規制やデザイン規制、眺望景観の保全、屋外広告物対策、歴史的建造物の保全を柱とした新景観政策を平成19年9月から実施している。平成23年度からは、「地域景観づくり協議会」の認定制度などの地域の景観づくりに関する取組などにより、景観政策を着実に推進し、歴史的風致の維持向上を図る。

(イ) 公共施設整備による周辺環境の整備

歴史的風致を形成する重要な要素である道路や公園などの環境整備を図る。

具体的には、日本文化の象徴である歴史都市・京都を「電線のない美しいまち」とするため、道路の無電柱化や美装化に取り組み、町並みと道路空間が一体となった歴史的空間の環境整備を図る。併せて、歴史的風致と調和する道路空間のデザイン指針の検討などによる美しい道づくりや歴史的風致を紹介する案内標識の整備、都市公園の整備など公共空間の整備を推進し、歴史的建造物等と一体となった歴史的環境の向上を図るとともに、誰もがまちの美しさを実感できる「世界一美しいまち・京都」の取組を推進する。

(ウ) 周辺の町並みと調和する防災機能の向上

歴史資産と周辺の町並みを一体的に守るため、市民の力、伝統に育まれた地域力を生かして地域の自主防災活動の充実、歴史的な町並みの保全・再生、そして防災機能の向上を図り、地域住民とともに防災まちづくりを推進する。

ウ 地域で取り組むまちづくりの推進

地域内の交流を促進し、生活文化を継承していくことが、京都固有の町並みやそこで営まれる様々な活動を維持向上させる上でも重要である。そのためには、地域コミュニティを活性化し、歴史や文化等の地域の特徴を活かした住民主体のまちづくり活動を活発にする必要がある。

これまでから京都市では、“いきいき元気な交流都心・新たな京町家街の創造”をスローガンに、職住共存地区を都心再生を図る先導地区として、地区計画制度を活用して、住民自らが地域まちづくりビジョンを策定する取組を推進している。

併せて、景観整備機構に指定した財団法人京都市景観・まちづくりセンターにおいて、住民・企業・行政の主体的な取組と協働を推進するための住民による「地域自治」を展望するセミナーの開催や相談事業など、人的ネットワークを活用しながら景観・まちづくり活動の推進事業を行ってきている。

今後さらに、地域住民の協働によるきめ細かなまちづくりの実現に向けた取組に対して、財団法人京都市景観・まちづくりセンターと連携しながら、これらの取組の拡充を図り、地域における歴史まちづくりの取組を推進していく。

活性化ビジョンが策定された岡崎地域では、関係主体により構成されるエリアマ

新 (P3-33)

ネジメント組織を設立するなど、官民多くの主体の連携によるまちづくりを推進する。また、京都の五花街の一つである先斗町では、地域住民主体による特徴ある町並みを活かしたまちづくりが進められており、今後、地域住民との連携を図りながら、地区指定を見据えた町並みの保全・再生手法の検討や細街路に形成された町並みの保全手法の検討を行う。さらに、重要文化財「杉本家住宅」に隣接する膏薬辻子周辺の地域では、地域住民主体の歴史的な町並みを活かしたまちづくりに対する支援や、細街路に形成された町並みの保全手法の検討等を行う。

エ 豊かな自然を守り育てる取組の推進

「木の文化」を育んできた三方の山々の保全・再生は、森林所有者をはじめ、市民・事業者など多様な主体が森林に関わりを持ち、積極的に利活用することにより実現される。そのため、環境モデル都市として国の選定を受けた本市が策定した「環境モデル都市行動計画」の中に示すシンボルプロジェクトの一つである「木の文化を大切にすまち・京都」の実現に向け、市民・事業者・行政が協力して、山紫水明の豊かな自然を守るとともに、山間地等の自然を守る取組を推進する。

この取組の中で、市内産木材の利用を促進する「京の山^{そまびと}杣人工房」^{そまぎ}、「みやこ^{そまぎ}杣木」事業の推進、間伐材のガードレール等への活用、そして公共施設の木造化の率優先的推進を目指すとともに、公共建築物での利用の拡大により、民間建築物における市内産木材の利用促進の誘導を掲げており、積極的に公共施設等へ市内産木材の活用を図っていく。併せて、市内産木材を京町家などの歴史的建築物や工芸、伝統祭事に地域産木材を利用する地産地消の仕組を構築するとともに、市民が森林や木材に親しむなどの森林と都市の新たな関係作りを目指している。

また、この取組の一つとして、三山の森林林相のあるべき方向性を明確にした、三山森林景観保全・再生ガイドラインを作成し、市民が三山の森林において、積極的な森林景観保全・再生活動に取り組む際の指針として、また、樹種の変更や伐採、植樹等の森林の現状変更行為の規制と誘導に係る指針として、更には歴史的風土特別保存地区買入地等の京都市所有地での維持管理のアクションプランとして活用を図っていく。

オ 「歩くまち・京都」の取組の推進

歴史的風致をとりまく市街地環境の保全を図るため、ゆったりと歴史や伝統を感じることができ、歩く魅力のあるまちづくりの推進を図る。

その取組として、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」を実現するため、都心地域における交通環境の改善や交通渋滞が起きている現状について、地球温暖化対策や景観保全の観点も踏まえ、「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進し、その改善を図る。

具体的には、京都の活力と魅力が凝縮された歴史的都心地区（四条通、河原町通、御池通及び烏丸通に囲まれた地区をいう。）を中心とした「まちなか」において、四条通の歩道拡幅や公共交通優先化をはじめとする、安心・安全で快適な歩行空間

旧 (P229)

ネジメント組織を設立するなど、官民多くの主体の連携によるまちづくりを推進する。また、京都の五花街の一つである先斗町では、地域住民主体による特徴ある町並みを活かしたまちづくりが進められており、今後、地域住民との連携を図りながら、地区指定を見据えた町並みの保全・再生手法の検討や細街路に形成された町並みの保全手法の検討を行う。さらに、重要文化財「杉本家住宅」に隣接する膏薬辻子周辺の地域では、地域住民主体の歴史的な町並みを活かしたまちづくりに対する支援や、細街路に形成された町並みの保全手法の検討等を行う。

エ 豊かな自然を守り育てる取組の推進

「木の文化」を育んできた三方の山々の保全・再生は、森林所有者をはじめ、市民・事業者など多様な主体が森林に関わりを持ち、積極的に利活用することにより実現される。そのため、環境モデル都市として国の選定を受けた本市が策定した「環境モデル都市行動計画」の中に示すシンボルプロジェクトの一つである「木の文化を大切にすまち・京都」の実現に向け、市民・事業者・行政が協力して、山紫水明の豊かな自然を守るとともに、山間地等の自然を守る取組を推進する。

この取組の中で、市内産木材の利用を促進する「京の山^{そまびと}杣人（そまびと）工房」^{そまぎ}、「みやこ^{そまぎ}杣木（そまぎ）」事業の推進、間伐材のガードレール等への活用、そして公共施設の木造化の率優先的推進を目指すとともに、公共建築物での利用の拡大により、民間建築物における市内産木材の利用促進の誘導を掲げており、積極的に公共施設等へ市内産木材の活用を図っていく。併せて、市内産木材を京町家などの歴史的建築物や工芸、伝統祭事に地域産木材を利用する地産地消の仕組を構築するとともに、市民が森林や木材に親しむなどの森林と都市の新たな関係作りを目指している。

また、この取組の一つとして、三山の森林林相のあるべき方向性を明確にした、三山森林景観保全・再生ガイドラインを作成し、市民が三山の森林において、積極的な森林景観保全・再生活動に取り組む際の指針として、また、樹種の変更や伐採、植樹等の森林の現状変更行為の規制と誘導に係る指針として、更には歴史的風土特別保存地区買入地等の京都市所有地での維持管理のアクションプランとして活用を図っていく。

オ 「歩くまち・京都」の取組の推進

歴史的風致をとりまく市街地環境の保全を図るため、ゆったりと歴史や伝統を感じることができ、歩く魅力のあるまちづくりの推進を図る。

その取組として、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」を実現するため、都心地域における交通環境の改善や交通渋滞が起きている現状について、地球温暖化対策や景観保全の観点も踏まえ、「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進し、その改善を図る。

具体的には、京都の活力と魅力が凝縮された歴史的都心地区（四条通、河原町通、御池通及び烏丸通に囲まれた地区をいう。）を中心とした「まちなか」において、四条通の歩道拡幅や公共交通優先化をはじめとする、安心・安全で快適な歩行空間

新 (P4-1)

第4章 重点区域の位置及び区域

1 京都市の重点区域の設定の方針について

京都市は平安遷都以来、1200年に渡って同一場所に存在し、各時代時代の各種文化財をはじめとした有形無形の歴史的資産が重層的に共存し、それらが市民の暮らしの中に溶け込み、京都特有の歴史的風致を形成している。

このような京都特有の歴史的風致を形成している区域は第2章で述べているように、市全域に渡り存在しているが、そのうち、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる以下の区域を重点区域として設定していく。

- (1) 歴史的風致に資する町並みや人々の営みが消失しつつある地域
- (2) 現に、良好な歴史的風致に資する町並みや人々の営みがある地域のうち、このまま放置すれば歴史的風致の維持向上に支障を来すと考えられる区域で、町並み保全施策や地域の環境整備を図り、地域の担い手の機運をより一層高め、歴史まちづくりに重点的に取り組むべき区域

2 本計画の重点区域の位置及び範囲の選定について

第1章の文化財の分布で示しているように、京都市には、世界文化遺産の寺社・城以外にも、国指定をはじめ府・市指定の文化財など約2,800件を超す文化財があり、文化財に指定されていない京町家をはじめとする歴史的建造物を加えると、相当数の歴史遺産が存在し、それらの歴史遺産の分布は京都市内の広範囲の地域にわたっている。

これらの歴史遺産の背景を成す京都の自然景観を保全するため、京都市では、昭和5年(1930)の風致地区の指定以来、市街地周辺の地域において、昭和41年に制定された「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」による規制と土地の買入事業の実施や風致地区条例による規制と誘導、更には平成7年の自然風景保全条例の制定等により、山ろく部の住宅地や市街地の背景をなす三方の山並みの保全を図ってきた。

一方、市街地では、昭和47年から京都市市街地景観条例により美観地区による規制を行い、市街地景観の維持・向上に努めてきたが、平成に入り、都市開発の大きな流れの中、その圧力の高い都心部をはじめとする既成市街地において、風情ある都市景観は消失の危機にあった。そのため、平成7年から平成8年にかけて、まちづくり審議会からの答申を踏まえた条例改正や屋外広告物条例の全面改正等を行うとともに、美観地区の拡大や面的整備地区の地区指定制度の創設により景観保全の施策を拡充し、市街地景観の保全を図ってきた。更には、平成16年(2004)の景観法の制定を受け、平成19年9月の新景観政策により、更なる規制の強化を図っている。

これらを踏まえ、本計画では、江戸期から明治期には既に市街地が形成又は市街化が進められた地域であり、今なお歴史的風致を形成している地域のうち、文化財等の歴史的建造物が集中している地域の中で、次のような区域を重点区域に設定する。

旧 (P231)

第4章 重点区域の位置及び区域

1 京都市の重点区域の設定の方針について

京都市は平安遷都以来、1200年に渡って同一場所に存在し、各時代時代の各種文化財をはじめとした有形無形の歴史的資産が重層的に共存し、それらが市民の暮らしの中に溶け込み、京都特有の歴史的風致を形成している。

このような京都特有の歴史的風致を形成している区域は第2章で述べているように、市全域に渡り存在しているが、そのうち、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる以下の区域を重点区域として設定していく。

- (1) 歴史的風致に資する町並みや人々の営みが消失しつつある地域
- (2) 現に、良好な歴史的風致に資する町並みや人々の営みがある地域のうち、このまま放置すれば歴史的風致の維持向上に支障を来すと考えられる区域で、町並み保全施策や地域の環境整備を図り、地域の担い手の機運をより一層高め、歴史まちづくりに重点的に取り組むべき区域

2 本計画の重点区域の位置及び範囲の選定について

第1章の文化財の分布で示しているように、京都市には、世界文化遺産の寺社・城以外にも、国指定をはじめ府・市指定の文化財など約2,800件を超す文化財があり、文化財に指定されていない京町家をはじめとする歴史的建造物を加えると、相当数の歴史遺産が存在し、それらの歴史遺産の分布は京都市内の広範囲の地域にわたっている。

これらの歴史遺産の背景を成す京都の自然景観を保全するため、京都市では、昭和5年の風致地区の指定以来、市街地周辺の地域において、昭和41年に制定された「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」による規制と土地の買入事業の実施や風致地区条例による規制と誘導、更には平成7年の自然風景保全条例の制定等により、山ろく部の住宅地や市街地の背景をなす三方の山並みの保全を図ってきた。

一方、市街地では、昭和47年から京都市市街地景観条例により美観地区による規制を行い、市街地景観の維持・向上に努めてきたが、平成に入り、都市開発の大きな流れの中、その圧力の高い都心部をはじめとする既成市街地において、風情ある都市景観は消失の危機にあった。そのため、平成7年から平成8年にかけて、まちづくり審議会からの答申を踏まえた条例改正や屋外広告物条例の全面改正等を行うとともに、美観地区の拡大や面的整備地区の地区指定制度の創設により景観保全の施策を拡充し、市街地景観の保全を図ってきた。更には、平成16年の景観法の制定を受け、平成19年9月の新景観政策により、更なる規制の強化を図っている。

これらを踏まえ、本計画では、江戸期から明治期には既に市街地が形成又は市街化が進められた地域であり、今なお歴史的風致を形成している地域のうち、文化財等の歴史的建造物が集中している地域の中で、次のような区域を重点区域に設定する。

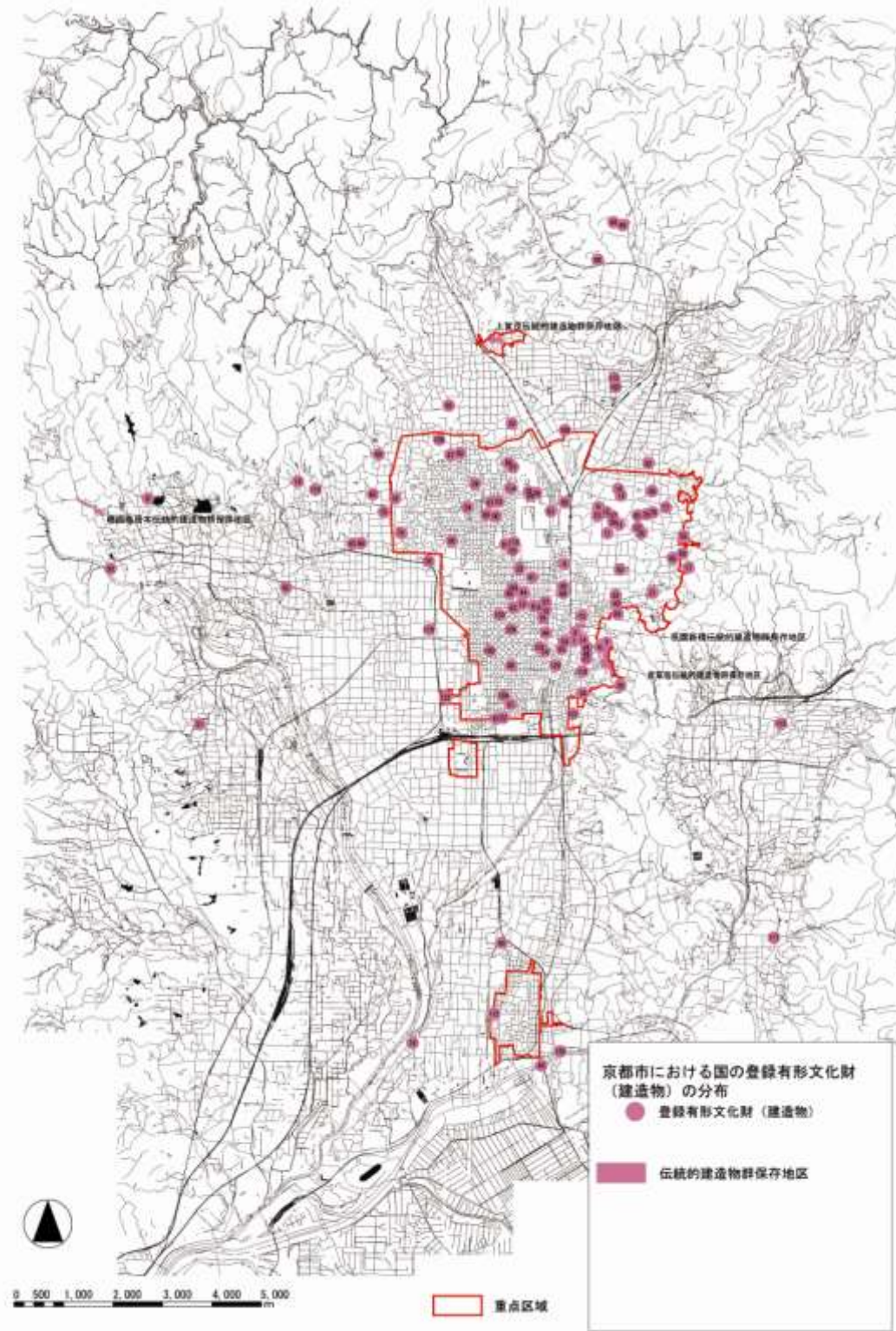
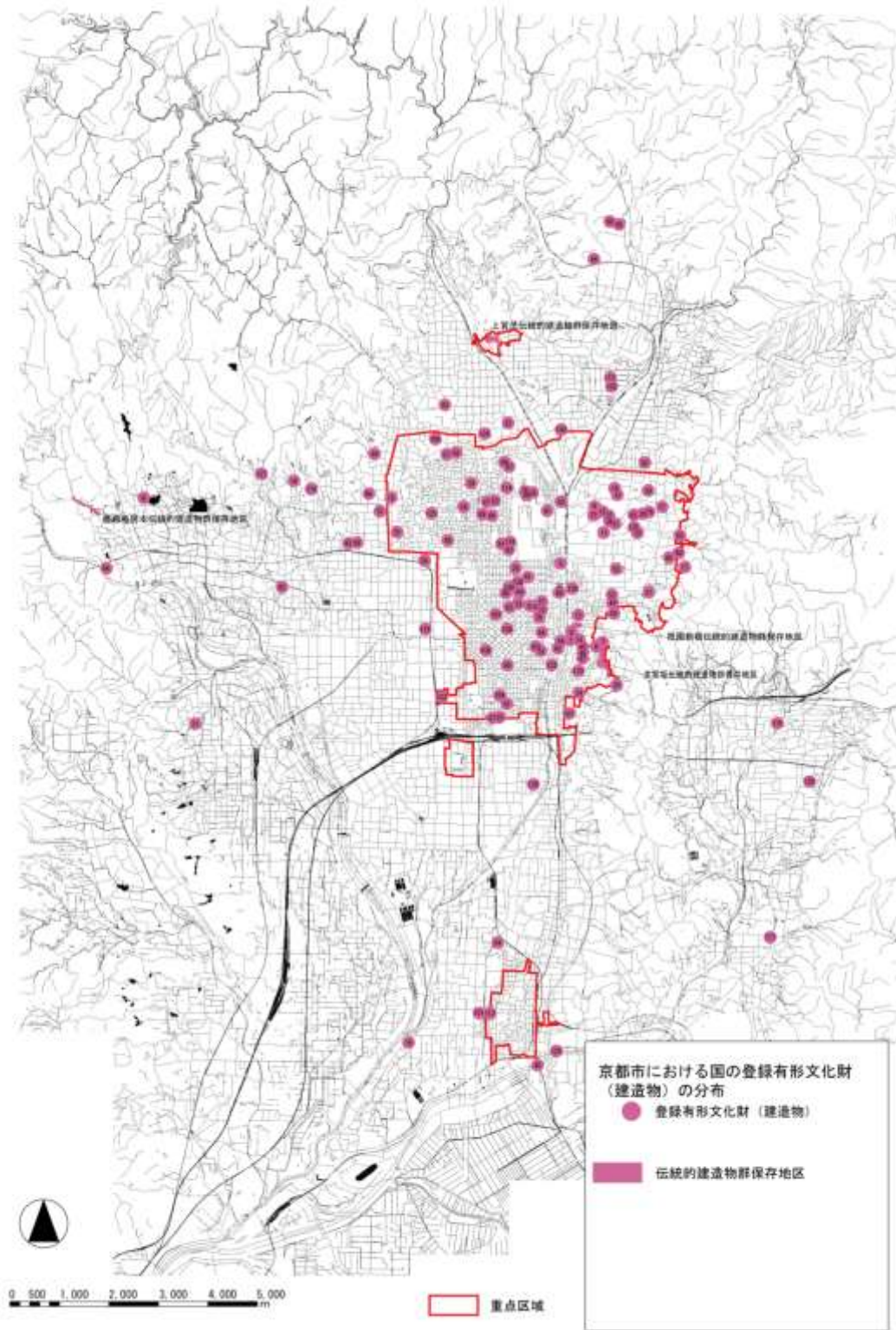


図 4-3 「国の登録有形文化財（建造物）の分布」と重点区域

図 4-3 「国の登録有形文化財（建造物）の分布」と重点区域

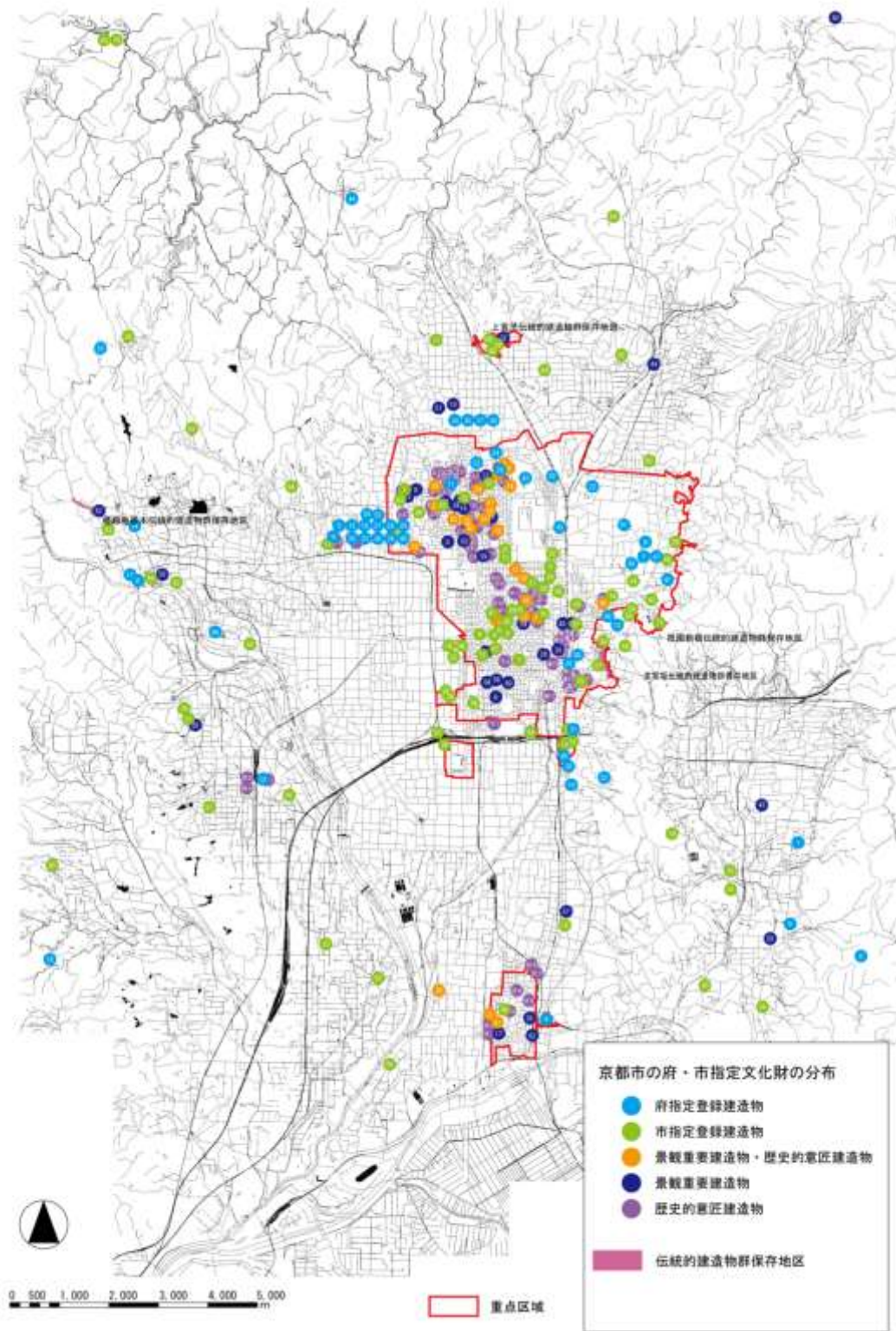


図 4-4 「府・市指定文化財等の分布」と重点区域

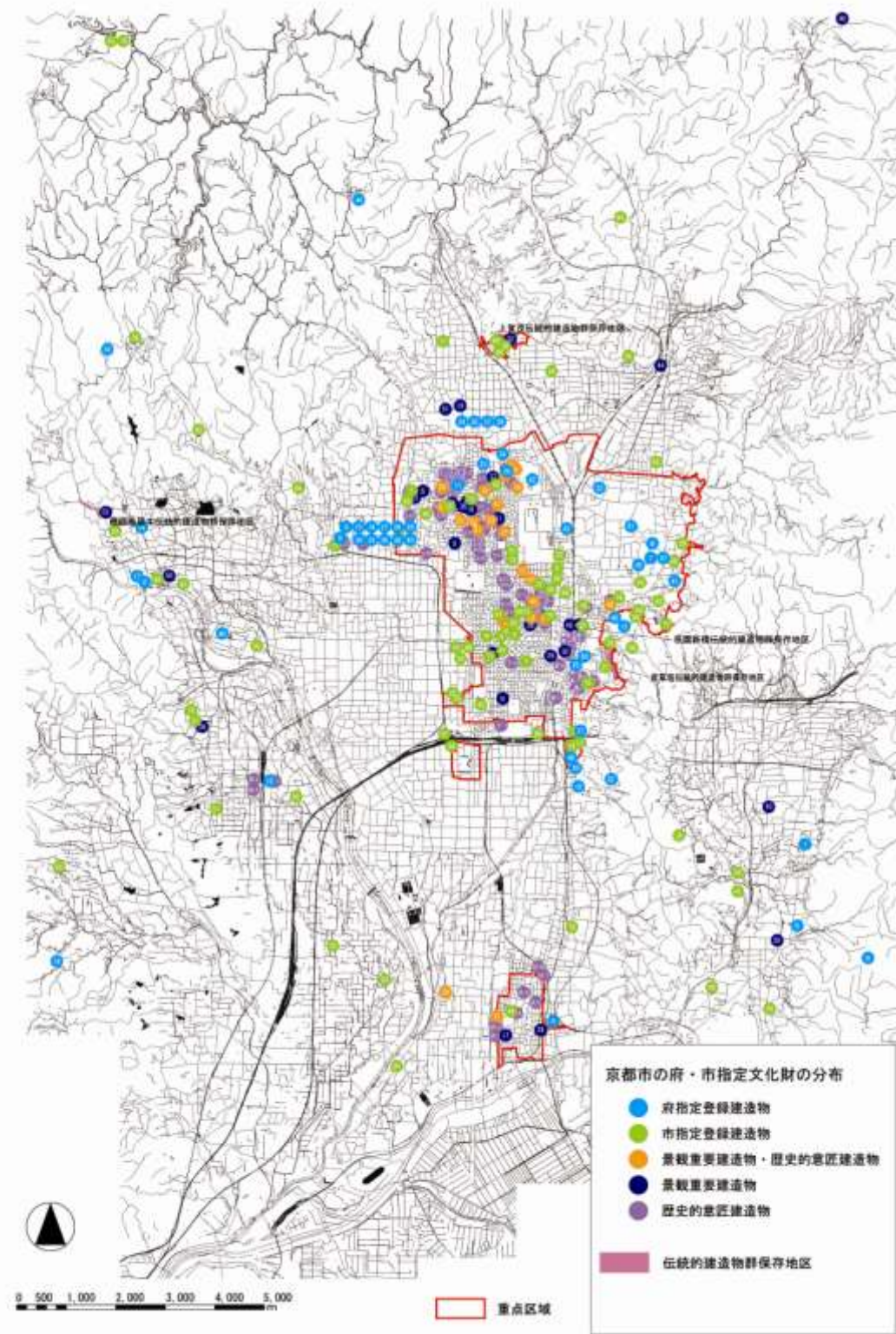


図 4-4 「府・市指定文化財等の分布」と重点区域

新 (P4-10)

4 重点区域の設定 (記載している指定件数等については平成26年1月現在の値)

以下に各地区の詳細について述べる。

(1) 重点区域の名称：歴史的市街地地区

重点区域の面積：約2,458ha

ア 地区の設定



図4-6 重点区域図 (歴史的市街地地区)

当地区は、平安遷都以来、千年以上にわたり、都の中心として繁栄してきた地域及び都としての洛中に隣接し時に一体的に捉えられていた地域である。現在でも平安京の都市構造を基盤とする格子状の道路により市街地が形成され、その中に二条城や御所、本願寺等をはじめとする歴史遺産や、京町家等で構成される歴史的町並み、明治以降に導入された近代洋風建築や近代化の象徴として知られる琵琶湖疏水などの歴史資源が集積している。

当地区は公家や武家の営み、寺社の営みとともに、町衆による日々の暮らしや産業活動、地域に根差した祭礼が繰り返されてきた地区である。現在においても、京町家等の歴史的建造物を中心にそれらの営みが続けられ、歴史的風致を形成している。祇園祭を支える鉦町や本願寺を中心とした門前町、西陣や清水などの伝統産業を支えたまち、もてなしを生業とした花街などは、町衆の営みによって歴史的風致が形成されている地域として当地区を代表する。また、この地区は、概ね明治以前の町衆の自治単位である「町組」が形成されていた地区で、明治期に「番組」に

旧 (P239)

4 重点区域の設定 (記載している指定件数等については平成24年10月現在の値)

以下に各地区の詳細について述べる。

(1) 重点区域の名称：歴史的市街地地区

重点区域の面積：約2,458ha

ア 地区の設定

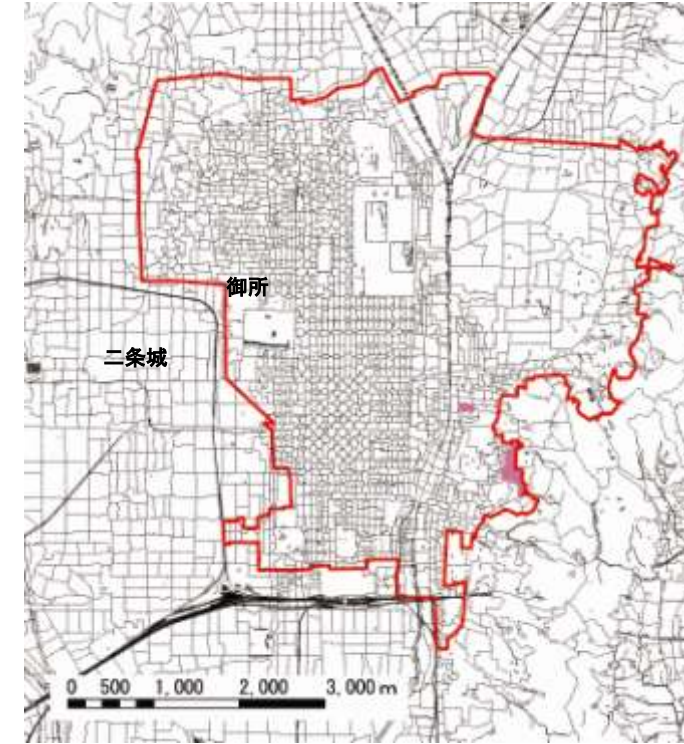
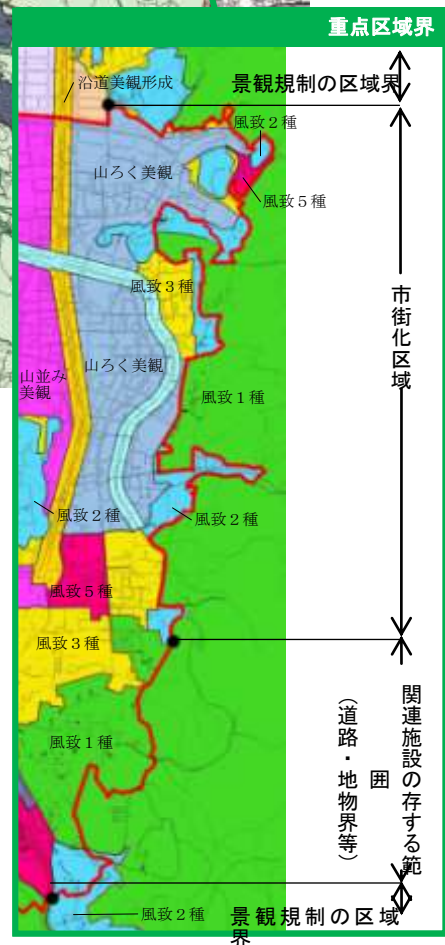
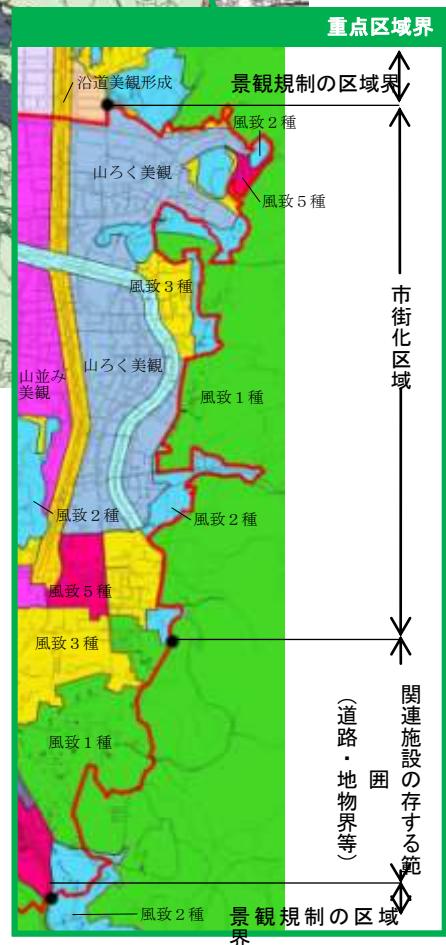
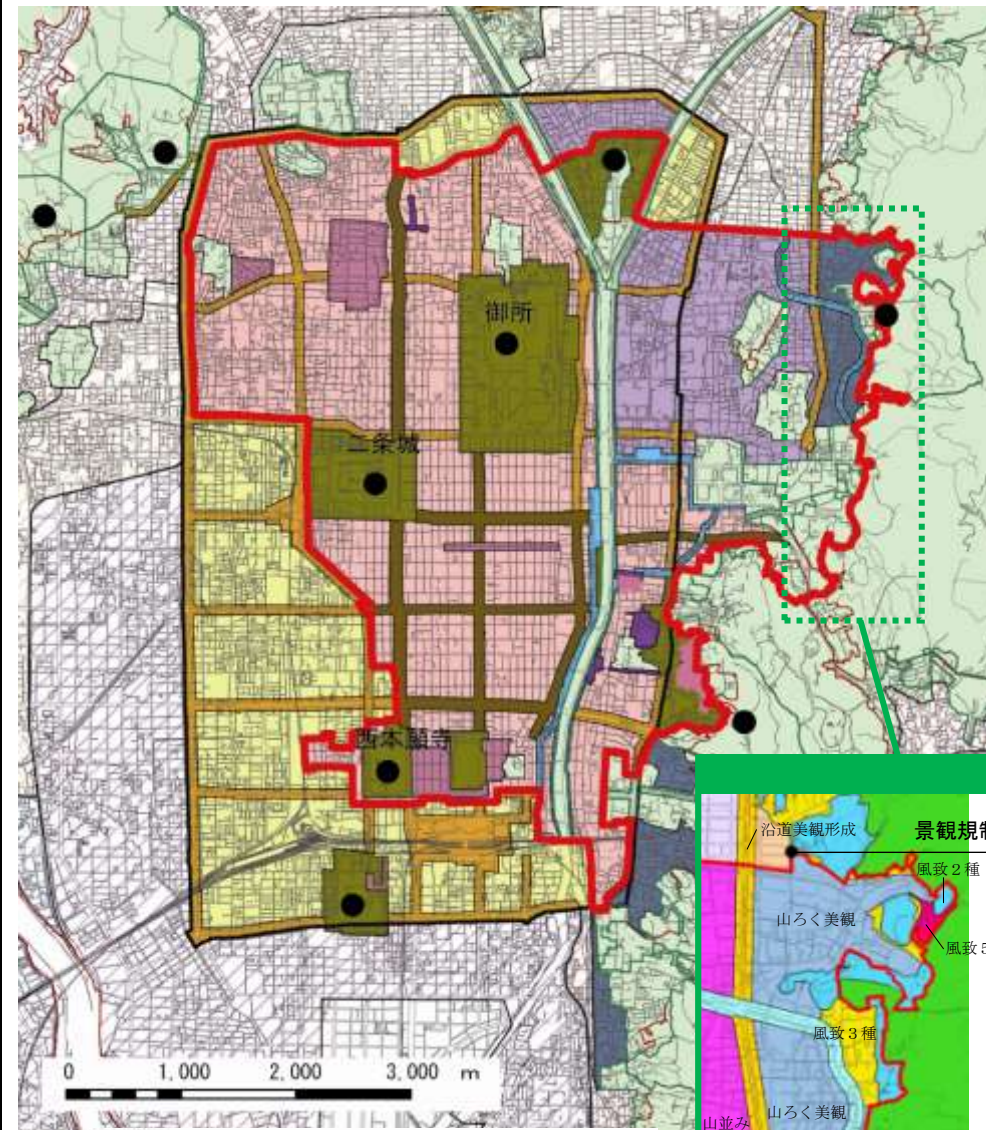
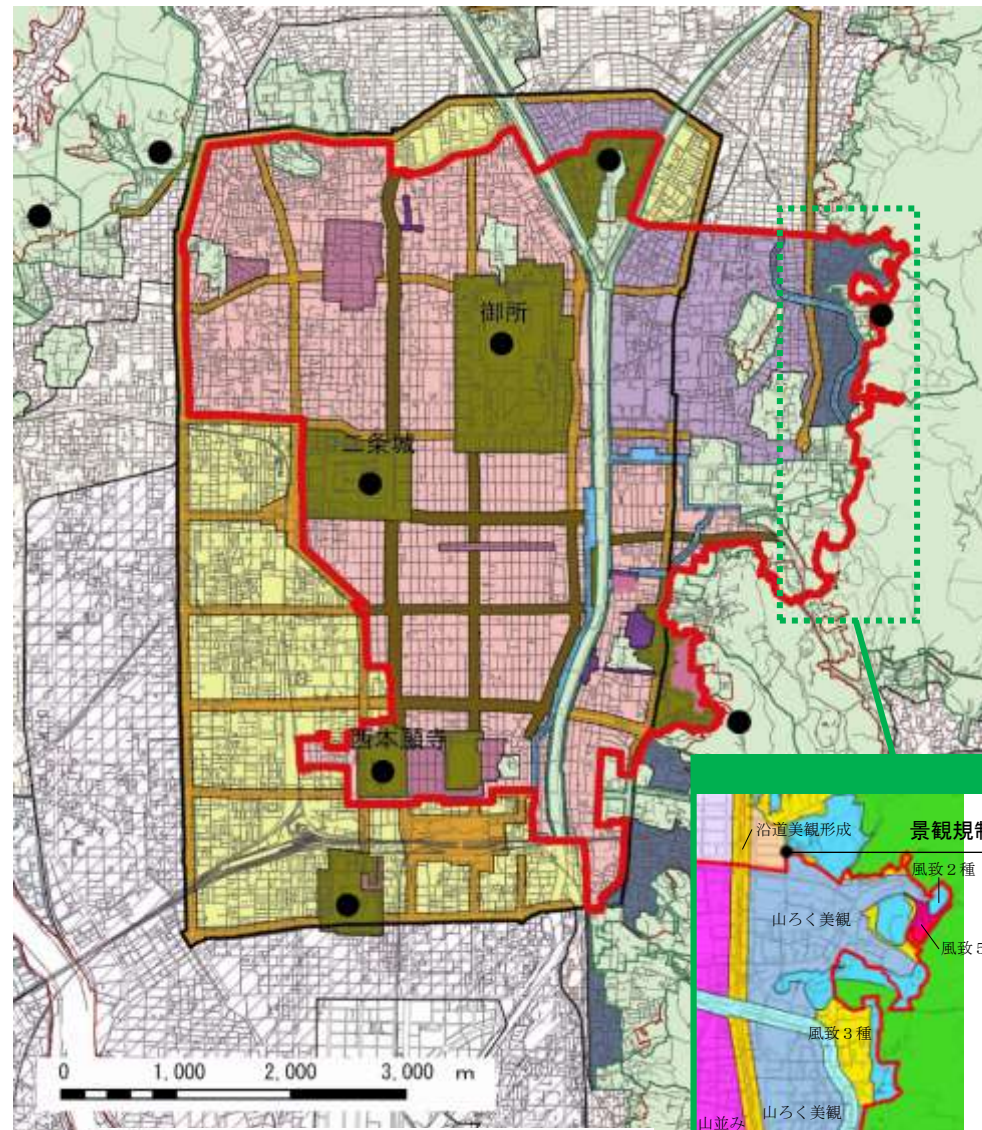


図4-6 重点区域図 (歴史的市街地地区)

当地区は、平安遷都以来、千年以上にわたり、都の中心として繁栄してきた地域及び都としての洛中に隣接し時に一体的に捉えられていた地域である。現在でも平安京の都市構造を基盤とする格子状の道路により市街地が形成され、その中に二条城や御所、本願寺等をはじめとする歴史遺産や、京町家等で構成される歴史的町並み、明治以降に導入された近代洋風建築や近代化の象徴として知られる琵琶湖疏水などの歴史資源が集積している。

当地区は公家や武家の営み、寺社の営みとともに、町衆による日々の暮らしや産業活動、地域に根差した祭礼が繰り返されてきた地区である。現在においても、京町家等の歴史的建造物を中心にそれらの営みが続けられ、歴史的風致を形成している。祇園祭を支える鉦町や本願寺を中心とした門前町、西陣や清水などの伝統産業を支えたまち、もてなしを生業とした花街などは、町衆の営みによって歴史的風致が形成されている地域として当地区を代表する。また、この地区は、概ね明治以前の町衆の自治単位である「町組」が形成されていた地区で、明治期に「番組」に



- 凡例
- 市界
 - 市街化区域
 - 風致地区特別修景地域
 - 歴史的市街地範囲
 - 風致地区
 - 山ろく型建造物修景地区
 - 山並み背景型建造物修景地区
 - 岸辺型建造物修景地区
 - 町並み型建造物修景地区
 - 山ろく型美観地区
 - 山並み背景型美観地区
 - 旧市街地型美観地区
 - 岸辺型美観地区
 - 歴史遺産型美観地区
 - 歴史遺産型美観地区 (歴史的景観保全修景地区)
 - 歴史遺産型美観地区 (界わい景観整備地区)
 - 沿道型美観地区
 - 沿道型美観形成地区
 - 市街地型美観形成地区
 - 世界遺産・御苑・離宮
- 重点区域

- 凡例
- 市界
 - 市街化区域
 - 風致地区特別修景地域
 - 歴史的市街地範囲
 - 風致地区
 - 山ろく型建造物修景地区
 - 山並み背景型建造物修景地区
 - 岸辺型建造物修景地区
 - 町並み型建造物修景地区
 - 山ろく型美観地区
 - 山並み背景型美観地区
 - 旧市街地型美観地区
 - 岸辺型美観地区
 - 歴史遺産型美観地区
 - 歴史遺産型美観地区 (歴史的景観保全修景地区)
 - 歴史遺産型美観地区 (界わい景観整備地区)
 - 沿道型美観地区
 - 沿道型美観形成地区
 - 市街地型美観形成地区
 - 世界遺産・御苑・離宮

図 4-7 「景観規制図」と重点区域

図 4-7 「景観規制図」と重点区域

新 (P4-17)

イ 国指定選定文化財の分布

当地区内で建造物53件が重要文化財に指定されている。これらは、平安京域内最古の木造建造物遺構である大報恩寺本堂（千本釈迦堂）（鎌倉時代前期）から、中世、近世を経て、近代における都市再生期に建築された近代建築に至る、都市の重層性を現す歴史遺産である。

また、記念物30件が国指定記念物に指定されている。この中には、二条城二之丸庭園（特別名勝）など、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産となっている史跡・名勝も含まれている。

さらに、国指定有形民俗文化財としては、祇園祭の山鉦29基を含む2件が、当地区内において指定されている。

この他、重要伝統的建造物群保存地区に産寧坂地区（門前町）と祇園新橋地区（茶屋町）の2地区が選定されている。

国指定文化財の京都市、地区内指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財（建造物）	206件	53件
記念物	90件	30件
重要有形民俗文化財	3件	2件
重要伝統的建造物群保存地区	4地区	2地区

当地区内にある主な国指定文化財は以下のとおりである。

(7) 北野天満宮

全国の天満宮の総本社である。秀吉の大茶会で有名であり、現在でも「月釜」が行われている。また、毎月25日には境内全域に「天神さん」と親しまれる露店が開設され、市民の参詣と買物で賑わう。

境内地は広大で、社殿は、8棟の重要文化財建造物が重厚な雰囲気醸し出し、梅園や「史跡御土居」が北野天満宮の悠久の歴史を物語る。また、周辺には花街である「上七軒」があり、室町時代からの伝統を受け継いでいる。

(4) 二条城

27.4haの全域が史跡指定され、城内には28棟の国宝・重要文化財建造物、特別名勝「二条城二之丸庭園」が存在する。日本を代表する城郭・御殿遺構として、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産として登録されている。

王朝文化の中心である京都に在って、二条城は武家文化の象徴として存在し、京都の歴史文化の重層性を見せる重要な遺構である。全国において唯一残る御殿建築には、華麗な桃山文化を示す金碧障壁画が当時のままの姿を見せている。

(7) 旧日本銀行京都支店

旧 (P246)

イ 国指定選定文化財の分布

当地区内で建造物53件が重要文化財に指定されている。これらは、平安京域内最古の木造建造物遺構である大報恩寺本堂（千本釈迦堂）（鎌倉時代前期）から、中世、近世を経て、近代における都市再生期に建築された近代建築に至る、都市の重層性を現す歴史遺産である。

また、記念物30件が国指定記念物に指定されている。この中には、二条城二之丸庭園（特別名勝）など、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産となっている史跡・名勝も含まれている。

さらに、国指定有形民俗文化財としては、祇園祭の山鉦29基を含む2件が、当地区内において指定されている。

この他、重要伝統的建造物群保存地区に産寧坂地区（門前町）と祇園新橋地区（茶屋町）の2地区が選定されている。

国指定文化財の京都市、地区内指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財（建造物）	206件	53件
記念物	90件	30件
重要有形民俗文化財	2件	2件
重要伝統的建造物群保存地区	4地区	2地区

当地区内にある主な国指定文化財は以下のとおりである。

(7) 北野天満宮

全国の天満宮の総本社である。秀吉の大茶会で有名であり、現在でも「月釜」が行われている。また、毎月25日には境内全域に「天神さん」と親しまれる露店が開設され、市民の参詣と買物で賑わう。

境内地は広大で、社殿は、8棟の重要文化財建造物が重厚な雰囲気醸し出し、梅園や「史跡御土居」が北野天満宮の悠久の歴史を物語る。また、周辺には花街である「上七軒」があり、室町時代からの伝統を受け継いでいる。

(4) 二条城

27.4haの全域が史跡指定され、城内には28棟の国宝・重要文化財建造物、特別名勝「二条城二之丸庭園」が存在する。日本を代表する城郭・御殿遺構として、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産として登録されている。

王朝文化の中心である京都に在って、二条城は武家文化の象徴として存在し、京都の歴史文化の重層性を見せる重要な遺構である。全国において唯一残る御殿建築には、華麗な桃山文化を示す金碧障壁画が当時のままの姿を見せている。

(7) 旧日本銀行京都支店

新 (P4-18)

明治39年辰野金吾設計による「日本銀行京都支店」の遺構であり、京都における明治期の貴重な近代洋風建築として高い評価を受け、重要文化財に指定されている。

現在、京都文化を展示発信する施設である京都文化博物館の別館として利用され、展示機能に加えてカフェや販売施設、各種音楽会会場としての活用も図られている。

(イ) 祇園新橋重要伝統的建造物群保存地区

祇園は祇園社をはじめとする鴨東の社寺や鴨川に接して開け、中世以来、庶民文化を育ててきたところであった。そして、江戸初期に完成した鴨川の築堤工事は、鴨東への市街地の拡大と遊興の地としての祇園の発展をさらに進めていった。当地区は、祇園外六町に続いて、正徳2年(1712年)、祇園内六町の茶屋街として、開発されたのがはじまりである。その後、当地区は、江戸末期から明治にかけて芝居、芸能と結びついてますます繁栄し、現在では五花街の一つである祇園甲部の一部として今日に至っている。

当地区では、地区内の建物の約70%の建物を、伝統的建造物群の特性を維持していると認め、伝統的建造物として定めている。

(ロ) ^{さんねいざか}産寧坂重要伝統的建造物群保存地区

東山山麓に位置する当地区一帯は、京都の東郊として早くから開けたところで、平安京以前からの歴史が^{ちょうじょう}重畳し、今も多くの歴史的遺産を有している。

当地区は、当初、清水寺、法観寺、祇園社などの門前町として始まったが、江戸時代中期以降は、これらの社寺を巡る道に沿って市街地が形成され、さらに明治・大正時代に市街地が拡大されて、今日に至っている。町並みの特色としては、八坂ノ塔(法観寺)、高台寺などの由緒ある社寺建築物、産寧坂、二年坂の石段と折れ曲がった石畳の坂道、そしてこの道に沿って建ち並ぶ江戸時代末期から大正時代にかけての京町家などが、門前町としての営みと一体となってすぐれた歴史的風致を形成している。

また、石塀小路一帯は、明治時代末期から大正時代初期にかけて、貸家経営を目的とする宅地開発が行われて、今日に至っている。連続する石畳や石塀、石垣は、当初の様式を保つ和風住宅群と共に大正時代初期の町並みの面影をよく残し、京都市内でも独特の空間となっている。

ウ 国指定選定以外の指定文化財等

文化財保護法に基づく国の登録有形文化財(建造物)として、当地区内において、226件が登録されている。これらを種別で見ると、近代洋風建築50件、近代和風建築89件、社寺39件、町家48件となっている。

また、京都府と京都市においてそれぞれ文化財保護条例が制定され、各条例に基

旧 (P247)

明治39年辰野金吾設計による「日本銀行京都支店」の遺構であり、京都における明治期の貴重な近代洋風建築として高い評価を受け、重要文化財に指定されている。

現在、京都文化を展示発信する施設である京都文化博物館の別館として利用され、展示機能に加えてカフェや販売施設、各種音楽会会場としての活用も図られている。

(イ) 祇園新橋重要伝統的建造物群保存地区

祇園は祇園社をはじめとする鴨東の社寺や鴨川に接して開け、中世以来、庶民文化を育ててきたところであった。そして、江戸初期に完成した鴨川の築堤工事は、鴨東への市街地の拡大と遊興の地としての祇園の発展をさらに進めていった。当地区は、祇園外六町に続いて、正徳2年(1712年)、祇園内六町の茶屋街として、開発されたのがはじまりである。その後、当地区は、江戸末期から明治にかけて芝居、芸能と結びついてますます繁栄し、現在では五花街の一つである祇園甲部の一部として今日に至っている。

当地区では、地区内の建物の約70%の建物を、伝統的建造物群の特性を維持していると認め、伝統的建造物として定めている。

(ロ) ^{さんねいざか}産寧坂重要伝統的建造物群保存地区

東山山麓に位置する当地区一帯は、京都の東郊として早くから開けたところで、平安京以前からの歴史が^{ちょうじょう}重畳し、今も多くの歴史的遺産を有している。

当地区は、当初、清水寺、法観寺、祇園社などの門前町として始まったが、江戸時代中期以降は、これらの社寺を巡る道に沿って市街地が形成され、さらに明治・大正時代に市街地が拡大されて、今日に至っている。町並みの特色としては、八坂ノ塔(法観寺)、高台寺などの由緒ある社寺建築物、産寧坂、二年坂の石段と折れ曲がった石畳の坂道、そしてこの道に沿って建ち並ぶ江戸時代末期から大正時代にかけての京町家などが、門前町としての営みと一体となってすぐれた歴史的風致を形成している。

また、石塀小路一帯は、明治時代末期から大正時代初期にかけて、貸家経営を目的とする宅地開発が行われて、今日に至っている。連続する石畳や石塀、石垣は、当初の様式を保つ和風住宅群と共に大正時代初期の町並みの面影をよく残し、京都市内でも独特の空間となっている。

ウ 国指定選定以外の指定文化財等

文化財保護法に基づく国の登録有形文化財(建造物)として、当地区内において、216件が登録されている。これらを種別で見ると、近代洋風建築50件、近代和風建築85件、社寺36件、町家45件となっている。

また、京都府と京都市においてそれぞれ文化財保護条例が制定され、各条例に基

新 (P4-19)

づき、文化財の指定・登録が行われている。

京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において府指定文化財13件、府登録文化財3件が指定・登録されている。種別は近世社寺建築15件、近代洋風建築1件である。記念物としては、府指定文化財2件(名勝, 天然記念物)が指定されている。

京都市文化財保護条例による建造物の保護としては、市指定文化財30件、市登録文化財10件が指定・登録されている。これらの種別は、近世社寺建築15件、近代洋風建築11件、近代和風建築2件、町家10件、その他2件となっている。

また記念物としては、市指定文化財18件、市登録文化財6件が指定・登録されている。これらは、史跡7件、名勝13件、天然記念物4件となっている。有形民俗文化財には、当地区内において、指定有形民俗文化財4件、登録有形民俗文化財1件が指定・登録されている。

国指定選定以外の文化財の京都市、地区内指定・登録件数

区 分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
国登録有形文化財(建造物)	317件	226件
府指定文化財(建造物)	48件	14件
府登録文化財(建造物)	6件	3件
府指定記念物	6件	2件
市指定文化財(建造物)	68件	30件
市登録文化財(建造物)	25件	10件
市指定記念物	66件	18件
市登録記念物	25件	6件
市指定有形民俗文化財	8件	4件
市登録有形民俗文化財	3件	1件

エ 景観法、市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物53件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物86件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度で、建物の内部については規制の対象外としている。

また、歴史的町並みの保存・再生を図るため京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的景観保全修景地区を3地区(祇園町地区, 祇園縄手・新門前地区, 上京小川地区), 界わい景観整備地区を4地区(上京北野地区, 千両ヶ辻地区, 三条通地区, 本願寺・東寺地区(本願寺地区))指定している。

旧 (P247-248)

づき、文化財の指定・登録が行われている。

京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において府指定文化財13件、府登録文化財3件が指定・登録されている。種別は近世社寺建築15件、近代洋風建築1件である。記念物としては、府指定文化財2件(名勝, 天然記念物)が指定されている。

京都市文化財保護条例による建造物の保護としては、市指定文化財30件、市登録文化財10件が指定・登録されている。これらの種別は、近世社寺建築15件、近代洋風建築11件、近代和風建築2件、町家10件、その他2件となっている。

また記念物としては、市指定文化財18件、市登録文化財6件が指定・登録されている。これらは、史跡7件、名勝13件、天然記念物4件となっている。有形民俗文化財には、当地区内において、指定有形民俗文化財4件、登録有形民俗文化財1件が指定・登録されている。

国指定選定以外の文化財の京都市、地区内指定・登録件数

区 分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
国登録有形文化財(建造物)	296件	216件
府指定文化財(建造物)	45件	13件
府登録文化財(建造物)	6件	3件
府指定記念物	6件	2件
市指定文化財(建造物)	68件	30件
市登録文化財(建造物)	25件	10件
市指定記念物	66件	18件
市登録記念物	25件	6件
市指定有形民俗文化財	8件	4件
市登録有形民俗文化財	3件	1件

エ 景観法、市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物40件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物86件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度で、建物の内部については規制の対象外としている。

また、歴史的町並みの保存・再生を図るため京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的景観保全修景地区を3地区(祇園町地区, 祇園縄手・新門前地区, 上京小川地区), 界わい景観整備地区を4地区(上京北野地区, 千両ヶ辻地区, 三条通地区, 本願寺・東寺地区(本願寺地区))指定している。

新 (P4-20)

景観法, 市条例関連の京都市, 地区内指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	64件	53件
歴史的意匠建造物	107件	86件
歴史的景観保全修景地区	3地区	3地区
界わい景観整備地区	7地区	4地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦～	初詣	
	1～3日	皇服茶<六波羅蜜寺>	
	2～4日	筆始祭<北野天満宮>	祭神菅原道真は「三聖」とたたえられた書家として知られる。2日にその遺愛の「松風の硯」などを供え、書道上達を願った神前書初め「天満書」が4日まで、境内絵馬所で行われる。
	8～12日	初ゑびす<恵美須神社>	
	15日に近い日曜日	通し矢<三十三間堂>	
	15日	とんど<新熊野神社>	
	25日	初天神<北野天満宮>	菅原道真の誕生日と亡くなった25日にちなんで毎月行われる縁日のうち、1月は初天神、12月は終い天神と呼んで、多くの出店が立ち並ぶ。
2月	2～4日	節分祭<市内各神社>	
	25日	梅花祭<北野天満宮>	梅を好んだ菅原道真をしのんで、梅の花を供える行事
3月	15日	涅槃会<真如堂>	釈迦の命日にちなんだ法要
4月	1～30日	都をどり<祇園甲部歌舞練場>	
	第1日曜～第3日曜	京おどり<宮川町歌舞練場>	
	8日	花まつり<西本願寺ほか>	釈迦の誕生日に行われる行事

旧 (P248-249)

景観法, 市条例関連の京都市, 地区内指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	54件	40件
歴史的意匠建造物	107件	86件
歴史的景観保全修景地区	3地区	3地区
界わい景観整備地区	7地区	4地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦～	初詣	
	1～3日	皇服茶<六波羅蜜寺>	
	2～4日	筆始祭<北野天満宮>	祭神菅原道真は「三聖」とたたえられた書家として知られる。2日にその遺愛の「松風の硯」などを供え、書道上達を願った神前書初め「天満書」が4日まで、境内絵馬所で行われる。
	8～12日	初ゑびす<恵美須神社>	
	15日に近い日曜日	通し矢<三十三間堂>	
	15日	とんど<新熊野神社>	
	25日	初天神<北野天満宮>	菅原道真の誕生日と亡くなった25日にちなんで毎月行われる縁日のうち、1月は初天神、12月は終い天神と呼んで、多くの出店が立ち並ぶ。
2月	2～4日	節分祭<市内各神社>	
	25日	梅花祭<北野天満宮>	梅を好んだ菅原道真をしのんで、梅の花を供える行事。
3月	15日	涅槃会<真如堂>	釈迦の命日にちなんだ法要
4月	1～30日	都をどり<祇園甲部歌舞練場>	
	第1日曜～第3日曜	京おどり<宮川町歌舞練場>	
	8日	花まつり<西本願寺ほか>	釈迦の誕生日に行われる行事。

新 (P4-21)

	10日	桜花祭<平野神社>	花山天皇が桜の木をお手植えされたいわれにちなむ祭り
	15~25日	北野をどり<上七軒歌舞練場>	
5月	1~24日	鴨川をどり<先斗町歌舞練場>	
	1~4日	千本ゑんま堂大念佛狂言<千本ゑんま堂(引接寺)>	京の三大念佛狂言のひとつ
	13日	市比賣祭<市比賣神社>	
	15日	葵祭<京都御所・下鴨神社・上賀茂神社>	
	18日	御霊祭<上御霊神社>	
6月	上旬	京都新能<平安神宮>	
	25日	御誕辰祭 大茅の輪くぐり<北野天満宮>	菅公の生誕日に、楼門に大茅の輪を掲げる。
	30日	夏越祓<市内各神社>	
7月	1~31日	祇園祭<八坂神社・各山鉾町>	
	7日	七夕祭<北野天満宮・白峯神宮ほか>	
8月	7~10日	六道まいり<六道珍皇寺>	
10月	1~5日	瑞饋祭<北野天満宮>	
	体育の日と前日・15日	粟田神社大祭<粟田神社>	
	22日	時代祭<京都御所・平安神宮>	
11月	1日	亥子祭<護王神社>	平安時代から伝わる餅つきの儀式
	1~10日	祇園をどり<祇園会館>	
	5~15日	お十夜<真如堂>	
	21~28日	報恩講<東本願寺>	親鸞聖人をしのんで営まれる法要
	26日	御茶壺奉獻祭<北野天満宮>	豊臣秀吉の「北野大茶の湯」にちなんで、新茶をいれた茶つぼを奉納する行事
12月	7・8日	大根焚き<大報恩寺>	

旧 (P250)

	10日	桜花祭<平野神社>	花山天皇が桜の木をお手植えされたいわれにちなむ祭り。
	15~25日	北野をどり<上七軒歌舞練場>	
5月	1~24日	鴨川をどり<先斗町歌舞練場>	
	1~4日	千本ゑんま堂大念佛狂言<千本ゑんま堂(引接寺)>	京の三大念佛狂言のひとつ
	13日	市比賣祭<市比賣神社>	
	15日	葵祭<京都御所・下鴨神社・上賀茂神社>	
	18日	御霊祭<上御霊神社>	
6月	上旬	京都新能<平安神宮>	
	25日	御誕辰祭 大茅の輪くぐり<北野天満宮>	菅公の生誕日に、楼門に大茅の輪を掲げる。
	30日	夏越祓<市内各神社>	
7月	1~31日	祇園祭<八坂神社・各山鉾町>	
	7日	七夕祭<北野天満宮・白峯神宮ほか>	
8月	7~10日	六道まいり<六道珍皇寺>	
10月	1~5日	瑞饋祭<北野天満宮>	
	体育の日と前日・15日	粟田神社大祭<粟田神社>	
	22日	時代祭<京都御所・平安神宮>	
11月	1日	亥子祭<護王神社>	平安時代から伝わる餅つきの儀式
	1~10日	祇園をどり<祇園会館>	
	5~15日	お十夜<真如堂>	
	21~28日	報恩講<東本願寺>	親鸞聖人をしのんで営まれる法要
	26日	御茶壺奉獻祭<北野天満宮>	豊臣秀吉の「北野大茶の湯」にちなんで、新茶をいれた茶つぼを奉納する行事
12月	7・8日	大根焚き<大報恩寺>	

新 (P4-22)

	13~30日	空也踊躍念仏 (かくれ念仏) <六波羅蜜寺>	
	31日	除夜の鐘<各寺院>	
毎月	25日	天神さん<北野天満宮>	

(2) 重点区域の名称： 歴史的市街地・東寺地区

重点区域の面積： 約39ha

ア 地区の設定



図 4-11 重点区域図 (歴史的市街地・東寺地区)

当地区は、東寺及びその周辺の市街地から構成されている。

平安遷都直後に官寺として建立された東寺を中心に開けた市街地であり、鎌倉時代以降、大師信仰の興隆や、大宮七条に稲荷社御旅所があったことなども影響し、次第に大宮通をはじめ、いくつかの道筋でにぎわいを見せるようになった。

広大な東寺の寺域を取り囲む築地塀越しに見える木造建築の堂宇や遠くから眺めることができる五重塔の姿は、京都を代表する風景の一つである。

毎月21日には、「弘法さん」という愛称で知られる弘法市が開催され、境内地には植木・骨董・古着等の露店が所狭しと林立し、活気あふれる歴史的風致を形成している。

当地区は、景観計画において景観形成の重点地域として定めている歴史的市街地(北大路通、東大路通、九条通、西大路通に囲まれた地域及び伏見の旧市街地)に

旧 (P250-251)

	13~30日	空也踊躍念仏 (かくれ念仏) <六波羅蜜寺>	
	31日	除夜の鐘<各寺院>	
毎月	25日	天神さん<北野天満宮>	

(2) 重点区域の名称： 歴史的市街地・東寺地区

重点区域の面積： 約39ha

ア 地区の設定



図 4-11 重点区域図 (歴史的市街地・東寺地区)

当地区は、東寺及びその周辺の市街地から構成されている。

平安遷都直後に官寺として建立された東寺を中心に開けた市街地であり、鎌倉時代以降、大師信仰の興隆や、大宮七条に稲荷社御旅所があったことなども影響し、次第に大宮通をはじめ、いくつかの道筋でにぎわいを見せるようになった。

広大な東寺の寺域を取り囲む築地塀越しに見える木造建築の堂宇や遠くから眺めることができる五重塔の姿は、京都を代表する風景の一つである。

毎月21日には、「弘法さん」という愛称で知られる弘法市が開催され、境内地には植木・骨董・古着等の露店が所狭しと林立し、活気あふれる歴史的風致を形成している。

当地区は、景観計画において景観形成の重点地域として定めている歴史的市街地(北大路通、東大路通、九条通、西大路通に囲まれた地域及び伏見の旧市街地)に

新 (P4-24)

旧 (P252-253)

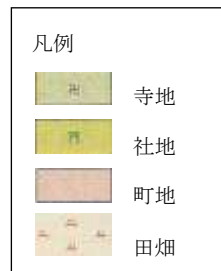


図 4-13 天明・文化期の東寺地区周辺 (『京都の歴史 6 伝統の定着』)

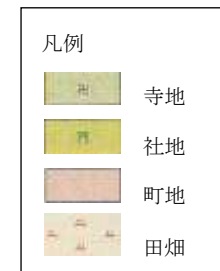


図 4-13 天明・文化期の東寺地区周辺 (『京都の歴史 6 伝統の定着』)

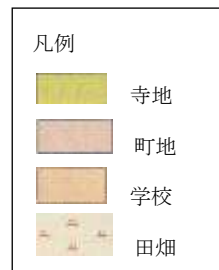


図 4-14 大正 4 年 (1915) の東寺地区周辺 (『京都の歴史 8 古都の近代』)

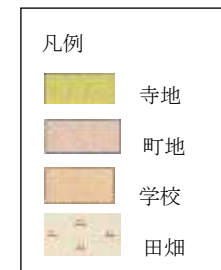


図 4-14 大正 4 年の東寺地区周辺 (『京都の歴史 8 古都の近代』)

イ 国指定文化財の分布

当該地区内で建造物 14 件が重要文化財に指定されている。また、記念物 1 件が国指定記念物に指定されている。

国指定文化財の京都市、地区内指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財 (建造物)	206 件	14 件
記念物	90 件	1 件

当地区内の主な国指定文化財については、以下のとおりである。

(7) 教王護国寺 (東寺)

平安遷都と同時に造営され、現在まで主要伽藍は不動のまま、京都のシンボルである国宝の教王護国寺五重塔を有する寺院として、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産として登録されている。

ウ 景観法、市条例関連の指定物件等

京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を 1 地区 (本願寺・東寺地区 (東寺地区)) 指定している。

イ 国指定文化財の分布

当該地区内で建造物 14 件が重要文化財に指定されている。また、記念物 1 件が国指定記念物に指定されている。

国指定文化財の京都市、地区内指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財 (建造物)	206 件	14 件
記念物	90 件	1 件

当地区内の主な国指定文化財については、以下のとおりである。

(7) 教王護国寺 (東寺)

平安遷都と同時に造営され、現在まで主要伽藍は不動のまま、京都のシンボルである国宝の教王護国寺五重塔を有する寺院として、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産として登録されている。

ウ 景観法、市条例関連の指定物件等

京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を 1 地区 (本願寺・東寺地区 (東寺地区)) 指定している。

新 (P4-25)

景観法, 市条例関連の京都市, 地区内指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
界わい景観整備地区	7 地区	1 地区

エ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦～	初詣	
	1～3日	三弘法詣<東寺, <u>仁和</u> 寺, 神光院>	弘法大師と最もゆかりの深い東寺, 仁和寺, 神光院の3ヵ所を巡拝する風習
8月	15日	^{まんとうえ} 萬燈会 (盆踊り) <東寺>	
12月	21日	^{しま} 終い弘法<東寺>	弘法大師の命日にあたる 21日毎月行われる縁日のうち, 12月は終い弘法, 1月は初弘法と呼ばれ, 正月準備をする大勢の参拝客でにぎわう。
毎月	21日	弘法さん<東寺>	

旧 (P253-254)

景観法, 市条例関連の京都市, 地区内指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
界わい景観整備地区	7 地区	1 地区

エ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦～	初詣	
	1～3日	三弘法詣<東寺, <u>仁和</u> 寺, 神光院>	弘法大師と最もゆかりの深い東寺, 仁和寺, 神光院の3ヵ所を巡拝する風習。
8月	15日	^{まんとうえ} 萬燈会 (盆踊り) <東寺>	
12月	21日	^{しま} 終い弘法<東寺>	弘法大師の命日にあたる 21日毎月行われる縁日のうち, 12月は終い弘法, 1月は初弘法と呼ばれ, 正月準備をする大勢の参拝客でにぎわう。
毎月	21日	弘法さん<東寺>	

新 (P4-26)

(3) 重点区域の名称：歴史的市街地・伏見地区
重点区域の面積：約152ha

ア 地区の設定



図 4-15 重点区域図（歴史的市街地・伏見地区）

この地区は、^{ごこうぐう}御香宮神社とその西側に広がる伏見の旧市街地から構成されている。

秀吉が築城した伏見城の城下町を基盤として発展した市街地であり、以降400余年を経過した歴史都市である。その都市整備において道路網では「四辻四つ当たり」と呼ばれる中心線が偏心した交差点などが中世の城下町の面影を伝えている。秀吉により一時は中央政治の舞台としての役割を果たしていたが、家康により幕府が江戸に移されると城下町としての機能を失った。近世には伏見城の外堀として開削された後に高瀬川と共に交通の動脈となった^{ほりかわ}濠川など運河により、水運業を中心とした商業都市として栄えた。また、御香宮神社の湧き水や上質な地下水により酒造業が栄え、今でも酒蔵が地域の歴史的な町並みの特徴として色濃く残っている。

旧 (P255)

(3) 重点区域の名称：歴史的市街地・伏見地区
重点区域の面積：約152ha

ア 地区の設定



図 4-15 重点区域図（歴史的市街地・伏見地区）

この地区は、^{ごこうぐう}御香宮神社とその西側に広がる伏見の旧市街地から構成されている。秀吉が築城した伏見城の城下町を基盤として発展した市街地であり、以降400余年を経過した歴史都市である。その都市整備において道路網では「四辻四つ当たり」と呼ばれる中心線が偏心した交差点などが中世の城下町の面影を伝えている。秀吉により一時は中央政治の舞台としての役割を果たしていたが、家康により幕府が江戸に移されると城下町としての機能を失った。近世には伏見城の外堀として開削された後に高瀬川と共に交通の動脈となった^{ほりかわ}濠川など運河により、水運業を中心とした商業都市として栄えた。また、御香宮神社の湧き水や上質な地下水により酒造業が栄え、今でも酒蔵が地域の歴史的な町並みの特徴として色濃く残っている。

新 (P4-29)

旧 (P257-258)



凡例	
	寺地
	社地
	町地
	学校
	田畑



凡例	
	寺地
	社地
	町地
	学校
	田畑

図 4-18 大正 4 年 (1915) の伏見地区周辺 (『京都の歴史 8 古都の近代』)

図 4-18 大正 4 年の伏見地区周辺 (『京都の歴史 8 古都の近代』)

イ 国指定文化財の分布

当地区内で建造物 2 件が重要文化財に指定されている。

イ 国指定文化財の分布

当地区内で建造物 2 件が重要文化財に指定されている。

国指定文化財の京都市, 地区内の指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財 (建造物)	206 件	2 件

国指定文化財の京都市, 地区内の指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財 (建造物)	206 件	2 件

当地区内の国指定文化財 (建造物) は, 以下のとおりである。

(7) 御香宮神社

秀吉が築城した伏見城の旧城下町に存し, 秀吉が崇敬した神社である。社殿は伏見城の遺構を移築したものといわれている。桃山時代の豪壮華麗作風と装飾が美しいことで知られ, 表門と本殿が重要文化財に指定されている。また, 近郊の祭礼行事の中心社として, 祭礼は盛大で大いに賑わう。境内に湧出している泉は, 伏見の酒造業の源とされ, 伏見の清酒の原点である。

現在は, 伏見のシンボルとして貴重な存在である。

当地区内の国指定文化財 (建造物) は, 以下のとおりである。

(7) 御香宮神社

秀吉が築城した伏見城の旧城下町に存し, 秀吉が崇敬した神社である。社殿は伏見城の遺構を移築したものといわれている。桃山時代の豪壮華麗作風と装飾が美しいことで知られ, 表門と本殿が重要文化財に指定されている。また, 近郊の祭礼行事の中心社として, 祭礼は盛大で大いに賑わう。境内に湧出している泉は, 伏見の酒造業の源とされ, 伏見の清酒の原点である。

現在は, 伏見のシンボルとして貴重な存在である。

新 (P4-30)

ウ 国指定以外の指定文化財

文化財保護法に基づく国の登録有形文化財（建造物）として、当地区内において、2件が登録されている。これらを種別で見ると、住宅建築1件、その他1件となっている。

京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において府指定文化財1件が指定されている。種別は近世社寺建築である。

また、京都市文化財保護条例に基づき、市指定文化財1件が登録されている。これらの種別は近世社寺建築となっている。また、名勝として市登録記念物1件が登録されており、市登録重要有形民俗文化財1件が登録されている。

国指定以外の文化財の京都市、地区内指定件数

区 分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
国登録有形文化財（建造物）	317件	8件
府指定文化財（建造物）	48件	1件
市指定文化財（建造物）	68件	1件
市登録記念物	25件	1件
市登録重要有形民俗文化財	3件	1件

エ 景観法、市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物4件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物8件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度で、建物の内部については規制の対象外としている。

また、京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区（伏見南浜地区）指定している。

景観法、市条例関連の京都市、地区内の指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	64件	4件
歴史的意匠建造物	107件	8件
界わい景観整備地区	7地区	1地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦～	初詣	
	元旦	若水の神事<御香宮神社>	
2月	上卯日	御弓始神事<御香宮神社>	
5月	18日	伏見義民祭<御香宮神社>	

旧 (P258-259)

ウ 国指定以外の指定文化財

文化財保護法に基づく国の登録有形文化財（建造物）として、当地区内において、2件が登録されている。これらを種別で見ると、住宅建築1件、その他1件となっている。

京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において府指定文化財1件が指定されている。種別は近世社寺建築である。

また、京都市文化財保護条例に基づき、市指定文化財1件が登録されている。これらの種別は近世社寺建築となっている。また、名勝として市登録記念物1件が登録されており、市登録重要有形民俗文化財1件が登録されている。

国指定以外の文化財の京都市、地区内指定件数

区 分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
国登録有形文化財（建造物）	296件	2件
府指定文化財（建造物）	45件	1件
市指定文化財（建造物）	68件	1件
市登録記念物	25件	1件
市登録重要有形民俗文化財	3件	1件

エ 景観法、市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物3件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物8件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度で、建物の内部については規制の対象外としている。

また、京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区（伏見南浜地区）指定している。

景観法、市条例関連の京都市、地区内の指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	54件	3件
歴史的意匠建造物	107件	8件
界わい景観整備地区	7地区	1地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦～	初詣	
	元旦	若水の神事<御香宮神社>	
2月	上卯日	御弓始神事<御香宮神社>	
5月	18日	伏見義民祭<御香宮神社>	

新 (P4-31)

7月	31日	茅の輪神事<御香宮神社>	
9月	第2土曜	神能奉納<御香宮神社>	
9 ~ 10月	9月下旬から 10 月初旬ごろ	神幸祭<御香宮神社>	
12月	卯日	醸造初神事<御香宮神社>	酒どころ伏見は寒づくり の新酒を仕込む季節。醸造 家が精進潔斎 <small>しょうじんけっさい</small> をして神前 で新酒の出来を願う行事

旧 (P259)

7月	31日	茅の輪神事<御香宮神社>	
9月	第2土曜	神能奉納<御香宮神社>	
9 ~ 10月	9月下旬から 10 月初旬ごろ	神幸祭<御香宮神社>	
12月	卯日	醸造初神事<御香宮神社>	酒どころ伏見は寒づくり の新酒を仕込む季節。醸造 家が精進潔斎 <small>しょうじんけっさい</small> をして神前 で新酒の出来を願う行事

新 (P4-32)

(4) 重点区域の名称：上賀茂地区
重点区域の面積：約23ha

ア 地区の設定

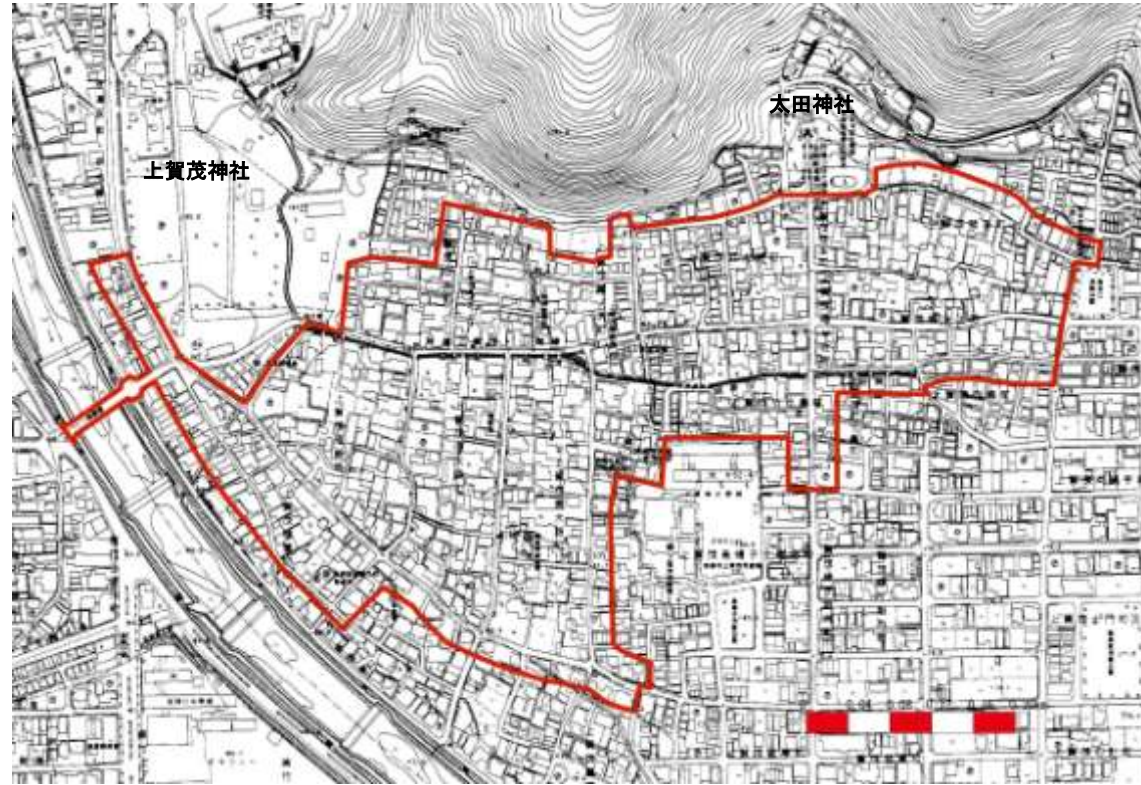


図4-19 重点区域図（上賀茂地区）

当地区は、上賀茂神社門前から^{みょうじんがわ}明神川周辺の地域から構成されている。

この地区は古代より信仰の対象であり平安京の地主神社であった、上賀茂神社を中心として発展した地域である。その門前に位置する^{しゃけ}社家町は、中世以降、賀茂六郷の中心にあつて、上賀茂神社に仕える神官の住居（社家）や農家が混在する町として、明神川沿いを中心に発展してきた。

この地区内の明神川をはじめとする水路は、上賀茂神社と結ばれる「神聖」なものであると同時に戦国期の動乱の中で、自衛施設として整備された「構」や「堀」のなごりである。近世までは生活用水、現代では「すぐき」をはじめとするこの地区の農業生産用の用水路でもある。また、道路は多くのT字路を有し、この地区の景観を豊かなものとしている。更に、明神川の清流や神宮寺山の緑などの豊かな自然環境を背景として土塀、薬医門や腕木門、土塀越しに見られる前庭の樹々により形成される通り景観、通りからこれらを介して望見できる社家の^{いのこさす}冢叔首による妻飾りや束と貫による妻飾り、農家の大屋根と深い軒、洗練された意匠の町家等が、ひなびた中にも厳しさを織り込んだ、まとまりのある界わい景観の特性を示している。

旧 (P260)

(4) 重点区域の名称：上賀茂地区
重点区域の面積：約23ha

ア 地区の設定

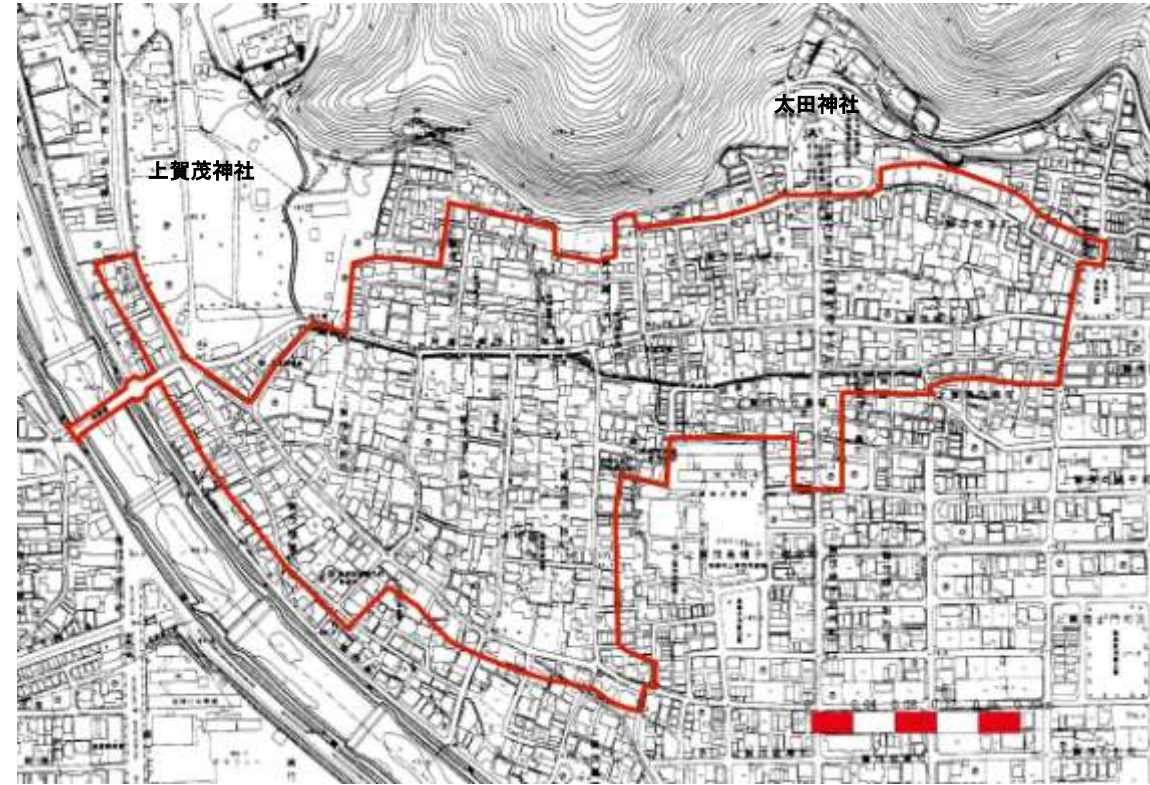


図4-19 重点区域図（上賀茂地区）

当地区は、上賀茂神社門前から^{みょうじんがわ}明神川周辺の地域から構成されている。

この地区は古代より信仰の対象であり平安京の地主神社であった、上賀茂神社を中心として発展した地域である。その門前に位置する^{しゃけ}社家町は、中世以降、賀茂六郷の中心にあつて、上賀茂神社に仕える神官の住居（社家）や農家が混在する町として、明神川沿いを中心に発展してきた。

この地区内の明神川をはじめとする水路は、上賀茂神社と結ばれる「神聖」なものであると同時に戦国期の動乱の中で、自衛施設として整備された「構」や「堀」のなごりである。近世までは生活用水、現代では「すぐき」をはじめとするこの地区の農業生産用の用水路でもある。また、道路は多くのT字路を有し、この地区の景観を豊かなものとしている。更に、明神川の清流や神宮寺山の緑などの豊かな自然環境を背景として土塀、薬医門や腕木門、土塀越しに見られる前庭の樹々により形成される通り景観、通りからこれらを介して望見できる社家の^{いのこさす}冢叔首による妻飾りや束と貫による妻飾り、農家の大屋根と深い軒、洗練された意匠の町家等が、ひなびた中にも厳しさを織り込んだ、まとまりのある界わい景観の特性を示している。

新 (P4-33)

毎年5月には、京都の三大祭りの一つであり王朝風俗の伝統が色濃く残る加茂社の祭礼、葵祭が行われる。葵祭に先立ち、さまざまな神事が執り行われ、祭当日には平安時代の装束に身を固め行列を行う「路頭の儀」や神社にて執り行われる「社頭の儀」等が、上賀茂神社の神聖な山や建造物、社家の町並みと一体となって、平安の昔を思わせる歴史的風致を形成している。また、葵祭と同じ日に今宮神社の祭礼である「やすらい祭」が行われる地区の一つであることでも知られており、歴史的な町並みと一体となって歴史的風致を形成している。

当地区の区域は、景観法や都市計画法に基づき定めた景観地区のうち、歴史遺産型美観地区（上賀茂郷界わい景観整備地区）に指定している区域と上賀茂神社の参道の意味合いが強い^{みその}御園橋の区域から成り、当該区域はこれらの区域界に基づき定めている。

この区域においては、第7章に記載している事業を展開する予定である。

具体的には、主なハード事業として、京都市の歴史的風致の重要な構成要素であり、地域内に多く存在している歴史的建造物の修理・修景事業と御園橋改修事業である。また、ソフト事業は、市域全域に関連する伝統産業や伝統文化の振興に関する事業を広く展開している。これらソフトの取組にハード事業の整備を併せて行うことにより、歴史的風致の維持向上を効果的に推進できることから、重点区域を設定している。

図省略

旧 (P261)

毎年5月には、京都の三大祭りの一つであり王朝風俗の伝統が色濃く残る加茂社の祭礼、葵祭が行われる。葵祭に先立ち、さまざまな神事が執り行われ、祭当日には平安時代の装束に身を固め行列を行う「路頭の儀」や神社にて執り行われる「社頭の儀」等が、上賀茂神社の神聖な山や建造物、社家の町並みと一体となって、平安の昔を思わせる歴史的風致を形成している。また、葵祭と同じ日に今宮神社の祭礼である「やすらい祭」が行われる地区の一つであることでも知られており、歴史的な町並みと一体となって歴史的風致を形成している。

当地区の区域は、景観法や都市計画法に基づき定めた景観地区のうち、歴史遺産型美観地区（上賀茂郷界わい景観整備地区）に指定している区域と上賀茂神社の参道の意味合いが強い御園橋の区域から成り、当該区域はこれらの区域界に基づき定めている。

この区域においては、第7章に記載している事業を展開する予定である。

具体的には、主なハード事業として、京都市の歴史的風致の重要な構成要素であり、地域内に多く存在している歴史的建造物の修理・修景事業と御園橋改修事業である。また、ソフト事業は、市域全域に関連する伝統産業や伝統文化の振興に関する事業を広く展開している。これらソフトの取組にハード事業の整備を併せて行うことにより、歴史的風致の維持向上を効果的に推進できることから、重点区域を設定している。

図省略

新 (P4-35)

エ 景観法, 市条例関連の指定物件等

当地区内に, 景観法に基づく景観重要建造物 1 件, 京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を 1 地区 (上賀茂郷地区) 指定している。

景観法, 市条例関連の京都市, 地区内の指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	6.4 件	1 件
界わい景観整備地区	7 地区	1 地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
5月	5日	競馬会神事<上賀茂神社>	
	15日	葵祭<京都御所・下鴨神社・上賀茂神社>	祇園祭, 時代祭と共に京都三大祭の一つ。平安朝の優美な古典行列が見られる。
	15日	やすらい花	

旧 (P263)

エ 景観法, 市条例関連の指定物件等

当地区内に, 景観法に基づく景観重要建造物 1 件, 京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を 1 地区 (上賀茂郷地区) 指定している。

景観法, 市条例関連の京都市, 地区内の指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	5.4 件	1 件
界わい景観整備地区	7 地区	1 地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
5月	5日	競馬会神事<上賀茂神社>	
	15日	葵祭<京都御所・下鴨神社・上賀茂神社>	祇園祭, 時代祭と共に京都三大祭の一つ。平安朝の優美な古典行列が見られる。
	15日	やすらい花	

新 (P5-1)

第5章 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

1 重点区域における都市計画との連携

(1) 高度地区

住環境の保全、自然環境や歴史的環境との調和、均整の取れた市街地景観の形成による京都の風土にふさわしい都市美の育成等を目的として、市街地の大半に高度地区を指定し、建築物の高さの最高限度等を都市計画で定めている。重点区域内では、全域に高度地区を指定している。

建築物の高さの最高限度については、10mから31mまで6段階で定めており、三方の山々との調和を図る低層の市街地においては10m、京町家との調和を図る市街地においては、京町家の町並みと違和感の少ない高さである15m、商業・業務の中心地区である都心部の幹線道路沿道においては31mというように、それぞれの地域の特性や土地利用等を勘案したものにしている。

特に歴史的市街地地区内の職住共存地区は、京町家の町並みが多く残り、その中では伝統的な暮らしや生業が営まれ、祇園祭をはじめとする伝統文化が継承されている。こういった京都らしいヒューマンスケールの都市空間の良さを継承するため、高さを15mとしている。

(2) 景観地区（美観地区及び美観形成地区）

京町家や近代洋風建築が残り歴史的風情を^{たまた}湛える地域、世界遺産をはじめとする歴史的資産及びその周辺地域、伝統産業の集積により特徴的な町並みが広がる地域などの良好な景観の維持向上を目的に美観地区を指定している。重点区域内では、風致地区を除くほぼ全域を美観地区に指定している。

また、美観地区のように良好な景観が既に形成されている地区以外で、美観地区に接する幹線道路沿道や優れた眺望景観の視点場のある通りなどを美観形成地区に指定し、新たに良好な市街地の景観の創出を図っている。重点区域内では、河原町通、御所から以西及び以北の丸太町通・今出川通・^{からすま}烏丸通や千本通等の幹線道路沿道を美観形成地区に指定している。

美観地区及び美観形成地区は、景観法に基づく景観地区として定めている。美観地区には6つの地区類型、美観形成地区には2つの地区類型を定め、それぞれについて地区の特性に合った「建築物等のデザイン基準」を都市計画で定めている。

このデザイン基準は、すべての地区に共通するデザイン基準（以下「共通基準」という。）と地区ごとのデザイン基準（以下「地区別基準」という。）から成り立っている。

共通基準では、屋根の色彩、塔屋等の高さ、主要な外壁に使用しない色彩（禁止色）、バルコニーの形状、建築設備の修景措置に係る基準などを定めている。また、地区別

旧 (P264)

第5章 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

1 重点区域における都市計画との連携

(1) 高度地区

住環境の保全、自然環境や歴史的環境との調和、均整の取れた市街地景観の形成による京都の風土にふさわしい都市美の育成等を目的として、市街地の大半に高度地区を指定し、建築物の高さの最高限度等を都市計画で定めている。重点区域内では、全域に高度地区を指定している。

建築物の高さの最高限度については、10mから31mまで6段階で定めており、三方の山々との調和を図る低層の市街地においては10m、京町家との調和を図る市街地においては、京町家の町並みと違和感の少ない高さである15m、商業・業務の中心地区である都心部の幹線道路沿道においては31mというように、それぞれの地域の特性や土地利用等を勘案したものにしている。

特に歴史的市街地地区内の職住共存地区は、京町家の町並みが多く残り、その中では伝統的な暮らしや生業が営まれ、祇園祭をはじめとする伝統文化が継承されている。こういった京都らしいヒューマンスケールの都市空間の良さを継承するため、高さを15mとしている。

(2) 景観地区（美観地区及び美観形成地区）

京町家や近代洋風建築が残り歴史的風情を^湛える地域、世界遺産をはじめとする歴史的資産及びその周辺地域、伝統産業の集積により特徴的な町並みが広がる地域などの良好な景観の維持向上を目的に美観地区を指定している。重点区域内では、風致地区を除くほぼ全域を美観地区に指定している。

また、美観地区のように良好な景観が既に形成されている地区以外で、美観地区に接する幹線道路沿道や優れた眺望景観の視点場のある通りなどを美観形成地区に指定し、新たに良好な市街地の景観の創出を図っている。重点区域内では、河原町通、御所から以西及び以北の丸太町通・今出川通・^{烏丸}通や千本通等の幹線道路沿道を美観形成地区に指定している。

美観地区及び美観形成地区は、景観法に基づく景観地区として定めている。美観地区には6つの地区類型、美観形成地区には2つの地区類型を定め、それぞれについて地区の特性に合った「建築物等のデザイン基準」を都市計画で定めている。

このデザイン基準は、すべての地区に共通するデザイン基準（以下「共通基準」という。）と地区ごとのデザイン基準（以下「地区別基準」という。）から成り立っている。

共通基準では、屋根の色彩、塔屋等の高さ、主要な外壁に使用しない色彩（禁止色）、バルコニーの形状、建築設備の修景措置に係る基準などを定めている。また、地区別

新 (P5-2)

れに屋根の形状や材料、軒庇の設置、道路からの壁面後退、門や塀等による通り景観に対する修景措置などを定めている。

景観地区内で建築行為などを行う場合は、これらの基準に関してあらかじめ市長の認定が必要となる。

なお、共通基準又は地区別基準に適合しない建築物や工作物でも、その形態意匠が特に優れていると認められるもの、公益上必要と認められるもので、良好な景観の形成に寄与するもの及び景観上支障をきたすおそれがないと認められるものについては、

第三者機関（京都市美観風致審議会）への^{しもん}諮問などにより、形態意匠等の制限を適用

しない、特例制度を設けている。

種別	特徴
山ろく型美観地区	山すその緑豊かな自然に調和した低層の建築物が立ち並び、良好な町並み景観を形成している地区
山並み背景型美観地区	背景となる山並みの緑と調和する屋根の形状等に配慮された建築物が立ち並び、良好な町並みの景観を形成している地区
岸辺型美観地区	良好な水辺の空間と調和した建築物等が立ち並び、趣のある岸辺の景観を形成している地区
旧市街地型美観地区	歴史的市街地内において、生活の中から生み出された特徴のある形態意匠を有する建築物が存し、趣のある町並みの景観を形成している地区
歴史遺産型美観地区	世界遺産や伝統的な建築物等によって趣のある町並みの景観を形成している地区
沿道型美観地区	趣のある沿道の景観を形成している地区及び主として中高層建築物が群として構成美を示し、沿道の景観を形成している地区
市街地型美観形成地区	既に市街地が形成されている地区で、良好な町並みの景観の創出を目的とする地区
沿道型美観形成地区	良好な沿道の景観の創出を目的とする地区

形態意匠の制限に係る共通基準（抜粋）

屋根の色彩に関するもの

- ・ 日本瓦及び平板瓦は、原則としていぶし銀とすること。
- ・ 銅板は、素材色又は緑青色とすること。
- ・ 銅板以外の金属板及びその他の屋根材は、原則として光沢のない濃い灰色、光沢のない黒とすること。

外壁の材料に関するもの

主要な外壁に使用する材料(ガラス及び自然素材を除く。)は、光沢のないものとすること。

バルコニーに関するもの

バルコニーを設ける場合は、インナーバルコニーとすること。ただし、低層建築物である場合又は公共の用に供する空地から望見できない場合は、この限りではない。

外壁の色彩に関するもの

主要な外壁には次の色彩(マンセル値による明度は定めない。)を使用しないこと。ただし、着色を施していない自然素材については、この限りでない。

- (1) R(赤)系の色相で、彩度が、6を越えるもの
- (2) YR(黄赤)系の色相で、彩度が、6を越えるもの<以下略>

門・塀・生け垣等に関するもの

公共の用に供する空地に面して、駐車場等の解放された空地又は自走式の駐車場や駐輪場等を設ける場合は、周囲の景観と調和する門、塀又は生け垣等を設置するなど、町並みの連続性に配慮すること。

旧 (P265)

れに屋根の形状や材料、軒庇の設置、道路からの壁面後退、門や塀等による通り景観に対する修景措置などを定めている。

景観地区内で建築行為などを行う場合は、これらの基準に関してあらかじめ市長の認定が必要となる。

なお、共通基準又は地区別基準に適合しない建築物や工作物でも、その形態意匠が特に優れていると認められるもの、公益上必要と認められるもので、良好な景観の形成に寄与するもの及び景観上支障をきたすおそれがないと認められるものについては、

第三者機関（京都市美観風致審議会）への^{諮問}などにより、形態意匠等の制限を適用

しない、特例制度を設けている。

種別	特徴
山ろく型美観地区	山すその緑豊かな自然に調和した低層の建築物が立ち並び、良好な町並み景観を形成している地区
山並み背景型美観地区	背景となる山並みの緑と調和する屋根の形状等に配慮された建築物が立ち並び、良好な町並みの景観を形成している地区
岸辺型美観地区	良好な水辺の空間と調和した建築物等が立ち並び、趣のある岸辺の景観を形成している地区
旧市街地型美観地区	歴史的市街地内において、生活の中から生み出された特徴のある形態意匠を有する建築物が存し、趣のある町並みの景観を形成している地区
歴史遺産型美観地区	世界遺産や伝統的な建築物等によって趣のある町並みの景観を形成している地区
沿道型美観地区	趣のある沿道の景観を形成している地区及び主として中高層建築物が群として構成美を示し、沿道の景観を形成している地区
市街地型美観形成地区	既に市街地が形成されている地区で、良好な町並みの景観の創出を目的とする地区
沿道型美観形成地区	良好な沿道の景観の創出を目的とする地区

形態意匠の制限に係る共通基準（抜粋）

屋根の色彩に関するもの

- ・ 日本瓦及び平板瓦は、原則としていぶし銀とすること。
- ・ 銅板は、素材色又は緑青色とすること。
- ・ 銅板以外の金属板及びその他の屋根材は、原則として光沢のない濃い灰色、光沢のない黒とすること。

外壁の材料に関するもの

主要な外壁に使用する材料(ガラス及び自然素材を除く。)は、光沢のないものとすること。

バルコニーに関するもの

バルコニーを設ける場合は、インナーバルコニーとすること。ただし、低層建築物である場合又は公共の用に供する空地から望見できない場合は、この限りではない。

外壁の色彩に関するもの

主要な外壁には次の色彩(マンセル値による明度は定めない。)を使用しないこと。ただし、着色を施していない自然素材については、この限りでない。

- (1) R(赤)系の色相で、彩度が、6を越えるもの
- (2) YR(黄赤)系の色相で、彩度が、6を越えるもの<以下略>

門・塀・生け垣等に関するもの

公共の用に供する空地に面して、駐車場等の解放された空地又は自走式の駐車場や駐輪場等を設ける場合は、周囲の景観と調和する門、塀又は生け垣等を設置するなど、町並みの連続性に配慮すること。

新 (P5-4)

(3) 風致地区

都市の自然景観を維持することによって都市全体の美しさを保全し、合わせて良好な生活環境を保持していくことを目的として、重点区域内では、東山の麓に位置する永観堂から南禅寺一帯や岡崎公園周辺、鴨川流域、船岡山や吉田山周辺、相国寺周辺等に風致地区を指定している。

(京都市風致地区条例)

第3章「2歴史的風致の維持向上に関するこれまでの取組」で述べているように、本市では、昭和5年(1930)に風致地区を指定、昭和45年に京都市風致地区条例を制定した。

風致地区における建物及び工作物の形態意匠に関する共通の基準(外壁や屋根等のデザイン基準)を風致地区条例施行規則で定めている。また、周辺の住環境や緑地のボリューム等の地区の特性に応じ、第1種地域から第5種地域までの種別に分類し、種別に応じた建物等の高さや建ぺい率の上限、敷地内の緑地の割合の下限等を定めている。

風致地区内で建物の新築や土地の形質の変更、木竹の伐採等の現状変更行為を行う場合には、あらかじめ市長の許可を受ける必要がある。

種別	特徴
第1種地域	山林又は溪谷が重要な要素となって、特に優れた自然的景観を有する地域
第2種地域	樹林地、池沼又は田園が重要な要素となって、優れた自然的景観を有する地域
第3種地域	趣のある建物等が重要な要素となって、優れた自然的景観を有する地域
第4種地域	趣のある建物等が重要な要素となって、良好な自然的景観を有する地域
第5種地域	趣のある建物等が重要な要素となって、自然的景観を有する地域
建物等の形態意匠に関する共通基準(抜粋)	
建物の屋根及び軒に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ こう配を有する屋根で建築物がすべて覆われていること。 ・ その他、屋根の形態、材料、色彩、軒の長さ等に関する基準。 建物の外壁に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁の表面の材料、色彩、3階の外壁の後退距離等に関する基準。 その他、工作物に関する基準等	

旧 (P267)

(3) 風致地区

都市の自然景観を維持することによって都市全体の美しさを保全し、合わせて良好な生活環境を保持していくことを目的として、重点区域内では、東山の麓に位置する永観堂から南禅寺一帯や岡崎公園周辺、鴨川流域、船岡山や吉田山周辺、相国寺周辺等に風致地区を指定している。

(京都市風致地区条例)

第3章「2歴史的風致の維持向上に関するこれまでの取組」で述べているように、本市では、昭和5年に風致地区を指定、昭和45年に京都市風致地区条例を制定した。

風致地区における建物及び工作物の形態意匠に関する共通の基準(外壁や屋根等のデザイン基準)を風致地区条例施行規則で定めている。また、周辺の住環境や緑地のボリューム等の地区の特性に応じ、第1種地域から第5種地域までの種別に分類し、種別に応じた建物等の高さや建ぺい率の上限、敷地内の緑地の割合の下限等を定めている。

風致地区内で建物の新築や土地の形質の変更、木竹の伐採等の現状変更行為を行う場合には、あらかじめ市長の許可を受ける必要がある。

種別	特徴
第1種地域	山林又は溪谷が重要な要素となって、特に優れた自然的景観を有する地域
第2種地域	樹林地、池沼又は田園が重要な要素となって、優れた自然的景観を有する地域
第3種地域	趣のある建物等が重要な要素となって、優れた自然的景観を有する地域
第4種地域	趣のある建物等が重要な要素となって、良好な自然的景観を有する地域
第5種地域	趣のある建物等が重要な要素となって、自然的景観を有する地域
建物等の形態意匠に関する共通基準(抜粋)	
建物の屋根及び軒に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ こう配を有する屋根で建築物がすべて覆われていること。 ・ その他、屋根の形態、材料、色彩、軒の長さ等に関する基準。 建物の外壁に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁の表面の材料、色彩、3階の外壁の後退距離等に関する基準。 その他、工作物に関する基準等	

新 (P5-5)

(4) 伝統的建造物群保存地区

(文化財保護法)(京都市伝統的建造物群保存地区条例)

第3章で述べているように、本市では、現在、4地区を指定しており、重点区域内では、嵯峨鳥居本地区を除く、産寧坂地区、祇園新橋地区、上賀茂地区の3地区が含まれている。

伝統的建造物群保存地区では、文化財保護法に基づき京都市伝統的建造物群保存地区条例を制定し、現状変更の規制その他その保存のための必要な措置を定め、伝統的建造物群保存地区内での建築物等の外観の変更や新築等、土地の形質の変更を行う場合は、あらかじめ市長の許可を受ける必要がある。

併せて、建築物等の修理、修景などの行為について必要な経費の一部を補助し、良好な町並みの保全を図っている。

旧 (P268)

(4) 伝統的建造物群保存地区

(文化財保護法)(京都市伝統的建造物群保存地区条例)

第3章で述べているように、本市では、現在、4地区を指定しており、重点区域内では、嵯峨鳥居本地区を除く、産寧坂地区、祇園新橋地区、上賀茂地区の3地区が含まれている。

伝統的建造物群保存地区では、文化財保護法に基づき京都市伝統的建造物群保存地区条例を制定し、現状変更の規制その他その保存のための必要な措置を定め、伝統的建造物群保存地区内での建築物等の外観の変更や新築等、土地の形質の変更を行う場合は、あらかじめ市長の許可を受ける必要がある。

併せて、建築物等の修理、修景などの行為について必要な経費の一部を補助し、良好な町並みの保全を図っている。

新 (P5-8)

2 重点区域における景観計画の活用

景観法の制定を受け、これまでの本市における景観施策を景観法の枠組に移行させるため、平成17年(2005)12月に京都市景観計画を策定した。更に、平成18年3月と同年11月の2次にわたる「時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会」(平成17年7月設置)からの答申を踏まえ、平成19年9月に計画の変更を行った。景観計画区域は約44,916ヘクタール(市域の約54%)で、重点区域の全域が景観計画区域に含まれている。

景観計画では、基本方針として、「自然と共生する景観形成」、「伝統文化の継承と新たな創造との調和を基調とする景観形成」、「“京都らしさ”を活かした個性ある多様な空間から構成される景観形成」、「都市の活力を生み出す景観形成」、「行政、市民、事業者等のパートナーシップによる景観形成」を掲げ、景観重要建造物の指定や自然・歴史的景観の保全、市街地景観の整備、眺望景観の創生、屋外広告物等に関する方針を定めている。これらの方針に基づき、今後とも良好な景観形成を図っていく。

主な項目	方針の概要
景観重要建造物の指定	歴史的な建造物及び伝統的な様式を有する建造物のうち、良好な景観の形成に重要と認められるものについて、積極的に指定を行う。
自然・歴史的景観の保全	(風致地区制度) 市内の緑豊かな山々と歴史的資産が集積する優れた自然景観や山すそに広がる緑豊かな住宅地を保全するため、制度を活用し、都市の風致の保全を図る。 (歴史的風土特別保存地区制度等) 数多くの歴史上重要な文化的資産が集中し、東山、北山、西山等を背景にして恵まれた自然環境と一体をなす山ろく部の特色ある歴史的風土を保存するため、制度を活用し、その保存を図る。
市街地景観の整備	(景観地区制度) 世界遺産をはじめとした歴史的資産周辺の地域、東山への眺望の前景となり数多くの歴史的資産が点在する鴨川から東の地域、西陣や伏見などの伝統産業の集積による特徴的な町並みが広がる地域に加えて、おおむね昭和初期に市街地が形成されていた北大路通、東大路通、九条通、西大路通に囲まれた地域及び伏見の旧市街地を、景観形成の重点地域と定め、景観法及び同法に基づく条例の認定制度を活用する。
眺望景観の創生	かけがえのない良好な眺望景観を保全、創出するとともに、将来の世代に継承するため、「京都市眺望景観創生条例」に基づき、眺望景観保全地域を指定し、現状変更行為に関する規制や新築等に関する制限を行い、眺望景観の保全・創出を図る。また眺望景観は、「公共の財産」であることを認識し、市民や事業者等の意識啓発に努めるとともに、市民等からの提案を受けて積極的に眺望景観の保全・創出を図る。
屋外広告物	歴史都市・京都に相応しい品格のある美しい都市景観の形成を図るため、京都市屋外広告物等に関する条例に基づき、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置について必要な制限を行う。

旧 (P271)

2 重点区域における景観計画の活用

景観法の制定を受け、これまでの本市における景観施策を景観法の枠組に移行させるため、平成17年(2005)12月に京都市景観計画を策定した。更に、平成18年3月と同年11月の2次にわたる「時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会」(平成17年7月設置)からの答申を踏まえ、平成19年9月に計画の変更を行った。景観計画区域は約44,916ヘクタール(市域の約54%)で、重点区域の全域が景観計画区域に含まれている。

景観計画では、基本方針として、「自然と共生する景観形成」、「伝統文化の継承と新たな創造との調和を基調とする景観形成」、「“京都らしさ”を活かした個性ある多様な空間から構成される景観形成」、「都市の活力を生み出す景観形成」、「行政、市民、事業者等のパートナーシップによる景観形成」を掲げ、景観重要建造物の指定や自然・歴史的景観の保全、市街地景観の整備、眺望景観の創生、屋外広告物等に関する方針を定めている。これらの方針に基づき、今後とも良好な景観形成を図っていく。

主な項目	方針の概要
景観重要建造物の指定	歴史的な建造物及び伝統的な様式を有する建造物のうち、良好な景観の形成に重要と認められるものについて、積極的に指定を行う。
自然・歴史的景観の保全	(風致地区制度) 市内の緑豊かな山々と歴史的資産が集積する優れた自然景観や山すそに広がる緑豊かな住宅地を保全するため、制度を活用し、都市の風致の保全を図る。 (歴史的風土特別保存地区制度等) 数多くの歴史上重要な文化的資産が集中し、東山、北山、西山等を背景にして恵まれた自然環境と一体をなす山ろく部の特色ある歴史的風土を保存するため、制度を活用し、その保存を図る。
市街地景観の整備	(景観地区制度) 世界遺産をはじめとした歴史的資産周辺の地域、東山への眺望の前景となり数多くの歴史的資産が点在する鴨川から東の地域、西陣や伏見などの伝統産業の集積による特徴的な町並みが広がる地域に加えて、おおむね昭和初期に市街地が形成されていた北大路通、東大路通、九条通、西大路通に囲まれた地域及び伏見の旧市街地を、景観形成の重点地域と定め、景観法及び同法に基づく条例の認定制度を活用する。
眺望景観の創生	かけがえのない良好な眺望景観を保全、創出するとともに、将来の世代に継承するため、「京都市眺望景観創生条例」に基づき、眺望景観保全地域を指定し、現状変更行為に関する規制や新築等に関する制限を行い、眺望景観の保全・創出を図る。また眺望景観は、「公共の財産」であることを認識し、市民や事業者等の意識啓発に努めるとともに、市民等からの提案を受けて積極的に眺望景観の保全・創出を図る。
屋外広告物	歴史都市・京都に相応しい品格のある美しい都市景観の形成を図るため、京都市屋外広告物等に関する条例に基づき、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置について必要な制限を行う。

新 (P5-10)

3 古都保存行政との連携

(古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法))

京都の三方の山並みやその山裾等の地域で歴史的に意義が高く景観上も重要な地域は歴史的風土保存区域に指定されており、その中でも特に重要な地域を歴史的風土特別保存地区に指定している。(前頁の図5-3『景観計画区域図(区域区分図)と重点区域』に区域を示している。)重点区域内では、歴史的風土保存区域として東山の南禅寺周辺に歴史的風土保存地区、歴史的風土特別保存地区を指定している。

歴史的風土保存区域では、それぞれの区域の特性に応じた歴史的風土保存計画が定められている。

これらの区域は歴史上意義を有する建造物、史跡等が恵まれた自然環境と一体をなした特色ある歴史的風土を形成しており、第3章で述べているように、市街地における歴史的風致と密接に関わるものである。

歴史的風土保存区域では、建物等の新築や宅地の造成、木竹の伐採等の現状変更行為については、あらかじめ市長への届出が必要であり、歴史的風土保存計画に反する行為を制限している。

歴史的風土特別保存地区では、優れた歴史的風土を保存するため、通常の維持管理行為以外の現状変更行為を厳しく規制しており、行為を行う際はあらかじめ市長の許可を受ける必要がある。また、この規制は大変厳しいため、土地利用に著しい支障をきたす場合には、土地所有者は、その土地を京都市に買い入れるよう求めることができる。

本市では、約282.5ha(平成24年度末現在)の歴史的風土特別保存地区の土地を買い入れている(寄付受納地を含む)。これらの買入地について適切な維持管理を行うとともに、その一部においては、市民や観光客が歴史的風土に親しむことができるよう施設整備を行い、歴史的風土の保存・活用に努めている。

旧 (P273)

3 古都保存行政との連携

(古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法))

京都の三方の山並みやその山裾等の地域で歴史的に意義が高く景観上も重要な地域は歴史的風土保存区域に指定されており、その中でも特に重要な地域を歴史的風土特別保存地区に指定している。(前頁の図5-3『景観計画区域図(区域区分図)と重点区域』に区域を示している。)重点区域内では、歴史的風土保存区域として東山の南禅寺周辺に歴史的風土保存地区、歴史的風土特別保存地区を指定している。

歴史的風土保存区域では、それぞれの区域の特性に応じた歴史的風土保存計画が定められている。

これらの区域は歴史上意義を有する建造物、史跡等が恵まれた自然環境と一体をなした特色ある歴史的風土を形成しており、第3章で述べているように、市街地における歴史的風致と密接に関わるものである。

歴史的風土保存区域では、建物等の新築や宅地の造成、木竹の伐採等の現状変更行為については、あらかじめ市長への届出が必要であり、歴史的風土保存計画に反する行為を制限している。

歴史的風土特別保存地区では、優れた歴史的風土を保存するため、通常の維持管理行為以外の現状変更行為を厳しく規制しており、行為を行う際はあらかじめ市長の許可を受ける必要がある。また、この規制は大変厳しいため、土地利用に著しい支障をきたす場合には、土地所有者は、その土地を京都市に買い入れるよう求めることができる。

本市では、約264.7ha(平成22年度末現在)の歴史的風土特別保存地区の土地を買い入れている(寄付受納地を含む)。これらの買入地について適切な維持管理を行うとともに、その一部においては、市民や観光客が歴史的風土に親しむことができるよう施設整備を行い、歴史的風土の保存・活用に努めている。

新 (P5-11)

4 重点区域における建築基準法との連携

(1) 京都市伝統的景観の保全に係る防火上の措置に関する条例

第3章で述べているように、平成14年(2002)に、伝統的な建築物に即した市独自の防火基準を定めた条例を制定し、防火・準防火地域の指定を解除することで、伝統的技法による修復等を可能にし、伝統的な町並みの保全を図っている。現在、歴史的市街地地区内の「祇園町南側地区」に適用している。

(2) 歴史的細街路の維持のための建築基準法第42条3項の活用

第3章で述べているように、平成18年3月に、建築基準法第42条第3項の規定を活用し、歴史的市街地地区内の「祇園町南側地区」において、防火対策などを講じることによって、細街路の拡幅義務を緩和し、京都らしい細街路の維持・継承に努めている。

5 重点区域における市条例との連携

(1) 京都市市街地景観整備条例

第3章で述べているように、昭和47年(1972)に京都市市街地景観条例を制定、その後、平成7年に京都市市街地景観整備条例に改定し、平成19年3月に大幅改正を行った。

歴史的景観を形成している建造物群が存する地域で、その景観を保全し、又は修景する必要があるものについては歴史的景観保全修景地区に指定している。現在は、祇園町南地区、祇園縄手・新門前地区、^{かみのきょうこかわ}上京小川地区の3地区を指定しており、全地区が重点区域内にある。また、まとまりのある景観の特性を示している市街地の地域で、市街地景観の整備を図る必要があるものについては界わい景観整備地区に指定している。現在、伏見南浜地区や上賀茂郷地区等、7地区を指定しており、西京極原地区を除く6地区が重点区域内にある。また、歴史的景観保全修景地区(3地区)及び界わい景観整備地区(7地区)は、歴史遺産型美観地区に指定している。

更に、歴史的な意匠を有し、かつ、地域における市街地景観の整備を図るうえで重要な要素となっていると認められる建築物又は工作物を歴史的意匠建造物に指定している。

(2) 京都市眺望景観創生条例

第3章で述べているように、京都の優れた眺望景観を創生するとともに、これらを将来の世代に継承するため、平成19年3月に京都市眺望景観創生条例を制定した。

旧 (P274)

4 重点区域における建築基準法との連携

(1) 京都市伝統的景観の保全に係る防火上の措置に関する条例

第3章で述べているように、平成14年に、伝統的な建築物に即した市独自の防火基準を定めた条例を制定し、防火・準防火地域の指定を解除することで、伝統的技法による修復等を可能にし、伝統的な町並みの保全を図っている。現在、歴史的市街地地区内の「祇園町南側地区」に適用している。

(2) 歴史的細街路の維持のための建築基準法第42条3項の活用

第3章で述べているように、平成18年3月に、建築基準法第42条第3項の規定を活用し、歴史的市街地地区内の「祇園町南側地区」において、防火対策などを講じることによって、細街路の拡幅義務を緩和し、京都らしい細街路の維持・継承に努めている。

5 重点区域における市条例との連携

(1) 京都市市街地景観整備条例

第3章で述べているように、昭和47年に京都市市街地景観条例を制定、その後、平成7年に京都市市街地景観整備条例に改定し、平成19年3月に大幅改正を行った。歴史的景観を形成している建造物群が存する地域で、その景観を保全し、又は修景する必要があるものについては歴史的景観保全修景地区に指定している。現在は、祇園町南地区、祇園縄手・新門前地区、上京小川地区の3地区を指定しており、全地区が重点区域内にある。また、まとまりのある景観の特性を示している市街地の地域で、市街地景観の整備を図る必要があるものについては界わい景観整備地区に指定している。現在、伏見南浜地区や上賀茂郷地区等、7地区を指定しており、西京極原地区を除く6地区が重点区域内にある。また、歴史的景観保全修景地区(3地区)及び界わい景観整備地区(7地区)は、歴史遺産型美観地区に指定している。

更に、歴史的な意匠を有し、かつ、地域における市街地景観の整備を図るうえで重要な要素となっていると認められる建築物又は工作物を歴史的意匠建造物に指定している。

(2) 京都市眺望景観創生条例

第3章で述べているように、京都の優れた眺望景観を創生するとともに、これらを将来の世代に継承するため、平成19年3月に京都市眺望景観創生条例を制定した。

第6章 文化財の保存及び活用に関する事項

第6章 文化財の保存及び活用に関する事項

1 京都市全体に関する事項

1 京都市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

歴史都市・京都は、古代から近代に至る長い歴史を有し、**殊**に平安遷都以来、日本の歴史の中心であり続けてきた。このため、各時代において、日本を代表する歴史的な遺産が生み出され、蓄積されてきた。神社仏閣や仏像・絵巻物など有形の文化財、伝統芸能や季節ごとの行事など無形の文化財、また美しい町並みと町家、緑豊かな自然や歴史を重ねた遺跡・名勝地などの記念物はどれもが日本文化の象徴ともいえるものである。将来にわたって、京都が日本はもとより世界の人々を魅了する個性に満ちあふれた都市であり続けるには、優れた文化財の保存と継承はもとより、この文化財が市民の暮らしに息づくことにより、市民に大きな生きる喜びをもたらす、京都のまち全体を活気に満ちたものとする必要がある。

歴史都市・京都は、古代から近代に至る長い歴史を有し、**殊**に平安遷都以来、日本の歴史の中心であり続けてきた。このため、各時代において、日本を代表する歴史的な遺産が生み出され、蓄積されてきた。神社仏閣や仏像・絵巻物など有形の文化財、伝統芸能や季節ごとの行事など無形の文化財、また美しい町並みと町家、緑豊かな自然や歴史を重ねた遺跡・名勝地などの記念物はどれもが日本文化の象徴ともいえるものである。将来にわたって、京都が日本はもとより世界の人々を魅了する個性に満ちあふれた都市であり続けるには、優れた文化財の保存と継承はもとより、この文化財が市民の暮らしに息づくことにより、市民に大きな生きる喜びをもたらす、京都のまち全体を活気に満ちたものとする必要がある。

そのため、本市としては、市民と共に京都が文化的、芸術的に世界の中でも格別の位置を占める都市であることを改めて認識したうえで、文化財の保存・活用に積極的に取り組むこととする。

そのため、本市としては、市民と共に京都が文化的、芸術的に世界の中でも格別の位置を占める都市であることを改めて認識したうえで、文化財の保存・活用に積極的に取り組むこととする。

とりわけ京都市内には、世界遺産「古都京都の文化財」14件が所在するのをはじめ、国指定文化財の全国比では、国宝で19.4%、重要文化財は14.5%を占め、国指定、市指定等を合わせると実に2,500件を超す文化財が集積している。

とりわけ京都市内には、世界遺産「古都京都の文化財」14件が所在するのをはじめ、国指定文化財の全国比では、国宝で19.4%、重要文化財は14.5%を占め、国指定、市指定等を合わせると実に2,500件を超す文化財が集積している。

質、量ともに充実した京都の文化財は、古代から近代に至るまで、各時代の遺産が重層的に存在していることも他地域に類例がなく、市街地の約3分の1は平安京跡を中心とした「周知の埋蔵文化財包蔵地」でもある。

質、量ともに充実した京都の文化財は、古代から近代に至るまで、各時代の遺産が重層的に存在していることも他地域に類例がなく、市街地の約3分の1は平安京跡を中心とした「周知の埋蔵文化財包蔵地」でもある。

これらの文化財は、京都にとって重要な歴史的な遺産であるとともに、日本の歴史や文化を理解するための遺産であり、また、日本人のアイデンティティーを示すものとして、国内外の人々を魅了し、多くの観光客を迎えている。

これらの文化財は、京都にとって重要な歴史的な遺産であるとともに、日本の歴史や文化を理解するための遺産であり、また、日本人のアイデンティティーを示すものとして、国内外の人々を魅了し、多くの観光客を迎えている。

こうした、文化財の保存と活用を図り、我が国の歴史、文化等の正しい理解に資するとともに、国民の文化的生活の向上に貢献することは私たちに課せられた責務と考える。このため、京都市では、文化財保護法及び昭和57年(1982)4月に施行した京都市文化財保護条例に基づき、文化財の保存と活用に努めている。

こうした、文化財の保存と活用を図り、我が国の歴史、文化等の正しい理解に資するとともに、国民の文化的生活の向上に貢献することは私たちに課せられた責務と考える。このため、京都市では、文化財保護法及び昭和57年4月に施行した京都市文化財保護条例に基づき、文化財の保存と活用に努めている。

京都市には、都心部等に約3万件存在するといわれる町家をはじめ多数の歴史的建造物が残っている。これまで、京都市近代化遺産調査(平成11～14年度)、京都府近代和風建築総合調査(平成18～20年度)などの調査を実施し、現存する歴史的建造物の把握に努めてきた。現在、実施されている京町家まちづくり調査などの調査により、未指定文化財の把握をさらに充実していく予定である。こうした

京都市には、都心部等に約3万件存在するといわれる町家をはじめ多数の歴史的建造物が残っている。これまで、京都市近代化遺産調査(平成11～14年度)、京都府近代和風建築総合調査(平成18～20年度)などの調査を実施し、現存する歴史的建造物の把握に努めてきた。現在、実施されている京町家まちづくり調査などの調査により、未指定文化財の把握をさらに充実していく予定である。こうした

新 (P6-2)

成果に基づき、京都市の歴史、文化等を理解するうえで重要なものを、市文化財として指定・登録し、その保存・活用を進めていく。

一方で、これらの文化財建造物の多くは伝統的な技術によって作り出されたものであり、それら技術の継承が、文化財建造物の保存には不可欠である。このため、京都市では、文化財の保存技術の継承を目的として、平成15年(2003)に京都市文化財建造物保存技術研修センターを設置している。同施設を拠点として、各種団体と連携することにより、^{ひわだぶき}檜皮葺をはじめとした屋根葺、畳製作、建具製作、漆塗り等の保存技術について、職人の技能研修、一般への普及啓発事業を実施している。今後こうした取組みを推進することにより、文化財保存技術の継承に努めていく。

また、京都にとって重要な歴史的な遺産として、祇園祭や京都五山送り火などの民俗文化財があげられる。祇園祭については、国庫補助事業によって山鉦などの有形民俗文化財の保存・修理事業を行うとともに、京都府や関係機関とともに祭礼の執行に助成を行い、その保存、継承を図っている。五山送り火の執行に対しても、その保存・継承のために助成を行っている。こうした代表的事例の他、京都の地域性を有する無形文化について、映像等による記録保存などを通じて、保存、継承を図っていく。

これらの多くの文化財は、歴史的風致を形成する重要な構成要素でもあり、歴史的風致の維持及び向上を図るため所有者、市民と共に積極的な保存・活用を図る。また、文化財の活用に当たっては、あくまでも文化財の保護を前提とすることから、保護の為の必要事項を予め定め、調整を図る必要がある。

本来であれば、個々の文化財の保存管理計画、整備計画が必要ではあるが、現状ではそこまでは至っていない。今後、個々の文化財の性格を見定めたくうえで、可能な限り保存管理計画、整備計画を作成することとしており、それまでの間は、関係法令等に基づいて適切な文化財の保存・活用を行うものとする。

また、これまで、文化財指定等をしているものについては、文化財保護法及び京都府・京都市文化財保護条例に基づき、保存と活用に努めているが、指定等をしていない文化財についても積極的に文化財的な価値調査を行い、指定・登録を推進するとともに、その保存と活用に努める。

さらに、京都における歴史的風致の重要な構成要素である京町家について、「京町家まちづくり調査」を行い、その調査結果を踏まえながら景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の指定を推進し、更には、年々減少する京町家の保全に関し、民間事業者等による京町家の活用を推進するため、「京町家を活用したい人」、「京町家に住みたい人」と「京町家を残していきたい所有者」の需要と供給のマッチング

旧 (P280)

成果に基づき、京都市の歴史、文化等を理解するうえで重要なものを、市文化財として指定・登録し、その保存・活用を進めていく。

一方で、これらの文化財建造物の多くは伝統的な技術によって作り出されたものであり、それら技術の継承が、文化財建造物の保存には不可欠である。このため、京都市では、文化財の保存技術の継承を目的として、平成15年に京都市文化財建造物保存技術研修センターを設置している。同施設を拠点として、各種団体と連携することにより、檜皮葺をはじめとした屋根葺、畳製作、建具製作、漆塗り等の保存技術について、職人の技能研修、一般への普及啓発事業を実施している。今後こうした取組みを推進することにより、文化財保存技術の継承に努めていく。

また、京都にとって重要な歴史的な遺産として、祇園祭や京都五山送り火などの民俗文化財があげられる。祇園祭については、国庫補助事業によって山鉦などの有形民俗文化財の保存・修理事業を行うとともに、京都府や関係機関とともに祭礼の執行に助成を行い、その保存、継承を図っている。五山送り火の執行に対しても、その保存・継承のために助成を行っている。こうした代表的事例の他、京都の地域性を有する無形文化について、映像等による記録保存などを通じて、保存、継承を図っていく。

これらの多くの文化財は、歴史的風致を形成する重要な構成要素でもあり、歴史的風致の維持及び向上を図るため所有者、市民と共に積極的な保存・活用を図る。また、文化財の活用に当たっては、あくまでも文化財の保護を前提とすることから、保護の為の必要事項を予め定め、調整を図る必要がある。

本来であれば、個々の文化財の保存管理計画、整備計画が必要ではあるが、現状ではそこまでは至っていない。今後、個々の文化財の性格を見定めたくうえで、可能な限り保存管理計画、整備計画を作成することとしており、それまでの間は、関係法令等に基づいて適切な文化財の保存・活用を行うものとする。

また、これまで、文化財指定等をしているものについては、文化財保護法及び京都府・京都市文化財保護条例に基づき、保存と活用に努めているが、指定等をしていない文化財についても積極的に文化財的な価値調査を行い、指定・登録を推進するとともに、その保存と活用に努める。

さらに、京都における歴史的風致の重要な構成要素である京町家について、「京町家まちづくり調査」を行い、その調査結果を踏まえながら景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の指定を推進し、更には、年々減少する京町家の保全に関し、民間事業者等による京町家の活用を推進するため、「京町家を活用したい人」、「京町家に住みたい人」と「京町家を残していきたい所有者」の需要と供給のマッチング

新 (P6—3)

を図る新たな仕組みづくりの検討などを図っていく。

(2) 文化財の修理に関する方針

京都に残る文化財建造物の多くは、植物性材料によるものであり、日常の管理を適正に行い、一定のサイクルで修理を実施することが、保存のために重要である。京都の国宝・重要文化財及び京都府文化財保護条例に基づく府指定・登録文化財の修理は、京都府教育庁文化財保護課が管轄し、同課に所属する文化財保護技師、伝統的な木工技術を持つ職人が担当している。国の指定等文化財の修理については、建造物の歴史や技法についての調査を踏まえ、文化財保護法に基づいて適切に実施する。必要に応じて、審議会や学術経験者等による修理委員会等に意見を諮り、また、関係機関と連携して実施することとなっている。

京都市が所有または管理団体になっている国指定の文化財及び京都市文化財保護条例に基づく、指定・登録文化財の修理指導は京都府の協力を得ながら、本市の文化財保護技師が行っている。近年では、国庫補助事業として、京都市が管理団体となっている岩倉具視幽棲旧宅（国指定史跡）の保存修理事業（平成21～23年度）を実施している。

また、京都市指定・登録文化財については、本市において修理等に関する指導・助言を行うと共に、修理や維持管理に必要な費用の一部を京都市が補助し、その保存を図っている。【市指定文化財等助成事業】（昭和57年～）

この他、民俗文化財では、国庫補助事業として、祇園祭山鉾（国指定重要有形民俗文化財）の修理を実施している（昭和37年～）。

さらに、市内に所在する多くの未指定文化財についても、今後とも積極的に調査を実施すると共に、未指定ではあっても文化財としての価値が認められるものの修理については、有識者の指導の意見を聞きながら、京都市文化観光資源保護基金を財源とする助成（文化観光資源保護事業）をこれまで以上に充実させて行く。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

●収蔵・活用施設

京都市は、平安京に関するものをはじめとする膨大な考古資料を所有している。このため、展示施設として京都市考古資料館、及び9ヶ所の収蔵施設を設置している。

埋蔵文化財の収蔵スペースの不足がこれまで課題となっていたが、平成20年には伏見^{みづたれ}水垂収蔵庫を新設し、収蔵機能が大きく改善された。

収蔵施設に収蔵された埋蔵文化財のうち、重要なものを一般に公開し、普及啓発を図る施設として、京都市考古資料館を設置している。同館では、常設展示の他、

旧 (P280—281)

を図る新たな仕組みづくりの検討などを図っていく。

(2) 文化財の修理に関する方針

京都に残る文化財建造物の多くは、植物性材料によるものであり、日常の管理を適正に行い、一定のサイクルで修理を実施することが、保存のために重要である。京都の国宝・重要文化財及び京都府文化財保護条例に基づく府指定・登録文化財の修理は、京都府教育庁文化財保護課が管轄し、同課に所属する文化財保護技師、伝統的な木工技術を持つ職人が担当している。国の指定等文化財の修理については、建造物の歴史や技法についての調査を踏まえ、文化財保護法に基づいて適切に実施する。必要に応じて、審議会や学術経験者等による修理委員会等に意見を諮り、また、関係機関と連携して実施することとなっている。

京都市が所有または管理団体になっている国指定の文化財及び京都市文化財保護条例に基づく、指定・登録文化財の修理指導は京都府の協力を得ながら、本市の文化財保護技師が行っている。近年では、国庫補助事業として、京都市が管理団体となっている岩倉具視幽棲旧宅（国指定史跡）の保存修理事業（平成21～23年度）を実施している。

また、京都市指定・登録文化財については、本市において修理等に関する指導・助言を行うと共に、修理や維持管理に必要な費用の一部を京都市が補助し、その保存を図っている。【市指定文化財等助成事業】（昭和57年～）

この他、民俗文化財では、国庫補助事業として、祇園祭山鉾（国指定重要有形民俗文化財）の修理を実施している（昭和37年～）。

さらに、市内に所在する多くの未指定文化財についても、今後とも積極的に調査を実施すると共に、未指定ではあっても文化財としての価値が認められるものの修理については、有識者の指導の意見を聞きながら、京都市文化観光資源保護基金を財源とする助成（文化観光資源保護事業）をこれまで以上に充実させて行く。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

●収蔵・活用施設

京都市は、平安京に関するものをはじめとする膨大な考古資料を所有している。このため、展示施設として京都市考古資料館、及び9ヶ所の収蔵施設を設置している。

埋蔵文化財の収蔵スペースの不足がこれまで課題となっていたが、平成20年には伏見水垂収蔵庫を新設し、収蔵機能が大きく改善された。

収蔵施設に収蔵された埋蔵文化財のうち、重要なものを一般に公開し、普及啓発を図る施設として、京都市考古資料館を設置している。同館では、常設展示の他、

新 (P6-4)

特別展示 (年1回)、速報展を行っている。また、文化財講座 (年9回) を開催し、市民向けの普及啓発活動を進めている。

また、埋蔵文化財収蔵庫については、単に遺物を収蔵する施設に終わらせることのないよう、一般に公開し、市民がより良く理解できるような施設に改善していく。

琵琶湖疏水記念館では、国指定史跡である琵琶湖疏水に関する資料を収蔵し、常設展示を行っている他、調査成果を紹介する企画展示を定期的に行っている。

●文化財建造物等の一般公開及び展示施設への活用

京都市学校歴史博物館では、京都市内の旧番組小学校に伝わる歴史資料、美術工芸品を収蔵し、一般に公開している。同施設には、明治初期の番組小学校遺構である旧成徳小学校玄関車寄 (国登録文化財) が移築されている。

本市が所有あるいは管理している建造物、遺跡・名勝地の保存・活用施設として

は、二条城 (国指定重要文化財 (建造物))、^{むりんあん}無鄰庵庭園 (国指定名勝)、旧柳原銀行 (京都市登録建造物) 等があり、いずれも常時一般公開されている。二条城では、建造物の公開の他、障壁画を収蔵する収蔵施設を整備し、一般公開を行っている。

遺跡の整備事例としては、天皇の杜古墳、^{かたぎはら}檜原廃寺跡 (ともに国指定史跡) 等において復元整備を実施し、一般に公開している。

この他、京都市は、国指定有形民俗文化財である祇園祭山鉦の収蔵施設を設置し、地元町内において収蔵することが不可能な11の山鉦町の山鉦部材を収めている。

今後は、これらの施設の積極的な公開を図っていく。

●文化財の案内施設

京都市では、これまで京都市文化財保護条例による指定・登録等文化財等について、説明板を設置しており、現状で約200ヶ所において整備されている。今後も新規の指定・登録等物件について引き続き整備していく方針である。

また、指定・登録文化財以外の歴史的建造物や記念物については、文化財の理解に加え観光振興の観点からも、説明板を設置している。

文化財の存在と、その価値を正しく理解することが、その保存・活用のためには不可欠であることから、現地でその内容が容易に理解できるよう説明板の設置や、関連する文化財情報を発信する情報掲示板の充実をこれまで以上に図っていく。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の価値を保全するためには、それ自身の保存のみではなく、その周辺環境

旧 (P281-282)

特別展示 (年1回)、速報展を行っている。また、文化財講座 (年9回) を開催し、市民向けの普及啓発活動を進めている。

また、埋蔵文化財収蔵庫については、単に遺物を収蔵する施設に終わらせることのないよう、一般に公開し、市民がより良く理解できるような施設に改善していく。

琵琶湖疏水記念館では、国指定史跡である琵琶湖疏水に関する資料を収蔵し、常設展示を行っている他、調査成果を紹介する企画展示を定期的に行っている。

●文化財建造物等の一般公開及び展示施設への活用

京都市学校歴史博物館では、京都市内の旧番組小学校に伝わる歴史資料、美術工芸品を収蔵し、一般に公開している。同施設には、明治初期の番組小学校遺構である旧成徳小学校玄関車寄 (国登録文化財) が移築されている。

本市が所有あるいは管理している建造物、遺跡・名勝地の保存・活用施設としては、二条城 (国指定重要文化財 (建造物))、^{むりんあん}無鄰庵庭園 (国指定名勝)、旧柳原銀行 (京都市登録建造物) 等があり、いずれも常時一般公開されている。二条城では、建造物の公開の他、障壁画を収蔵する収蔵施設を整備し、一般公開を行っている。遺跡の整備事例としては、天皇の杜古墳、^{かたぎはら}檜原廃寺跡 (ともに国指定史跡) 等において復元整備を実施し、一般に公開している。

この他、京都市は、国指定有形民俗文化財である祇園祭山鉦の収蔵施設を設置し、地元町内において収蔵することが不可能な11の山鉦町の山鉦部材を収めている。

今後は、これらの施設の積極的な公開を図っていく。

●文化財の案内施設

京都市では、これまで京都市文化財保護条例による指定・登録等文化財等について、説明板を設置しており、現状で約200ヶ所において整備されている。今後も新規の指定・登録等物件について引き続き整備していく方針である。

また、指定・登録文化財以外の歴史的建造物や記念物については、文化財の理解に加え観光振興の観点からも、説明板を設置している。

文化財の存在と、その価値を正しく理解することが、その保存・活用のためには不可欠であることから、現地でその内容が容易に理解できるよう説明板の設置や、関連する文化財情報を発信する情報掲示板の充実をこれまで以上に図っていく。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の価値を保全するためには、それ自身の保存のみではなく、その周辺環境

新 (P6—5)

の保全・整備が不可欠である。他都市に比較して、京都には多数の歴史的建造物が残されており、それらが大きな面的広がり形成している点の特筆すべき特徴としてあげられる。このため、景観の保全施策やまちづくりに関する施策と、文化財保護政策との連携により、文化財の周辺環境を保全することが、京都における歴史的風致の保全にとって重要である。景観規制区域は、世界遺産「古都京都の文化財」のバッファゾーンにも設定されている。

京都の文化財は東山、西山などの周辺部や、歴史的市街地である中心部を中心に分布している。前者については、歴史的風土保存特別保存地区、歴史的風土保存区域、風致地区などによって、周辺環境の保全が図られている。

また、後者の中心市街地については、これまで京都市市街地景観整備条例に基づく、界わい景観整備地区、歴史的景観保全修景地区などの政策を実施し、その周辺環境の整備を図ってきた。さらに、これまでの景観政策を転換し、規制強化を含む総合的な景観政策として、地域の特性を踏まえた建築物の高さ規制やデザイン規制、眺望景観の保全、屋外広告物対策、歴史的建造物の保全を柱とした新景観政策を平成19年9月から実施し、景観重要建造物の指定も進めている。今後、景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の指定を推進することに加え、年々減少する町家の保全に関する新たなしくみづくりの検討などを図ることによって、文化財の周辺環境の保全を進めていく。

(5) 文化財の防災に関する方針

京都市では、「京都市地域防災計画」を策定しており、この中で文化財に関して、一般災害対策、震災対策の両面において、それぞれ応急対策についてのマニュアルを作成している。

平時における防災設備等の整備については、国宝・重要文化財への防災設備の設置が、文化庁の国庫補助事業として進められており、京都市も国や京都府と連携しながら同事業を進めて行く。また、京都市の文化財保護条例による市指定文化財については、防災設備設置への助成制度により防災事業を進めている。

文化財周辺の防災事業として、東山区清水地区において、文化財とその周辺を守る防災水利整備事業を進めている。

京都市消防局は、文化財の関係者と地域住民が相互に協力して文化財を守るという理念に基づき、「文化財市民レスキュー体制」を整備している。これは、日常における防火対策、災害発生時における初期活動に関して、文化財所有者と地域住民が協力を行う体制をあらかじめ整備しておくもので、現在、市内237ヶ所（平成25年2月）において体制が構築されている。

旧 (P282—283)

の保全・整備が不可欠である。他都市に比較して、京都には多数の歴史的建造物が残されており、それらが大きな面的広がり形成している点の特筆すべき特徴としてあげられる。このため、景観の保全施策やまちづくりに関する施策と、文化財保護政策との連携により、文化財の周辺環境を保全することが、京都における歴史的風致の保全にとって重要である。景観規制区域は、世界遺産「古都京都の文化財」のバッファゾーンにも設定されている。

京都の文化財は東山、西山などの周辺部や、歴史的市街地である中心部を中心に分布している。前者については、歴史的風土保存特別保存地区、歴史的風土保存区域、風致地区などによって、周辺環境の保全が図られている。

また、後者の中心市街地については、これまで京都市市街地景観整備条例に基づく、界わい景観整備地区、歴史的景観保全修景地区などの政策を実施し、その周辺環境の整備を図ってきた。さらに、これまでの景観政策を転換し、規制強化を含む総合的な景観政策として、地域の特性を踏まえた建築物の高さ規制やデザイン規制、眺望景観の保全、屋外広告物対策、歴史的建造物の保全を柱とした新景観政策を平成19年9月から実施し、景観重要建造物の指定も進めている。今後、景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の指定を推進することに加え、年々減少する町家の保全に関する新たなしくみづくりの検討などを図ることによって、文化財の周辺環境の保全を進めていく。

(5) 文化財の防災に関する方針

京都市では、「京都市地域防災計画」を策定しており、この中で文化財に関して、一般災害対策、震災対策の両面において、それぞれ応急対策についてのマニュアルを作成している。

平時における防災設備等の整備については、国宝・重要文化財への防災設備の設置が、文化庁の国庫補助事業として進められており、京都市も国や京都府と連携しながら同事業を進めて行く。また、京都市の文化財保護条例による市指定文化財については、防災設備設置への助成制度により防災事業を進めている。

文化財周辺の防災事業として、東山区清水地区において、文化財とその周辺を守る防災水利整備事業を進めている。

京都市消防局は、文化財の関係者と地域住民が相互に協力して文化財を守るという理念に基づき、「文化財市民レスキュー体制」を整備している。これは、日常における防火対策、災害発生時における初期活動に関して、文化財所有者と地域住民が協力を行う体制をあらかじめ整備しておくもので、現在、市内236ヶ所（平成23年2月）において体制が構築されている。

新 (P6-8)

造物の保存活用を図る活動を行っている。こうしたNPOによる活動は、財団法人京都市景観・まちづくりセンターによってネットワーク化されている。

京都市では、こうした団体との連携を模索しており、平成20年度からは、NPO法人古材文化の会と協働して、「京都市文化財マネージャー」制度を発足させた。また、市民にボランティアとして文化財保護の活動に関わっていただく「みやこ文化財愛護委員」を創設し、研修会等の育成事業を行っている。

また、財団法人日本ナショナルトラストは、駒井家住宅（京都市指定文化財）を所有し、同建物を保存管理するとともに、建物を活用した様々な活動を行っている。この他、町家をはじめとする伝統的木造建築を手掛ける職人の団体として、京町家作事組がある。

2 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

京都市が所管する二条城は、多数の国指定文化財を擁し、世界遺産「古都京都の文化財」の遺産を構成しており、重点区域の核となるものである。このため、京都市では、平成18年度から22年度において、二条城の建造物の破損状況や耐震強度等の調査を実施し、修理の基本計画を策定した。平成23年度より、学識委員の指導のもと、本格的修理に着手する。この一環として、20年度において、文化財建造物の修理技師を2名増員し、維持管理及び保存修理の体制を整備している。

二条城をはじめ重点区域内の文化財建造物の多くは伝統的な技術が用いられており、それら技術の継承を図っていくことが必要である。このため、京都市文化財建造物保存技術研修センターを拠点として、各種団体と連携することにより、檜皮葺をはじめとした屋根葺、畳製作、建具製作、漆塗り等の保存技術について職人の技能研修を行い、文化財保存技術の継承に努めていく。

重点区域内における代表的かつシンボリックな無形文化として、祇園祭があげられる。祇園祭の保存、継承のため、国庫補助事業として山鉦などの保存、修理を行う他、京都府や関係機関とともに、祭礼の執行に対する助成を行い、その保存、継承を図っていく。

また、祇園祭は「京都祇園祭りの山鉦行事」として平成21年(2009)9月にユネスコ(国際連合教育科学文化機関)の「無形文化遺産の保護に関する条約」に基づく無形文化遺産の登録(「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載)が決定されたことをうけて、平成21年度には市民的な機運を高めることを目的として、「祇園祭」や無形文化遺産に関するフォーラムや講演会等を実施する【「祇園祭」世界無形文化遺産登録準備事業】(平成20年～)。

旧 (P285-286)

造物の保存活用を図る活動を行っている。こうしたNPOによる活動は、財団法人京都市景観・まちづくりセンターによってネットワーク化されている。

京都市では、こうした団体との連携を模索しており、平成20年度からは、NPO法人古材文化の会と協働して、「京都市文化財マネージャー」制度を発足させた。また、市民にボランティアとして文化財保護の活動に関わっていただく「みやこ文化財愛護委員」を創設し、研修会等の育成事業を行っている。

また、財団法人日本ナショナルトラストは、駒井家住宅（京都市指定文化財）を所有し、同建物を保存管理するとともに、建物を活用した様々な活動を行っている。この他、町家をはじめとする伝統的木造建築を手掛ける職人の団体として、京町家作事組がある。

2 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

京都市が所管する二条城は、多数の国指定文化財を擁し、世界遺産「古都京都の文化財」の遺産を構成しており、重点区域の核となるものである。このため、京都市では、平成18年度から22年度において、二条城の建造物の破損状況や耐震強度等の調査を実施し、修理の基本計画を策定した。平成23年度より、学識委員の指導のもと、本格的修理に着手する。この一環として、20年度において、文化財建造物の修理技師を2名増員し、維持管理及び保存修理の体制を整備している。

二条城をはじめ重点区域内の文化財建造物の多くは伝統的な技術が用いられており、それら技術の継承を図っていくことが必要である。このため、京都市文化財建造物保存技術研修センターを拠点として、各種団体と連携することにより、檜皮葺をはじめとした屋根葺、畳製作、建具製作、漆塗り等の保存技術について職人の技能研修を行い、文化財保存技術の継承に努めていく。

重点区域内における代表的かつシンボリックな無形文化として、祇園祭があげられる。祇園祭の保存、継承のため、国庫補助事業として山鉦などの保存、修理を行う他、京都府や関係機関とともに、祭礼の執行に対する助成を行い、その保存、継承を図っていく。

また、祇園祭は「京都祇園祭りの山鉦行事」として平成21年9月にユネスコ(国際連合教育科学文化機関)の「無形文化遺産の保護に関する条約」に基づく無形文化遺産の登録(「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載)が決定されたことをうけて、平成21年度には市民的な機運を高めることを目的として、「祇園祭」や無形文化遺産に関するフォーラムや講演会等を実施する【「祇園祭」世界無形文化遺産登録準備事業】(平成20年～)。

新 (P6—9)

重点区域内には多くの各種指定文化財が存在するが、これら文化財の今後の保存・活用に関しては、文化財保護法をはじめ、京都市景観計画、京都市市街地景観整備条例等の関係法令に基づいて適切に対応を図りながら、積極的に押し進めていく。

また、平成21年度より、国庫補助事業として、「京都岡崎の文化的景観」の調査検討事業に着手している。

(2) 文化財の修理に関する具体的な計画

重要文化財建造物等の保存・活用のための基本方策

重点区域内には、数多くの重要文化財建造物等が存在するが、重要文化財及びその他の文化財については今後とも積極的に整備し、保存・活用を図っていく方針であるが、この事業を進めるにあたっては、文化財保護法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、関係機関、有識者等の指導の基に、訪れた人々が、地域ごとに特色のある多様な歴史的風致を感じ取れるように心がける。

その中でも代表的なものと、その他の重点区域で核となる重要文化財建造物等の保存・活用のための基本方策を次のとおりとする。

●伝統的建造物群保存地区

京都市内には4地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、このうち、さんねいざか**産寧坂**地区、祇園新橋地区、上賀茂地区の3地区が重点地域内に位置する。重要伝統的建造物群保存地区では、伝統的建造物群を維持していると認められる建造物その他の工作物を伝統的建造物に定め、伝統的建造物群と一体を成す環境を保存するために特に必要と認められるものを環境物件として定めている。

伝統的建造物及び環境物件については、主としてその外観を維持するため復原的な修理を行う。伝統的建造物以外の建築物等については、保存計画に定められた基準に従って、周囲の伝統的建造物の特性と調和するよう修景を進めていく。その他、当地区の保存のため必要な施設及び設備並びに電線共同溝の整備や架空線整理、電柱・共用照明柱等の美装化など無電柱化等事業を推進していく。

環境の整備を行うとともに地区の保存のため必要と認められるときは、建造物等及び環境物件の修理、修景等に要する経費の一部について、補助金交付規則により補助している。【伝統的建造物群保存事業（支援事業：国宝重要文化財等整備費補助金、文化庁）】（昭和51年～）

なお、地区内の建造物の新築等には市長の許可が必要である。

旧 (P286—287)

重点区域内には多くの各種指定文化財が存在するが、これら文化財の今後の保存・活用に関しては、文化財保護法をはじめ、京都市景観計画、京都市市街地景観整備条例等の関係法令に基づいて適切に対応を図りながら、積極的に押し進めていく。

また、平成21年度より、国庫補助事業として、「京都岡崎の文化的景観」の調査検討事業に着手している。

(2) 文化財の修理に関する具体的な計画

重要文化財建造物等の保存・活用のための基本方策

重点区域内には、数多くの重要文化財建造物等が存在するが、重要文化財及びその他の文化財については今後とも積極的に整備し、保存・活用を図っていく方針であるが、この事業を進めるにあたっては、文化財保護法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、関係機関、有識者等の指導の基に、訪れた人々が、地域ごとに特色のある多様な歴史的風致を感じ取れるように心がける。

その中でも代表的なものと、その他の重点区域で核となる重要文化財建造物等の保存・活用のための基本方策を次のとおりとする。

●伝統的建造物群保存地区

京都市内には4地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、このうち、**産寧坂**地区、祇園新橋地区、上賀茂地区の3地区が重点地域内に位置する。重要伝統的建造物群保存地区では、伝統的建造物群を維持していると認められる建造物その他の工作物を伝統的建造物に定め、伝統的建造物群と一体を成す環境を保存するために特に必要と認められるものを環境物件として定めている。

伝統的建造物及び環境物件については、主としてその外観を維持するため復原的な修理を行う。伝統的建造物以外の建築物等については、保存計画に定められた基準に従って、周囲の伝統的建造物の特性と調和するよう修景を進めていく。その他、当地区の保存のため必要な施設及び設備並びに電線共同溝の整備や架空線整理、電柱・共用照明柱等の美装化など無電柱化等事業を推進していく。

環境の整備を行うとともに地区の保存のため必要と認められるときは、建造物等及び環境物件の修理、修景等に要する経費の一部について、補助金交付規則により補助している。【伝統的建造物群保存事業（支援事業：国宝重要文化財等整備費補助金、文化庁）】（昭和51～）

なお、地区内の建造物の新築等には市長の許可が必要である。

新 (P6-11)

●^{とりやき}鳥彌三修理事業

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業として鳥彌三（国登録）の建物全体の構造補強と、併せて行う屋根・外壁等の修理について助成を行う。

（事業予定年度） 平成21年～平成23年

●山中油店修理事業

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業として山中油店（国登録）の店舗の構造補強を行う。

（事業予定年度） 平成22年～平成23年

●^{うるんざ}胡乱座修理事業

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業として胡乱座（国登録）主屋の大屋根の修理と、併せて行う外壁等の修理を行う。また、離れの大屋根の修理も順次行っていく。

（事業予定年度） 平成21年～平成23年

●京都市指定登録文化財修理等助成事業

第7章 (P.325) 参照

●伝統的建造物群保存事業

第7章 (P.325～P.326) 参照

●歴史的町並み再生事業

第7章 (P.327～P.338) 参照

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

●文化財展示施設

文化財の展示施設として、京都市考古資料館がある。同館は、京都市内の遺跡から発掘された埋蔵文化財資料のうち、特に重要なものを展示するため、昭和54年に開設された施設である。常設展示とともに、特別展示（年1回）と、重要な発掘成果が得られた際に速報展を行っている。この他、京都市では、埋蔵文化財の収蔵庫を市内9箇所に設けている。このうち、平成20年に設置した淀^{みずたれ}水垂収蔵庫には、資料の閲覧スペース等が設けられており、普及啓発事業にも活用する予定である。

旧 (P288-289)

●鳥彌三修理事業

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業として鳥彌三（国登録）の建物全体の構造補強と、併せて行う屋根・外壁等の修理について助成を行う。

（事業予定年度） 平成21年～平成23年

●山中油店修理事業

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業として山中油店（国登録）の店舗の構造補強を行う。

（事業予定年度） 平成22年～平成23年

●胡乱座修理事業

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業として胡乱座（国登録）主屋の大屋根の修理と、併せて行う外壁等の修理を行う。また、離れの大屋根の修理も順次行っていく。

（事業予定年度） 平成21年～平成23年

●京都市指定登録文化財修理等助成事業

第7章 (P.325) 参照

●伝統的建造物群保存事業

第7章 (P.325～P.326) 参照

●歴史的町並み再生事業

第7章 (P.327～P.338) 参照

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

●文化財展示施設

文化財の展示施設として、京都市考古資料館がある。同館は、京都市内の遺跡から発掘された埋蔵文化財資料のうち、特に重要なものを展示するため、昭和54年に開設された施設である。常設展示とともに、特別展示（年1回）と、重要な発掘成果が得られた際に速報展を行っている。この他、京都市では、埋蔵文化財の収蔵庫を市内9箇所に設けている。このうち、平成20年に設置した淀^{みずたれ}水垂収蔵庫には、資料の閲覧スペース等が設けられており、普及啓発事業にも活用する予定である。

新 (P6—12)

また、京都市学校歴史博物館では、京都市内の旧番組小学校に伝わる歴史資料、学区出身の芸術家から寄贈された美術工芸品を収蔵し、常設展・企画展によって一般に公開している。同施設には、明治初期の番組小学校遺構である旧成徳小学校玄関車寄（国登録文化財）が移築されている。

●文化財建造物の一般公開及び展示施設への活用

建造物や遺跡・名勝地などの文化財保存・活用施設としては、二条城、旧武徳殿[重要文化財]、^{わりんあん}無鄰庵[国指定名勝]、旧柳原銀行[京都市登録文化財]、京都芸術センター（旧京都市立明倫小学校）[国登録文化財]、京都国際マンガミュージアム（旧京都市立龍池小学校）[国登録文化財]がある。

また、平安京^{さけのつかさ}造酒司倉庫跡（京都市指定史跡）では、遺構明示の整備を行っている。

●文化財についての説明板の設置

京都市では、これまで京都市文化財保護条例による指定・登録等文化財等について、説明板を設置している。京都市内において約200ヶ所が整備されており、そのうち約70ヶ所が重点区域内にあたる。今後も新規の指定・登録等物件について引き続き整備していく方針である。

また、指定・登録文化財以外の歴史的建造物や記念物については、文化財の理解に加え観光振興の観点からも、説明板を設置している。

その他、歩行者の回遊性と利便性を向上させるため、後述の第7章に記載している『観光案内標識の充実整備』を行うなど、文化財や歴史的資源への理解につながる整備を図る。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域の核の一つである二条城は、城内が史跡、特別名勝等に指定されており、文化財保護法に基づき現状変更が厳しく制限されている。このため、国宝・重要文化財建造物の周辺は、良好な環境が保たれている。また、これまでの景観政策を転換し、規制強化を含む総合的な景観政策として、地域の特性を踏まえた建築物の高さ規制やデザイン規制、眺望景観の保全、屋外広告物対策、歴史的建造物の保全を柱とした新景観政策を平成19年9月から実施している。こうした景観政策によって、文化財の周辺地区における歴史的景観の保全、デザインの規制・誘導、眺望の維持などを図っていく。

旧 (P289—290)

また、京都市学校歴史博物館では、京都市内の旧番組小学校に伝わる歴史資料、学区出身の芸術家から寄贈された美術工芸品を収蔵し、常設展・企画展によって一般に公開している。同施設には、明治初期の番組小学校遺構である旧成徳小学校玄関車寄（国登録文化財）が移築されている。

●文化財建造物の一般公開及び展示施設への活用

建造物や遺跡・名勝地などの文化財保存・活用施設としては、二条城、旧武徳殿[重要文化財]、^{わりんあん}無鄰庵[国指定名勝]、旧柳原銀行[京都市登録文化財]、京都芸術センター（旧京都市立明倫小学校）[国登録文化財]、京都国際マンガミュージアム（旧京都市立龍池小学校）[国登録文化財]がある。

また、平安京^{さけのつかさ}造酒司倉庫跡（京都市指定史跡）では、遺構明示の整備を行っている。

●文化財についての説明板の設置

京都市では、これまで京都市文化財保護条例による指定・登録等文化財等について、説明板を設置している。京都市内において約200ヶ所が整備されており、そのうち約70ヶ所が重点区域内にあたる。今後も新規の指定・登録等物件について引き続き整備していく方針である。

また、指定・登録文化財以外の歴史的建造物や記念物については、文化財の理解に加え観光振興の観点からも、説明板を設置している。

その他、歩行者の回遊性と利便性を向上させるため、後述の第7章に記載している『観光案内標識の充実整備』を行うなど、文化財や歴史的資源への理解につながる整備を図る。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域の核の一つである二条城は、城内が史跡、特別名勝等に指定されており、文化財保護法に基づき現状変更が厳しく制限されている。このため、国宝・重要文化財建造物の周辺は、良好な環境が保たれている。また、これまでの景観政策を転換し、規制強化を含む総合的な景観政策として、地域の特性を踏まえた建築物の高さ規制やデザイン規制、眺望景観の保全、屋外広告物対策、歴史的建造物の保全を柱とした新景観政策を平成19年9月から実施している。こうした景観政策によって、文化財の周辺地区における歴史的景観の保全、デザインの規制・誘導、眺望の維持などを図っていく。

新 (P6-15)

する冊子（有償）を、毎年発行している。

ウ 講座・講演会、ウォークラリーの開催

京都市考古資料館における「文化財講座」を定期的に開催している。また、文化財保護課職員が、大学集中講義、京都市の生涯学習施設の講座などを担当し、市民や学生への文化財保護の普及啓発を行っている。この他、文化財を結ぶウォークラリーや記念イベント等を随時実施している。京都の文化財を全国に向けて普及啓発する試みとしては、首都圏在住者を対象に東京及び京都で講演会と現地見学会を開催している。

エ 京都市文化財マネージャー制度

歴史の深い重層性を有し、戦災を受けなかった京都には、多数の神社仏閣や都心部等に約3万件存在するとも言われる町家をはじめ、近代洋風建築、近代和風建築、近代化遺産など、膨大な歴史的建造物が現存している。これらの建造物を調査し、文化財等の制度によって保存、活用を図るためには、多くの人材が必要であるが、そうした専門性を有した人材は不足している。このため、京都市では、平成20年度から文化財マネージャー制度を創設し、未指定・未登録文化財を含めた広義の文化財について、調査や保存、活用に携わることのできる民間の人材を、育成する事業を行っている。

平成20年、京都市文化財保護課、NPO法人古材文化の会、財団法人京都市景観・まちづくりセンターの3者により京都市文化財マネージャー育成実行委員会を設立した。建築士をはじめとした建築的素養を有する民間の人材を対象とし、年1回、京都市文化財マネージャー育成講座（66時間）を開催している。講座修了生のうち、希望する者を、京都市が京都市文化財マネージャーに登録している。（平成25年9月末現在で218名を登録済である。）

今後、狭義の文化財にとどまらない景観形成やまちづくりの資源となる文化財的建造物の調査、保存・活用のための活動に、文化財マネージャーを活用する予定である。また、文化財マネージャーが、自身の活動において文化財に関する知識を活かすことによって、歴史的建造物の修理・改修等の質が向上し、総体として文化財保護に資することが期待される。

オ みやこ文化財愛護委員

より多くの市民が文化財を身近なものとして親しみ、文化財保護に対する理解と認識を深めることを目的として、平成20年度よりみやこ文化財愛護委員制度を実施している。文化財愛護への熱意を持つ市民を募集し、各種文化財の講座を開催する（目標育成人数50名/年）。修了者には文化財の保存・活用事業に参画してもらうことを期待している。

旧 (P292-293)

する冊子（有償）を、毎年発行している。

ウ 講座・講演会、ウォークラリーの開催

京都市考古資料館における「文化財講座」(年9回)を開催している。また、文化財保護課職員が、大学集中講義、京都市の生涯学習施設の講座などを担当し、市民や学生への文化財保護の普及啓発を行っている。この他、文化財を結ぶウォークラリーや記念イベント等を随時実施している。京都の文化財を全国に向けて普及啓発する試みとしては、首都圏在住者を対象に東京及び京都で講演会と現地見学会を開催している。

エ 京都市文化財マネージャー制度

歴史の深い重層性を有し、戦災を受けなかった京都には、多数の神社仏閣や都心部等に約3万件存在するとも言われる町家をはじめ、近代洋風建築、近代和風建築、近代化遺産など、膨大な歴史的建造物が現存している。これらの建造物を調査し、文化財等の制度によって保存、活用を図るためには、多くの人材が必要であるが、そうした専門性を有した人材は不足している。このため、京都市では、平成20年度から文化財マネージャー制度を創設し、未指定・未登録文化財を含めた広義の文化財について、調査や保存、活用に携わることのできる民間の人材を、育成する事業を行っている。

平成20年、京都市文化財保護課、NPO法人古材文化の会、財団法人京都市景観・まちづくりセンターの3者により京都市文化財マネージャー育成実行委員会を設立した。建築士をはじめとした建築的素養を有する民間の人材を対象とし、年1回、京都市文化財マネージャー育成講座（66時間）を開催している。講座修了生のうち、希望する者を、京都市が京都市文化財マネージャーに登録している。（平成23年3月末現在で142名を登録済である。）

今後、狭義の文化財にとどまらない景観形成やまちづくりの資源となる文化財的建造物の調査、保存・活用のための活動に、文化財マネージャーを活用する予定である。また、文化財マネージャーが、自身の活動において文化財に関する知識を活かすことによって、歴史的建造物の修理・改修等の質が向上し、総体として文化財保護に資することが期待される。

オ みやこ文化財愛護委員

より多くの市民が文化財を身近なものとして親しみ、文化財保護に対する理解と認識を深めることを目的として、平成20年度よりみやこ文化財愛護委員制度を実施している。文化財愛護への熱意を持つ市民を募集し、各種文化財の講座を開催する（50名）。修了者には文化財の保存・活用事業に参画してもらうことを期待している。

新 (P6-16)

カ 文化財建造物保存技術普及啓発事業

平成13年に文化庁が創設した「ふるさと文化財の森構想」事業の助成を受け、京都市は平成15年度に京都市文化財建造物保存技術研修センターを設置した。

日本の伝統的建造物には屋根材に植物材料（^{ひわだぐき}檜皮葺、^{こけらぐき}柿葺、^{かやぐき}茅葺）の建築が多いが、近年、檜林・茅場等の減少や職人の後継者不足によって、材料となる檜皮や茅などの供給が不足している。同センターは、材料の安定供給を図ることを目的として、^{もとかわし}原皮師（檜の皮を剥ぐ職人）をはじめとする職人の育成や、檜皮葺、柿葺、茅葺に関する普及啓発を行うための施設として建設された。

京都市では、同センターを活用して、(社)全国社寺等屋根工事技術保存会との連携によって、「ふるさと文化財の森システム推進事業」として、檜皮等の採取加工の実演や、文化財の見学会などの普及啓発事業を実施している。また、全国社寺等屋根工事技術保存会による原皮師などの職人の育成のための伝承者養成事業【文化財保存技術保存事業（国庫補助：文化庁）】（平成16年度～）の拠点ともなっている。

キ 「文化財保護に関するよろず相談」の実施

指定・未指定を問わず文化財の所有者を対象に、文化財に係る修理や保存方法、助成制度や融資制度等に関するあらゆる相談を受ける相談会を毎年9月に実施している。同事業は、(財)京都文化財団が主管し、京都府文化財保護課、京都市文化財保護課、京都市消防局予防部、(財)京都市文化観光資源保護財団、古文化保存協会が参加して実施されている。



写真 6-1 京都市文化財保存技術研修センター

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

●「周知の埋蔵文化財包蔵地内における取扱い要綱」の改訂

平成12年3月に作成された「周知の埋蔵文化財包蔵地内における取扱い要綱」を、平成16年1月及び平成19年4月に改訂した。「周知の埋蔵文化財包蔵地」のうち、全ての土木工事に届出が必要となる、「重要遺跡」を4ヶ所から23ヶ所に増やし、規制を充実した点が主な改訂点である。このうち重点区域内では、西寺跡、羅城門跡、教王護国寺跡が、新たに加えられた重要遺跡に該当する。この「重要遺跡」は、今後の調査により増加していくことが見込まれている。

旧 (P293-294)

カ 文化財建造物保存技術普及啓発事業

平成13年に文化庁が創設した「ふるさと文化財の森構想」事業の助成を受け、京都市は平成15年度に京都市文化財建造物保存技術研修センターを設置した。日本の伝統的建造物には屋根材に植物材料（檜皮葺、柿葺、茅葺）の建築が多いが、近年、檜林・茅場等の減少や職人の後継者不足によって、材料となる檜皮や茅などの供給が不足している。同センターは、材料の安定供給を図ることを目的として、原皮師（檜の皮を剥ぐ職人）をはじめとする職人の育成や、檜皮葺、柿葺、茅葺に関する普及啓発を行うための施設として建設された。

京都市では、同センターを活用して、(社)全国社寺等屋根工事技術保存会との連携によって、「ふるさと文化財の森システム推進事業」として、檜皮等の採取加工の実演や、文化財の見学会などの普及啓発事業を実施している。また、全国社寺等屋根工事技術保存会による原皮師などの職人の育成のための伝承者養成事業【文化財保存技術保存事業（国庫補助：文化庁）】（平成16年度～）の拠点ともなっている。

キ 「文化財保護に関するよろず相談」の実施

指定・未指定を問わず文化財の所有者を対象に、文化財に係る修理や保存方法、助成制度や融資制度等に関するあらゆる相談を受ける相談会を毎年9月に実施している。同事業は、(財)京都文化財団が主管し、京都府文化財保護課、京都市文化財保護課、京都市消防局予防部、(財)京都市文化観光資源保護財団、古文化保存協会が参加して実施されている。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

●「周知の埋蔵文化財包蔵地内における取扱い要綱」の改訂

平成12年3月に作成された「周知の埋蔵文化財包蔵地内における取扱い要綱」を、平成16年1月及び平成19年4月に改訂した。「周知の埋蔵文化財包蔵地」のうち、全ての土木工事に届出が必要となる、「重要遺跡」を4ヶ所から23ヶ所に増やし、規制を充実した点が主な改訂点である。このうち重点区域内では、西寺跡、羅城門跡、教王護国寺跡が、新たに加えられた重要遺跡に該当する。この「重要遺跡」は、今後の調査により増加していくことが見込まれている。



写真 6-1 京都市文化財保存技術研修センター

新 (P6-17)

また、発掘事業の実施中に、重要と認められる埋蔵文化財遺構が出土した場合には、関係機関と協議の上、可能な限り遺構の破壊回避措置が図られるよう努めています。

●「京都市遺跡地図台帳」の改訂

「京都市遺跡地図台帳」は昭和47年度に作成され、以降、改訂を重ねてきたが、平成19年(2007)3月には、さらに改訂を加え新規の遺跡29件を加え、「周知の埋蔵文化財包蔵地」を充実させた。

京都市では、現在、近世に属する遺跡として公家町、城郭跡等を「周知の埋蔵文化財包蔵地」に含めている。今後、公共工事等においては、近世の遺跡のうち、町家の変遷を考古学的に検証する上で重要な遺跡などについて、対象として含めることを検討している。

(8) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

本市においては、文化財の保護及びその指導、市所有管理文化財の維持管理などの実務について、文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課で行っている。町並み保全や重要伝統的建造物群保存地区を所管する都市計画局とは、これまでも未指定文化財の発掘、登録、景観重要建造物の指定など、緊密に情報交換を行い推進しているところである。

●文化財の保存・活用に関わっている各種団体

文化財の保存・活用に関わっている主なNPO法人等各種団体として、下記の団体がある。

ア 公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所

埋蔵文化財の調査、研究、保護を目的として、京都市の出えんにより昭和51年(1976)に設立された。埋蔵文化財の発掘調査・保存、研究及び出版物の刊行などを主な事業としている。また、埋蔵文化財についての市民講座、現地説明会などを実施し、一般への普及啓発にも努めている。

イ 公益財団法人京都市文化観光資源保護財団

京都の文化財、観光資源の保護を願う財界、文化人など各界有志の賛同を得て、昭和44年12月1日に設立した財団法人京都市文化観光資源保護財団がある。この団体は、京都市の出えん金によって設立したが、日本人の心のふるさとと

旧 (P294-295)

また、発掘事業の実施中に、重要と認められる埋蔵文化財遺構が出土した場合には、関係機関と協議の上、可能な限り遺構の破壊回避措置が図られるよう努めています。

●「京都市遺跡地図台帳」の改訂

「京都市遺跡地図台帳」は昭和47年度に作成され、以降、改訂を重ねてきたが、平成19年3月には、さらに改訂を加え新規の遺跡29件を加え、「周知の埋蔵文化財包蔵地」を充実させた。

京都市では、現在、近世に属する遺跡として公家町、城郭跡等を「周知の埋蔵文化財包蔵地」に含めている。今後、公共工事等においては、近世の遺跡のうち、町家の変遷を考古学的に検証する上で重要な遺跡などについて、対象として含めることを検討している。

(8) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

本市においては、文化財の保護及びその指導、市所有管理文化財の維持管理などの実務について、文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課で行っている。町並み保全や重要伝統的建造物群保存地区を所管する都市計画局とは、これまでも未指定文化財の発掘、登録、景観重要建造物の指定など、緊密に情報交換を行い推進しているところである。

●文化財の保存・活用に関わっている各種団体

文化財の保存・活用に関わっている主なNPO法人等各種団体として、下記の団体がある。

ア 財団法人京都市埋蔵文化財研究所

埋蔵文化財の調査、研究、保護を目的として、京都市の出えんにより昭和51年に設立された。埋蔵文化財の発掘調査・保存、研究及び出版物の刊行などを主な事業としている。また、埋蔵文化財についての市民講座、現地説明会などを実施し、一般への普及啓発にも努めている。

イ 財団法人京都市文化観光資源保護財団

京都の文化財、観光資源の保護を願う財界、文化人など各界有志の賛同を得て、昭和44年12月1日に設立した財団法人京都市文化観光資源保護財団がある。この団体は、京都市の出えん金によって設立したが、日本人の心のふるさとと

新 (P6-18)

しての京都の文化観光資源を守り、後世に引き継ぐため市民・国民各層から浄財を集め、これを京都市文化観光資源保護基金に積み立て、その運用果実によって文化観光資源の保護とその活用、豊かな文化の創造に寄与する下記事業を実施している。

○文化観光資源等に対する助成

- ・文化財所有者、管理者の行う文化観光資源（建造物・美術工芸品・庭園等）の保存修理、防災施設等の保護事業
- ・文化観光資源を取り巻く自然環境の保全とその整備

○伝統行事、芸能の保存及び執行に対する助成

- ・葵祭, 祇園祭, 時代祭, 京都五山送り火の四大大行事
- ・上記以外の伝統行事, 伝統芸能の保存執行

○文化観光資源の管理 ・京都市管理史跡等の保存管理業務の受託

○文化観光資源に関する調査研究事業

- ・伝統行事芸能の実態調査及び写真記録
- ・助成対象文化財等の調査・資料の収集, 国（文化庁）による文化的景観モデル事業（北山杉の林業景観の保存・活用事業調査）の受託

○文化観光資源保護思想の啓発普及事業

- ・印刷物の発行, 文化財特別公開や京の郷土芸能まつり等の文化観光資源公開事業の実施
- ・伝統行事芸能功労者並びに文化観光資源保護協力者に対する表彰など

ウ **公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター**

行政, 住民, 企業の連携を図り, 京都らしい景観の保全・創造を図ることを目的として, 平成9年(1997)に京都市の出えんによって設立された。地域におけるまちづくり活動の支援, 町家など歴史的建造物の所有者への窓口相談事業などを行っている。継続して, 京町家の分布及びヒアリング調査を実施している。平成17年には京町家まちづくりファンドを設立し, 基金財源により, 町家改修への助成事業を実施している。景観法に基づく景観整備機構にもなっており, 景観行政, 文化財保護行政とも連携して事業を進めている。

旧 (P295-296)

しての京都の文化観光資源を守り、後世に引き継ぐため市民・国民各層から浄財を集め、これを京都市文化観光資源保護基金に積み立て、その運用果実によって文化観光資源の保護とその活用、豊かな文化の創造に寄与する下記事業を実施している。

○文化観光資源等に対する助成

- ・文化財所有者、管理者の行う文化観光資源（建造物・美術工芸品・庭園等）の保存修理、防災施設等の保護事業
- ・文化観光資源を取り巻く自然環境の保全とその整備

○伝統行事、芸能の保存及び執行に対する助成

- ・葵祭, 祇園祭, 時代祭, 京都五山送り火の四大大行事
- ・上記以外の伝統行事, 伝統芸能の保存執行

○文化観光資源の管理 ・京都市管理史跡等の保存管理業務の受託

○文化観光資源に関する調査研究事業

- ・伝統行事芸能の実態調査及び写真記録
- ・助成対象文化財等の調査・資料の収集, 国（文化庁）による文化的景観モデル事業（北山杉の林業景観の保存・活用事業調査）の受託

○文化観光資源保護思想の啓発普及事業

- ・印刷物の発行, 文化財特別公開や京の郷土芸能まつり等の文化観光資源公開事業の実施
- ・伝統行事芸能功労者並びに文化観光資源保護協力者に対する表彰など

ウ **財団法人京都市景観・まちづくりセンター**

行政, 住民, 企業の連携を図り, 京都らしい景観の保全・創造を図ることを目的として, 平成9年に京都市の出えんによって設立された。地域におけるまちづくり活動の支援, 町家など歴史的建造物の所有者への窓口相談事業などを行っている。継続して, 京町家の分布及びヒアリング調査を実施している。平成17年には京町家まちづくりファンドを設立し, 基金財源により, 町家改修への助成事業を実施している。景観法に基づく景観整備機構にもなっており, 景観行政, 文化財保護行政とも連携して事業を進めている。

新 (P6-19)

エ NPO法人古材文化の会

NPO法人古材文化の会は、平成6年に設立され、京都を中心として歴史的建造物の調査、保存・活用、古材の再利用などの活動を行ってきた。平成17年(2005)からは、「伝統建築保存・活用マネージャー養成講座」を実施し、歴史的建造物に携わる人材の育成を図ってきた。こうした実績に鑑み、京都市では、平成20年度よりNPO法人古材文化の会、財団法人京都市景観・まちづくりセンターとの3者で京都市文化財マネージャー(建造物)育成実行委員会を設立し、京都市文化財マネージャー(建造物)育成講座、上級講座を実施し、歴史的建造物の調査、保存・活用に携わることのできる人材の育成を行っている。

オ 公益財団法人日本ナショナルトラスト

昭和43年に設立された。駒井家住宅(京都市指定文化財)を所有しており、その保存を図るとともに、一般公開や文化的行事の開催など、保存・活用事業を実施している。

●関係機関・団体との体制整備

文化財の防災対策として、昭和37年7月に壬生寺、9月に妙心寺が相次いで火災にあったことを契機として、京都市消防局が京都の文化財保護に関わる機関等に結成を呼びかけ、同年10月に「京都文化財防災対策連絡会」を発足した。現在では京都府教育庁指導部文化財保護課、京都府警察本部生活安全企画課、京都市消防局予防部文化財担当、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課、京都市都市計画局都市景観部景観政策課など文化財・まちづくり・消防・警察関係局と文化財関連団体によって構成され、年間4回の会合を開催し、文化財防災に関する情報交換を行っている。また、災害時の連絡網を作成し、緊急対応の体制を整えている。

旧 (P296-297)

エ NPO法人古材文化の会

NPO法人古材文化の会は、平成6年に設立され、京都を中心として歴史的建造物の調査、保存・活用、古材の再利用などの活動を行ってきた。平成17年からは、「伝統建築保存・活用マネージャー養成講座」を実施し、歴史的建造物に携わる人材の育成を図ってきた。こうした実績に鑑み、京都市では、平成20年度よりNPO法人古材文化の会、財団法人京都市景観・まちづくりセンターとの3者で京都市文化財マネージャー(建造物)育成実行委員会を設立し、京都市文化財マネージャー(建造物)育成講座を実施し、歴史的建造物の調査、保存・活用に携わることのできる人材の育成を行っている。

オ 公益財団法人日本ナショナルトラスト

昭和43年に設立された。駒井家住宅(京都市指定文化財)を所有しており、その保存を図るとともに、一般公開や文化的行事の開催など、保存・活用事業を実施している。

●関係機関・団体との体制整備

文化財の防災対策として、昭和37年7月に壬生寺、9月に妙心寺が相次いで火災にあったことを契機として、京都市消防局が京都の文化財保護に関わる機関等に結成を呼びかけ、同年10月に「京都文化財防災対策連絡会」を発足した。現在では京都府教育庁指導部文化財保護課、京都府警察本部生活安全企画課、京都市消防局予防部文化財担当、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課、京都市都市計画局都市景観部景観政策課など文化財・まちづくり・消防・警察関係局と文化財関連団体によって構成され、年間4回の会合を開催し、文化財防災に関する情報交換を行っている。また、災害時の連絡網を作成し、緊急対応の体制を整えている。

新 (P7-2)



写真 7-1 上七軒通

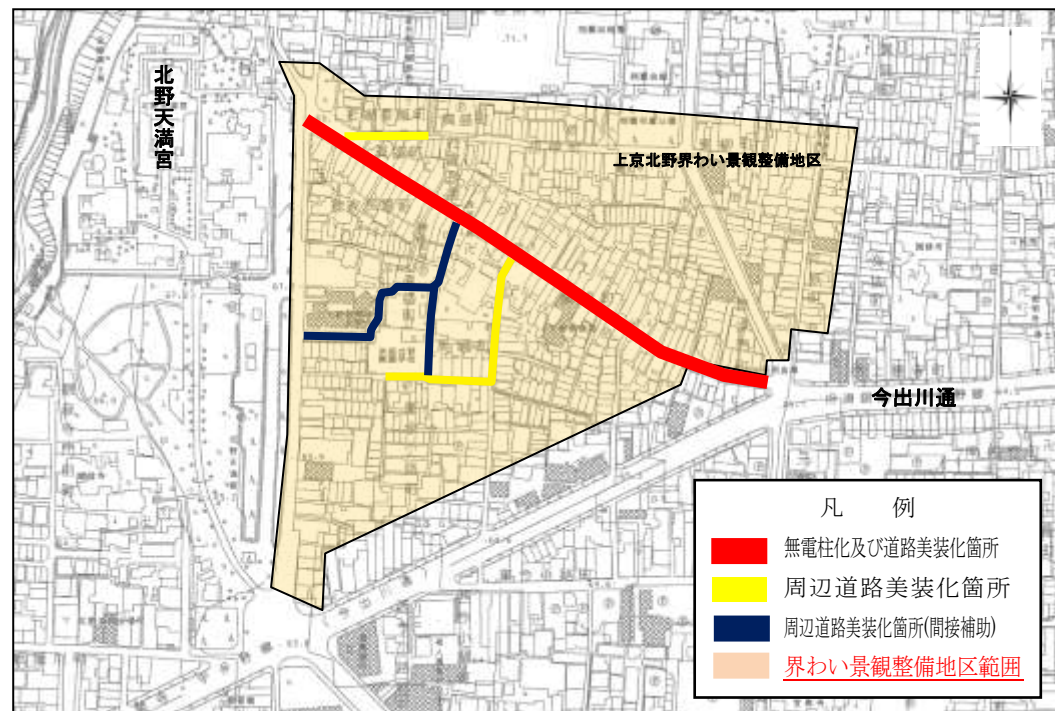


写真 7-1-2 周辺道路

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

上京北野界わい景観整備地区は、歴史的市街地地区の中に位置しており、京都の歴史的風致であるもてなしの文化が受け継がれている^{こかがい}五花街の一つである上七軒や、京都を代表する伝統産業である西陣織の同業者町によって構成されている。なかでも上七軒通は、一部が重要界わい景観整備地域に指定されており、当該地区の景観を代表する茶屋が建ち並ぶ優雅な町並みを残している。また、後述の歴史的町並み再生事業において、歴史的な建造物の修理・修景が行われている地域でもある。さらに、上七軒歌舞練場は、上七軒の花街として今なお中心的な存在で、春には北野をどりが開催され、歴史的風致を継承している。

当該事業によって、上七軒通の道路修景が進むことで、もてなしの文化と茶屋が建ち並ぶ町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。



旧 (P300)



写真 7-1 上七軒通

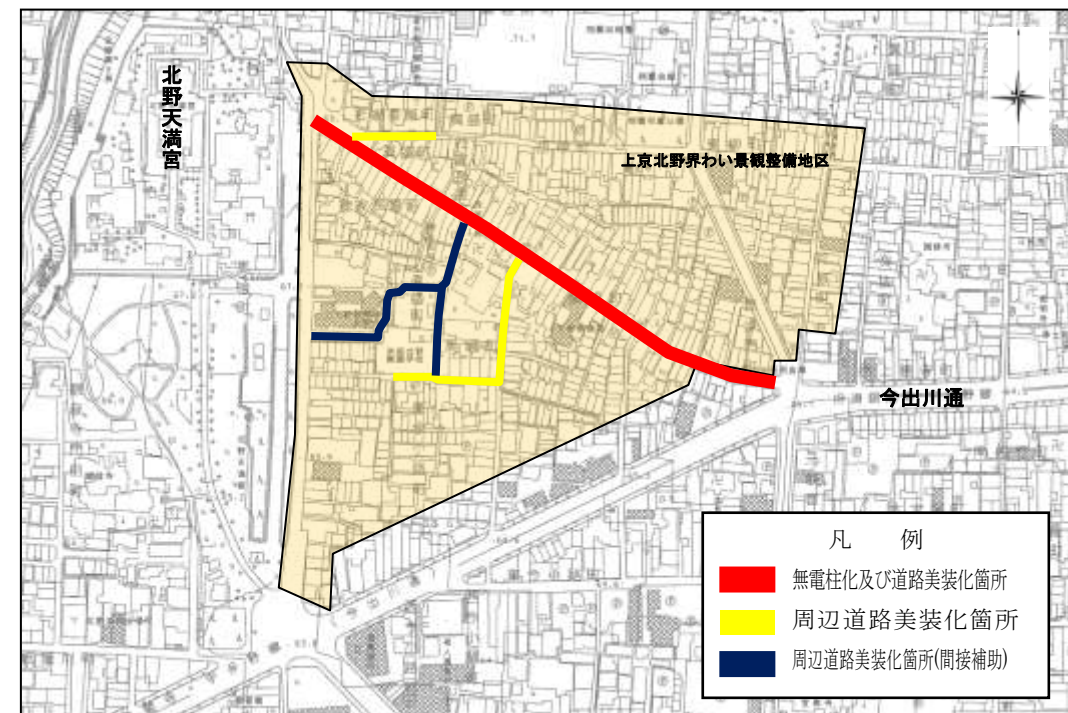


写真 7-1-2 周辺道路

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

上京北野界わい景観整備地区は、歴史的市街地地区の中に位置しており、京都の歴史的風致であるもてなしの文化が受け継がれている五花街の一つである上七軒や、京都を代表する伝統産業である西陣織の同業者町によって構成されている。なかでも上七軒通は、一部が重要界わい景観整備地域に指定されており、当該地区の景観を代表する茶屋が建ち並ぶ優雅な町並みを残している。また、後述の歴史的町並み再生事業において、歴史的な建造物の修理・修景が行われている地域でもある。さらに、上七軒歌舞練場は、上七軒の花街として今なお中心的な存在で、春には北野をどりが開催され、歴史的風致を継承している。

当該事業によって、上七軒通の道路修景が進むことで、もてなしの文化と茶屋が建ち並ぶ町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。



新 (P7-4)

イ おがわどおり
小川通周辺整備

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
道路修景整備事業 小川通周辺地区	H24~H27	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)(国土交通省)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 上京区宝鏡院東町~上京区禅昌院町地内

(事業内容)

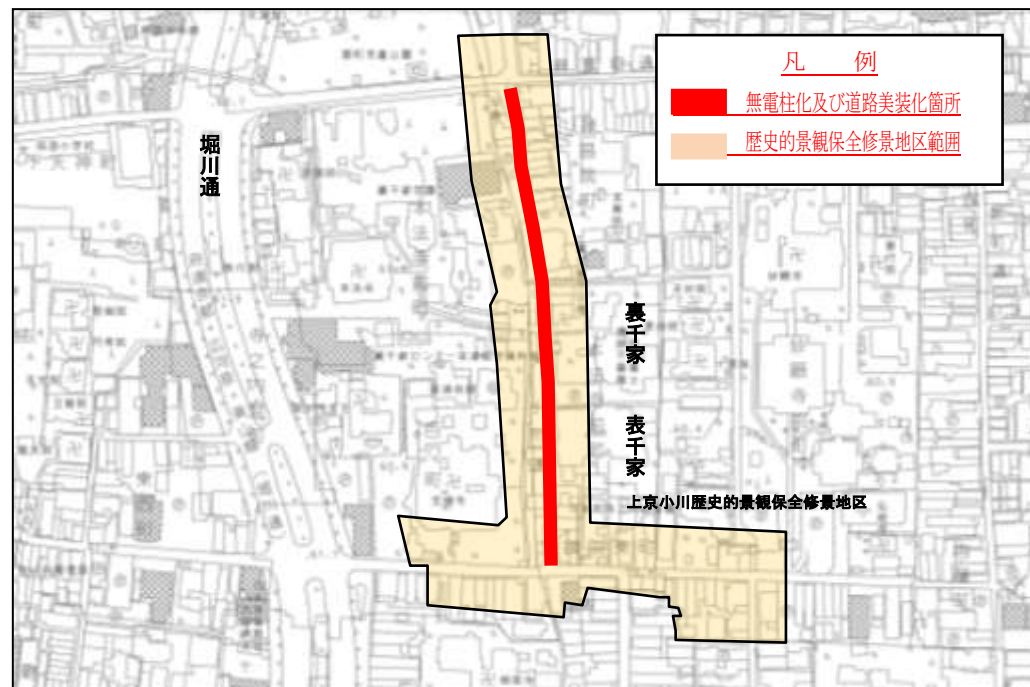
上京小川歴史的景観保全修景地区内にある小川通の約250m区間において、無電柱化及び道路修景整備を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

上京小川歴史的景観保全修景地区は、歴史的市街地地区に位置している地区で、織屋、商家と寺社や茶道家の門構えが地域固有の町並みを構成しており、他では見られない風雅な景観を形成している。また、後述の歴史的町並み再生事業において、歴史的な建造物の修理・修景が行われている地域でもある。当該事業によって、小川通の道路修景が進むことで、京都の伝統文化である茶道に関わる人々の日々の営みが醸し出す町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。



写真 7-2 小川通



旧 (P302)

イ 小川通周辺整備

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
道路修景整備事業 小川通周辺地区	H24~H27	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)(国土交通省)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 上京区宝鏡院東町~上京区禅昌院町地内

(事業内容)

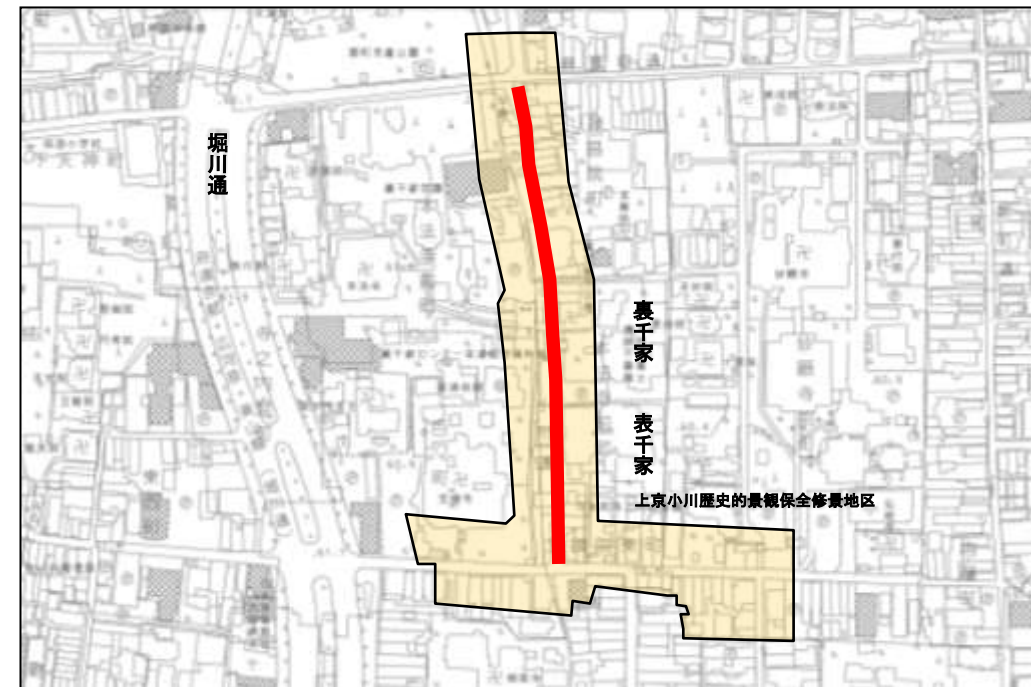
上京小川歴史的景観保全修景地区内にある小川通の約250m区間において、無電柱化及び道路修景整備を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

上京小川歴史的景観保全修景地区は、歴史的市街地地区に位置している地区で、織屋、商家と寺社や茶道家の門構えが地域固有の町並みを構成しており、他では見られない風雅な景観を形成している。また、後述の歴史的町並み再生事業において、歴史的な建造物の修理・修景が行われている地域でもある。当該事業によって、小川通の道路修景が進むことで、京都の伝統文化である茶道に関わる人々の日々の営みが醸し出す町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。

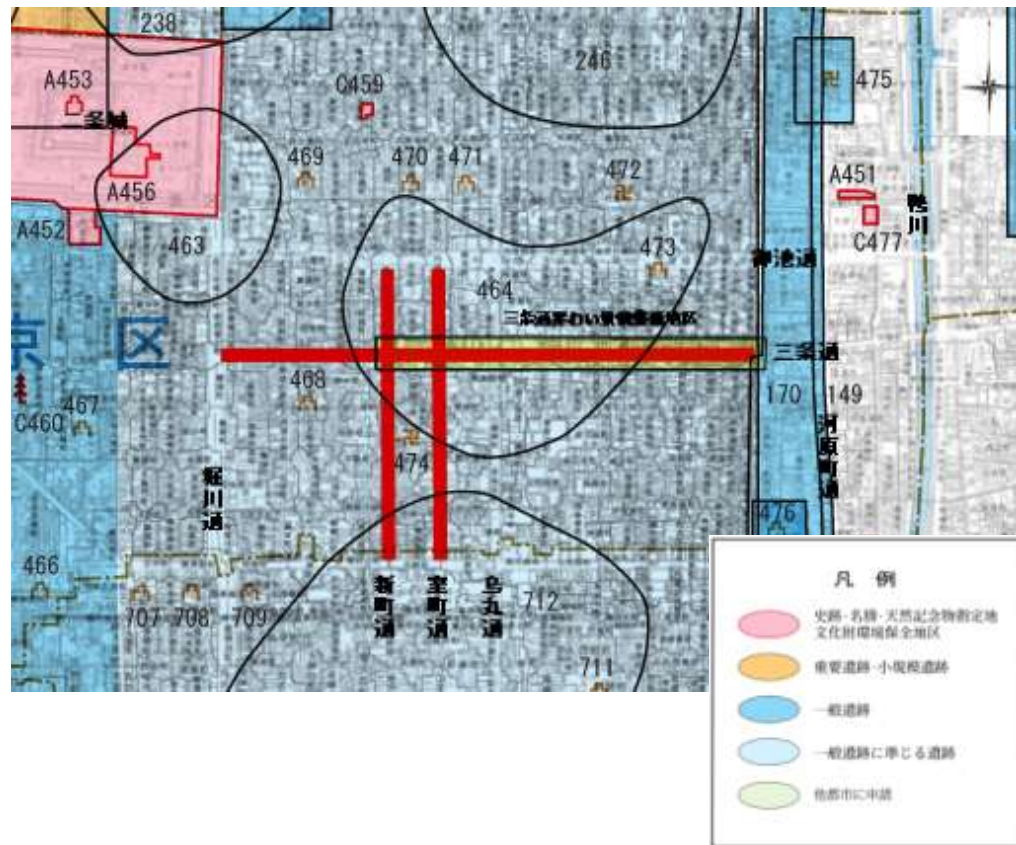
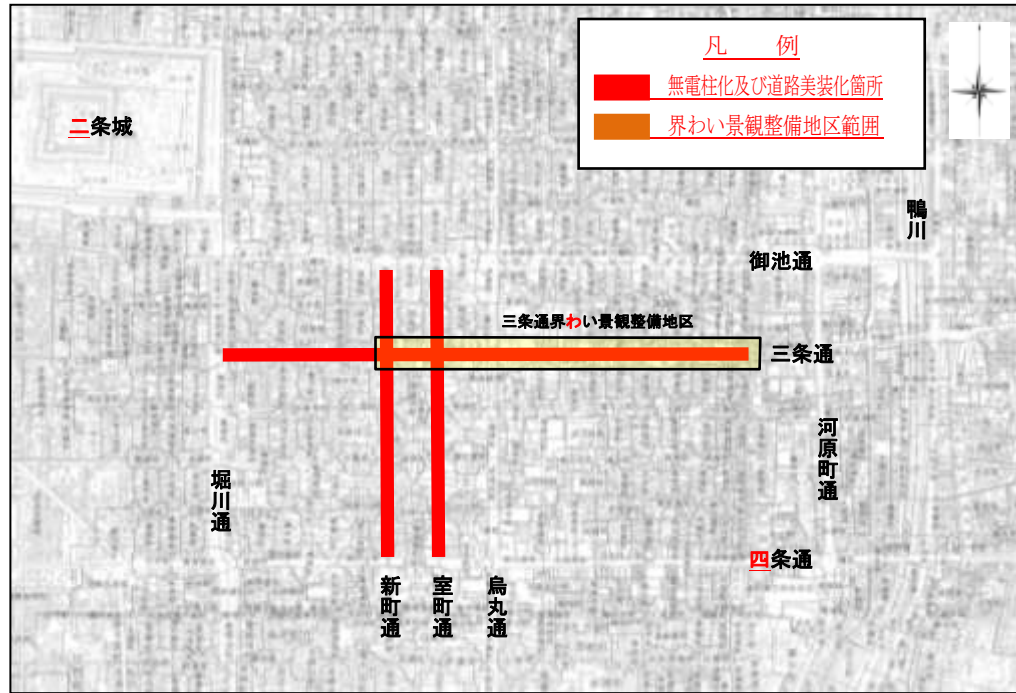


写真 7-2 小川通



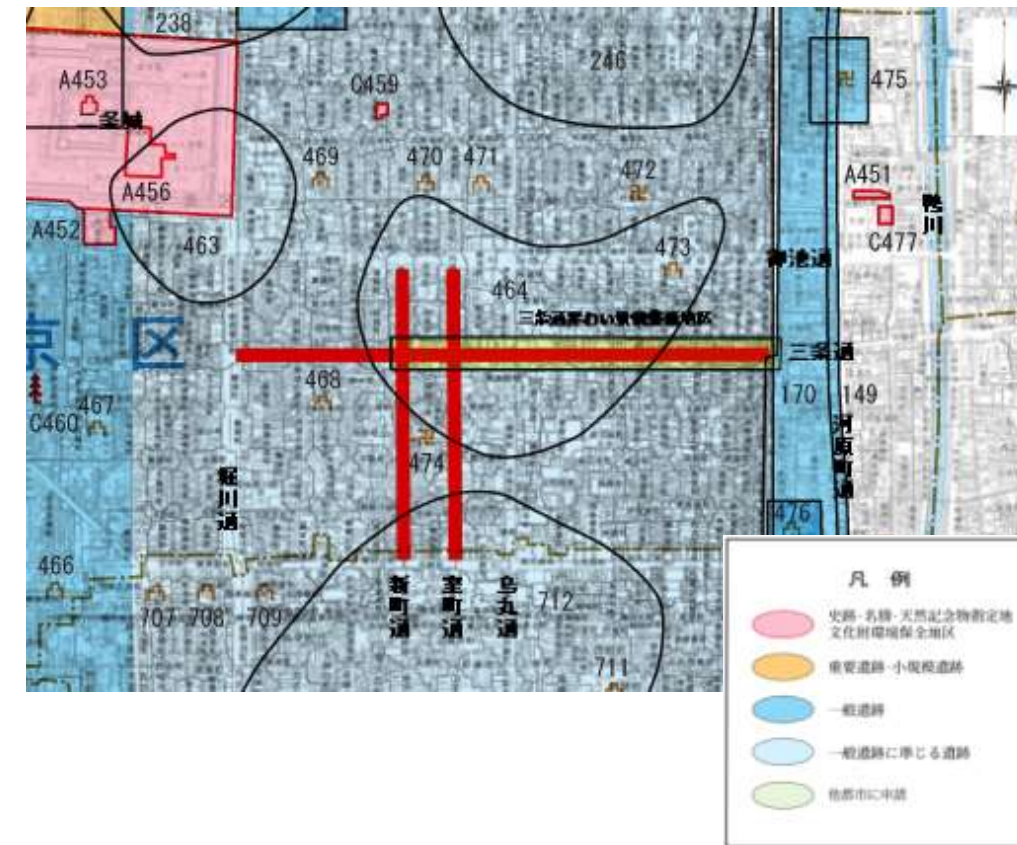
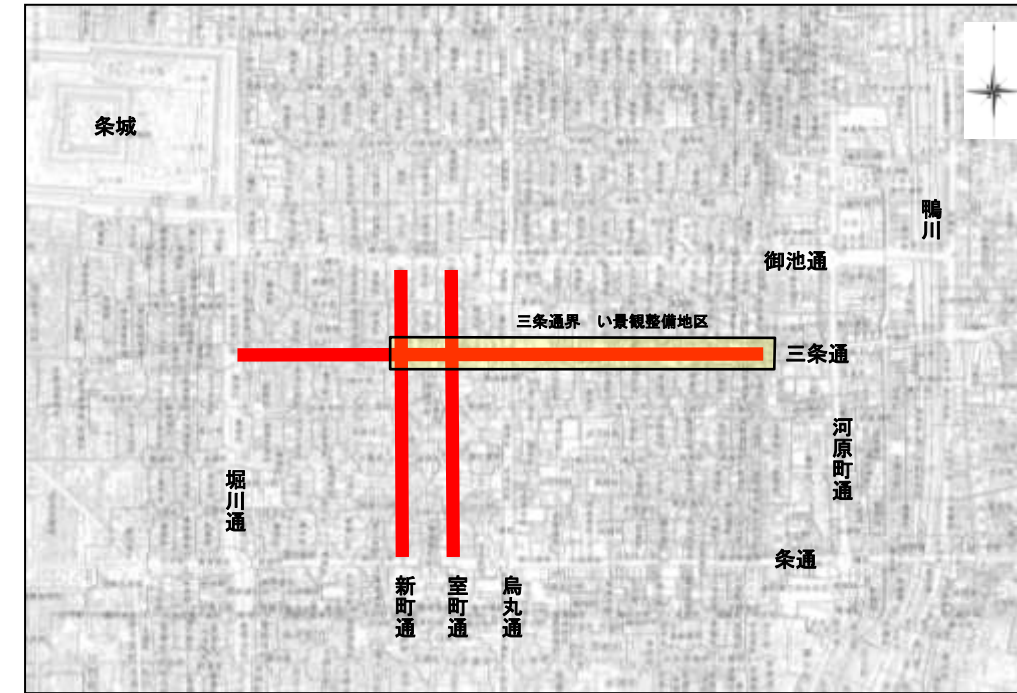
新 (P7-6)

作り出している地区で、後述の歴史的町並み再生事業において、歴史的な建造物の修理・修景が行われている。また、新町通や室町通は、祇園祭の鉾が通行する通りでもある。当該道路の道路修景が進むことで、そこで行われる祭礼や歴史的な町並みを活かした風情や品格あるまちづくりが推進される。



旧 (P304)

作り出している地区で、後述の歴史的町並み再生事業において、歴史的な建造物の修理・修景が行われている。また、新町通や室町通は、祇園祭の鉾が通行する通りでもある。当該道路の道路修景が進むことで、そこで行われる祭礼や歴史的な町並みを活かした風情や品格あるまちづくりが推進される。



新 (P7-7)

工 ^{きよみず} 清水地区周辺整備

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
道路修景整備事業 清水周辺地区	H23~H28	H23・H26~H28 市単独事業, <u>H24 地域自主戦略交付金 (内閣府)</u> <u>H25 社会資本整備総合交付金</u> <u>(都市再生整備計画事業) (国土交通省)</u>

(事業主体) 京都市
(事業区域) 東山区清水四丁目~東山区清水一丁目地内
(事業内容)

京都を代表する観光地である東山地区にある約1,150m区間において、無電柱化及び道路修景整備を行う。

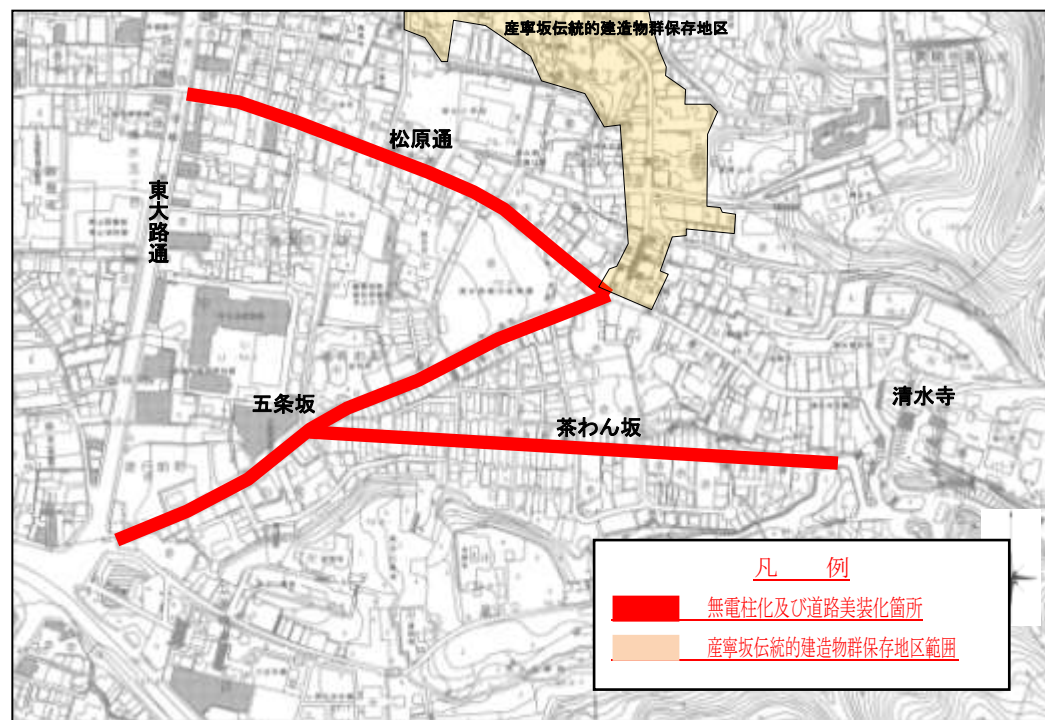
なお、当該区域に隣接する^{さんねいざか}産寧坂伝統的建造物群保存地区内の主要な路線については、既に無電柱化事業が完了している。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

当該事業区域は、歴史的市街地地区の中に位置した、産寧坂伝統的建造物群保存地区に隣接した地区であり、清水寺までのアクセス経路として現在でも多くの観光客で賑わう地域である。当該事業によって、清水地区の無電柱化をさらに進めることで、伝統的な建造物が建ち並ぶ清水寺への参詣道の町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。



写真7-4 清水周辺地区



旧 (P305)

工 ^{きよみず} 清水地区周辺整備

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
道路修景整備事業 清水周辺地区	H23~H28	H23・H26~H28 市単独事業, <u>H24</u> <u>~H25 地域自主戦略交付金 (内閣府)</u>

(事業主体) 京都市
(事業区域) 東山区清水四丁目~東山区清水一丁目地内
(事業内容)

京都を代表する観光地である東山地区にある約1,150m区間において、無電柱化及び道路修景整備を行う。

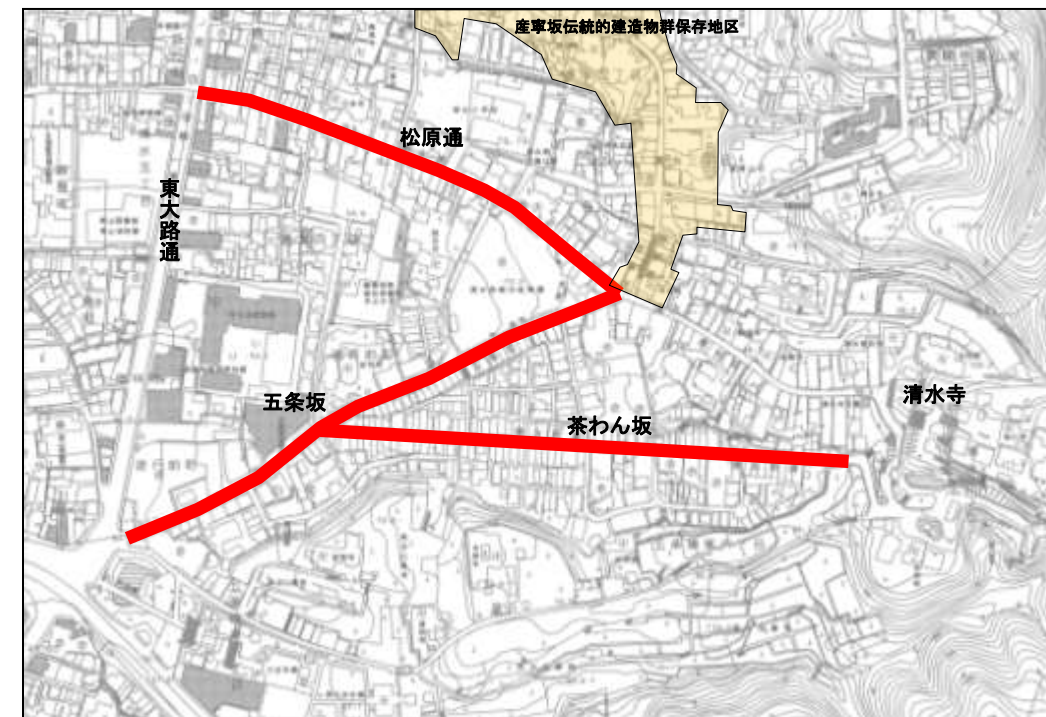
なお、当該区域に隣接する産寧坂伝統的建造物群保存地区内の主要な路線については、既に無電柱化事業が完了している。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

当該事業区域は、歴史的市街地地区の中に位置した、産寧坂伝統的建造物群保存地区に隣接した地区であり、清水寺までのアクセス経路として現在でも多くの観光客で賑わう地域である。当該事業によって、清水地区の無電柱化をさらに進めることで、伝統的な建造物が建ち並ぶ清水寺への参詣道の町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。



写真7-4 清水周辺地区



新 (P7-9)

(2) 無電柱化等事業

京都市では、安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上及び、情報通信ネットワークの信頼性向上を目的とし、「無電柱化等事業」を行っている。

また、「古都・京都の文化財」として『世界遺産一覧表』に登録された文化資産や文化財を核に、その周辺の無電柱化等事業を行うことにより更に京都の魅力や歴史的風致の維持向上を図る。

ア 無電柱化事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
無電柱化等事業	<u>嵯峨釈迦堂</u> ： H20～H22	嵯峨釈迦堂 H20:電線共同溝整備事業費補助(国土交通省)
	<u>仁和寺</u> ： H21～H22	嵯峨釈迦堂, 仁和寺, 銀閣寺 H21:交通安全事業統合補助(国土交通省)
	切通し： H21～H22	切通し, 清水寺 H21 電線共同溝整備事業費補助(国土交通省)
	<u>清水寺</u> ： H21～H24	清水寺 H22 社会資本整備総合交付金(道路事業)(国土交通省)
	銀閣寺： H21～	嵯峨鳥居本, 渡月橋南詰 <u>H24 地域自主戦略交付金(内閣府) H25～社会資本整備総合交付金 道路事業(国土交通省)</u>
	<u>嵯峨鳥居本</u> ： H23～	銀閣寺 <u>H25～社会資本整備総合交付金 道路事業(国土交通省)</u>
<u>渡月橋</u> 南詰： H24～	銀閣寺 <u>H25～社会資本整備総合交付金 道路事業(国土交通省)</u>	

(事業主体) 京都市

(事業区域) 世界文化遺産周辺や歴史的町並み等

嵯峨釈迦堂：右京区嵯峨釈迦堂門前南中院町～右京区嵯峨釈迦堂大門町地内

仁和寺：右京区御室小松野町他地内

切通し：東山区清本町他地内

清水寺：東山区清水一丁目他地内

銀閣寺：左京区浄土寺東田町他地内

嵯峨鳥居本：右京区嵯峨鳥居本六反町他地内

渡月橋南詰：西京区嵐山中尾下町他地内

(事業内容)

京都市内の幹線道路や景観にとりわけ配慮すべき地区(世界文化遺産周辺, 伝統的建造物群保存地区など)について, 電線共同溝の整備や架空線整理, 無電柱化事業を推進している。平成23年度末までに約60kmの無電柱化が完了している。

平成24年度以降については, 引き続き, 無電柱化推進候補路線中, 諸条件

旧 (P307)

(2) 無電柱化等事業

京都市では、安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上及び、情報通信ネットワークの信頼性向上を目的とし、「無電柱化等事業」を行っている。

また、「古都・京都の文化財」として『世界遺産一覧表』に登録された文化資産や文化財を核に、その周辺の無電柱化等事業を行うことにより更に京都の魅力や歴史的風致の維持向上を図る。

ア 無電柱化事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
無電柱化等事業	<u>嵯峨釈迦堂</u> ： H20～H22	嵯峨釈迦堂 H20:電線共同溝整備事業費補助(国土交通省)
	<u>仁和寺</u> ： H21～H22	嵯峨釈迦堂, 仁和寺, 銀閣寺 H21:交通安全事業統合補助(国土交通省)
	切通し： H21～H22	切通し, 清水寺 H21 電線共同溝整備事業費補助(国土交通省)
	<u>清水寺</u> ： H21～H24	清水寺 H22 社会資本整備総合交付金(道路事業)(国土交通省)
	銀閣寺： H21～	嵯峨鳥居本, 渡月橋南詰 <u>H24 地域自主戦略交付金(内閣府) H25～社会資本整備総合交付金 道路事業(国土交通省)</u>
	<u>嵯峨鳥居本</u> ： H23～	銀閣寺 <u>H25～社会資本整備総合交付金 道路事業(国土交通省)</u>
<u>渡月橋</u> 南詰： H24～	銀閣寺 <u>H25～社会資本整備総合交付金 道路事業(国土交通省)</u>	

(事業主体) 京都市

(事業区域) 世界文化遺産周辺や歴史的町並み等

嵯峨釈迦堂：右京区嵯峨釈迦堂門前南中院町～右京区嵯峨釈迦堂大門町地内

仁和寺：右京区御室小松野町他地内

切通し：東山区清本町他地内

清水寺：東山区清水一丁目他地内

銀閣寺：左京区浄土寺東田町他地内

嵯峨鳥居本：右京区嵯峨鳥居本六反町他地内

渡月橋南詰：西京区嵐山中尾下町他地内

(事業内容)

京都市内の幹線道路や景観にとりわけ配慮すべき地区(世界文化遺産周辺, 伝統的建造物群保存地区など)について, 電線共同溝の整備や架空線整理, 無電柱化事業を推進している。平成23年度末までに約60kmの無電柱化が完了している。

平成24年度以降については, 引き続き, 無電柱化推進候補路線中, 諸条件

新 (P7-13)

(5) 観光案内標識の充実整備

観光案内標識等の設置及び整備により歴史的風致の周辺環境の整備が進み、文化財や歴史的な町並みを核にこれらの回遊性を向上させることはもとより、歩いて楽しいまちづくりの推進や京都を訪れる人々が京都の歴史的資源への理解を深めることに寄与する。

ア 観光案内標識整備

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
名所説明立札等充実整備	S30年代～	市単独事業 H16は緊急地域雇用創出特別交付金事業(厚生労働省)で4箇国語表記化

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

国内外からの観光客の利便性の向上を図り、受け入れ環境の充実を行うため、地図に寺院・神社等の位置を示した観光案内図板、方向を示した案内標識、見所等の説明を記載した名所説明立札の維持管理及び整備を行う。平成23年度からは、観光案内標識アップグレード推進事業を開始し、歩く観光客の視点に立ったわかりやすい、そして、京都の景観に調和した観光案内標識を整備している。地下鉄など公共交通機関の利用促進や地域の特性に配慮しつつ、観光客の利用の多いエリアを優先して、順次整備を進めている。既存の観光案内図板及び案内標識については、老朽化したものから順次アップグレード観光案内標識への建て替えを進めていく。



写真7-5 観光案内標識

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

昭和30年代前半に名所説明立札の設置を開始して以降、現在までに案内標識、観光案内図板、現在地表示板を設置し、観光客の利便性に寄与してきた。これらの多言語表記を実現することにより、国外から訪れる人々の利便性の向上につながるとともに、これらの人々が京都の歴史的風致に触れ、理解を深めてもらう機会が創出され、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
観光案内標識アップグレード推進事業	H23～H27	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

旧 (P311)

(5) 観光案内標識の充実整備

観光案内標識等の設置及び整備により歴史的風致の周辺環境の整備が進み、文化財や歴史的な町並みを核にこれらの回遊性を向上させることはもとより、歩いて楽しいまちづくりの推進や京都を訪れる人々が京都の歴史的資源への理解を深めることに寄与する。

ア 観光案内標識整備

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
観光案内標識の整備	S30年代～	市単独事業 H16は緊急地域雇用創出特別交付金事業(厚生労働省)で4箇国語表記化

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

国内外からの観光客の利便性の向上を図り、受け入れ環境の充実を行うため、地図に寺院・神社等の位置を示した観光案内図板、方向を示した案内標識、見所等の説明を記載した名所説明立札の維持管理及び整備を行う。平成23年度からは、観光案内標識アップグレード推進事業を開始し、歩く観光客の視点に立ったわかりやすい、そして、京都の景観に調和した観光案内標識を整備している。地下鉄など公共交通機関の利用促進や地域の特性に配慮しつつ、観光客の利用の多いエリアを優先して、順次整備を進めている。既存の観光案内図板及び案内標識については、老朽化したものから順次アップグレード観光案内標識への建て替えを進めていく。



写真7-5 観光案内標識

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

昭和30年代前半に名所説明立札の設置を開始して以降、現在までに案内標識、観光案内図板、現在地表示板を設置し、観光客の利便性に寄与してきた。これらの多言語表記を実現することにより、国外から訪れる人々の利便性の向上につながるとともに、これらの人々が京都の歴史的風致に触れ、理解を深めてもらう機会が創出され、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
観光案内標識アップグレード推進事業	H23～H27	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

新 (P7-14)

「京都市観光案内標識アップグレード指針」に基づき、平成23年度から平成27年度の5箇年計画で、市内の観光エリアの中から優先度の高いエリアを抽出し、観光案内標識の整備を重点的に進める。また、モデル地域「①中心市街地：御池通、^{からすま}鳥丸通、四条通、新京極通に囲まれたエリア、②周辺観光地：南禅寺エリア」の整備を図る。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都市では、市内全域に観光案内標識を整備しているが、デザイン、表記内容の不統一や京都の町並みとの不調和、観光案内標識の不足などの問題がある。快適な受入環境の整備のため、観光案内標識を整備する際の考え方を示す「観光案内標識アップグレード指針」に基づき整備を進めることで、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりや、人が主役の歩いて楽しいまちづくりが推進される。

イ ぐるり界わい・観光案内標識ネットワーク化

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
ぐるり界わい・観光案内標識ネットワーク化	H20～H22	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 東山区を除く市域全体

(事業内容)

歩いて楽しむ観光客の視点に立ち、駅やバス停と観光地、又は観光地相互をわかりやすく案内するため、観光案内標識(観光案内図板、案内標識、駒札)を充実させる。

事業は区単位で行い、各区ごとに「観光案内標識ネットワーク化検討会議」を開催し、整備内容を決定し整備を行っていく。平成20年度から22年度の3年間の間に、東山区を除く全10区で実施した。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

既存の案内標識は、駅やバス停など公共交通機関への案内が不十分であるとともに、それぞれが点として単独で存在しているため、観光地相互の誘導ができていなかった。各エリアを面として捉えた「観光案内標識のネットワーク化」を進め、市内の回遊性の向上を図ることにより、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

ウ 観光案内標識のネットワーク化の推進

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
観光案内標識のネットワーク化の推進(東山区)	H18～ <u>H24</u>	H18は国土施策創発調査費(国土交通省) H19以降は <u>東山3K協力会議(※)</u> 等の財源を活用

旧 (P312)

「京都市観光案内標識アップグレード指針」に基づき、平成23年度から平成27年度の5箇年計画で、市内の観光エリアの中から優先度の高いエリアを抽出し、観光案内標識の整備を重点的に進める。また、モデル地域「①中心市街地：御池通、鳥丸通、四条通、新京極通に囲まれたエリア、②周辺観光地：南禅寺エリア」の整備を図る。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都市では、市内全域に観光案内標識を整備しているが、デザイン、表記内容の不統一や京都の町並みとの不調和、観光案内標識の不足などの問題がある。快適な受入環境の整備のため、観光案内標識を整備する際の考え方を示す「観光案内標識アップグレード指針」に基づき整備を進めることで、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりや、人が主役の歩いて楽しいまちづくりが推進される。

イ ぐるり界わい・観光案内標識ネットワーク化

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
ぐるり界わい・観光案内標識ネットワーク化	H20～H22	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 東山区を除く市域全体

(事業内容)

歩いて楽しむ観光客の視点に立ち、駅やバス停と観光地、又は観光地相互をわかりやすく案内するため、観光案内標識(観光案内図板、案内標識、駒札)を充実させる。

事業は区単位で行い、各区ごとに「観光案内標識ネットワーク化検討会議」を開催し、整備内容を決定し整備を行っていく。平成20年度から22年度の3年間の間に、東山区を除く全10区で実施した。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

既存の案内標識は、駅やバス停など公共交通機関への案内が不十分であるとともに、それぞれが点として単独で存在しているため、観光地相互の誘導ができていなかった。各エリアを面として捉えた「観光案内標識のネットワーク化」を進め、市内の回遊性の向上を図ることにより、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

ウ 観光案内標識のネットワーク化の推進

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
観光案内標識のネットワーク化の推進(東山区)	H18～	H18は国土施策創発調査費(国土交通省) H19以降は <u>東山3K協力会議</u> 等の財源を活用

新 (P7-15)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 東山区

(事業内容)

東山区では、平成18年度に「東山地域観光案内図板等ネットワーク化検討委員会」を設けて、「観光案内版のネットワーク化方針に関する調査」を実施した。平成19年度は、同検討委員会を発展させて、「東山地域観光ネットワーク化推進協議会」を設置し、調査で明らかになった課題の解決に向けて観光案内標識デザイン・アイデア募集などを実施し、最優秀デザインを選定した。

平成20年度から、東山3K(観光・交通・環境)協力会議(※)と連携し、五条通の電線地中化に併せて設置される地上機器(トランス)に陶板製(清水焼)の観光案内標識を設置するための協議を始め、平成21年10月に、「清水五条陶板の散歩道」として整備した。

今後は、旧五条通である松原通の無電柱化工事に併せて設置される地上機器(トランス)に陶板製(清水焼)の案内標識を設置する「(仮称)松原通陶板の散歩道」の整備を行うなど、来訪者の視点に立った目的地への円滑な誘導を図るために、東山3K協力会議(※)をはじめ地域の様々な団体等と連携して、最優秀デザインを活かした観光案内標識を設置する予定である。

具体的には、国道1号線の五条通(川端通～東大路通間)の無電柱化工事に併せて設置される地上機器(トランス)に、清水焼の産地の特色を活かして、陶板による案内標識を設置したり、旧五条通である松原通を中心に、清水寺までの参詣道に沿って案内標識を設置する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

既存の案内標識は、駅やバス停など公共交通機関への案内が不十分であるとともに、それぞれが点として単独で存在しているため、観光地相互の誘導ができていなかった。各エリアを面として捉えた「観光案内標識のネットワーク化」を進め、市内の回遊性の向上を図ることにより歴史的資源への理解の促進につながり、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。また、観光案内標識を優れたデザインとすることにより歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。

(※)平成24年6月に名称変更され、東山「観光・交通・環境」協力会議、愛称は「東山3K協力会議」となっている。



最優秀デザイン
「京都のカタチ」



地上機器に設置
された陶板製の
案内板

旧 (P313)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 東山区

(事業内容)

東山区では、平成18年度に「東山地域観光案内図板等ネットワーク化検討委員会」を設けて、「観光案内版のネットワーク化方針に関する調査」を実施した。平成19年度は、同検討委員会を発展させて、「東山地域観光ネットワーク化推進協議会」を設置し、調査で明らかになった課題の解決に向けて観光案内標識デザイン・アイデア募集などを実施し、最優秀デザインを選定した。

平成20年度から、東山3K協力金会議と連携し、五条通の電線地中化に併せて設置される地上機器(トランス)に陶板製(清水焼)の観光案内標識を設置するための協議を始め、平成21年10月に、「清水五条陶板の散歩道」として整備した。

今後は、旧五条通である松原通の無電柱化工事に併せて設置される地上機器(トランス)に陶板製(清水焼)の案内標識を設置する「(仮称)松原通陶板の散歩道」の整備を行うなど、来訪者の視点に立った目的地への円滑な誘導を図るために、東山3K(観光・交通・環境)協力金会議をはじめ地域の様々な団体等と連携して、最優秀デザインを活かした観光案内標識を設置する予定である。

具体的には、国道1号線の五条通(川端通～東大路通間)の無電柱化工事に併せて設置される地上機器(トランス)に、清水焼の産地の特色を活かして、陶板による案内標識を設置したり、旧五条通である松原通を中心に、清水寺までの参詣道に沿って案内標識を設置する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

既存の案内標識は、駅やバス停など公共交通機関への案内が不十分であるとともに、それぞれが点として単独で存在しているため、観光地相互の誘導ができていなかった。各エリアを面として捉えた「観光案内標識のネットワーク化」を進め、市内の回遊性の向上を図ることにより歴史的資源への理解の促進につながり、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。また、観光案内標識を優れたデザインとすることにより歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。



最優秀デザイン
「京都のカタチ」



地上機器に設置
された陶板製の
案内板

新 (P7-16)

エ 「まちかどまっぷ」の整備

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
「まちかどまっぷ」の整備事業	H21～ <u>H24</u>	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市内中心部

(事業内容)

市内中心部の主要交差点及び駅出入り口の歩道上に京の童歌をモチーフとした「まちかどまっぷ」を設置し、観光客及び通行者に現在位置や目的地の方向情報を提供する。

平成21年度

整備箇所及びデザインの検討

平成22年度～

設計・施工

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

「まちかどまっぷ」の設置により、京都のまちを表現した昔ながらの童歌に慣れ親しんでもらうとともに、回遊性の向上が図られ、各所に点在する歴史的な建造物や、文化に親しんでもらうことにつながり、人が主役の歩いて楽しいまちづくりが推進される。

旧 (P314)

エ 「まちかどまっぷ」の整備

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
「まちかどまっぷ」の整備事業	H21～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市内中心部

(事業内容)

市内中心部の主要交差点及び駅出入り口の歩道上に京の童歌をモチーフとした「まちかどまっぷ」を設置し、観光客及び通行者に現在位置や目的地の方向情報を提供する。

平成21年度

整備箇所及びデザインの検討

平成22年度～

設計・施工

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

「まちかどまっぷ」の設置により、京都のまちを表現した昔ながらの童歌に慣れ親しんでもらうとともに、回遊性の向上が図られ、各所に点在する歴史的な建造物や、文化に親しんでもらうことにつながり、人が主役の歩いて楽しいまちづくりが推進される。

新 (P7-20)

が錯綜する状況が生じている。

当該取組により、歩いてこそわかる歴史都市・京都の奥深い魅力を五感で堪能できるヒューマンスケールのまちの実現に寄与し、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちづくり」が推進される。

エ 都心部放置自転車等対策アクションプログラム

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
都心部放置自転車等対策アクションプログラム	H18～H22	H18 市単独事業 H19～H22 まちづくり交付金(国土交通省)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 都心部(^{ほんとちよう}先斗町通、綾小路通、両替町通、押小路通に囲まれた地域)

(事業内容)

「都心部放置自転車等対策アクションプログラム」は、歩いて楽しいまちなか戦略の一環として、都心部での放置自転車問題の抜本的解決を図るため、平成18年度に実態調査を行い、策定したもので、平成18年度から平成22年度までの5年間で、以下のプログラムに集中的に取り組んだ。

○ 駐輪スペース確保のプログラム

アクション1 2, 500台分の公共自転車等駐車場の整備

都心部への流入自転車などの受け皿の核として、2, 500台分の公共自転車等駐車場を整備する。

アクション2 自転車駐車場付置義務の見直し(強化)

集客施設に対する自転車駐車場の付置義務を見直し、自転車利用者の目的地である店舗等の集客施設に、より広く自転車駐車場設置の義務を果たしてもらう。

アクション3 民間自転車等駐車場整備助成金制度の創設

自転車等駐車場を確保していくためには、民有地の活用や民間事業者の参入促進を図る必要があるため、都心部や駅周辺など放置自転車が多く、自転車等駐車場が不足している地域における民間自転車等駐車場の整備に対する助成金制度を創設する。

○ 駐輪マナー向上のプログラム

アクション4 地域との協働による啓発・監視活動

地域住民、商業関係者、鉄道事業者及び行政機関により、「都心部放置自転車追放協議会」を設置し、啓発活動を行う。また、協議会の実践活動として定期的な啓発活動や日常的な監視活動を継続的に実施するとともに、啓発・監視と撤去の連携、連動を図ることにより、協働による放置自転車の追放、防止に

旧 (P318)

当該取組により、歩いてこそわかる歴史都市・京都の奥深い魅力を五感で堪能できるヒューマンスケールのまちの実現に寄与し、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちづくり」が推進される。

エ 都心部放置自転車等対策アクションプログラム

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
都心部放置自転車等対策アクションプログラム	H18～H22	H18 市単独事業 H19～H22 まちづくり交付金(国土交通省)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 都心部(先斗町通、綾小路通、両替町通、押小路通に囲まれた地域)

(事業内容)

「都心部放置自転車等対策アクションプログラム」は、歩いて楽しいまちなか戦略の一環として、都心部での放置自転車問題の抜本的解決を図るため、平成18年度に実態調査を行い、策定したもので、平成18年度から平成22年度までの5年間で、以下のプログラムに集中的に取り組んだ。

○ 駐輪スペース確保のプログラム

アクション1 2, 500台分の公共自転車等駐車場の整備

都心部への流入自転車などの受け皿の核として、2, 500台分の公共自転車等駐車場を整備する。

アクション2 自転車駐車場付置義務の見直し(強化)

集客施設に対する自転車駐車場の付置義務を見直し、自転車利用者の目的地である店舗等の集客施設に、より広く自転車駐車場設置の義務を果たしてもらう。

アクション3 民間自転車等駐車場整備助成金制度の創設

自転車等駐車場を確保していくためには、民有地の活用や民間事業者の参入促進を図る必要があるため、都心部や駅周辺など放置自転車が多く、自転車等駐車場が不足している地域における民間自転車等駐車場の整備に対する助成金制度を創設する。

○ 駐輪マナー向上のプログラム

アクション4 地域との協働による啓発・監視活動

地域住民、商業関係者、鉄道事業者及び行政機関により、「都心部放置自転車追放協議会」を設置し、啓発活動を行う。また、協議会の実践活動として定期的な啓発活動や日常的な監視活動を継続的に実施するとともに、啓発・監視と撤去の連携、連動を図ることにより、協働による放置自転車の追放、防止に

新 (P7-22)

(7) 御蔭橋改修事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
御蔭橋改修事業	H21～(未定)	H21～H23 市単独事業 H24 地域自主戦略交付金 (内閣府) H25～社会資本整備総合交付金 道路事業 (国土交通省)

(事業主体) 京都市
(事業区域) 御蔭橋
(事業内容)

御蔭橋を拡幅する改修工事を実施する。
御蔭橋は上賀茂神社に隣接し、葵祭のルートにもなっていること、かつては神社に渡る橋として認識されていたことから、歴史的な意味合いが強い。よって、橋のデザインについては景観に配慮する。

平成21年度、平成22年度には予備設計を行い、橋梁形式を決定した。平成23年度以降、詳細設計に向けた準備を進めていく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

御蔭橋の由来は、葵祭のために設置される仮設橋であるといわれている。現在も、葵祭のルートとなっていることや、上賀茂神社への主要なアクセスになっていることから、上賀茂神社の入口としての意味合いが大きい。御蔭橋から入る時には、身を清めなければならないという言い伝えもあったようである。

葵祭や上賀茂神社と関係の深いこの橋を歴史に相応しいデザインに改修することで、歴史的風致の向上を図ること



旧 (P320)

(7) 御蔭橋改修事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
御蔭橋改修事業	H21～(未定)	H24 地域自主戦略交付金 (内閣府)

(事業主体) 京都市
(事業区域) 御蔭橋
(事業内容)

御蔭橋を拡幅する改修工事を実施する。
御蔭橋は上賀茂神社に隣接し、葵祭のルートにもなっていること、かつては神社に渡る橋として認識されていたことから、歴史的な意味合いが強い。よって、橋のデザインについては景観に配慮する。

平成21年度、平成22年度には予備設計を行い、橋梁形式を決定した。平成23年度以降、詳細設計に向けた準備を進めていく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

御蔭橋の由来は、葵祭のために設置される仮設橋であるといわれている。現在も、葵祭のルートとなっていることや、上賀茂神社への主要なアクセスになっていることから、上賀茂神社の入口としての意味合いが大きい。御蔭橋から入る時には、身を清めなければならないという言い伝えもあったようである。

葵祭や上賀茂神社と関係の深いこの橋を歴史に相応しいデザインに改修することで、歴史的風致の向上を図ること



新 (P7-23)

ができる。

(8) 文化財とその周辺を守る防災水利整備事業

貴重な文化財や京都ならではの町並みを火災から守り後世に引き継ぐため、面的かつ広域に守る防災水利整備を行う。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
文化財とその周辺を守る防災水利整備事業	H18~H23	消防防災施設整備費補助金 (消防庁), 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) (H21 までまちづくり交付金) (国土交通省)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 東山区清水地域 (産寧坂^{さんねいざか}伝統的建造物群保存地区を含む。)

(事業内容)

全国最大規模の耐震型防火水槽や耐震性に優れた配水管, 誰もが容易に活用できる市民用消火栓等を整備するとともに, 地域住民の防災力の向上を目指した訓練等の取組を進める。

消防防災施設整備費補助金

: 防火水槽に係る部分

社会資本整備総合交付金(H21 までまちづくり交付金)

: 防火水槽以外の部分

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都市では, 平成 18 年度から 23 年度までの 6 箇年で, 一般火災はもとより震災時の大火に対しても消火及び延焼防止を行うことができる新たな防災水利を, 国宝や重要文化財が集積する東山区清水地域において, 整備している。

大容量の防火水槽から配水管を地域一帯に敷設するとともに, 誰もが使いやすい市民用消火栓を多数配置することにより, 地域住民の防災力を最大限生かして, 歴史的風致の核となる文化財と歴史的風致の重要な構成要素である歴史的な町並みの残るその周辺地域を火災から面的かつ広域的に守ることができ, 文化財や歴史的な町並みを活かした歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくり



青色 平成 18 年度から平成 22 年度 (整備済み)
 緑色 平成 23 年度 (整備予定)

写真 7-9 防災水利整備事業 1



写真 7-10 防災水利整備事業 2

旧 (P320-321)

ができる。

(8) 文化財とその周辺を守る防災水利整備事業

貴重な文化財や京都ならではの町並みを火災から守り後世に引き継ぐため、面的かつ広域に守る防災水利整備を行う。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
文化財とその周辺を守る防災水利整備事業	H18~H23	消防防災施設整備費補助金 (消防庁), 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) (H21 までまちづくり交付金) (国土交通省)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 東山区清水地域 (産寧坂^{さんねいざか}伝統的建造物群保存地区を含む。)

(事業内容)

全国最大規模の耐震型防火水槽や耐震性に優れた配水管, 誰もが容易に活用できる市民用消火栓等を整備するとともに, 地域住民の防災力の向上を目指した訓練等の取組を進める。

消防防災施設整備費補助金

: 防火水槽に係る部分

社会資本整備総合交付金(H21 までまちづくり交付金)

: 防火水槽以外の部分

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都市では, 平成 18 年度から 23 年度までの 6 箇年で, 一般火災はもとより震災時の大火に対しても消火及び延焼防止を行うことができる新たな防災水利を, 国宝や重要文化財が集積する東山区清水地域において, 整備している。

大容量の防火水槽から配水管を地域一帯に敷設するとともに, 誰もが使いやすい市民用消火栓を多数配置することにより, 地域住民の防災力を最大限生かして, 歴史的風致の核となる文化財と歴史的風致の重要な構成要素である歴史的な町並みの残るその周辺地域を火災から面的かつ広域的に守ることができ, 文化財や歴史的な町並みを活かした歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくり



青色 平成 18 年度から平成 22 年度 (整備済み)
 緑色 平成 23 年度 (整備予定)

写真 7-9 防災水利整備事業 1



写真 7-10 防災水利整備事業 2

新 (P7-26)

3 その他、歴史的風致の維持及び向上に資する事業

(1) 歴史的建造物の保全・再生事業

市内に点在する文化財や歴史的な町並み及び建造物を保全することにより、京都の魅力、景観を維持及び向上させてきた。今後もそれらの文化財等を積極的に保全・再生し、次世代へ継承する。

ア 文化財の保存事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
二之丸御殿他構造及び破損調査工事業	H18～H22	国宝 (建造物) 二条城二之丸御殿遠侍及び車寄ほか10棟保存修理事業 (文化財関係国庫補助事業)
二条城二之丸御殿唐門・築地保存修理事業	H23～H25	重要文化財 (建造物) 二条城二之丸御殿唐門・築地保存修理事業 (文化財関係国庫補助事業)
<u>二条城東大手門保存修理事業</u>	<u>H26～H28</u>	<u>重要文化財 (建造物) 二条城東大手門保存修理事業 (文化財関係国庫補助事業)</u>

(事業主体) 京都市

(事業区域) 二条城二之丸御殿, 東大手門, 本丸御殿

(事業内容)

平成18～22年度において、国庫補助事業として、二条城二之丸御殿, 東大手門, 本丸御殿の構造及び耐震性能の調査, 破損調査を実施し、構造補強案の検討を含めた修理の基本設計を行った。平成23年度から本格的な保存修理事業を実施する予定である。なお、同事業は学識経験者による修理委員会を設置し、指導助言を得て進めている。



写真 7-13 二条城

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

二条城は世界文化遺産であり、京都市の歴史的風致において核となる存在であるため、その保存修理を進めることは、歴史的風致の維持及び向上に大きく寄与し、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
旧三井家下鴨別邸主屋他保存修理事業	H24～H27	重要文化財・旧三井家下鴨別邸主屋ほか2棟保存修理事業 (文化財関係国庫補助事業)

旧 (P323)

3 その他、歴史的風致の維持及び向上に資する事業

(1) 歴史的建造物の保全・再生事業

市内に点在する文化財や歴史的な町並み及び建造物を保全することにより、京都の魅力、景観を維持及び向上させてきた。今後もそれらの文化財等を積極的に保全・再生し、次世代へ継承する。

ア 文化財の保存事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
二之丸御殿他構造及び破損調査工事業	H18～H22	国宝 (建造物) 二条城二之丸御殿遠侍及び車寄ほか10棟保存修理事業 (文化財関係国庫補助事業)
二条城二之丸御殿唐門・築地保存修理事業	H23～H25	重要文化財 (建造物) 二条城二之丸御殿唐門・築地保存修理事業 (文化財関係国庫補助事業)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 二条城二之丸御殿, 東大手門, 本丸御殿

(事業内容)

平成18～22年度において、国庫補助事業として、二条城二之丸御殿, 東大手門, 本丸御殿の構造及び耐震性能の調査, 破損調査を実施し、構造補強案の検討を含めた修理の基本設計を行った。平成23年度から本格的な保存修理事業を実施する予定である。なお、同事業は学識経験者による修理委員会を設置し、指導助言を得て進めている。



写真 7-13 二条城

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

二条城は世界文化遺産であり、京都市の歴史的風致において核となる存在であるため、その保存修理を進めることは、歴史的風致の維持及び向上に大きく寄与し、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
旧三井家下鴨別邸主屋他保存修理事業	H24～H27	重要文化財・旧三井家下鴨別邸主屋ほか2棟保存修理事業 (文化財関係国庫補助事業)

新 (P7-27)

(事業主体) 京都市
 (事業区域) 旧三井家下鴨別邸
 (事業内容)

京都市が管理団体に指定されている重要文化財・旧三井家下鴨別邸主屋、玄関棟、茶室について保存修理事業、防災設備事業を実施する。また、併せて庭園等の整備事業を実施する。一連の整備が完了した後に施設の一般公開を行う予定である。



写真 7-13-2 旧三井家下鴨別邸

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

旧三井家下鴨別邸（重要文化財建造物）は下鴨・^{ただす}糺の森の三井家ゆかりの地に大正14年（1925）に建築された別邸で、下鴨神社周辺に形成された良好な住宅群とともに地域の歴史的風致の形成に重要な存在である。その保存修理を進めることは、歴史的風致の維持及び向上に大きく寄与し、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
いわくらともみゆうせいきゆうたく 岩倉具視幽棲旧宅保存修理事業	H21～H23	史跡岩倉具視幽棲旧宅 史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備保存修理事業 （文化財関係国庫補助事業）

(事業主体) 京都市
 (事業区域) 国指定史跡・岩倉具視幽棲旧宅（主屋、附属屋他）
 (事業内容)

国庫補助事業として、京都市が管理団体となっている国指定史跡・岩倉具視幽棲旧宅の保存修理事業を行う。主屋・付属屋の半解体修理（平成21～22年度）、便所・表門、中門等の解体修理（平成21～23年度）を実施する。合わせて南側土塀の修理も行う。
 (歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)



写真 7-14-1 岩倉具視幽棲旧宅

岩倉具視幽棲旧宅は、岩倉地区の文化、観光の資源の核となっている。よってその修理事業は、京都市として重要な文化財の保存・活用を図るとともに、岩倉地域の観光や景観保全にも寄与し、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

旧 (P323-324)

(事業主体) 京都市
 (事業区域) 旧三井家下鴨別邸
 (事業内容)

京都市が管理団体に指定されている重要文化財・旧三井家下鴨別邸主屋、玄関棟、茶室について保存修理事業、防災設備事業を実施する。また、併せて庭園等の整備事業を実施する。一連の整備が完了した後に施設の一般公開を行う予定である。



写真 7-13-2 旧三井家下鴨別邸

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

旧三井家下鴨別邸（重要文化財建造物）は下鴨・^{ただす}糺の森の三井家ゆかりの地に大正14年（1925）に建築された別邸で、下鴨神社周辺に形成された良好な住宅群とともに地域の歴史的風致の形成に重要な存在である。その保存修理を進めることは、歴史的風致の維持及び向上に大きく寄与し、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
岩倉具視幽棲旧宅保存修理事業	H21～H23	史跡岩倉具視幽棲旧宅 史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備保存修理事業 （文化財関係国庫補助事業）

(事業主体) 京都市
 (事業区域) 国指定史跡・岩倉具視幽棲旧宅（主屋、附属屋他）
 (事業内容)

国庫補助事業として、京都市が管理団体となっている国指定史跡・岩倉具視幽棲旧宅の保存修理事業を行う。主屋・付属屋の半解体修理（平成21～22年度）、便所・表門、中門等の解体修理（平成21～23年度）を実施する。合わせて南側土塀の修理も行う。
 (歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)



写真 7-14-1 岩倉具視幽棲旧宅

岩倉具視幽棲旧宅は、岩倉地区の文化、観光の資源の核となっている。よってその修理事業は、京都市として重要な文化財の保存・活用を図るとともに、岩倉地域の観光や景観保全にも寄与し、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

新 (P7-28)

旧 (P324-325)

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
むりんあん 名勝無鄰庵庭園の整備	H23～	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 国指定名勝・無鄰庵庭園
(事業内容)

無鄰庵は本市の貴重な文化財であり、保存と利活用の観点から必要な施設整備と効果的な運営を進める必要がある。平成19年度から「名勝無鄰庵庭園整備検討委員会」を開催して保存管理計画等について議論を進め、平成23年3月に開催した第4回検討委員会において一定の方向性を定めた。



写真 7-14-2 名勝無鄰庵庭園

今後、中長期的な整備に向けた対応策を検討していく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

無鄰庵は琵琶湖疏水の水を利用し、七代目小川治兵衛の作庭による広大な庭園を持つ邸宅として知られ、現在は京都市の施設として公開している。周辺には、同じく七代目小川治兵衛による庭園が集積し、固有の景観を形成している。当該施設の整備を図ることにより、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京都市指定登録文化財修理工等助成事業	S58～	市単独事業

(事業主体) 所有者 (間接)
(事業区域) 京都市指定・登録文化財
(事業内容)

京都市文化財保護条例に基づく京都市指定・登録文化財を保護し、地域の文化向上と発展に資するため、文化財保護事業を行う事業者に対して補助金を交付する。



写真 7-15 長江家住宅 (京都市指定文化財)

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都市文化財保護条例による京都市指定・登録文化財の保護は、歴史的風致

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
名勝無鄰庵庭園の整備	H23～	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 国指定名勝・無鄰庵庭園
(事業内容)

無鄰庵は本市の貴重な文化財であり、保存と利活用の観点から必要な施設整備と効果的な運営を進める必要がある。平成19年度から「名勝無鄰庵庭園整備検討委員会」を開催して保存管理計画等について議論を進め、平成23年3月に開催した第4回検討委員会において一定の方向性を定めた。



写真 7-14-2 名勝無鄰庵庭園

今後、中長期的な整備に向けた対応策を検討していく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

無鄰庵は琵琶湖疏水の水を利用し、七代目小川治兵衛の作庭による広大な庭園を持つ邸宅として知られ、現在は京都市の施設として公開している。周辺には、同じく七代目小川治兵衛による庭園が集積し、固有の景観を形成している。当該施設の整備を図ることにより、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京都市指定登録文化財修理工等助成事業	S58～	市単独事業

(事業主体) 所有者 (間接)
(事業区域) 京都市指定・登録文化財
(事業内容)

京都市文化財保護条例に基づく京都市指定・登録文化財を保護し、地域の文化向上と発展に資するため、文化財保護事業を行う事業者に対して補助金を交付する。



写真 7-15 長江家住宅 (京都市指定文化財)

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都市文化財保護条例による京都市指定・登録文化財の保護は、歴史的風致

新 (P7-30)

イ 京都市市街地景観整備条例に基づく修理・修景助成事業—1

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
歴史的町並み再生事業	S47～	市単独事業
	H21～H22	歴史的環境形成総合支援事業(国土交通省)
	H23～H30	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業)(国土交通省)

(事業主体) 所有者(間接)

(事業区域) 歴史的景観保全修景地区

(事業内容)

市内3地区を指定している歴史的景観保全修景地区において、歴史的な町並み景観の保全・整備を図るために必要な建築物等の外観等に係る修理又は修景に必要な費用の一部の助成を行う。

歴史的景観保全修景地区	
祇園町南歴史的景観保全修景地区	計 3 地区
祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区	
<small>かみのきょうこかわ</small> <u>上京小川</u> 歴史的景観保全修景地区	

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

「祇園町南歴史的景観保全修景地区」および「祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区」は^{こかがい}五花街のひとつである祇園甲部に位置しており、「祇園町南歴史的景観保全修景地区」は、茶屋様式の町家を主流としつつ、各家屋の個性を発揮している。また、「祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区」は、祇園新橋伝統的建造物群保存地区と隣接しており、茶屋町と古美術商が集まった町が連続し、地域個性の豊かな町並みが形成している。

「上京小川歴史的景観保全修景地区」は茶道文化の殿堂の地であり、現在では、織屋、商家と寺社や茶道家の門構えが町並みを形成しており、いずれの地区も歴史的市街地地区の中に位置している。

このような京町家等の歴史的な建築様式の町並みを保全・整備することを目的に指定する地区で、地区内の歴史的な様式を持つ建築物等については、その様式に従って修理を行うことにより、保全を図っていく。一方、歴史的様式を失った建築物については、歴史的景観保全修景計画に定められた基準に従って順次修景を進めるとともに、地区内の建築物等の修理等に対して助成し、京都の歴史的な景観の向上に努めることにより歴史的建造物を守り育て、活かした

旧 (P327)

イ 京都市市街地景観整備条例に基づく修理・修景助成事業—1

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
歴史的町並み再生事業	S47～	市単独事業
	H21～H22	歴史的環境形成総合支援事業(国土交通省)
	H23～H30	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業)(国土交通省)

(事業主体) 所有者(間接)

(事業区域) 歴史的景観保全修景地区

(事業内容)

市内3地区を指定している歴史的景観保全修景地区において、歴史的な町並み景観の保全・整備を図るために必要な建築物等の外観等に係る修理又は修景に必要な費用の一部の助成を行う。

歴史的景観保全修景地区	
祇園町南歴史的景観保全修景地区	計 3 地区
祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区	
<u>上京小川</u> 歴史的景観保全修景地区	

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

「祇園町南歴史的景観保全修景地区」および「祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区」は^{ごうげ}五花街のひとつである祇園甲部に位置しており、「祇園町南歴史的景観保全修景地区」は、茶屋様式の町家を主流としつつ、各家屋の個性を発揮している。また、「祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区」は、祇園新橋伝統的建造物群保存地区と隣接しており、茶屋町と古美術商が集まった町が連続し、地域個性の豊かな町並みが形成している。

「上京小川歴史的景観保全修景地区」は茶道文化の殿堂の地であり、現在では、織屋、商家と寺社や茶道家の門構えが町並みを形成しており、いずれの地区も歴史的市街地地区の中に位置している。

このような京町家等の歴史的な建築様式の町並みを保全・整備することを目的に指定する地区で、地区内の歴史的な様式を持つ建築物等については、その様式に従って修理を行うことにより、保全を図っていく。一方、歴史的様式を失った建築物については、歴史的景観保全修景計画に定められた基準に従って順次修景を進めるとともに、地区内の建築物等の修理等に対して助成し、京都の歴史的な景観の向上に努めることにより歴史的建造物を守り育て、活かした

新 (P7-31)

まちづくりが推進される。

ウ 京都市市街地景観整備条例に基づく修理・修景助成事業—2

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
歴史的町並み再生事業	S60～	市単独事業
	H21～H22	歴史的環境形成総合支援事業(国土交通省)
	H23～H30	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業)(国土交通省)

(事業主体) 所有者(間接)

(事業区域) 界わい景観整備地区

(事業内容)

市内7地区(うち、重点区域内は6地区)を指定している界わい景観整備地区内の地域で市街地の景観を特色付ける建築物等が連なっている地域などを重要界わい景観整備地域としてさらに指定するとともに、界わい景観整備地区内において、町並みの景観を特色付けている建築物等を界わい景観建造物に指定している。

この地区内の重要界わい景観整備地域内の建造物等や界わい景観建造物において、歴史的な町並み景観の保全・整備を図るために必要な建築物等の外観等に係る修理又は修景に必要な費用の一部の助成を行う。

界わい景観整備地区	
伏見南浜界わい景観整備地区	計 7 地区
三条通界わい景観整備地区	
上賀茂郷界わい景観整備地区	
千両ヶ辻界わい景観整備地区	
上京北野界わい景観整備地区	
本願寺・東寺界わい景観整備地区	
西京 <small>かたぎはら</small> 榎原地区(※)	

※ 西京榎原地区は重点区域外

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

歴史的市街地・伏見地区の中に位置している「伏見南浜界わい景観整備地区」は、豊臣秀吉の城下町創設に始まり、水運業都市として隆盛を示し、町家や酒造施設が建ち並んでいる。

旧 (P327-328)

まちづくりが推進される。

ウ 京都市市街地景観整備条例に基づく修理・修景助成事業—2

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
歴史的町並み再生事業	S60～	市単独事業
	H21～H22	歴史的環境形成総合支援事業(国土交通省)
	H23～H30	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業)(国土交通省)

(事業主体) 所有者(間接)

(事業区域) 界わい景観整備地区

(事業内容)

市内7地区(うち、重点区域内は6地区)を指定している界わい景観整備地区内の地域で市街地の景観を特色付ける建築物等が連なっている地域などを重要界わい景観整備地域としてさらに指定するとともに、界わい景観整備地区内において、町並みの景観を特色付けている建築物等を界わい景観建造物に指定している。

この地区内の重要界わい景観整備地域内の建造物等や界わい景観建造物において、歴史的な町並み景観の保全・整備を図るために必要な建築物等の外観等に係る修理又は修景に必要な費用の一部の助成を行う。

界わい景観整備地区	
伏見南浜界わい景観整備地区	計 7 地区
三条通界わい景観整備地区	
上賀茂郷界わい景観整備地区	
千両ヶ辻界わい景観整備地区	
上京北野界わい景観整備地区	
本願寺・東寺界わい景観整備地区	
西京榎原地区(※)	

※ 西京榎原地区は重点区域外

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

歴史的市街地・伏見地区の中に位置している「伏見南浜界わい景観整備地区」は、豊臣秀吉の城下町創設に始まり、水運業都市として隆盛を示し、町家や酒造施設が建ち並んでいる。

新 (P7-32)

「三条通界わい景観整備地区」は、近世において東海道の西の基点として、旅籠、問屋、両替商等が立地していたが、明治時代に入ると文化・金融等といった都心機能が強化され、近代洋風建築などが集積し、様式の異なる建造物が混在している。

「千両ヶ辻界わい景観整備地区」は、西陣織及び関連業が軒を連ね、商工混在の町並みを形成している。現在でも伝統的な家屋で生業を営む企業も多く、西陣の固有景観が維持されている。

「上京北野界わい景観整備地区」は、北野天満宮の門前町として形成された歴史の古い市街地である。中でも上七軒は、京都では最も歴史の長い茶屋町で、門前町の賑わいと芸能文化の発展に寄与し、優雅で落ち着きのある町並みを形成している。一方、この区域は西陣機業の集中する市街地でもあり、その関連業も含む同業者町を形成し、職住が共存した町並み景観を呈している。

「三条通界わい景観整備地区」、「千両ヶ辻界わい景観整備地区」、「上京北野界わい景観整備地区」は、歴史的市街地地区の中に位置している。

「本願寺・東寺界わい景観整備地区」のうち、本願寺地区は、歴史的市街地地区の中に位置しており、東西の本願寺の「寺内町」として都市生活が営まれてきた歴史的市街地である。仏具、法衣などの宗教関連用品を扱う見世造りの商店や仕舞屋などの町家が建ち並んでいる。また、東寺地区は、歴史的市街地・東寺地区の中に位置しており、東寺を中心に開けた市街地で、古都の玄関の象徴である五重塔を背景にした町並みを形成している。

「上賀茂郷界わい景観整備地区」は、上賀茂地区の中に位置しており、上賀茂神社に仕える神官の住居（**社家**）や農家が混在する町として、**明神川**沿いを中心に発展してきた。現在でも社家や土堀越しの前庭、洗練された意匠の町家などで通り景観を維持している。

このような歴史的な建造物や近代的な建造物などが混在する中で地域の景観をリードする建造物の外観を保全・修景し、賑わいのある地域特色豊かな町並み景観の整備を図るとともに、重要界わい景観整備地域内の建築物等や界わい景観建築物の修理等に対して助成することで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

エ 京都市市街地景観整備条例に基づく修理・修景助成事業—3

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
歴史的町並み再生事業	H8～	市単独事業
	H21～H22	歴史的環境形成総合支援事業（国土交通省）

旧 (P328-329)

「三条通界わい景観整備地区」は、近世において東海道の西の基点として、旅籠、問屋、両替商等が立地していたが、明治時代に入ると文化・金融等といった都心機能が強化され、近代洋風建築などが集積し、様式の異なる建造物が混在している。

「千両ヶ辻界わい景観整備地区」は、西陣織及び関連業が軒を連ね、商工混在の町並みを形成している。現在でも伝統的な家屋で生業を営む企業も多く、西陣の固有景観が維持されている。

「上京北野界わい景観整備地区」は、北野天満宮の門前町として形成された歴史の古い市街地である。中でも上七軒は、京都では最も歴史の長い茶屋町で、門前町の賑わいと芸能文化の発展に寄与し、優雅で落ち着きのある町並みを形成している。一方、この区域は西陣機業の集中する市街地でもあり、その関連業も含む同業者町を形成し、職住が共存した町並み景観を呈している。

「三条通界わい景観整備地区」、「千両ヶ辻界わい景観整備地区」、「上京北野界わい景観整備地区」は、歴史的市街地地区の中に位置している。

「本願寺・東寺界わい景観整備地区」のうち、本願寺地区は、歴史的市街地地区の中に位置しており、東西の本願寺の「寺内町」として都市生活が営まれてきた歴史的市街地である。仏具、法衣などの宗教関連用品を扱う見世造りの商店や仕舞屋などの町家が建ち並んでいる。また、東寺地区は、歴史的市街地・東寺地区の中に位置しており、東寺を中心に開けた市街地で、古都の玄関の象徴である五重塔を背景にした町並みを形成している。

「上賀茂郷界わい景観整備地区」は、上賀茂地区の中に位置しており、上賀茂神社に仕える神官の住居（**社家**）や農家が混在する町として、**明神川**沿いを中心に発展してきた。現在でも社家や土堀越しの前庭、洗練された意匠の町家などで通り景観を維持している。

このような歴史的な建造物や近代的な建造物などが混在する中で地域の景観をリードする建造物の外観を保全・修景し、賑わいのある地域特色豊かな町並み景観の整備を図るとともに、重要界わい景観整備地域内の建築物等や界わい景観建築物の修理等に対して助成することで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

エ 京都市市街地景観整備条例に基づく修理・修景助成事業—3

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
歴史的町並み再生事業	H8～	市単独事業
	H21～H22	歴史的環境形成総合支援事業（国土交通省）

新 (P7-43)

ク あねやこうじ 姉小路界わい地区街なみ環境整備事業

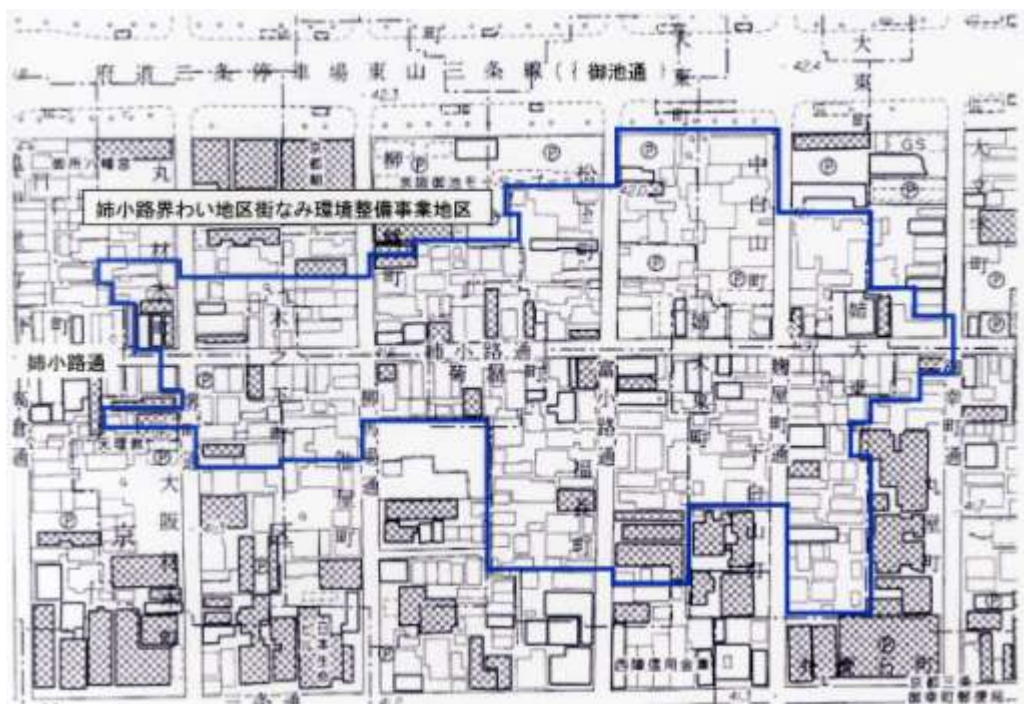
事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
姉小路界わい地区街なみ環境整備事業	H16~H25	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) (国土交通省) (H21 まで街なみ環境整備事業)

(事業主体) 所有者 (間接)

(事業区域) 姉小路界わい地区

(事業内容)

界わいに住む人及びなりわいを営む人の総意によるまちづくりの実現に向け、落ち着いた中低層の街なみを維持しつつ、京町家と調和した街なみを創造し、「居住」と「なりわい」と「文化性」のバランスを維持しつつ、地域の活力や魅力を高めることを目的としている。街なみ環境整備事業計画に基づき、平成 16 年から 25 年までの事業期間で、住宅等の建築物や建築設備等の修景等を行う、通り景観改善事業等を行っていく。



(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

姉小路界わい地区は、京都市のほぼ中心に位置しており、様々な業種の老舗と小さな商店、町家が中低層の良好な町並みを形成している。平成 12 年には、まちづくりの指針として「姉小路界限町式目 (平成版)」を策定するなど、地域住民のまちづくりや町並みに対する関心も高い。

旧 (P339)

ク 姉小路界わい地区街なみ環境整備事業

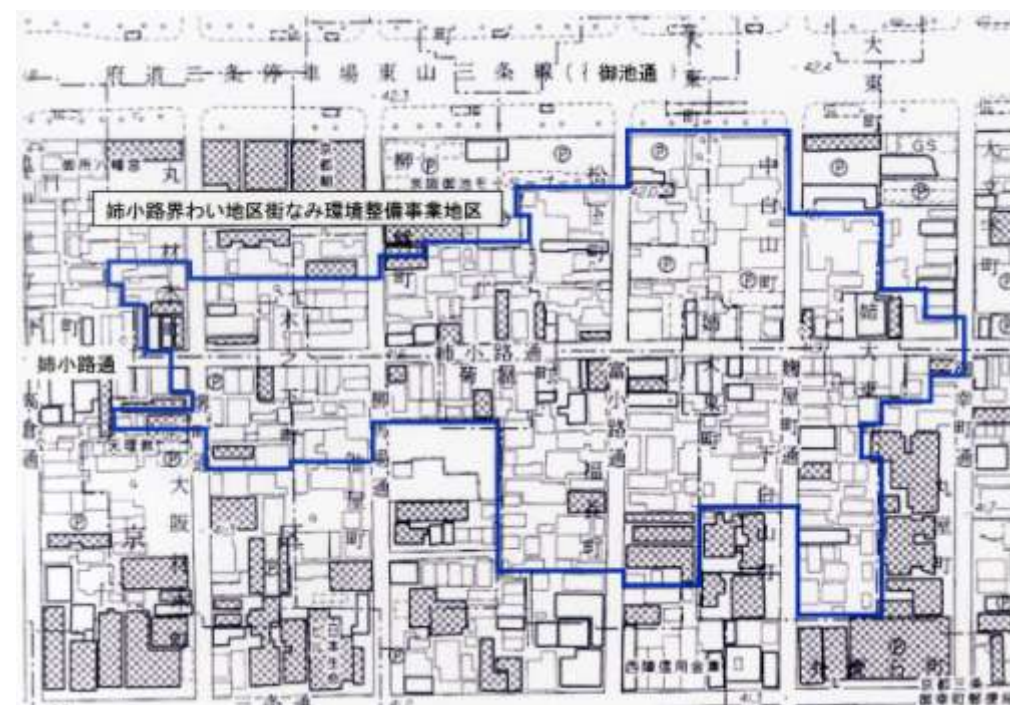
事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
姉小路界わい地区街なみ環境整備事業	H16~H25	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) (国土交通省) (H21 まで街なみ環境整備事業)

(事業主体) 所有者 (間接)

(事業区域) 姉小路界わい地区

(事業内容)

界わいに住む人及びなりわいを営む人の総意によるまちづくりの実現に向け、落ち着いた中低層の街なみを維持しつつ、京町家と調和した街なみを創造し、「居住」と「なりわい」と「文化性」のバランスを維持しつつ、地域の活力や魅力を高めることを目的としている。街なみ環境整備事業計画に基づき、平成 16 年から 25 年までの事業期間で、住宅等の建築物や建築設備等の修景等を行う、通り景観改善事業等を行っていく。



(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

姉小路界わい地区は、京都市のほぼ中心に位置しており、様々な業種の老舗と小さな商店、町家が中低層の良好な町並みを形成している。平成 12 年には、まちづくりの指針として「姉小路界限町式目 (平成版)」を策定するなど、地域住民のまちづくりや町並みに対する関心も高い。

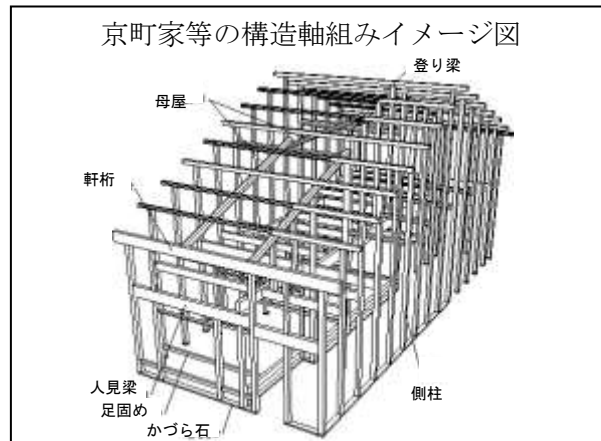
新 (P7-44)

本事業を行うことで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

ケ 京町家耐震診断・耐震改修に関する事業

(事業内容)

住宅の用途に供されている京町家等（伝統的軸組構法の木造住宅で、昭和25年以前に建築されたもの）について、構造の特徴に適した耐震診断・耐震改修手法により、京都らしい伝統的な町並みを保全しながら、都市居住の文化を支える京町家を住まいとして住み継ぐために地震に対する安全性の向上を図る。



(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

一般的に京町家といわれる木造住宅の多くが建築基準法施行（昭和25年）以前に建築されており、その後に建築された在来軸組構法の木造住宅とは、構造に大きな違いがある。これらの事業を行うことによって、京町家等の構造の特徴に適した耐震診断・耐震改修が促進される。また、伝統的な町並みを保全しながら、都市居住の文化を支える京町家を住まいとして継承し、安心安全なまちを形成していくことで、歴史的建造物を活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
京町家耐震診断士派遣事業	H19～	(H21 まで地域住宅交付金) (国土交通省) <u>H22～H23 社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）</u> <u>H24 社会資本整備総合交付金（全国防災枠）（住宅・建築物安全ストック形成事業）</u> <u>H25～防災・安全社会資本整備交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）</u>

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

京町家等の耐震化を促進するため、京町家等の所有者に対して「京都市京町家派遣耐震診断士」を派遣し、京町家の特徴に適した診断手法で耐震診断を行う。所有者には、費用の一部を負担してもらう。

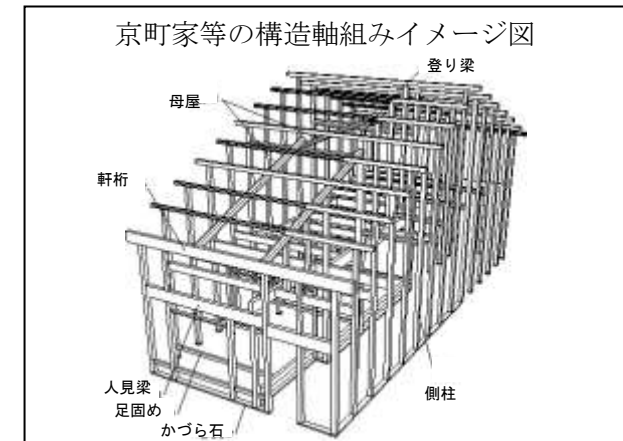
旧 (P339-340)

本事業を行うことで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

ケ 京町家耐震診断・耐震改修に関する事業

(事業内容)

住宅の用途に供されている京町家等（伝統的軸組構法の木造住宅で、昭和25年以前に建築されたもの）について、構造の特徴に適した耐震診断・耐震改修手法により、京都らしい伝統的な町並みを保全しながら、都市居住の文化を支える京町家を住まいとして住み継ぐために地震に対する安全性の向上を図る。



(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

一般的に京町家といわれる木造住宅の多くが建築基準法施行（昭和25年）以前に建築されており、その後に建築された在来軸組構法の木造住宅とは、構造に大きな違いがある。これらの事業を行うことによって、京町家等の構造の特徴に適した耐震診断・耐震改修が促進される。また、伝統的な町並みを保全しながら、都市居住の文化を支える京町家を住まいとして継承し、安心安全なまちを形成していくことで、歴史的建造物を活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
京町家耐震診断士派遣事業	H19～	<u>社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）</u> (H21 まで地域住宅交付金) (国土交通省)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

京町家等の耐震化を促進するため、京町家等の所有者に対して「京都市京町家派遣耐震診断士」を派遣し、京町家の特徴に適した診断手法で耐震診断を行う。所有者には、費用の一部を負担してもらう。

新 (P7-45)

事業名	事業期間	備考
京町家等耐震改修助成事業	H19～	(H21 まで地域住宅交付金) (国土交通省) <u>H22～H23 社会資本整備総合交付金 (地域住宅計画に基づく事業/提案事業)</u> <u>H24 社会資本整備総合交付金 (効果促進事業)</u> <u>H25～防災・安全交付金 (住宅・建築物安全ストック形成事業)</u> <u>京都府木造住宅耐震改修事業 (京都府)</u> <u>社会資本整備総合交付金 (地域住宅計画に基づく事業)</u> <u>(H21 まで地域住宅交付金) (国土交通省)</u> <u>京都府木造住宅耐震改修事業 (京都府)</u>

(事業主体) 京町家等の居住者, 居住予定者又は所有者

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

京町家等の耐震化を促進するため, 地震に対して安全でないと診断された京町家等, 景観重要建造物又は歴史的風致形成建造物の居住者等で, 耐震改修を行う方に対し, その経費の一部を助成する。

事業名	事業期間	備考
<u>木造住宅耐震改修計画作成助成事業</u>	<u>H24～</u>	<u>H24 社会資本整備総合交付金 (住宅建築物安全ストック形成事業)</u> <u>H25～防災・安全交付金 (住宅・建築物安全ストック形成事業)</u>

(事業主体) 木造住宅の居住者, 居住予定者, 所有者又は所有予定者

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

木造住宅 (京町家等を含む。以下同じ) の耐震化を促進するため, 地震に対して安全でないと診断された木造住宅の所有者等に対し, 一定の耐震性を確保する耐震改修の計画作成, 設計及び工事費の見積り等に要する費用の一部を助成する。

事業名	事業期間	備考
<u>まちな匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業</u>	<u>H24～</u>	<u>H24 社会資本整備総合交付金 (全国防災枠) (効果促進事業)</u> <u>H25～防災・安全交付金 (効果促進事業)</u>

(事業主体) 木造住宅の居住者, 居住予定者, 所有者又は所有予定者

(事業区域) 市域全域

旧 (P341)

事業名	事業期間	備考
京町家等耐震改修助成事業	H19～	<u>社会資本整備総合交付金 (地域住宅計画に基づく事業)</u> (H21 まで地域住宅交付金) (国土交通省) 京都府木造住宅耐震改修事業 (京都府)

(事業主体) 京町家等の居住者, 居住予定者又は所有者

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

京町家等の耐震化を促進するため, 地震に対して安全でないと診断された京町家等, 景観重要建造物又は歴史的風致形成建造物の居住者等で, 耐震改修を行う方に対し, その経費の一部を助成する。

新 (P7-46)

(事業内容)

耐震性が確実に向上する工事をあらかじめメニュー化し、木造住宅（京町家等を含む。）の所有者等に対し、メニューに該当する耐震改修 工事に要する費用の一部を助成する。

コ 京町家まちづくりファンド

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
京町家改修助成モデル事業	H18～H22	財団法人 京都景観・まちづくりセンターが実施
京町家活動助成モデル事業	H21	財団法人 京都景観・まちづくりセンターが実施
京町家改修助成事業	H23～	財団法人 京都景観・まちづくりセンターが実施

(事業主体) 所有者等

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

財団法人京都市景観・まちづくりセンターが、篤志家からの寄付等からなる「京町家まちづくりファンド」の運用益等を活用し、京町家の改修助成を中心とした事業を実施する。



○ 京町家改修助成モデル事業

景観形成に寄与し、文化発信、まちづくりへの発展の可能性のある京町家の改修工事に対して助成を行う。

○ 京町家活動助成モデル事業

京町家の改修につながるような活動に対して助成を行う。

○ 京町家改修助成事業

第一段階としての先行的モデル事業を終了し、今後は安定・継続的な事業の実施期として、地域まちづくりとの関係性が深く、改修後は景観重要建造物の指定をめざすなど将来に亘り維持・保全が図られていくもので、現時点では他の施策では助成対象とならないものを対象に改修助成を実施する。

○ 寄付促進のための取組

ファンド事業費を安定的に確保するためには寄付の拡大が不可欠であるため、寄付拡大に向けた積極的な PR、寄付者へのインセンティブ策の構築等、多様な取組みを展開する。

【京町家まちづくりファンド】

京町家まちづくりファンドは、寄付金を積み立て、その運用により、京町家の保全・再生・活用を促進し、取組を通じて、京町家に宿る暮らしの文化、空

旧 (P341)

コ 京町家まちづくりファンド

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
京町家改修助成モデル事業	H18～H22	財団法人 京都景観・まちづくりセンターが実施
京町家活動助成モデル事業	H21	財団法人 京都景観・まちづくりセンターが実施
京町家改修助成事業	H23～	財団法人 京都景観・まちづくりセンターが実施

(事業主体) 所有者等

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

財団法人京都市景観・まちづくりセンターが、篤志家からの寄付等からなる「京町家まちづくりファンド」の運用益等を活用し、京町家の改修助成を中心とした事業を実施する。



○ 京町家改修助成モデル事業

景観形成に寄与し、文化発信、まちづくりへの発展の可能性のある京町家の改修工事に対して助成を行う。

○ 京町家活動助成モデル事業

京町家の改修につながるような活動に対して助成を行う。

○ 京町家改修助成事業

第一段階としての先行的モデル事業を終了し、今後は安定・継続的な事業の実施期として、地域まちづくりとの関係性が深く、改修後は景観重要建造物の指定をめざすなど将来に亘り維持・保全が図られていくもので、現時点では他の施策では助成対象とならないものを対象に改修助成を実施する。

○ 寄付促進のための取組

ファンド事業費を安定的に確保するためには寄付の拡大が不可欠であるため、寄付拡大に向けた積極的な PR、寄付者へのインセンティブ策の構築等、多様な取組みを展開する。

【京町家まちづくりファンド】

京町家まちづくりファンドは、寄付金を積み立て、その運用により、京町家の保全・再生・活用を促進し、取組を通じて、京町家に宿る暮らしの文化、空

ス 京都市民が残したいと思う京都を彩る建物や庭園制度

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京都市民が残したいと思う京都を彩る建物や庭園制度	H23～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

市民が京都の財産として残したいと思う、京都の歴史や文化を象徴する建物と庭園を公募によりリスト化、公表することで、市民ぐるみで残そうという機運を高め、保全・継承を図っていく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

指定・登録され、保全が図られている歴史的建造物だけでなく、市民から推進された建造物等について、保全・継承を図ることにより、地域の歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

新 (P7-52)

(3) 良好な景観の誘導

景観の阻害要因となる違反広告物の撤去及び優良広告物の誘導を行うことにより、文化財や歴史的な町並みと調和した周辺整備を行う。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
優良屋外広告物誘導事業	H18～	市単独事業
屋外広告物の簡易除却	S31～	市単独事業 (委託事業は H16 まで府補助金)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

京都市では、良好な広告物景観を形成するため、屋外広告物モデル地域を設定し、罰則の適用や行政代執行も視野に入れた集中的な違反指導を行っているところであり、早期の是正完了を目指すとともに、全市域を対象とした指導をより一層強化し、違反状況の解消に努めている。

また、屋外広告物法第 7 条第 4 項では、条例に違反しているはり紙、はり札等、広告旗又は立て看板等が掲出されている場合、市長又はその命じたものが当該屋外広告物又は掲出物件を除却することができる」と規定している。

京都市では、職員による随時の除却のほか、業者と委託契約を締結し、市内幹線道路にある電柱や道路柵等に掲出されている違反広告物を対象に定期的に除却を行っている。

また、青少年の健全な育成並びに都市景観の維持及び向上を図ることを目的として「京都市路上違反広告物追放推進員」を設置し、市長が持つ違反広告物

を除却できる法的権限を少年補導委員会の単位会長等に委嘱している。さらに、増え続ける違反広告物への取組みを強化するため、除却権限を一般の市民にも委嘱して、自らの手で違反広告物を除却できる「京都市はり紙等違反広告物除却活動員」(愛称「京(みやこ)・輝き隊」)を創設し、市内一円で活動を展開している。



写真 7-27 屋外広告物の簡易除却

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

屋外広告物は都市の景観を構成する重要な要素の一つであるが、現在繁華街や幹線道路沿いを中心に掲出されている違反広告物や電柱等に貼られているはり紙等は、歴史的な町並みにそぐわないものである。市民と協働で是正、除却を強化していくことにより、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。

旧 (P346)

(3) 良好な景観の誘導

景観の阻害要因となる違反広告物の撤去及び優良広告物の誘導を行うことにより、文化財や歴史的な町並みと調和した周辺整備を行う。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
優良屋外広告物誘導事業	H18～	市単独事業
屋外広告物の簡易除却	～	市単独事業 (委託事業は H16 まで府補助金)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

京都市では、良好な広告物景観を形成するため、屋外広告物モデル地域を設定し、罰則の適用や行政代執行も視野に入れた集中的な違反指導を行っているところであり、早期の是正完了を目指すとともに、全市域を対象とした指導をより一層強化し、違反状況の解消に努めている。

また、屋外広告物法第 7 条第 4 項では、条例に違反しているはり紙、はり札等、広告旗又は立て看板等が掲出されている場合、市長又はその命じたものが当該屋外広告物又は掲出物件を除却することができる」と規定している。

京都市では、職員による随時の除却のほか、業者と委託契約を締結し、市内幹線道路にある電柱や道路柵等に掲出されている違反広告物を対象に定期的に除却を行っている。

また、青少年の健全な育成並びに都市景観の維持及び向上を図ることを目的として「京都市路上違反広告物追放推進員」を設置し、市長が持つ違反広告物

を除却できる法的権限を少年補導委員会の単位会長等に委嘱している。さらに、増え続ける違反広告物への取組みを強化するため、除却権限を一般の市民にも委嘱して、自らの手で違反広告物を除却できる「京都市はり紙等違反広告物除却活動員」(愛称「京(みやこ)・輝き隊」)を創設し、市内一円で活動を展開している。



写真 7-27 屋外広告物の簡易除却

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

屋外広告物は都市の景観を構成する重要な要素の一つであるが、現在繁華街や幹線道路沿いを中心に掲出されている違反広告物や電柱等に貼られているはり紙等は、歴史的な町並みにそぐわないものである。市民と協働で是正、除却を強化していくことにより、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。

新 (P7-56)

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京都市動物園再整備事業	H21～H27	H24～社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) (国土交通省)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 京都市動物園

(事業内容)

京都市動物園は明治36年に全国で2番目に開園し、市民の寄付金と市債により建設された動物園としては最も古い歴史を持ち、今日まで、水と緑豊かな京都を代表する文化ゾーンである岡崎の地で、子どもから高齢者まで幅広い世代の方に愛されてきた。

開園以来100年以上経過した施設は老朽化が著しく、新しい時代に適した施設のリニューアルが望まれており、都心部の近くに立地する利便性を活かしながら、動物たちの環境を大切につくり、幸福に暮らす動物たちを来園者が間近でみることができる「近くて楽しい動物園」を目指して、再整備を行う。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
左京区岡崎における神宮道と公園の再整備事業	H25～H27	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) (国土交通省)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 神宮道 (冷泉通～二条通間)・岡崎公園及びその周辺道路

(事業内容)

神宮道は、平安神宮や京都会館等の文化施設が集積する岡崎地域の中心を南北に通ずるシンボルストリートである。「岡崎地域活性化ビジョン」では、この神宮道を歩行者専用化とすることにより、賑わい空間を創出し、歩いて楽しい岡崎の実現を目指している。



写真 7-24-3 神宮道

このため、神宮道の車道機能を廃止し、沿道の公園と一体となった再整備を実施する。なお、神宮道は平安神宮の参道としての役割を有するほか、京都会館、美術館等の歴史的・文化的価値のある施設に近接するため、風致・景観の向上に配慮しながら再整備を図る。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

岡崎地域は、琵琶湖疏水の開発に始まる京都の近代化を象徴する伝統と進取

旧 (P350-1)

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京都市動物園再整備事業	H21～H27	H24～社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) (国土交通省)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 京都市動物園

(事業内容)

京都市動物園は明治36年に全国で2番目に開園し、市民の寄付金と市債により建設された動物園としては最も古い歴史を持ち、今日まで、水と緑豊かな京都を代表する文化ゾーンである岡崎の地で、子どもから高齢者まで幅広い世代の方に愛されてきた。

開園以来100年以上経過した施設は老朽化が著しく、新しい時代に適した施設のリニューアルが望まれており、都心部の近くに立地する利便性を活かしながら、動物たちの環境を大切につくり、幸福に暮らす動物たちを来園者が間近でみることができる「近くて楽しい動物園」を目指して、再整備を行う。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
神宮道と岡崎公園の再整備事業	H25～H27	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) (国土交通省)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 神宮道 (冷泉通～二条通間)・岡崎公園及びその周辺道路

(事業内容)

神宮道は、平安神宮や京都会館等の文化施設が集積する岡崎地域の中心を南北に通ずるシンボルストリートである。「岡崎地域活性化ビジョン」では、この神宮道を歩行者専用化とすることにより、賑わい空間を創出し、歩いて楽しい岡崎の実現を目指している。



写真 7-24-3 神宮道

このため、神宮道の車道機能を廃止し、沿道の公園と一体となった再整備を実施する。なお、神宮道は平安神宮の参道としての役割を有するほか、京都会館、美術館等の歴史的・文化的価値のある施設に近接するため、風致・景観の向上に配慮しながら再整備を図る。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

新 (P7-58)

ウ ニューツーリズム創出事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
ニューツーリズム創出事業	H19~ <u>H23</u>	市単独事業

(事業主体) 各実施団体

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

平成19年度から、観光客の「時期的な集中」「場所的な集中」の緩和、界わい観光の振興、更には地域の活性化を図るため、京都の隠れた観光資源の発掘のための取組支援を行う「京都市ニューツーリズム創出事業」を展開している。

支援する具体的な内容は、地域団体等が取り組む事業の初期・追加経費に対する補助や、企画・進行管理等を助言するアドバイザーの派遣、事業のPR支援、その3点をパッケージにしてサポートする。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都のまちは、文化財の宝庫であり、加えて市内の各地域に根ざした行事や祭礼などが伝統文化として脈々と息づいている。このような、京都の隠れた観光資源の発掘及び取り組み支援を行うことにより、各地域の歴史的風致を再認識し、さらに京都観光の新たな魅力として発信することにより、観光客の「時期的な集中」、「場所的な集中」の緩和、界わい観光の振興や地域の活性化に寄与し、地域力によるまちづくりが推進される。

エ 東山わがまち「地域資源」マップ(仮称)の作成

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
東山わがまち「地域資源」マップ(仮称)の作成	H20~H21	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 東山区

(事業内容)

東山区の魅力あふれる優れた地域資源(東山区の歴史や文化、産業、暮らしなど)を学区単位で地域と連携して発掘・再発見するとともに、発掘した地域資源を整理・編集し、印刷物等で情報発信することにより、歴史的な資源を活用したまちづくりを推進する。

平成20年度から学区ごとに地域資源の発掘を進め、東山区80周年という節目の年である平成21年度に、その内容を東山の光・宝・誇りとして後世に残すため、「東山区80周年記念誌」として発行した。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

旧 (P351)

ウ ニューツーリズム創出事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
ニューツーリズム創出事業	H19~	市単独事業

(事業主体) 各実施団体

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

平成19年度から、観光客の「時期的な集中」「場所的な集中」の緩和、界わい観光の振興、更には地域の活性化を図るため、京都の隠れた観光資源の発掘のための取組支援を行う「京都市ニューツーリズム創出事業」を展開している。

支援する具体的な内容は、地域団体等が取り組む事業の初期・追加経費に対する補助や、企画・進行管理等を助言するアドバイザーの派遣、事業のPR支援、その3点をパッケージにしてサポートする。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都のまちは、文化財の宝庫であり、加えて市内の各地域に根ざした行事や祭礼などが伝統文化として脈々と息づいている。このような、京都の隠れた観光資源の発掘及び取り組み支援を行うことにより、各地域の歴史的風致を再認識し、さらに京都観光の新たな魅力として発信することにより、観光客の「時期的な集中」、「場所的な集中」の緩和、界わい観光の振興や地域の活性化に寄与し、地域力によるまちづくりが推進される。

エ 東山わがまち「地域資源」マップ(仮称)の作成

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
東山わがまち「地域資源」マップ(仮称)の作成	H20~H21	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 東山区

(事業内容)

東山区の魅力あふれる優れた地域資源(東山区の歴史や文化、産業、暮らしなど)を学区単位で地域と連携して発掘・再発見するとともに、発掘した地域資源を整理・編集し、印刷物等で情報発信することにより、歴史的な資源を活用したまちづくりを推進する。

平成20年度から学区ごとに地域資源の発掘を進め、東山区80周年という節目の年である平成21年度に、その内容を東山の光・宝・誇りとして後世に残すため、「東山区80周年記念誌」として発行した。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

新 (P7-59)

東山区民は、学区単位の様々な団体の取り組みに見られるように、これまでも自立性の高い住民自治の伝統を守っているが、観光地ならではの問題や少子高齢化などが、地域のまちづくりの課題となっている。こうした中、地域住民による主体的な地域資源の発掘・再発見を通じて、住民自らによる歴史的な景観や魅力あるまちづくりの維持・向上に寄与するとともに、広く情報発信することにより、観光振興や地域活性化にも寄与し、地域力によるまちづくりが推進される。



東山区 80周年記念誌

オ 下京区内全域スタンプラリー

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
下京区内全域スタンプラリー	H21~H21	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 下京区
(事業内容)

京都らしい風情とたたずまいを色濃く残す下京区では、130周年の節目を機に、町衆の良き伝統と地域の絆を守り、次の世代に引き継いでいくことを目指し、「歩いて!しもぎょう スタンプラリー」を開催する。

下京区全域を対象に、区民の方々に地域の名所ポイントを選出していただくほか、新たな観光ルートを発掘し、歩いて楽しんでもらえるスタンプラリーを実施する。当日はボランティアとして多くの地元住民に協力いただき、ガイド等を行ってもらう。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

本事業は、広く市民の参加を得て企画、実施するものであり、地域の魅力や歴史的価値を再認識する機会になるとともに、地域コミュニティの再生や賑わい拠点の創出など多様な効果が期待でき、地域力によるまちづくりが推進される。

カ 京都・^{はなとうろ}花灯路

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京都・花灯路	H14~	市単独事業

(事業主体)

京都・花灯路推進協議会(京都府,京都市,京都商工会議所,京都仏教会,公社)京都市観光協会,公財)京都文化交流コンベンションビューロー)

(事業内容)

旧 (P352)

東山区民は、学区単位の様々な団体の取り組みに見られるように、これまでも自立性の高い住民自治の伝統を守っているが、観光地ならではの問題や少子高齢化などが、地域のまちづくりの課題となっている。こうした中、地域住民による主体的な地域資源の発掘・再発見を通じて、住民自らによる歴史的な景観や魅力あるまちづくりの維持・向上に寄与するとともに、広く情報発信することにより、観光振興や地域活性化にも寄与し、地域力によるまちづくりが推進される。



東山区 80周年記念誌

オ 下京区内全域スタンプラリー

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
下京区内全域スタンプラリー	H21~H21	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 下京区
(事業内容)

京都らしい風情とたたずまいを色濃く残す下京区では、130周年の節目を機に、町衆の良き伝統と地域の絆を守り、次の世代に引き継いでいくことを目指し、「歩いて!しもぎょう スタンプラリー」を開催する。

下京区全域を対象に、区民の方々に地域の名所ポイントを選出していただくほか、新たな観光ルートを発掘し、歩いて楽しんでもらえるスタンプラリーを実施する。当日はボランティアとして多くの地元住民に協力いただき、ガイド等を行ってもらう。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

本事業は、広く市民の参加を得て企画、実施するものであり、地域の魅力や歴史的価値を再認識する機会になるとともに、地域コミュニティの再生や賑わい拠点の創出など多様な効果が期待でき、地域力によるまちづくりが推進される。

カ 京都・**花灯路**

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京都・花灯路	H14~	市単独事業

(事業主体)

京都・花灯路推進協議会(京都府,京都市,京都商工会議所,京都仏教会,社)京都市観光協会,財)京都文化交流コンベンションビューロー)

(事業内容)

新 (P7-62)

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

京都市では1200年の悠久の歴史の中で培われた京都の伝統産業の魅力を国内外に発信するため、平成13年度に春分の日を「伝統産業の日」と定め、毎年「伝統産業の日」を中心に伝統産業に触れられる多彩な事業を実施している。

① 伝統的工芸品の展示会

京都市勧業館(みやこめっせ)等において、様々な展示会を企画し、京都の伝統的工芸品の魅力を紹介している。

② 和装振興事業

きものは日本文化の表象であり、京都は、最もきものの似合う街と言え、きもの着用が増えることにより、京都の雰囲気醸し出される。「伝統産業の日」の関連イベントとして、きものを着用している人は、元離宮二条城や美術館などの文化観光施設等の入場や、市バス・地下鉄を無料にしたり、京都市交響楽団のコンサートに無料で招待するなど、きもの着用の機会づくりに努めている。



写真 7-28 伝統産業の日

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

広く市民や観光客等に伝統産業をPRし、伝統産業に対する理解を深めてもらうことが、需要開拓をはじめ、業界の活性化につながり、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

(ウ) 京都市伝統産業ふれあい館の運営

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京都市伝統産業ふれあい館の運営	H8～	市単独事業

(事業主体)

公益財団法人 京都伝統産業交流センター

旧 (P355)

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

京都市では1200年の悠久の歴史の中で培われた京都の伝統産業の魅力を国内外に発信するため、平成13年度に春分の日を「伝統産業の日」と定め、毎年「伝統産業の日」を中心に伝統産業に触れられる多彩な事業を実施している。

① 伝統的工芸品の展示会

京都市勧業館(みやこめっせ)等において、様々な展示会を企画し、京都の伝統的工芸品の魅力を紹介している。

② 和装振興事業

きものは日本文化の表象であり、京都は、最もきものの似合う街と言え、きもの着用が増えることにより、京都の雰囲気醸し出される。「伝統産業の日」の関連イベントとして、きものを着用している人は、元離宮二条城や美術館などの文化観光施設等の入場や、市バス・地下鉄を無料にしたり、京都市交響楽団のコンサートに無料で招待するなど、きもの着用の機会づくりに努めている。



写真 7-28 伝統産業の日

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

広く市民や観光客等に伝統産業をPRし、伝統産業に対する理解を深めてもらうことが、需要開拓をはじめ、業界の活性化につながり、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

(ウ) 京都市伝統産業ふれあい館の運営

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京都市伝統産業ふれあい館の運営	H8～	市単独事業

(事業主体)

財団法人 京都伝統産業交流センター

新 (P7-64)

平成21年度に、京都府下で開催される「伝統的工芸品月間国民会議全国大会」において、展示会等の各種事業を通し、京都の伝統産業を全国に発信し、普及を図った。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

伝統産業の技術を用いて、伝統工芸品を創造していくことによって、新たな需要を創出し、ひいては伝統産業業界の振興に寄与し、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

(オ) 京もの市場の開拓

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京もの国内市場開拓事業	H24～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 首都圏他

(事業内容)

国内最大の消費地であり、情報発信のかなめである首都圏において、京都のまちの魅力や伝統文化を紹介するとともに、「和のライフスタイル」を提案する和装・工芸が一体となった京都の伝統産業PR展示会を行い、新たなファンを獲得し、その需要を開拓する。

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京もの海外市場開拓事業	<u>H24</u>	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 海外

(事業内容)

「京もの」の魅力が強力にアピールし、海外への販売を行うビジネスモデルを確立するため、国内コーディネーター、海外コーディネーター、商品開発アドバイザーを軸にした仕組みを構築し、市内の伝統産業事業者の海外発展を支援する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都が世界に誇る伝統産業製品である「京もの」の市場を開拓し、需要の拡大を図ることにより、伝統産業業界が活性化し、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

旧 (P356-2)

平成21年度に、京都府下で開催される「伝統的工芸品月間国民会議全国大会」において、展示会等の各種事業を通し、京都の伝統産業を全国に発信し、普及を図った。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

伝統産業の技術を用いて、伝統工芸品を創造していくことによって、新たな需要を創出し、ひいては伝統産業業界の振興に寄与し、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

(オ) 京もの市場の開拓

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京もの国内市場開拓事業	H24～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 首都圏他

(事業内容)

国内最大の消費地であり、情報発信のかなめである首都圏において、京都のまちの魅力や伝統文化を紹介するとともに、「和のライフスタイル」を提案する和装・工芸が一体となった京都の伝統産業PR展示会を行い、新たなファンを獲得し、その需要を開拓する。

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京もの海外市場開拓事業	H24 <u>～</u>	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 海外

(事業内容)

「京もの」の魅力が強力にアピールし、海外への販売を行うビジネスモデルを確立するため、国内コーディネーター、海外コーディネーター、商品開発アドバイザーを軸にした仕組みを構築し、市内の伝統産業事業者の海外発展を支援する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都が世界に誇る伝統産業製品である「京もの」の市場を開拓し、需要の拡大を図ることにより、伝統産業業界が活性化し、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

新 (P7-65)

(カ) 京の『匠』ふれあい事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京の『匠』ふれあい事業	H17～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

市民・児童・観光客等を対象とした伝統産業の職人さんによる制作体験教室等を実施する。

○ 伝統工芸・技の探訪事業

西陣織会館、京都伝統産業ふれあい館において、伝統工芸の制作に携わる職人さんによる制作体験教室、制作実演などを行う。

○ 京の『匠』先生派遣事業 (体験活動推進事業にも掲載)

伝統工芸品を制作する技術者を小・中学校に派遣し、その卓越した技術を生かした制作実習又は制作実演を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

伝統技術の職人の方々の雇用創出を図り、業界を維持し、市民や観光客への伝統産業のPRを行うことによって、伝統産業の活性化につながり、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

(キ) 京ものきらめきチャレンジ事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京ものきらめきチャレンジ事業	H20～ <u>H24</u>	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

京都の伝統産業を牽引するトップランナーを生み出すため、事業者等の創造的な活動を支援するものであり、マーケティングの視点や明確な戦略性の確立により現代における伝統産業製品の需要を掘り起こし、事業活動をサポートする。公募制で、ターゲットや新商品開発、技術の新分野への利用、ブランドの構築などのテーマを設定し、事業者等が実施する新たな取組を支援する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

旧 (P357)

(カ) 京の『匠』ふれあい事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京の『匠』ふれあい事業	H17～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

市民・児童・観光客等を対象とした伝統産業の職人さんによる制作体験教室等を実施する。

○ 伝統工芸・技の探訪事業

西陣織会館、京都伝統産業ふれあい館において、伝統工芸の制作に携わる職人さんによる制作体験教室、制作実演などを行う。

○ 京の『匠』先生派遣事業 (体験活動推進事業にも掲載)

伝統工芸品を制作する技術者を小・中学校に派遣し、その卓越した技術を生かした制作実習又は制作実演を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

伝統技術の職人の方々の雇用創出を図り、業界を維持し、市民や観光客への伝統産業のPRを行うことによって、伝統産業の活性化につながり、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

(キ) 京ものきらめきチャレンジ事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京ものきらめきチャレンジ事業	H20～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

京都の伝統産業を牽引するトップランナーを生み出すため、事業者等の創造的な活動を支援するものであり、マーケティングの視点や明確な戦略性の確立により現代における伝統産業製品の需要を掘り起こし、事業活動をサポートする。公募制で、ターゲットや新商品開発、技術の新分野への利用、ブランドの構築などのテーマを設定し、事業者等が実施する新たな取組を支援する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

新 (P7-67)

進,そして全国に北区の魅力をPRする。

○ 北山杉オブジェ制作コンペティション事業

プロの建築家や建築を学ぶ学生等を対象に,北山杉を活用した新たな建築用途,作品を募集するとともに,一般市民を対象に,これまでにない新たな北山杉を使ったアイデアを募集し,これらの作品等を通じて,北山地域のイメージや伝統産業を全国に発信する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

日本の伝統文化が再認識され,全国的にも「洋」に対して「和」が見直されつつある中,京都が誇る「伝統的なブランド」のもつ「ほんまもん」の魅力を発信することにより,新たな需要開拓を図り,伝統産業の更なる振興に寄与していくものであり,伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

イ 伝統文化

(7) 五感で感じる和の文化事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
五感で感じる和の文化事業	H21~	市単独事業

(事業主体) 京都市, 京都芸術センター(公益財団法人 京都市芸術文化協会)

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

京都の歴史と伝統を彩る茶道,華道,伝統芸能をはじめ,それらを支える伝統文化(着物,工芸品,楽器など)を,市民や観光客が気軽に鑑賞し,身近に触れ,体験できる機会を創出し,市民の文化力を深め「京都力」を高めることを目的に「五感で感じる和の文化事業」を実施する。

具体的には,「触れる」,「聴く」,「薫る」,「味わう」,「見る」の五感で和の文化を楽しんでいただけるような事業を展開していく。

○ 京都創生座



写真 7-30 五感で感じる和の文化事業 撮影:大島拓也

旧 (P359)

進,そして全国に北区の魅力をPRする。

○ 北山杉オブジェ制作コンペティション事業

プロの建築家や建築を学ぶ学生等を対象に,北山杉を活用した新たな建築用途,作品を募集するとともに,一般市民を対象に,これまでにない新たな北山杉を使ったアイデアを募集し,これらの作品等を通じて,北山地域のイメージや伝統産業を全国に発信する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

日本の伝統文化が再認識され,全国的にも「洋」に対して「和」が見直されつつある中,京都が誇る「伝統的なブランド」のもつ「ほんまもん」の魅力を発信することにより,新たな需要開拓を図り,伝統産業の更なる振興に寄与していくものであり,伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

イ 伝統文化

(7) 五感で感じる和の文化事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
五感で感じる和の文化事業	H21~	市単独事業

(事業主体) 京都市, (財) 自治総合センター

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

京都の歴史と伝統を彩る茶道,華道,伝統芸能をはじめ,それらを支える伝統文化(着物,工芸品,楽器など)を,市民や観光客が気軽に鑑賞し,身近に触れ,体験できる機会を創出し,市民の文化力を深め「京都力」を高めることを目的に「五感で感じる和の文化事業」を実施する。

具体的には,「触れる」,「聴く」,「薫る」,「味わう」,「見る」の五感で和の文化を楽しんでいただけるような事業を展開していく。

○ 京都創生座



写真 7-30 五感で感じる和の文化事業 撮影:大島拓也

新 (P7-69)

中で培ってきた伝統芸能から先駆的な文化芸術を発信することによって、京都が世界に誇る「文化芸術都市」であるということをアピールし、文化芸術を活かしたまちづくりを推進することにつながる。

(ウ) 市民狂言会

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
市民狂言会	S32～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 京都観世会館

(事業内容)

大蔵流茂山社中の協力のもと、市民の皆様にも親しまれる狂言会として、毎年4回「市民狂言会」を開催する。



写真 7-31 市民狂言会 撮影：清水俊洋

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

日本の古典芸能である狂言が持っている「親しみやすさ」という利点を活かし、伝統芸能への理解を深める第一歩となる事業であり、市民への伝統文化の普及、振興につなげていく。

昭和32年度から開催されている市民狂言会は、平成19年度で50周年を迎え、200回を数えており、すでに京都の年中行事の一つとして定着している。今後も継続的に開催することによって、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(I) 京都薪能

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京都薪能	S25～	市単独事業※

※ 国の支援等を受けずに事業を行っているという意。事業自体は京都市と京都能楽会の共催で実施している。

(事業主体) 京都市、京都能楽会

(事業区域) 平安神宮

(事業内容)

毎年6月上旬に、平安神宮の境内で薪能を開催。昭和25年から毎年開催しており、京都の年中行事の一つとして、初夏の京都を彩る。

旧 (P361)

中で培ってきた伝統芸能から先駆的な文化芸術を発信することによって、京都が世界に誇る「文化芸術都市」であるということをアピールし、文化芸術を活かしたまちづくりを推進することにつながる。

(ウ) 市民狂言会

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
市民狂言会	S32～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 京都観世会館

(事業内容)

大蔵流茂山社中の協力のもと、市民の皆様にも親しまれる狂言会として、毎年4回「市民狂言会」を開催する。



写真 7-31 市民狂言会 撮影：清水俊洋

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

日本の古典芸能である狂言が持っている「親しみやすさ」という利点を活かし、伝統芸能への理解を深める第一歩となる事業であり、市民への伝統文化の普及、振興につなげていく。

昭和32年度から開催されている市民狂言会は、平成19年度で50周年を迎え、200回を数えており、すでに京都の年中行事の一つとして定着している。今後も継続的に開催することによって、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(I) 京都薪能

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京都薪能	S25～	市単独事業※

※ 国の支援等を受けずに事業を行っているという意。事業自体は京都市と京都能楽会の共催で実施している。

(事業主体) 京都市、京都能楽会

(事業区域) 平安神宮

(事業内容)

毎年6月上旬に、平安神宮の境内で薪能を開催。昭和25年から毎年開催しており、京都の年中行事の一つとして、初夏の京都を彩る。

新 (P7-70)

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

「京都薪能」は、東山連峰の緑と朱の拝殿を背景に平安神宮の朱の境内で、薪能の幽玄の世界を楽しんでもらうために開催される催しで、平成22年で第63回を数える。この間、市民の能楽への親交に大きく貢献してきた。京都の年中行事の一つとして定着したこの行事を、今後も継続的に開催することによって、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(イ) **花街**の伝統芸能保存育成事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
花街の伝統芸能保存育成事業	H8～	市単独事業 (京都府からの助成も有)

(事業主体) **公益**財団法人京都伝統伎芸振興財団

(事業区域) 五花街

(事業内容)

花街の伝統芸能を保存・継承することを目的として設立された「**公益**財団法人京都伝統伎芸振興財団(おおきに財団)」の行う伝統芸能保存・育成事業を助成する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

「京の**芸妓・舞妓**」が存在する京都の花街は、京都の歴史とともに歩み、今なお歌舞を中心とした邦楽、邦舞等の伝統芸能を伝承しており、その町並みとともに京都の歴史的風致を形成している。これら花街の伝統芸能を保存・育成することにより、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(ロ) **葵祭・時代祭の運営等に対する支援**

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
葵祭・時代祭の運営等に対する支援事業	～	市単独事業 (京都府からの助成も有)
時代祭活性化助成事業	H17～H21	市単独事業 (京都府からの助成も有)

(事業主体)

葵 祭：葵祭行列保存会

時代祭：平安講社

(事業内容)

葵祭・時代祭は京都の三大祭として全国的によく知られており、その運営資金等の一部を協賛会を通じて助成する。

○ 葵祭

旧 (P361-362)

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

「京都薪能」は、東山連峰の緑と朱の拝殿を背景に平安神宮の朱の境内で、薪能の幽玄の世界を楽しんでもらうために開催される催しで、平成22年で第63回を数える。この間、市民の能楽への親交に大きく貢献してきた。京都の年中行事の一つとして定着したこの行事を、今後も継続的に開催することによって、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(イ) **花街**の伝統芸能保存育成事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
花街の伝統芸能保存育成事業	H8～	市単独事業 (京都府からの助成も有)

(事業主体) 財団法人京都伝統伎芸振興財団

(事業区域) 五花街

(事業内容)

花街の伝統芸能を保存・継承することを目的として設立された「財団法人京都伝統伎芸振興財団(おおきに財団)」の行う伝統芸能保存・育成事業を助成する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

「京の**芸舞妓**」が存在する京都の花街は、京都の歴史とともに歩み、今なお歌舞を中心とした邦楽、邦舞等の伝統芸能を伝承しており、その町並みとともに京都の歴史的風致を形成している。これら花街の伝統芸能を保存・育成することにより、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(ロ) **葵祭・時代祭の運営等に対する支援**

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
葵祭・時代祭の運営等に対する支援事業	～	市単独事業 (京都府からの助成も有)
時代祭活性化助成事業	H17～H21	市単独事業 (京都府からの助成も有)

(事業主体)

葵 祭：葵祭行列保存会

時代祭：平安講社

(事業内容)

葵祭・時代祭は京都の三大祭として全国的によく知られており、その運営資金等の一部を協賛会を通じて助成する。

○ 葵祭

第8章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

京都の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図るうえで必要かつ重要と認められる建造物を「歴史的風致形成建造物」として指定する。

歴史的風致形成建造物に想定されるものとして、祇園祭などの祭礼を行ううえで拠点となる会所や御旅所。それらを華やかに飾る懸装品^{けそうひん}などを手掛ける繊維問屋など人々の生業とともに残る町家。市内に点在する世界遺産をはじめとする社寺仏閣を中心に賑わいを見せる門前町の町家や、上賀茂神社の神官が集住した社家^{しゃけ}。多くの町人にも普及した伝統文化である茶の湯などの施設を備える和風建築。市内5箇所にある

花街^{かがい}の歌舞練場や、それを中心に茶屋文化を伝える茶屋形式の建造物。近代の金融業などの中心であった三条通など、京都の近代化を象徴する近代洋風建築。城下町として整備され、港湾都市として発展した伏見の造り酒屋や酒蔵群。また、そういった京都の伝統や行事、商業などを支え継承してきた町衆らの生活・生業の場であり、今なお、市街地にも多く点在する京町家など、様々な建造物が想定される。こういった建造物の他、建造物と一体に構成をなす門・塀などの工作物及び庭園も対象とする。

歴史的風致形成建造物の指定においては、伝統的・歴史的な意匠性に優れているもの、その地域において歴史的価値の高いもの、地域の特色が色濃く残っているもので、京都の歴史的風致に深く関わるものを基準とする。

なお、京都市内には、多くの国登録文化財、京都府及び京都市指定・登録文化財の他、景観重要建造物、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物、界わい景観整備地区及び歴史的景観保全修景地区内の建造物が存在し、特にこれらの建造物のうち重点区域内のものについては、積極的に指定する。

指定にあたっては、建造物の所有者の意見を聴くほか、意匠、建築史その他景観又は建造物に関連する分野の専門家等で構成する京都市美観風致審議会の意見を聴いて行う。

また、建造物の所有者及び支援法人による歴史的風致形成建造物の指定の提案に関する制度の活用を促進する。建造物の所有者による歴史的風致形成建造物の提案が積極的かつ円滑に行われるよう、支援法人と連携し、歴史的風致形成建造物に関する制度の概要、歴史的風致形成建造物の指定の指標又は参考となる建造物の外観に関する情報提供を行う。

歴史的風致形成建造物に指定及び指定候補としては、以下の別表のとおりである。

第8章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

京都の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図るうえで必要かつ重要と認められる建造物を「歴史的風致形成建造物」として指定する。

歴史的風致形成建造物に想定されるものとして、祇園祭などの祭礼を行ううえで拠点となる会所や御旅所。それらを華やかに飾る懸装品^{けそうひん}などを手掛ける繊維問屋など人々の生業とともに残る町家。市内に点在する世界遺産をはじめとする社寺仏閣を中心に賑わいを見せる門前町の町家や、上賀茂神社の神官が集住した社家^{しゃけ}。多くの町人にも普及した伝統文化である茶の湯などの施設を備える和風建築。市内5箇所にある花街^{かがい}の歌舞練場や、それを中心に茶屋文化を伝える茶屋形式の建造物。近代の金融業などの中心であった三条通など、京都の近代化を象徴する近代洋風建築。城下町として整備され、港湾都市として発展した伏見の造り酒屋や酒蔵群。また、そういった京都の伝統や行事、商業などを支え継承してきた町衆らの生活・生業の場であり、今なお、市街地にも多く点在する京町家など、様々な建造物が想定される。こういった建造物の他、建造物と一体に構成をなす門・塀などの工作物及び庭園も対象とする。

歴史的風致形成建造物の指定においては、伝統的・歴史的な意匠性に優れているもの、その地域において歴史的価値の高いもの、地域の特色が色濃く残っているもので、京都の歴史的風致に深く関わるものを基準とする。

なお、京都市内には、多くの国登録文化財、京都府及び京都市指定・登録文化財の他、景観重要建造物、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物、界わい景観整備地区及び歴史的景観保全修景地区内の建造物が存在し、特にこれらの建造物のうち重点区域内のものについては、積極的に指定する。

指定にあたっては、建造物の所有者の意見を聴くほか、意匠、建築史その他景観又は建造物に関連する分野の専門家等で構成する京都市美観風致審議会の意見を聴いて行う。

また、建造物の所有者及び支援法人による歴史的風致形成建造物の指定の提案に関する制度の活用を促進する。建造物の所有者による歴史的風致形成建造物の提案が積極的かつ円滑に行われるよう、支援法人と連携し、歴史的風致形成建造物に関する制度の概要、歴史的風致形成建造物の指定の指標又は参考となる建造物の外観に関する情報提供を行う。

歴史的風致形成建造物に指定及び指定候補としては、以下の別表のとおりである。

新 (P8-2)

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
1	黄桜酒造 (界わい景観整備地区)		京都市伏見区 南浜町 255	
2	吉田邸		京都市下京区 <u>御幸町通仏光寺下る</u> 橘町 441	
3	<u>鳥彌三</u> (国登録文化財)		京都市下京区 <u>西石垣通四条下る</u> 斎藤町 136 他	
4	佐々木邸 (歴史的意匠建造物)		京都市上京区 <u>千本通五辻上る</u> 末広町 33 他	
5	上七軒 歌舞練場 (界わい景観整備地区重要地域)		京都市上京区 <u>今出川通七本松西入</u> 真盛町 742-1 他	

旧 (P369)

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
1	黄桜酒造 (界わい景観整備地区)		京都市伏見区 南浜町 255	
2	吉田邸		京都市下京区 橘町 441	
3	<u>鳥彌三</u> (国登録文化財)		京都市下京区 斎藤町 136 他	
4	佐々木邸 (歴史的意匠建造物)		京都市上京区 末広町 33 他	
5	上七軒 歌舞練場 (界わい景観整備地区重要地域)		京都市上京区 真盛町 742-1 他	










新 (P8-3)

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
6	月桂冠 旧本社 (界わい景観 整備地区重要 地域)		京都市伏見区 南浜町 247	
7	山中油店 (景観重要建 造物, 国登録文 化財)		京都市上京区 <u>下立売通智恵</u> <u>光院西入</u> 下丸 屋町 508	
8	<u>うるんざ</u> <u>胡乱座</u> (景観重要建 造物, 国登録文 化財)		京都市下京区 <u>醒ヶ井通綾小</u> <u>路下る</u> 要法寺 町 427	
9	松本酒造 (景観重要建 造物, 歴史的意 匠建造物, 国登 録文化財)		京都市伏見区 横大路三栖 大黒町 2 他	
10	梅辻邸 (景観重要建 造物, 京都市指 定文化財, 界わ い景観整備地 区)		京都市北区 上賀茂北大路 町 39-1 (一部)	



旧 (P370)

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
6	月桂冠 旧本社 (界わい景観 整備地区重要 地域)		京都市伏見区 南浜町 247	
7	山中油店 (景観重要建 造物, 国登録文 化財)		京都市上京区 下丸屋町 508	
8	<u>胡乱座</u> (景観重要建 造物, 国登録文 化財)		京都市下京区 要法寺町 427	
9	松本酒造 (景観重要建 造物, 歴史的意 匠建造物, 国登 録文化財)		京都市伏見区 横大路三栖 大黒町 2 他	
10	梅辻邸 (景観重要建 造物, 京都市指 定文化財, 界わ い景観整備地 区)		京都市北区 上賀茂北大路 町 39-1 (一部)	

新 (P8-4)

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
1 1	樂吉左衛門 (景観重要建造物, 国登録文化財, 歴史的意匠建造物)		京都市上京区 <u>油小路通一条下る</u> 油橋詰町84	
1 2	加藤邸 (景観重要建造物)		京都市上京区 <u>笹屋町通浄福寺西入</u> 笹屋町二丁目579-2	
1 3	創芸の会 (景観重要建造物, 界わい景観整備地区重要地域)		京都市上京区 <u>元誓願寺通大宮西入</u> 元妙蓮寺町553	
1 4	林邸 (景観重要建造物, 界わい景観整備地区重要地域)		京都市上京区 <u>今出川通七本松西入</u> 真盛町742-1	
1 5	帯屋捨松 (景観重要建造物, 界わい景観整備地区界わい景観建造物)		京都市上京区 <u>笹屋町通西入</u> 栴屋町609	

旧 (P371)

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
1 1	樂吉左衛門 (景観重要建造物, 国登録文化財, 歴史的意匠建造物)		京都市上京区 油橋詰町84	
1 2	加藤邸 (景観重要建造物)		京都市上京区 笹屋町二丁目579-2	
1 3	創芸の会 (景観重要建造物, 界わい景観整備地区重要地域)		京都市上京区 元妙蓮寺町553	
1 4	林邸 (景観重要建造物, 界わい景観整備地区重要地域)		京都市上京区 真盛町742-1	
1 5	帯屋捨松 (景観重要建造物, 界わい景観整備地区界わい景観建造物)		京都市上京区 栴屋町609	

新 (P8-5)

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
16	松居邸 (旧杉尾家) (景観重要建造物)		京都市上京区 <u>上立売通小川</u> <u>東入上る</u> 挽木町 529	
17	大島邸 (景観重要建造物, 界わい景観整備地区)		京都市伏見区 京町三丁目 181	
18	祇園甲部 歌舞練場 (歴史的景観保全修景地区, 国登録文化財)		京都市東山区 祇園町南側 570-2 他	
19	丹波屋 (景観重要建造物, 歴史的意匠建造物)		京都市上京区 黒門通上長者町上る榎町 383 他	
20	キンシ正宗 堀野記念館 (旧堀野家本宅) (景観重要建造物, 歴史的意匠建造物, 国登録文化財)		京都市中京区 堺町通二条上る亀屋町 172 他	






旧 (P372)

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
16	松居邸 (旧杉尾家) (景観重要建造物)		京都市上京区 挽木町 529	
17	大島邸 (景観重要建造物, 界わい景観整備地区)		京都市伏見区 京町三丁目 181	
18	祇園甲部 歌舞練場 (歴史的景観保全修景地区, 国登録文化財)		京都市東山区 祇園町南側 570-2 他	
19	丹波屋 (景観重要建造物, 歴史的意匠建造物)		京都市上京区 黒門通上長者町上る榎町 383 他	
20	キンシ正宗 堀野記念館 (旧堀野家本宅) (景観重要建造物, 歴史的意匠建造物, 国登録文化財)		京都市中京区 堺町通二条上る亀屋町 172 他	










新 (P8-8)

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
3 1	村西邸 (景観重要建造物)		京都市中京区 蛸薬師通高倉 西入泉正寺町 333	
3 2	片岡邸 (景観重要建造物, 歴史的意匠建造物)		京都市上京区 小川通中立売 上る小川町 205番1(一部) 他	
3 3	遠藤邸 (景観重要建造物)		京都市下京区 楊梅通室町西 入上柳町 227	
3 4	生谷邸(生谷敬之助) (景観重要建造物, 歴史的意匠建造物, 国登録文化財)		京都市上京区 室町通鞍馬口 下る二丁目竹園町 15	
3 5	北尾邸 (界わい景観整備地区重要地域)		京都市上京区 元誓願寺通大 宮西入元妙蓮 寺町 548 他	

旧 (P373-3)

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
3 1	村西邸 (景観重要建造物)		京都市中京区 蛸薬師通高倉 西入泉正寺町 333	
3 2	片岡邸 (景観重要建造物, 歴史的意匠建造物)		京都市上京区 小川通中立売 上る小川町 205-1(一部) 他	
3 3	遠藤邸 (景観重要建造物)		京都市下京区 楊梅通室町西 入上柳町 227 他	
3 4	生谷邸(生谷敬之助) (景観重要建造物, 歴史的意匠建造物, 国登録文化財)		京都市上京区 室町通鞍馬口 下る二丁目竹園町 15 他	
3 5	北尾邸 (界わい景観整備地区重要地域)		京都市上京区 元誓願寺通大 宮西入元妙蓮 寺町 548 他	

新 (P8-9)

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
36	七味六兵衛 (景観重要建造物, 歴史的意匠建造物)		京都市上京区 御前通下立売 下る下之町 404番1(一部)	
37	北岡邸 (景観重要建造物)		京都市上京区 榎木町通油小路 西入西山崎町 236番2	
38	田中邸(近江屋吉兵衛) (景観重要建造物)		京都市下京区 室町通五条下 る大黒町 212 番他	
39	千歳邸 (景観重要建造物, 歴史的意匠建造物)		京都市伏見区 阿波橋町 401 番他	
40	松村邸		京都市中京区 六角通烏丸西 入骨屋町 155 番他	

旧 (P373-4)

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
36	七味六兵衛 (景観重要建造物, 歴史的意匠建造物)		京都市上京区 御前通下立売 下る下之町 404-1(一部)	
37	北岡邸 (景観重要建造物)		京都市上京区 榎木町通油小路 西入西山崎町 236-2	
38	田中邸(近江屋吉兵衛) (景観重要建造物)		京都市下京区 室町通五条下 る大黒町 212 他	
39	千歳邸 (景観重要建造物, 歴史的意匠建造物)		京都市伏見区 阿波橋町 401 他	
40	松村邸		京都市中京区 六角通烏丸西 入骨屋町 155 他	

新 (P8-10)

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
4 1	中村邸		京都市東山区 新門前通大和 大路東入二丁 目中之町 247 番	
4 2	西川仁右衛門		京都市左京区 岡崎円勝寺町 91番24他	
4 3	山本邸 (景観重要建造物, 界わい景観整備地区界わい景観建造物)		京都市伏見区 両替町三丁目 345番1他	
4 4	木村邸(木村利左衛門) (景観重要建造物)		京都市上京区 日暮通下立売 上る天秤町 598番(一部) 他	
4 5	三味洪庵		京都市東山区 三条通北裏白 川筋西入石泉 院町 393番2 他	

旧 (P373-5)

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
4 1	中村邸		京都市東山区 新門前通大和 大路東入二丁 目中之町 247	
4 2	西川仁右衛門		京都市左京区 岡崎円勝寺町 91-24他	

新 (P8-11)

旧

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

46	西澤邸		京都市下京区 西新屋敷中之 町110番	
47	芦田邸 (景観重要建 造物)		京都市下京区 新町通五条下 る蛭子町112 番1他	
48	梶田邸 (景観重要建 造物, 歴史的意 匠建造物, 国登 録文化財)		京都市上京区 笹屋町通千本 西入笹屋四丁 目285	
49	山本邸(仁風 庵) (景観重要建 造物, 国登録文 化財)		京都市上京区 中立売通西洞 院西入三丁目 446	
50	布屋		京都市上京区 油小路通丸太 町上る米屋町 281番	
51	楠		京都市中京区 先斗町通四条 上る梅之木町 153番	

新 (P8-12)

旧

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

5.2	滋賀邸		京都市上京区 寺之内通千本 東入二丁目新 猪熊東町 342 番	
5.3	俵屋旅館		京都市中京区 麩屋町通御池 下る中白山町 280 番他	
5.4	中川織物		京都市上京区 上御霊前通新 町東入継孝院 町 75 番	
5.5	鮎鶴		京都市下京区 木屋町通松原 上る美濃屋町 180 番 1 他	
5.6	青木邸		京都市中京区 富小路通三条 上る福長町 110 番	

新（別表－29）

	種別	名称	所在地	告示年月日
48	府登録文化財	良正院 鎮守堂 附 板札 1 枚	東山区新橋通大和路東入三丁目林下町	昭 62.4.15
49	府登録文化財	萬寿寺 客殿	東山区本町十五丁目	平 5.4.9
50	府指定文化財	建仁寺法堂	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺浴室	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺大鐘楼	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺小鐘楼	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺楽神廟	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺西門	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺北門	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺向唐門	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺庫裏	東山区小松町	平 22.3.23
51	府指定文化財	吉田神社本殿他	左京区吉田神楽岡町	平 22.3.23
52	府指定文化財	本満寺蓮乗院霊屋	上京区寺町通今出川上る二丁目鶴山町	平 25.3.19
53	府指定文化財	隣華院客殿他	右京区花園妙心寺町	平 25.3.19
54	府指定文化財	麟祥院霊屋	右京区花園妙心寺町	平 25.3.19
	府登録文化財	麟祥院本堂他	右京区花園妙心寺町	平 25.3.19

別表 2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧（府・環境保全地区）

	種別	名称	所在地	告示年月日
	府環境保全地区	八幡宮文化財環境保全地区	右京区京北町大字上中小字宮ノ本	昭 59.4.14

別表 2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧（府指定・登録記念物）

	種別	名称	所在地	告示年月日
	府指定史跡	平安京右京一条三坊九町遺跡	北区大將軍坂田町	昭 58.4.15
	府指定史跡	周山廃寺跡附窯跡	右京区京北周山町中山	昭 58.4.15
	府指定名勝	両足院庭園	東山区大和路通四条下る四丁目小松町	昭 60.5.15
	府指定史跡	常照皇寺境内	右京区京北井戸町丸山	昭 60.5.15
	府指定天然記念物	旧府知事公舎のエノキ	上京区烏丸通中立売上る籠前町	昭 63.4.15
	府指定天然記念物	下黒田の伏条台杉群	右京区京北下黒田町、京北宮町	平 11.3.19

旧（別表－29）

	種別	名称	所在地	告示年月日
48	府登録文化財	良正院 鎮守堂 附 板札 1 枚	東山区新橋通大和路東入三丁目林下町	昭 62.4.15
49	府登録文化財	萬寿寺 客殿	東山区本町十五丁目	平 5.4.9
50	府指定文化財	建仁寺法堂	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺浴室	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺大鐘楼	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺小鐘楼	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺楽神廟	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺西門	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺北門	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺向唐門	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺庫裏	東山区小松町	平 22.3.23
51	府指定文化財	吉田神社本殿他	左京区吉田神楽岡町	平 22.3.23

別表 2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧（府・環境保全地区）

	種別	名称	所在地	告示年月日
	府環境保全地区	八幡宮文化財環境保全地区	右京区京北町大字上中小字宮ノ本	昭 59.4.14

別表 2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧（府指定・登録記念物）

	種別	名称	所在地	告示年月日
	府指定史跡	平安京右京一条三坊九町遺跡	北区大將軍坂田町	昭 58.4.15
	府指定史跡	周山廃寺跡附窯跡	右京区京北周山町中山	昭 58.4.15
	府指定名勝	両足院庭園	東山区大和路通四条下る四丁目小松町	昭 60.5.15
	府指定史跡	常照皇寺境内	右京区京北井戸町丸山	昭 60.5.15
	府指定天然記念物	旧府知事公舎のエノキ	上京区烏丸通中立売上る籠前町	昭 63.4.15
	府指定天然記念物	下黒田の伏条台杉群	右京区京北下黒田町、京北宮町	平 11.3.19

新（別表－39）

旧（別表－39）

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧（市・環境保全地区）

	種別	名称	所在地	告示年月日
	市環境保全地区	志古淵神社文化財環境保全地区	左京区久多中の町	昭 59.6.1
	市環境保全地区	藤森神社文化財環境保全地区	伏見区深草鳥居崎町, 深地草直達橋片町	昭 59.6.1
	市環境保全地区	浄住寺文化財環境保全地区	西京区山田開キ町, 山田桜谷町	昭 59.6.1
	市環境保全地区	大將軍文化財環境保全地区	北区西賀茂角社町	昭 60.6.1
	市環境保全地区	倉掛神社文化財環境保全地区	南区久世東土川町	昭 60.6.1
	市環境保全地区	日向大神宮文化財環境保全地区	山科区日ノ岡一切橋谷町, 日ノ岡夷谷町	昭 62.5.1
	市環境保全地区	地藏院文化財環境保全地区	西京区山田北ノ町	昭 62.5.1
	市環境保全地区	石座神社文化財環境保全地区	左京区岩倉上蔵町	平 3.4.1
	市環境保全地区	天穂日命神社文化財環境保全地区	伏見区石田森西町	平 15.4.1
	市環境保全地区	五社神社文化財環境保全地区	京都市西京区下津林楠町	平 25.4.1

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧（市指定記念物）

	種別	名称	所在地	告示年月日
1	市登録史跡	福西古墳 7 号及び 10 号墳附縄文時代包含層	西京区大枝北福西町 4 丁目 2 福西遺跡公園内	昭 58.6.1
2	市登録史跡	京都大学構内火葬塚	左京区北白川追分町京都大学北部構内	昭 58.6.1
3	市登録史跡	伏見城石垣	伏見区桃山町伊庭 14	昭 59.6.1
4	市指定史跡	小野毛人墓	左京区高野西明寺山	昭 59.6.1
5	市指定史跡	木嶋坐天照御霊神社(蚕の社)境内	右京区太秦森ヶ東町 50	昭 60.6.1
6	市登録史跡	御堂ヶ池 1 号墳	右京区鳴滝音戸山町 12-1	昭 60.6.1
7	市登録史跡	大宅一里塚	山科区大宅甲ノ辻町 7-2	昭 60.6.1
8	市指定史跡	久我神社境内	北区紫竹下竹殿町 1-1,47	昭 62.5.1
9	市登録史跡	今出川通寺町東入表町(大原口)道標	上京区寺町今出川東入表町	昭 62.5.1
10	市登録史跡	北白川西町道標	左京区北白川西町	昭 62.5.1
11	市登録史跡	吉田本町道標	左京区吉田本町	昭 62.5.1
12	市登録史跡	三条通白川橋東入五軒町(三条白川橋)道標	東山区三条通白川橋東入五軒町	昭 62.5.1
13	市登録史跡	御陵中内町(五条別れ)道標	山科区御陵中内町	昭 62.5.1
14	市指定史跡	中の谷 4 号窯	京都市左京区岩倉木野町 207-31	平 4.4.1
15	市指定史跡	遍照寺旧境内建物跡	京都市右京区北嵯峨朝原山町 51	平 4.4.1

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧（市・環境保全地区）

	種別	名称	所在地	告示年月日
	市環境保全地区	志古淵神社文化財環境保全地区	左京区久多中の町	昭 59.6.1
	市環境保全地区	藤森神社文化財環境保全地区	伏見区深草鳥居崎町, 深地草直達橋片町	昭 59.6.1
	市環境保全地区	浄住寺文化財環境保全地区	西京区山田開キ町, 山田桜谷町	昭 59.6.1
	市環境保全地区	大將軍文化財環境保全地区	北区西賀茂角社町	昭 60.6.1
	市環境保全地区	倉掛神社文化財環境保全地区	南区久世東土川町	昭 60.6.1
	市環境保全地区	日向大神宮文化財環境保全地区	山科区日ノ岡一切橋谷町, 日ノ岡夷谷町	昭 62.5.1
	市環境保全地区	地藏院文化財環境保全地区	西京区山田北ノ町	昭 62.5.1
	市環境保全地区	石座神社文化財環境保全地区	左京区岩倉上蔵町	平 3.4.1
	市環境保全地区	天穂日命神社文化財環境保全地区	伏見区石田森西町	平 15.4.1

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧（市指定記念物）

	種別	名称	所在地	告示年月日
1	市登録史跡	福西古墳 7 号及び 10 号墳附縄文時代包含層	西京区大枝北福西町 4 丁目 2 福西遺跡公園内	昭 58.6.1
2	市登録史跡	京都大学構内火葬塚	左京区北白川追分町京都大学北部構内	昭 58.6.1
3	市登録史跡	伏見城石垣	伏見区桃山町伊庭 14	昭 59.6.1
4	市指定史跡	小野毛人墓	左京区高野西明寺山	昭 59.6.1
5	市指定史跡	木嶋坐天照御霊神社(蚕の社)境内	右京区太秦森ヶ東町 50	昭 60.6.1
6	市登録史跡	御堂ヶ池 1 号墳	右京区鳴滝音戸山町 12-1	昭 60.6.1
7	市登録史跡	大宅一里塚	山科区大宅甲ノ辻町 7-2	昭 60.6.1
8	市指定史跡	久我神社境内	北区紫竹下竹殿町 1-1,47	昭 62.5.1
9	市登録史跡	今出川通寺町東入表町(大原口)道標	上京区寺町今出川東入表町	昭 62.5.1
10	市登録史跡	北白川西町道標	左京区北白川西町	昭 62.5.1
11	市登録史跡	吉田本町道標	左京区吉田本町	昭 62.5.1
12	市登録史跡	三条通白川橋東入五軒町(三条白川橋)道標	東山区三条通白川橋東入五軒町	昭 62.5.1
13	市登録史跡	御陵中内町(五条別れ)道標	山科区御陵中内町	昭 62.5.1
14	市指定史跡	中の谷 4 号窯	京都市左京区岩倉木野町 207-31	平 4.4.1
15	市指定史跡	遍照寺旧境内建物跡	京都市右京区北嵯峨朝原山町 51	平 4.4.1

新（別表－40）

16	市指定史跡	月読神社境内	西京区松室山添町 15,10-2,10-3,39-3,39-5,39-6	平 5.4.1
17	市登録史跡	氷室神社境内及び氷室跡	(氷室神社)北区西賀茂宮山9 (氷室跡)北区西賀茂氷室町12-乙	平 6.4.1
18	市登録史跡	大歳神社境内	西京区大原野灰方町 575	平 7.3.30
19	市指定史跡	羽束師坐高御産日神社境内	伏見区羽束師志水町	平 8.4.1
20	市指定史跡	平安宮造酒司倉庫跡	京都市中京区聚楽廻松下町	平 9.4.1
21	市指定史跡	貴布祢神社境内	左京区鞍馬貴船町 180 の 内,182 の内	平 10.4.1
22	市指定史跡	法界寺境内	伏見区日野西大道町 14-2,15-3,19 の内 4,816 m ² ,20	平 11.4.1
23	市指定史跡	大枝山古墳群(6~12, 15, 16, 18~21 号 墳)附 14 号墳	西京区御陵大枝山町 4 丁目 33	平 12.4.1
24	市指定史跡	安樂壽院境内	伏見区竹田内畑町 74	平 13.4.1
25	市指定史跡	法観寺境内	東山区下河原通塔之前下る 八坂上町 388	平 14.4.1
26	市指定史跡	上中城跡	右京区京北上中町城下町 37-1,37-4,37-9	平 17.4.1
27	市指定史跡	小野瓦窯跡	京都市左京区上高野小野町	平 22.4.1
28	市指定史跡	妙高寺境内	右京区宇多野上ノ谷町	平 24.4.1
29	市指定名勝	正伝寺庭園	北区賀茂北鎮守庵町 72	昭 60.6.1
30	市指定名勝	相国寺裏方丈庭園	上京区相国寺門前町 701	昭 60.6.1
31	市指定名勝	大聖寺庭園	上京区御所八幡町 109-1	昭 60.6.1
32	市指定名勝	本妙院庭園	上京区妙蓮寺前町 877	昭 60.6.1
33	市指定名勝	立本寺庭園	上京区一番町 107	昭 60.6.1
34	市指定名勝	岩佐家庭園	北区上賀茂南大路町 78	昭 61.6.2
35	市指定名勝	西村家庭園	北区上賀茂中大路町 1	昭 61.6.2
36	市指定名勝	壬生寺庭園	中京区壬生柳ノ宮町 31	昭 61.6.2
37	市指定名勝	雑華院庭園	右京区花園妙心寺町 55	昭 62.5.1
38	市指定名勝	鹿王院庭園	右京区嵯峨北堀町 24	昭 62.5.1
39	市指定名勝	極楽寺庭園	西京区桂久方町 32-1,33,33-1	昭 62.5.1
40	市登録名勝	地藏院庭園	西京区山田北ノ町 23	昭 62.5.1
41	市指定名勝	勤修寺庭園	山科区勤修寺仁王堂町 27-6	昭 63.5.2
42	市登録名勝	大橋家庭園	伏見区深草開土町 45-2	昭 63.5.2
43	市指定名勝	養源院庭園	東山区三十三間堂廻り 656	平 1.4.1

旧（別表－40）

16	市指定史跡	月読神社境内	西京区松室山添町 15,10-2,10-3,39-3,39-5,39-6	平 5.4.1
17	市登録史跡	氷室神社境内及び氷室跡	(氷室神社)北区西賀茂宮山9 (氷室跡)北区西賀茂氷室町12-乙	平 6.4.1
18	市登録史跡	大歳神社境内	西京区大原野灰方町 575	平 7.3.30
19	市指定史跡	羽束師坐高御産日神社境内	伏見区羽束師志水町	平 8.4.1
20	市指定史跡	平安宮造酒司倉庫跡	京都市中京区聚楽廻松下町	平 9.4.1
21	市指定史跡	貴布祢神社境内	左京区鞍馬貴船町 180 の 内,182 の内	平 10.4.1
22	市指定史跡	法界寺境内	伏見区日野西大道町 14-2,15-3,19 の内 4,816 m ² ,20	平 11.4.1
23	市指定史跡	大枝山古墳群(6~12, 15, 16, 18~21 号 墳)附 14 号墳	西京区御陵大枝山町 4 丁目 33	平 12.4.1
24	市指定史跡	安樂壽院境内	伏見区竹田内畑町 74	平 13.4.1
25	市指定史跡	法観寺境内	東山区下河原通塔之前下る 八坂上町 388	平 14.4.1
26	市指定史跡	上中城跡	右京区京北上中町城下町 37-1,37-4,37-9	平 17.4.1
27	市指定史跡	小野瓦窯跡		平 22.4.1
28	市指定名勝	正伝寺庭園	北区賀茂北鎮守庵町 72	昭 60.6.1
29	市指定名勝	相国寺裏方丈庭園	上京区相国寺門前町 701	昭 60.6.1
30	市指定名勝	大聖寺庭園	上京区御所八幡町 109-1	昭 60.6.1
31	市指定名勝	本妙院庭園	上京区妙蓮寺前町 877	昭 60.6.1
32	市指定名勝	立本寺庭園	上京区一番町 107	昭 60.6.1
33	市指定名勝	岩佐家庭園	北区上賀茂南大路町 78	昭 61.6.2
34	市指定名勝	西村家庭園	北区上賀茂中大路町 1	昭 61.6.2
35	市指定名勝	壬生寺庭園	中京区壬生柳ノ宮町 31	昭 61.6.2
36	市指定名勝	雑華院庭園	右京区花園妙心寺町 55	昭 62.5.1
37	市指定名勝	鹿王院庭園	右京区嵯峨北堀町 24	昭 62.5.1
38	市指定名勝	極楽寺庭園	西京区桂久方町 32-1,33,33-1	昭 62.5.1
39	市登録名勝	地藏院庭園	西京区山田北ノ町 23	昭 62.5.1
40	市指定名勝	勤修寺庭園	山科区勤修寺仁王堂町 27-6	昭 63.5.2
41	市登録名勝	大橋家庭園	伏見区深草開土町 45-2	昭 63.5.2
42	市指定名勝	養源院庭園	東山区三十三間堂廻り 656	平 1.4.1

新（別表－41）

44	市指定名勝	即宗院庭園	東山区本町 15－778	平 1.4.1
45	市指定名勝	官休庵(武者小路千家)庭園	上京区西武者小路町 613	平 2.4.2
46	市指定名勝	知恩院方丈庭園	東山区林下町 400	平 2.4.2
47	市指定名勝	清水家十牛庵庭園	東山区下河原町 61	平 3.4.1
48	市指定名勝	堀内家長生庵庭園	中京区大黒町 697	平 4.4.1
49	市登録名勝	都ホテル葵殿庭園及び佳水園庭園	東山区栗田口華頂町 1－1	平 6.4.1
50	市指定名勝	遺香庵庭園	右京区梅ヶ畑榎尾町 8	平 7.3.30
51	市指定名勝	仁和寺庭園	右京区御室大内 33-1	平 8.4.1
52	市指定名勝	光雲寺庭園	左京区南禅寺北ノ坊町 59	平 9.4.1
53	市指定名勝	三千院有清園庭園及び聚碧園庭園	左京区大原来迎院町 475, 540	平 12.4.1
54	市指定名勝	白河院庭園	左京区岡崎法勝寺町 16	平 15.4.1
55	市指定名勝	並河家庭園	東山区堀池町 38	平 15.4.1
56	市指定名勝	廣誠院庭園	中京区一之船入町 538－1	平 16.4.1
57	市指定名勝	鴨脚家庭園	左京区下鴨宮河町 9 番地	平 18.4.1
58	市指定名勝	角屋の庭（玄閑庭・東坪庭・中坪庭・西坪庭・座敷庭）	下京区西新屋敷揚屋町	平 22.4.1
59	市指定天然記念物	ミナミイシガメ	市内全域	昭 58.6.1
60	市指定天然記念物	総見院のワビスケ	北区紫野大徳寺町	昭 58.6.1
61	市指定天然記念物	大徳寺のイブキ	北区紫野大徳寺町	昭 58.6.1
62	市指定天然記念物	鹿苑寺(金閣寺)のイチイガシ	北区金閣寺町	昭 58.6.1
63	市指定天然記念物	古知谷のカエデ	左京区大原古知平	昭 58.6.1
64	市指定天然記念物	花脊の天然伏状台杉	左京区花脊原地町	昭 58.6.1
65	市指定天然記念物	由岐神社の杉及びカゴノキ	左京区鞍馬本町	昭 58.6.1
66	市指定天然記念物	新熊野神社の大樟	東山区熊野榎ノ森町	昭 58.6.1
67	市指定天然記念物	知恩院のムクロジ	東山区林下町	昭 58.6.1
68	市指定天然記念物	柗野のチリツバキ	北区上賀茂北野原町	昭 59.6.1
69	市指定天然記念物	霊鑑寺の日光	左京区鹿ヶ谷御所一ノ段町	昭 59.6.1
70	市指定天然記念物	松尾大社のカギカズラ野生地	西京区嵐山宮町	昭 59.6.1
71	市指定天然記念物	金札宮のクロガネモチ	伏見区鷹匠町	昭 59.6.1
72	市指定天然記念物	白峯神宮のオガタマノキ	上京区飛鳥井町	昭 60.6.1
73	市指定天然記念物	貴船神社のカツラ	左京区鞍馬貴船町	昭 60.6.1
74	市指定天然記念物	武信稲荷神社のエノキ	中京区今新在家西町	昭 60.6.1
75	市指定天然記念物	本願寺(西本願寺)のイチヨウ	下京区本願寺門前町	昭 60.6.1
76	市指定天然記念物	岩屋山志明院の岩峰植生	北区雲ヶ畑谷町	昭 60.6.1

旧（別表－41）

43	市指定名勝	即宗院庭園	東山区本町 15－778	平 1.4.1
44	市指定名勝	官休庵(武者小路千家)庭園	上京区西武者小路町 613	平 2.4.2
45	市指定名勝	知恩院方丈庭園	東山区林下町 400	平 2.4.2
46	市指定名勝	清水家十牛庵庭園	東山区下河原町 61	平 3.4.1
47	市指定名勝	堀内家長生庵庭園	中京区大黒町 697	平 4.4.1
48	市登録名勝	都ホテル葵殿庭園及び佳水園庭園	東山区栗田口華頂町 1－1	平 6.4.1
49	市指定名勝	遺香庵庭園	右京区梅ヶ畑榎尾町 8	平 7.3.30
50	市指定名勝	仁和寺庭園	右京区御室大内 33-1	平 8.4.1
51	市指定名勝	光雲寺庭園	左京区南禅寺北ノ坊町 59	平 9.4.1
52	市指定名勝	三千院有清園庭園及び聚碧園庭園	左京区大原来迎院町 475, 540	平 12.4.1
53	市指定名勝	白河院庭園	左京区岡崎法勝寺町 16	平 15.4.1
54	市指定名勝	並河家庭園	東山区堀池町 38	平 15.4.1
55	市指定名勝	廣誠院庭園	中京区一之船入町 538－1	平 16.4.1
56	市指定名勝	鴨脚家庭園	左京区下鴨宮河町 9 番地	平 18.4.1
57	市指定名勝	角屋の庭（玄閑庭・東坪庭・中坪庭・西坪庭・座敷庭）	下京区西新屋敷揚屋町	平 22.4.1
58	市指定天然記念物	ミナミイシガメ	市内全域	昭 58.6.1
59	市指定天然記念物	総見院のワビスケ	北区紫野大徳寺町	昭 58.6.1
60	市指定天然記念物	大徳寺のイブキ	北区紫野大徳寺町	昭 58.6.1
61	市指定天然記念物	鹿苑寺(金閣寺)のイチイガシ	北区金閣寺町	昭 58.6.1
62	市指定天然記念物	古知谷のカエデ	左京区大原古知平	昭 58.6.1
63	市指定天然記念物	花脊の天然伏状台杉	左京区花脊原地町	昭 58.6.1
64	市指定天然記念物	由岐神社の杉及びカゴノキ	左京区鞍馬本町	昭 58.6.1
65	市指定天然記念物	新熊野神社の大樟	東山区熊野榎ノ森町	昭 58.6.1
66	市指定天然記念物	知恩院のムクロジ	東山区林下町	昭 58.6.1
67	市指定天然記念物	柗野のチリツバキ	北区上賀茂北野原町	昭 59.6.1
68	市指定天然記念物	霊鑑寺の日光	左京区鹿ヶ谷御所一ノ段町	昭 59.6.1
69	市指定天然記念物	松尾大社のカギカズラ野生地	西京区嵐山宮町	昭 59.6.1
70	市指定天然記念物	金札宮のクロガネモチ	伏見区鷹匠町	昭 59.6.1
71	市指定天然記念物	白峯神宮のオガタマノキ	上京区飛鳥井町	昭 60.6.1
72	市指定天然記念物	貴船神社のカツラ	左京区鞍馬貴船町	昭 60.6.1
73	市指定天然記念物	武信稲荷神社のエノキ	中京区今新在家西町	昭 60.6.1
74	市指定天然記念物	本願寺(西本願寺)のイチヨウ	下京区本願寺門前町	昭 60.6.1
75	市指定天然記念物	岩屋山志明院の岩峰植生	北区雲ヶ畑谷町	昭 60.6.1

新（別表－42）

77	市指定天然記念物	白山神社のカシ	右京区京北田貫町	平 4.5.1
78	市指定天然記念物	福德寺のサクラ	右京区京北下中町	平 9.7.8
79	市指定天然記念物	慈眼寺のイチヨウ	右京区京北周山町	平 17.2.17
80	市指定天然記念物	八幡宮のスギ	右京区京北上中町	平 17.2.17
81	市指定天然記念物	正法寺のカヤ	右京区京北五本松町	平 17.2.17
82	市指定天然記念物	日吉神社のケヤキ	右京区京北矢代中町	平 17.2.17
83	市指定天然記念物	片波西谷のトチ	右京区京北片波町	平 17.2.17
84	市登録天然記念物	「哲学の道」のゲンジボタル及びその生息地	左京区若王子町ほか	昭 59.6.1
85	市登録天然記念物	花脊のダイスギ	左京区花脊原地町	昭 61.6.2
86	市登録天然記念物	御香宮神社のソテツ	伏見区御香宮門前町	昭 61.6.2
87	市登録天然記念物	天寧寺のカヤ	北区天寧寺門前長	昭 62.5.1
88	市登録天然記念物	久多の大杉	左京区久多中ノ町	昭 62.5.1
89	市登録天然記念物	金剛王院（一言寺）のヤマモモ	伏見区醍醐一言時裏町	昭 62.5.1
90	市登録天然記念物	東福寺のイブキ	東山区本町	昭 63.5.2
91	市登録天然記念物	宝泉院のゴヨウマツ	左京区大原勝林院町	平 3.4.1
92	市登録天然記念物	月輪寺のホンシャクナゲ	右京区嵯峨清滝月ノ輪町	平 4.4.1
93	市登録天然記念物	青蓮院のクスノキ	東山区粟田口三条坊町	平 10.4.1

旧（別表－42）

76	市指定天然記念物	白山神社のカシ	右京区京北田貫町	平 4.5.1
77	市指定天然記念物	福德寺のサクラ	右京区京北下中町	平 9.7.8
78	市指定天然記念物	慈眼寺のイチヨウ	右京区京北周山町	平 17.2.17
79	市指定天然記念物	八幡宮のスギ	右京区京北上中町	平 17.2.17
80	市指定天然記念物	正法寺のカヤ	右京区京北五本松町	平 17.2.17
81	市指定天然記念物	日吉神社のケヤキ	右京区京北矢代中町	平 17.2.17
82	市指定天然記念物	片波西谷のトチ	右京区京北片波町	平 17.2.17
83	市登録天然記念物	「哲学の道」のゲンジボタル及びその生息地	左京区若王子町ほか	昭 59.6.1
84	市登録天然記念物	花脊のダイスギ	左京区花脊原地町	昭 61.6.2
85	市登録天然記念物	御香宮神社のソテツ	伏見区御香宮門前町	昭 61.6.2
86	市登録天然記念物	天寧寺のカヤ	北区天寧寺門前長	昭 62.5.1
87	市登録天然記念物	久多の大杉	左京区久多中ノ町	昭 62.5.1
88	市登録天然記念物	金剛王院（一言寺）のヤマモモ	伏見区醍醐一言時裏町	昭 62.5.1
89	市登録天然記念物	東福寺のイブキ	東山区本町	昭 63.5.2
90	市登録天然記念物	宝泉院のゴヨウマツ	左京区大原勝林院町	平 3.4.1
91	市登録天然記念物	月輪寺のホンシャクナゲ	右京区嵯峨清滝月ノ輪町	平 4.4.1
92	市登録天然記念物	青蓮院のクスノキ	東山区粟田口三条坊町	平 10.4.1

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧（市指定・登録 有形民族）

種別	名称	所在地	告示年月日
市指定有形民俗	伏見の酒造用具	伏見区南浜町	昭 60.6.1
市登録有形民俗	八瀬かまぶろ	左京区八瀬	平 12.4.1
市指定有形民俗	三宅八幡神社奉納育児・成人儀礼関連絵馬	左京区上高野三宅町	平 13.4.1
市指定有形民俗	西国巡礼三十三度行者廻国修行用具（オセタ）	東山区蛭子町北組	平 14.4.1
市指定有形民俗	稻荷祭山車「天狗神」懸装品	伏見区深草藪ノ内町	平 15.4.1
市指定有形民俗	大船鉾装飾品	下京区四条町	平 19.4.1
市指定有形民俗	蟻螂山御所車及び装飾品	中京区蟻螂山町	平 20.4.1
市指定有形民俗	綾傘鉾装飾品	下京区善長寺町	平 20.4.1
市指定有形民俗	鷹山装飾品	中京区衣棚町	平 20.4.1
市登録有形民俗	久多の山村生活用具	左京区久多下の町	昭 61.6.2
市登録有形民俗	崇仁船鉾・十二装飾品	下京区小稲荷町	平 18.3.31

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧（市指定・登録 有形民族）

種別	名称	所在地	告示年月日
市指定有形民俗	伏見の酒造用具	伏見区南浜町	昭 60.6.1
市登録有形民俗	八瀬かまぶろ	左京区八瀬	平 12.4.1
市指定有形民俗	三宅八幡神社奉納育児・成人儀礼関連絵馬	左京区上高野三宅町	平 13.4.1
市指定有形民俗	西国巡礼三十三度行者廻国修行用具（オセタ）	東山区蛭子町北組	平 14.4.1
市指定有形民俗	稻荷祭山車「天狗神」懸装品	伏見区深草藪ノ内町	平 15.4.1
市指定有形民俗	大船鉾装飾品	下京区四条町	平 19.4.1
市指定有形民俗	蟻螂山御所車及び装飾品	中京区蟻螂山町	平 20.4.1
市指定有形民俗	綾傘鉾装飾品	下京区善長寺町	平 20.4.1
市指定有形民俗	鷹山装飾品	中京区衣棚町	平 20.4.1
市登録有形民俗	久多の山村生活用具	左京区久多下の町	昭 61.6.2
市登録有形民俗	崇仁船鉾・十二装飾品	下京区小稲荷町	平 18.3.31

新（別表－54-2）

	種別	名称	所在地	告示年月日
116	国登録有形文化財(建造物)	仁和寺白書院	右京区御室大内 33-1	平 23. 10. 28
	国登録有形文化財(建造物)	仁和寺黒書院	右京区御室大内 33-1	平 23. 10. 28
	国登録有形文化財(建造物)	仁和寺靈明殿	右京区御室大内 33-1	平 23. 10. 28
	国登録有形文化財(建造物)	仁和寺勅使門	右京区御室大内 33-1	平 23. 10. 28
	国登録有形文化財(建造物)	仁和寺皇族門	右京区御室大内 33-1	平 23. 10. 28
	国登録有形文化財(建造物)	仁和寺靈宝館	右京区御室大内 33-1	平 23. 10. 28
	117	国登録有形文化財(建造物)	下村家住宅主屋	伏見区醍醐落保町 53
	国登録有形文化財(建造物)	下村家住宅離れ	伏見区醍醐落保町 53	平 23. 10. 28
	国登録有形文化財(建造物)	下村家住宅戌亥蔵	伏見区醍醐落保町 53	平 23. 10. 28
	国登録有形文化財(建造物)	下村家住宅辰巳蔵	伏見区醍醐落保町 53	平 23. 10. 28
118	国登録有形文化財(建造物)	平安女学院有栖館主屋	上京区下立売通烏丸西入五丁目町 185-1 他	平 24. 2. 23
	国登録有形文化財(建造物)	平安女学院有栖館青天門	上京区下立売通烏丸西入五丁目町 185-1 他	平 24. 2. 23
	国登録有形文化財(建造物)	平安女学院有栖館長屋門	上京区下立売通烏丸西入五丁目町 185-1 他	平 24. 2. 23
119	国登録有形文化財(建造物)	日本写真印刷本館	中京区壬生花井町 3	平 24. 2. 23
120	国登録有形文化財(建造物)	月見館本館	伏見区桃山町泰長老 160-4 他	平 24. 2. 23
121	国登録有形文化財(建造物)	吉田山荘(旧東伏見家住宅)本館	左京区吉田下大路町 59-1 他	平 24. 8. 13
	国登録有形文化財(建造物)	吉田山荘(旧東伏見家住宅)表門	左京区吉田下大路町 59-1 他	平 24. 8. 13
	国登録有形文化財(建造物)	吉田山荘(旧東伏見家住宅)旧門番所	左京区吉田下大路町 59-1 他	平 24. 8. 13
	国登録有形文化財(建造物)	吉田山荘(旧東伏見家住宅)旧車庫	左京区吉田下大路町 59-1 他	平 24. 8. 13
	国登録有形文化財(建造物)	吉田山荘(旧東伏見家住宅)北蔵	左京区吉田下大路町 59-1 他	平 24. 8. 13
	国登録有形文化財(建造物)	吉田山荘(旧東伏見家住宅)南蔵	左京区吉田下大路町 59-1 他	平 24. 8. 13
	122	国登録有形文化財(建造物)	鮒鶴本館	下京区木屋町通松原上る美濃屋町 182-1 他
	国登録有形文化財(建造物)	鮒鶴新館	下京区木屋町通松原上る美濃屋町 182-1 他	平 24. 8. 13
	国登録有形文化財(建造物)	鮒鶴南門	下京区木屋町通松原上る美濃屋町 182-1 他	平 24. 8. 13
123	国登録有形文化財(建造物)	角屋松の間	下京区西新屋敷揚屋町 32	平 24. 8. 13
124	国登録有形文化財(建造物)	宮本家住宅主屋	北区紫野北舟岡町 27-13	平 25. 3. 29
	国登録有形文化財(建造物)	宮本家住宅門	北区紫野北舟岡町 27-13	平 25. 3. 29
125	国登録有形文化財(建造物)	梶田家住宅主屋	上京区笹屋町通千本西入笹屋 4 丁目 285	平 25. 6. 21
	国登録有形文化財(建造物)	梶田家住宅表蔵	上京区笹屋町通千本西入笹屋 4 丁目 285	平 25. 6. 21
	国登録有形文化財(建造物)	梶田家住宅雑物蔵	上京区笹屋町通千本西入笹屋 4 丁目 285	平 25. 6. 21

旧（別表－54-2）

	種別	名称	所在地	告示年月日
116	国登録有形文化財(建造物)	仁和寺白書院	右京区御室大内 33-1	平 23. 10. 28
	国登録有形文化財(建造物)	仁和寺黒書院	右京区御室大内 33-1	平 23. 10. 28
	国登録有形文化財(建造物)	仁和寺靈明殿	右京区御室大内 33-1	平 23. 10. 28
	国登録有形文化財(建造物)	仁和寺勅使門	右京区御室大内 33-1	平 23. 10. 28
	国登録有形文化財(建造物)	仁和寺皇族門	右京区御室大内 33-1	平 23. 10. 28
	国登録有形文化財(建造物)	仁和寺靈宝館	右京区御室大内 33-1	平 23. 10. 28
	117	国登録有形文化財(建造物)	下村家住宅主屋	伏見区醍醐落保町 53
	国登録有形文化財(建造物)	下村家住宅離れ	伏見区醍醐落保町 53	平 23. 10. 28
	国登録有形文化財(建造物)	下村家住宅戌亥蔵	伏見区醍醐落保町 53	平 23. 10. 28
	国登録有形文化財(建造物)	下村家住宅辰巳蔵	伏見区醍醐落保町 53	平 23. 10. 28
118	国登録有形文化財(建造物)	平安女学院有栖館主屋	上京区下立売通烏丸西入五丁目町 185-1 他	平 24. 2. 23
	国登録有形文化財(建造物)	平安女学院有栖館青天門	上京区下立売通烏丸西入五丁目町 185-1 他	平 24. 2. 23
	国登録有形文化財(建造物)	平安女学院有栖館長屋門	上京区下立売通烏丸西入五丁目町 185-1 他	平 24. 2. 23
119	国登録有形文化財(建造物)	日本写真印刷本館	中京区壬生花井町 3	平 24. 2. 23
120	国登録有形文化財(建造物)	月見館本館	伏見区桃山町泰長老 160-4 他	平 24. 2. 23
121	国登録有形文化財(建造物)	吉田山荘(旧東伏見家住宅)本館	左京区吉田下大路町 59-1 他	平 24. 8. 13
	国登録有形文化財(建造物)	吉田山荘(旧東伏見家住宅)表門	左京区吉田下大路町 59-1 他	平 24. 8. 13
	国登録有形文化財(建造物)	吉田山荘(旧東伏見家住宅)旧門番所	左京区吉田下大路町 59-1 他	平 24. 8. 13
	国登録有形文化財(建造物)	吉田山荘(旧東伏見家住宅)旧車庫	左京区吉田下大路町 59-1 他	平 24. 8. 13
	国登録有形文化財(建造物)	吉田山荘(旧東伏見家住宅)北蔵	左京区吉田下大路町 59-1 他	平 24. 8. 13
	国登録有形文化財(建造物)	吉田山荘(旧東伏見家住宅)南蔵	左京区吉田下大路町 59-1 他	平 24. 8. 13
	122	国登録有形文化財(建造物)	鮒鶴本館	下京区木屋町通松原上る美濃屋町 182-1 他
	国登録有形文化財(建造物)	鮒鶴新館	下京区木屋町通松原上る美濃屋町 182-1 他	平 24. 8. 13
	国登録有形文化財(建造物)	鮒鶴南門	下京区木屋町通松原上る美濃屋町 182-1 他	平 24. 8. 13
123	国登録有形文化財(建造物)	角屋松の間	下京区西新屋敷揚屋町 32	平 24. 8. 13

新（別表－54-3）

126	国登録有形文化財(建造物)	長谷川家住宅主屋	南区東九条東札辻町 5	平 25. 6. 21
	国登録有形文化財(建造物)	長谷川家住宅土蔵	南区東九条東札辻町 5	平 25. 6. 21
	国登録有形文化財(建造物)	長谷川家住宅表門	南区東九条東札辻町 5	平 25. 6. 21
127	国登録有形文化財(建造物)	旧片岡家住宅主屋	右京区鳴滝音戸山町 6-38 他	平 25. 6. 21
128	国登録有形文化財(建造物)	室賀家住宅主屋	山科区小山北林町 36-5	平 25. 6. 21
129	国登録有形文化財(建造物)	本能寺本堂	中京区寺町通御池下る下本能 寺前町 522-1 他	平 25. 12. 24
	国登録有形文化財(建造物)	本能寺信長公御廟所拝殿	中京区寺町通御池下る下本能 寺前町 522-1 他	平 25. 12. 24
	国登録有形文化財(建造物)	本能寺表門	中京区寺町通御池下る下本能 寺前町 522-1 他	平 25. 12. 24
130	国登録有形文化財(建造物)	久田家半床庵茶室	中京区高倉通二条下る瓦町 558-2 他	平 25. 12. 24
	国登録有形文化財(建造物)	久田家半床庵腰掛	中京区高倉通二条下る瓦町 558-2 他	平 25. 12. 24
131	国登録有形文化財(建造物)	松本酒造大黒蔵	伏見区横大路三栖大黒町 5-2 他	平 25. 12. 24
	国登録有形文化財(建造物)	松本酒造酒蔵ホール	伏見区横大路三栖大黒町 2 他	平 25. 12. 24
	国登録有形文化財(建造物)	松本酒造吟醸酒蔵	伏見区横大路三栖大黒町 2 他	平 25. 12. 24
	国登録有形文化財(建造物)	松本酒造煉瓦倉庫	伏見区横大路三栖大黒町 7-1	平 25. 12. 24
	国登録有形文化財(建造物)	松本酒造事務所	伏見区横大路三栖大黒町 4-2 他	平 25. 12. 24
	国登録有形文化財(建造物)	松本酒造煉瓦煙突	伏見区横大路三栖大黒町 7-1	平 25. 12. 24